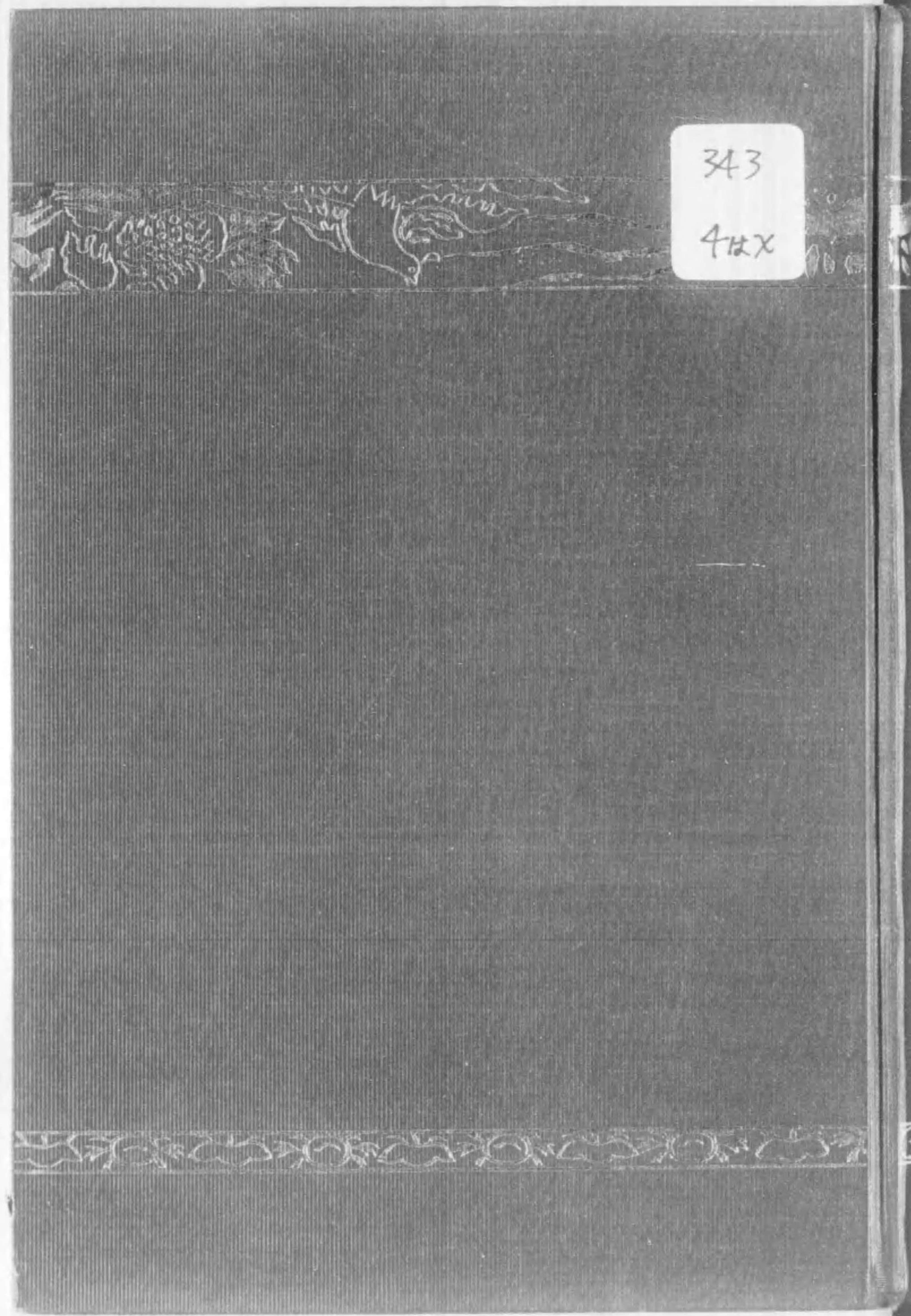


343
4#X



始





343

4#X



通航一覽

第四

343
4#X



80W40405

通航一覽第四目次

| | | |
|--------|--|-----|
| 卷之百三十六 | 朝鮮國部百十二、○漂着、 | 一頁 |
| 卷之百三十七 | 朝鮮國部百十三、止、○竹島、附唐島、濟州、 | 二 |
| 卷之百三十八 | 長崎港異國通商總括部一、○津港并町割等、 | 三四 |
| 卷之百三十九 | 長崎港異國通商總括部二、○奉行、増減、御役所、御告、 | 四七 |
| 卷之百四十 | 長崎港異國通商總括部三、○奉行、御條目并心筒、○御代官、 | 六一 |
| 卷之百四十一 | 長崎港異國通商總括部四、○地役人、町年寄、諸役人受用銀高、 | 六六 |
| 卷之百四十二 | 長崎港異國通商總括部五、○地役人、割符年寄老、町使、船番、散使、 | 九五 |
| 卷之百四十三 | 長崎港異國通商總括部六、○地役人、町乙名、唐人番、出島乙名、其外役人、諸日利役、 | 一〇八 |
| 卷之百四十四 | 長崎港異國通商總括部七、○諸會所、○御用屋敷并諸番所、 | 一三三 |
| 卷之百四十五 | 長崎港異國通商總括部八、○諸座賣、 | 一三六 |
| 卷之百四十六 | 長崎港異國通商總括部九、○上使、○御用在勤等、御勅定方、御目付、 | 一四九 |

目次

卷之百四十七.....二七
 長崎港異國通商總括部十、○通事役、唐方、

卷之百四十八.....二五
 長崎港異國通商總括部十一、○通事役、唐
 年行事并日明、阿
 蘭陀方并諸國、

卷之百四十九.....一六
 長崎港異國通商總括部十二、○商法、入津改、

卷之百五十.....二〇
 長崎港異國通商總括部十三、○商法、唐物荷
 留、

卷之百五十一.....二四
 長崎港異國通商總括部十四、○商法、蘭人荷
 留、

卷之百五十二.....三六
 長崎港異國通商總括部十五、○商法、船帆荷
 留、

卷之百五十三.....二四
 長崎港異國通商總括部十六、○商法、絲割符、

卷之百五十四.....二五
 長崎港異國通商總括部十七、○商法、買物賣
 止、

卷之百五十五.....二六
 長崎港異國通商總括部十八、○商法、買物賣
 止、

卷之百五十六.....二七
 長崎港異國通商總括部十九、○商法、銀等規
 定、○商法、貨物口錢銀
 并問金、

卷之百五十七.....二八
 長崎港異國通商總括部二十、○商法、御用物
 法、

卷之百五十八.....三〇
 長崎港異國通商總括部二十一、○商法、船隻、
 井金銀、
 銅錢、

卷之百五十九.....三〇
 長崎港異國通商總括部二十二、○商法、船隻
 井金銀、
 銅錢、

卷之百六十.....三〇
 長崎港異國通商總括部二十三、○商法、船隻
 井金銀、
 銅錢、

卷之百六十一.....三〇
 長崎港異國通商總括部二十四、○商法、船隻
 井金銀、
 銅錢、

卷之百六十二.....三三
 長崎港異國通商總括部二十五、○商法、船隻
 井金銀、銅錢、貨物
 代物并運上金、

卷之百六十三.....三五
 長崎港異國通商總括部二十六、○商法、正德
 正、

卷之百六十四.....三九
 長崎港異國通商總括部二十七、○商法、正德
 正、

卷之百六十五.....三三
 長崎港異國通商總括部二十八、○商法、正德
 正、

卷之百六十六.....三九
 長崎港異國通商總括部二十九、○商法、正德
 正、

卷之百六十七.....四三
 長崎港異國通商總括部三十、○商法、正德御
 改、

卷之百六十八.....四六
 長崎港異國通商總括部三十一、○商法、拔荷
 并刑、○商法、八期罰
 罰、

卷之百六十九.....四九
 長崎港異國通商總括部三十二、○地下配
 分金等、

卷之百七十.....四三
 異國渡海總括部、○渡海御免并禁制、○渡
 海御朱印御用掛、

卷之百七十一 四六
 安南國部一、○通商并呈書獻物御返簡等、

卷之百七十二 四七
 安南國部二、○通商并呈書獻物御返簡等、

卷之百七十三 四八
 安南國部三、○渡海御朱印并御書等、

卷之百七十四 五〇
 安南國部四、○渡來御朱印并渡海制令官商規則、○諸來簡、

卷之百七十五 五〇
 安南國部五、○御所望象始末、

卷之百七十六 五〇
 安南國部六、○御所望象始末、

卷之百七十七 五四〇
 安南國部七、○漂着、○漂流、

卷之百七十八 五五五
 安南國部八、其○漂流、

卷之百七十九 五六五
 南蠻國部一、○漂着、○入津拜禮呈書御返簡并獻上、

卷之百八十 五七六
 南蠻國部二、○入津拜禮呈書御返簡并獻上、

卷之百八十一 五八八
 南蠻國部三、其○渡海御朱印并漂流放流、

第四目次終

通航一覽卷之百三十六

朝鮮國部百十二

○漂着

寛永十二乙亥年五月、石見國に漂着せし朝鮮國の漁民六人、正保二乙酉年、漂到の漁夫をこは何國に漂着あり對馬國より送り還す、

寛永十二乙亥年

日本國對馬州太守拾遺平義成、奉書朝鮮國禮曹大人足下、客歲初冬、貴國民生業漁獵者四名、漂到于本邦石州邊浦、州主按するに、石見國津和野濱田兩領主のうち、何れか詳ならず、爲給糧服補舟楫、遠令使价送達馬島、玆又濟其所之、附回使之便以護還、只在使舌、謹冀炳愿、不宣頓首、

乙亥

義成 異國出契

正保二乙酉年

朝鮮國禮曹參議李德沫、奉復日本國臣從四位下侍從對馬州太守平公閣下、槎使之來、順付漂民、不勝

幸甚、濱海漁氓、冒利輕出、至於颶漂深入理難生全、乃蒙貴國明辨疑似之迹、厚加完恤、登時解送、不但小民偏被拯濟之仁、朝廷益知貴大君信義之篤、感喜何可量也、貴州致誠護還、重用歎服、承惠珍品、更切感戴、仍將薄物、聊表謝忱、莞領是希、餘祝慎復、自玉不宣、

乙酉年六月日

禮曹參議李德沫 異國日記

按するに、漂民護送により、かの國接待等の事

一見る所、参考のため、こに附録せり、

寶永七庚寅年、巡檢使に答ふ簡條書中、

一漂流人之儀御尋の節、

私領内へ漂着仕候へは、便宜の節指送り候、若他國へ致漂着、長崎御奉行より御渡し被成候へは、別而使者相添送返申候、對藩政事問答、

一長州邊其外近國亦は九州之内何れにても、朝鮮船漂着の時、其所より長崎へ被送、對馬殿の屋敷へ請取候、改所よりの尋相濟候上にて、御指圖の上對馬へ送り届、對馬より釜山の方へ送り届申候、朝鮮へ歸候て、則委細糺明有之と相見之申事に候、左

候て皆々本所へ差歸し申由に候、其時送り參候對馬殿家來へも、殊外摺挨拶走等仕候事、一長門あたりへ漂着の朝鮮人、海上一日一夜は着船仕せ候事、一朝鮮の漂流人杯を、對馬より送り參候時は、釜山近邊之城主皆々挨拶に釜山浦へ出申候、是も接慰官とごなへ申候事、一長州萩より朝鮮への方角を考るに、西北の眞隅の通、慶尙の内嗜帳と申所へ當り可申候と存候、以上、異本朝鮮物語○按ずるに、この文によりて推考するに、享保年間著なるへし、

安永元壬辰年、對州交易筋傳達、并探索御用御普請役佐久間甚八書上の内、

信使渡海十一度、慶長より以來、銀八萬六千五百四十三貫四百目、

漂流入用と申は、長崎より請取朝鮮へ差遣候入用、并右使者に相送候音物等入用、一艘に付五貫目相懸候儀に可有御座候、對州より蘇木五十斤、并銀高二百六十四匁程の品、重箱鏡藥罐烟筒等差遣、朝鮮より返物、人參一斤虎豹皮細布木綿筆墨席等差遣候由、拂代凡八貫七百目程に相當申候に付、差引三貫七百目程利潤有之儀に御座候、右漂流民來候船

破船仕、對州の船にて相送り候節は、船代として白米四十二俵充差越仕來の由に御座候、長崎にて漂流逗留中賄料の儀も、對州方にて仕出仕、代金會所より請取來候處、右は長崎開役持高計にて、役料充行無之候由、長崎にての風聞に御座候、尤古き書物に、金元祥と申朝鮮人上下四十人漂流の節、入目拾貫目相懸候由、勿論人數に寄高下有之由相見申候、近藤某所藏留書、

慶長四辛卯年十二月十四日、筑前國大野浦に那珂郡に朝鮮の船漂着、運送等の事、寛永六己丑年二月晦日、同國唐泊浦に、志摩かの漁民六人漂到、同年三月九日、宗對馬守義成の家人にこれを引渡さる、

慶長四辛卯年十二月十四日、朝鮮國の船一艘風にはなたれ、黒田筑前殿領分大野と申みなとへ吹よせられ候、筑州より吉利支丹舟にてはなきかと、せんさくか、り申候處、朝鮮國の船に究候付、もとし可申哉と御伺の由、慶安元祿間記、

寶永六己丑年
二月晦日、筑前國志摩郡之内唐泊浦と申所へ漂着の朝鮮人六人の口上書、

一我々儀、朝鮮國慶尙道の内寧波と申所の漁民にて御座候、公儀進上の爲鑿取一艘に六人乗組、去月廿六日沖立仕、錨繩をはく、其後網をたて可申と仕候へ共、俄に大西風に罷成候故、右之繩を取集、何とぞ本國へ漕寄可申と働候へ共、大風故難漕寄漂流仕、及暮候へは、本國への方角難見分、任風漂流仕、同晦日筑前之國志摩郡の内唐泊浦と申所へ漂着仕候處、浦人見懸け、早速浦津へ漕込被下、御馳走被仰付、彼所當月四日出船仕候へ共、風惡敷掛戻、翌五日出帆仕、昨八日御當津へ着船仕、今日一船の者共被召出、御詮議被仰付候へ共、右の外別而申上候儀無御座候、

一我々宗旨御尋被遊候、常に釋迦觀音を念し申候、右之通、漂流民共申開候に付、書付差上候、以上、

寶永六年己丑三月九日

宗對馬守内
平山九左衛門 印 江口 金七 印
通詞
白水甚兵衛 印 屋代
天野勝右衛門 印
朝鮮人六人名年附 一年二十八 金ハキ〇一年三十三 尹ソソノミ〇一年二十八 江トムソニ〇

一年二十三 崔セニイ〇一年二十五 權ソルナミ
〇一年十九 金ノラキ 右之通儀に預置申候、以上、

寶永六年己丑三月九日

宗對馬守内
平山九左衛門 印 江口 金七 印
通詞
白水甚兵衛 印 屋代
天野勝右衛門 印
以上、華夷變態、

萬治元戊戌年三月、對馬國にかの國の漁船二隻漂到す、上裁を輕て歸帆せしむ、延寶元癸丑年、同國より梁山の漂流民、及び同八庚申年、吳先達を日韓提要に、延寶八年二月、舊冬昔江浦の漂流人送り遣す時の書契云々送り遣す、元祿十六癸未年二月、宗氏の許に慶弔の譯官使船覆没す、正徳二壬辰年冬、同國三島に空船一隻漂寄す、歲船に付して送りしに、のち禮曹參議洪重夏書を來し、以後空船は附還に及さるよしを答ふ、文化四年四月、佐渡國近海に空虛の漁船漂寄す、同五乙未年冬、同所に知世浦船一艘漂來破船に及ふ、同六丙申年、同國志多留浦南海浦の難船一隻漂着、五人生存す、よりにて別使をもて護送せり、

萬治元戊戌年五月二日、朝鮮の漁船二艘、三月八日

對州内口浦へ漂着、宗對馬守留守居遂穿鑿候處、全羅道出船の時は、雖爲三艘、殘一艘は不知行衛、右之二艘漂着之由注進之、此以前は如此漂着雖有之、不及言上歸帆候、此度は對馬守代替按するに、對馬守義真、明曆三年十月襲初而漂着に付、得上意之旨言上之、如前々歸帆可申付候由被仰出、御日記、

延寶元癸丑年十二月廿六日

朝鮮國禮曹參議南二星

日本國對馬守もとへ答たてまつる書狀とをく來る、就中無事のよし承り、満足の至なり、これよりさき朝鮮の民、日本の地へ流れたるよふものあれば、毎年送りとけらるゝ事感入候、今度梁山といへる郡の人、惡風に逢て、浮草のこごとく流れ沈て、魚腹に入へきを、幸に對馬守の助により、衣類食物等施され、使者被差添て命を全し歸國することを得たり、誠夫の儀のあつき事久しかるへきゆゑなりと、感嘆不淺、禮謝も深切なり、おくり物如何相達候、こなたよりもかろき品々、返簡のしるしに差添て、年既にくれにおよふ、來年新敷いはひ、彌可申通、不宣、

癸丑年十二月日

禮曹參議南二星日記、

延寶八年庚申、朝鮮吳先達漂着對州、以吉田庄左衛門被送還之、本州編略、

元祿十六癸未二月

朝鮮國より宗對馬守初而入國之嘉儀、且又同姓刑部大夫爲悔、譯官兩使并從者上官二十八人、中官五十四人、下官廿四人、都合上下百八人、警固案内者對馬守家來二人、船手の者二人一船に乗、二月五日の朝順風に付、彼國出帆の處、洋中俄に難風に成、對州より四五里程の處、漸乘掛候へとも、風波強着岸不成致破、船朝鮮人并對馬守家來共溺死致し候、渡海の儀、先達而相知、兼而申付有之候に付、浦々より船とも差出候へ共、大風波にて船を寄せ候事不能成候、惣而朝鮮の船唐船とも違、鐵釘打不申、せん留計にて、日本船よりも手弱に御座候よし、此節警固の日本船二艘とも散々に吹きちらされ、少少破損もいたし候へ共、無恙六里程脇大浦と申處へ吹付られ、乗付候人數も存命仕候由、朝鮮と對州との間、海上は殊の外海荒く難所にて、六ヶ敷渡海のよしに候、承覽雜錄、

正徳三癸巳年三月、公按するに、對馬守義方書を禮曹に致し、去冬虛船一隻あり、我州三島に漂到せしを、歲船に附し送られたりしに、後六年丙申に至り、禮曹參議洪重夏始て書を復し、此後虛船送還に及はざるの事をいひし也、此事記録に詳なり、禮曹參議洪重夏復せし書、左に記す、朝鮮國禮曹參議洪重夏、奉復日本國對馬州太守拾遺平公閣下、便至承書、憑悉與居、慰浣倍品、漂到虛船附還、徒勤須革前例後勿出送、多儀謹謝、薄物申敬、惟冀崇亮、不備、

丙申年月日

和文

便至り書を承はる、虛船附し返さる、徒に勤めたりといひつへし、宜く前例を革め、後また出し送ることなかるへきのみ、

同六年丙申、去年冬、彼國知世浦船一隻あり、我州三島へ漂到したりしに、破船に至りしゆゑ、此年公別使をして、此事を禮曹へ被告たり、此年正月、南海船一隻、わか志多留浦へ漂來れり、二名洋中に溺死し、生存五名ありしによりて、公また使をして書

を禮曹に致さしめられたり、是は壬戌年、彼國人我州に漂到せりといふとも、其破船或は殞命の事有ときは、別使をして是を告報せらるへきの約定有しに依りしものなり、按するに、壬戌は天和二年なり、その約定の證、參考のため下に附す、彼國其回契を送るに至りて、殞命使は例のこごとく回答せしか、唯破船使の回契に至りて、其別使をいたさるゝの事、壬戌約條に違へりといひしゆゑ、我州その書を受られざりしかは、彼終にこれを改撰して送りしなり、其とき禮曹參議李澤復せし書、考して左に記す、

丙申年月日

和文

朝鮮國禮曹參議李澤、奉復日本國對馬州太守拾遺平公閣下、槎便帶絨、就審與居、珍衛良用慰荷、漂民護送、鄰誼可見、第朝廷特許接待別使、此出於一時異教、而有違壬戌約條、自今以後、切勿爲例以傷誠信幸甚、盛觀多感、薄儀是媿、惟希崇亮、不備、

後、是を以て例として、誠信の誼を傷なふことなくんは幸甚、朝鮮通交大紀、

天和二千戌年十月、通信使契約箇條書中、一當初兼帶之送使無他意也、數多送使連續出來、一應接待、誠難酬應、故在前使按するに、明曆元年來聘をさす、洪知事往復停當、厥後輒稱使者、累度差送、而禮曹斥以規外、不許接待者、非一非再、而貴州猶且不遵約條、連續出送、其在相厚之道、有不可適々、姑許接待以至於今日者、實出於一時之權宜、而殊非兼帶講定之本意也、此事若不變通、則不但東萊府物力之難支、於貴州亦闕誠信矣、蓋館中既有主管裁判之設、專爲往來幹事、則何必別送使者、而後可傳書契也、信使時護行、漂人之領來所不可無者、而至如漂人領來、則事體與信使護行有異、雖不別送使者、固無所妨、順付書契於館司、而在我接待之事、則當依兼帶送使之例計授於代官、甚爲便當矣、

三使方より、右之書付被差出候故、年寄共より此通り返答仕る、

一承示、敵州不遵約條、連續送差事、是本非致敵州遺相厚之道而然、前年有移館之要、按するに、此は萬治元年なり、詳に貿易

和館の條、而貴國不肯、以故到累度差使、而不許接待に見ゆ、以貴國先無相厚之意耳、豈有敵州失信之道乎、是故館定之後、不敢有規外差使、雖自今以後、亦俾館司暨裁判之人而有所論者、要須速達之禮曹而恕亮有答焉、敵州之所論、寧有闕誠之舉乎、若其護送漂人之使、則我國有制限、而甚重之、然不用護送、唯憑約中之送使、而附書契于館司暨裁判、以告之者亦間有之、自今而後、須一依示、若其人尊卑不同、破船殞命之勢亦不一、而有不可敢不以護送者、非今所定之限云々、

年寄共方より、右之通返答仕候へ共、又々三使方より被指出候書付、

一別送使者事、或出於事務之不得已、初非違約條之意、自今以後、一依約條事、年例送使之外、不爲別送、而漂人領送一款、不無輕重之別、或自江戶近處次々定差出送、則本州領還之、後又有轉報江戶之舉、此則似難不送使者、而其餘漂人則順付無妨矣、

三使方より、右之通被成下度候と書付被指出候へ共、左様には難成由にて、年寄とも方より此通り返答、

一示諭敵州別送使者事、向者出於事勢之不得已、初非有違約條之意、自今以後、一依約條、年例送使之外、不用別送、而漂人護送一款、不得無輕重之別、若其或流入他邦郡縣者、或破船殞命之勢、有不得不具告者、我國有制、不敢不護送、其餘漂人則須一依示順付、

同三癸亥年四月、年寄中告訓導別差條書譯官中返書條答中、

一來缸告報來漂缸護送依、示並加申飭、以上韓錄○按するに、これら往復の條書全文は、貿易約條の條に出す、これその斷章のみ

文化四丁卯年四月廿二日、佐州元小木村獵船、五里計沖合にて見懸候に付引込申候、尤朝鮮國獵船之由、御城米廻船之者共申す、船高さ六尺横二間長さ三丈九尺、船底に文字あり、(◎船底文字書略)北海丁卯雜記、

萬治二己亥年十一月、石見國にその地所の國人九人漂到す、領主松平松井周防守康映より長崎に護送す、歸國せしめし事、寛文四甲辰年二月、隱岐國浦之江に郡名等、いし詳にせず、商民十九人漂着あり、領主松平出羽守直政公裁を經て長崎に送る、また例のごとく送り還すへきむね、

直政に命せらる、同五乙巳年、肥前國五島領嵯峨島に、かの邊海鎮守官金元祥許定暨等漂到、領主五島淡路守盛勝より長崎に護送せしむ、糾問ありて宗對馬守義真に送附す、義真猶仰を奉りてこれを護還せり、延享元年三月、同所に男女十人乗組漂來、五島淡路守盛勝より言上に及ぶ、同八戊申年十月、同國平戸領生月島に朝鮮晉州の貢船漂着、領主松浦肥前守鎮信より長崎に送る、穿鑿の上對馬國に引渡す、寛政二庚戌年十月、同小徳島にかの輿陽船漂着す、松浦壹岐守清より長崎に護送あり、是等またのち對馬國に渡り、歸國せしめられしなるへし、

萬治二己亥年、濱田御在城、按するに、この書は松平周防守康映をさす、朝鮮人九人乗船一艘漂着、同十一月、加藤龜右衛門の家人なり、朝鮮人召連長崎へ參、御奉行黒川與兵衛様へ渡す、松井家記

寛文四甲辰年二月初日、異國の小舟遭風波難、去年十一月十日、隱岐國浦之江と申所へ漂着す、船中人數十九人有之、穿鑿の處、朝鮮の商賣船之由、領主松平出羽守注進有之付て、右朝鮮人長崎遣之、町奉行へ按するに、元寛日記、累代武鑑等によるに、長崎奉行元和中より町奉行を兼しなり、可相渡之、其上如例彼國へ送遣候旨、出羽守へ被達之、御日記、

寛文五乙巳年

甲辰條二特送使二號船、并三特送一號船二號船吹嘘、準前護送漂客書契、

日本國對馬州太守拾遺平義真、奉書朝鮮國禮曹大人閣下、大暑流金、想惟鼎茵增勝、翹趾極切、今歲春、貴國全羅道靈巖郡秋子島鎮守金元祥、同郡河源島鎮守許定暨從者四十六口、奔喪遇颶、漂到本國五島嵯峨島、島主濟恤、以送于長崎廳司、辨其疑似、而轉送敵邑、遵規將速解送、然而以爲鎮島武臣、而轉送東都、即憑執政謹奉尊命以刷還、拯溺周急、鄰好之常也、豈可勿諸、然而海陸往復、因循至今、矜厥失特漂零、令不佞特副兩价成辰成次而護涉焉、不但渠輩得遂寢苴之願、而我殿下推誠相篤之義亦可諒也、非儀伴絨、切冀莞納、肅此不宣、

寬文五年乙巳六月日 對馬州太守拾遺平義真
別幅 撒畫金屏壹副 蒔繪漆趺圓盆十箇 菓酌宴筐兩部 精繪層筐一部 累伍鐵鉢一座 精鐵茗盃式十區 整

寬文五乙巳六月日 對馬州太守拾遺平義真
同 日本國對馬州太守拾遺平義真、啓書朝鮮國東萊簽

山兩令公閣下、季夏極熱、緬惟起居清寧、懃係益切、今茲春、貴國全羅道靈巖郡秋子島鎮守金元祥、同郡河源島鎮守許定暨從者四十六口、奔喪漂海、戾止本國五島嵯峨島、島主拯活以送諸長崎廳司、詳問其情由、轉解敵邑、乃欲依例速發回、然而以爲鎮島武臣、而轉奏東都、即憑執政謹奉尊命以刷還、時矜臨喪漂到、令不佞別加餽資、且差平成辰及成次而護涉焉、請將此辭意轉達南宮、不但渠輩得遂倚廬、而我殿下睦鄰之誼亦可諒也、薄品副錄、切冀榮領、潦草不宣、

寬文五年乙巳六月日 對馬州太守拾遺平義真
東萊令公
別幅 垂珠卦視筐一部 蒔繪荷葉盆一片 精鐵白盞二十片
寬文五年乙巳六月日 對馬州太守拾遺平義真
釜山令公
別幅 官銅盟盤附瓶兒一紐 蒔繪文匣一枚
精鐵盞子二十片
年號同上
名位

副漂船水木船吹嘘、

日本國對馬州太守拾遺平義真、啓書朝鮮國各道各縣防禦所列位下、護送漂人水木船一隻、方今發遣、若遇颶風、漂泊邊浦、乞濟活以達釜山惟幸、草此不宣、

寬文五年乙巳六月日 對馬州太守拾遺平義真
上、異國出契、
寬文五年、以唐坊佐左衛門光友被送朝鮮漂流官人、本州編略、

延寶九辛酉年、巡檢使に答ふる箇條書中、
一朝鮮國より漂流有之、其雜用銀拾貫餘、但し人數高下御座候、是は金光祥とるに、金光祥の誤りなり、申者漂流候時、人數上下四十五人の入目、對馬國記、
寬文八戊申年十月十一日

漂着之朝鮮人送參候警固手形

申一月四日、平戸領生月松下に申所へ、朝鮮船漂着破損仕候付、乘人十四人并銘々手廻道具送參相渡申候、於船中互に一紙半錢の商賣も不仕候、若相違の儀御座候は、何時も可被仰付候、爲後日如件、
寬文八年十月十一日

朝鮮人口書

一私共儀、朝鮮國晉州と申所の百姓にて御座候、人數十四人、當月五日に在所出船、都へ年貢納に罷越、同九月五日都へ罷着、同廿日に彼所を仕廻、在所へ可罷歸と存候節、十月二日に、於洋中遭難風、同月四日、平戸生月島之内松下に申所へ致漂着候、尤切支丹にて無御座候、宗門之儀に不限、人に被頼候ても罷渡不申候、如何様に御僉議被成候ても、少も別の子細無御座候、以上、
寬文八年申十月十一日

右朝鮮人十四人の者共御穿鑿の上、内證にて色々

相尋候へ共、替儀無御座候、此口書の通申上候、不
審成様子無之、朝鮮人に紛無御座候、就夫御扶持方
等拜領仕、難有奉存候由申上候、則對州迄可送遣之
由被仰付、私共に御渡被下、諸道具迄請取申上候、
以上、

宗對馬守内
吉村勝左衛門印
通事對馬町人
橋邊伊右衛門印
對馬屋
末次七郎兵衛印

進上 御奉行所様

同年同月十五日

漂着の朝鮮人へ遣候御扶持方銀手形裏書、今
度朝鮮船一艘漂着仕候に付て、御扶持方萬被
下候入目の覺、

一銀二十八匁六分三厘六毛
米四斗七升二合五勺代但、銀壹匁に付一升六合五勺、
平戸之内生月島へ漂着仕候朝鮮人、從松浦肥前守
様御送被成候人數十四人、申十月十一日の晚より
同十五日の晚迄日數四日半、但し一日一人に付七
合五勺充、

一同十五匁七分七厘
酒一斗五升七合五勺代但、一升に付一匁充、
日數右同斷、一日一人に二合五勺充、
一同十匁四分五厘八毛 肴の代
日數右同斷、一日一人に一分六厘六毛充、
一同二匁一分四毛 味噌之代
日數右同斷、一日一人に三厘三毛、
一同三匁一分五厘 野菜之代
日數右同斷、一日一人に五厘充、
一同三匁一分五厘 薪之代
日數右同斷、一日一人に五厘充、
六口合銀六十三匁二分四厘八毛
右は長崎逗留中之分
一銀七十目 米一石一斗五升五合代但、銀一匁に付一升六合五勺、
長崎より對馬迄船中十一日分、一日一人に付
七合五勺充、
一同三十八匁五分 酒三斗八升五合代但、一升に付一匁充、
日數右同斷、一日一人に付二合五勺充、
一同二十五匁五分六厘四毛 肴之代
日數右同斷、一日一人に一分六厘六毛充、

一同五匁一分四厘三毛 味噌之代
日數右同斷、一日一人に三厘三毛、
一同七匁七分 野菜之代
日數右同斷、一日一人に五厘充、
一同七匁七分 薪之代
日數右同斷、一日一人に五厘充、
六口合銀百五十四匁六分七厘
右は長崎より對馬まで、船中十一日分、
都合銀二百七匁八分五厘五毛
右之銀儘請取申所如件、
寛文八年申十月十五日

宗對馬守内 吉村庄左衛門印
對馬屋七郎兵衛印
末次平藏殿

表書之銀二百七匁八分五厘五毛被相渡、重而可
被遂勘定候、斷は本文有之者也、
申十月十五日

河野權右衛門印
末次平藏殿按ずるに、河野權右衛門は長崎奉
藏殿行末次平藏は同所御代官なり
右朝鮮人對州へ差遣候時之浦之通手形
此朝鮮人十四人、於長崎宗對馬守家來へ相渡、對州

へ差越之候間、浦々相違有間敷候、自然水薪に詰候
は、被相渡、又は惡所へ繋候は、馳走候て可相通
候、以上、
寛永八年十一月朔日 河野權右衛門印
所々番衆中以上、長崎記、

延享元甲子年三月、五島淡路守領分嵯峨と申沖へ、
朝鮮人十人自注、男四人、女六人、乗組船一艘漂着す、正月按ずるに、
四月の誤寫廿四日長崎へ御届に成候、承寛政二庚戌年、領内は、この書は松浦靜山の著述なれ
なるへし、廿四日長崎へ御届に成候、承寛政二庚戌年、領内は、この書は松浦靜山の著述なれ
なるへし、此の被方等の事
詳ならず、
寛政二庚戌年、領内は、この書は松浦靜山の著述なれ
り、小値島に朝鮮船漂寄せしか、其狀を島司より呈
せしあり、因みに書す、異邦も國と人とのつから
卑高ありて、その品殊なるを觀るに由あり、故に列
す、

昨廿二日晝未中刻、朝鮮船一艘十人乗、當所より
西方大島と申島の前に漂着、碇を入候段注進仕
候付、早速彦之丞并浦役之者共罷出、海上も靜に
御座候て、笛吹浦へ、申刻漕取申候、數日食事不仕
候哉、指を折腹をた、き仕形仕候様子、四五日食

事不仕と相聞え候に付、即刻食事拵爲給候處、殊
 之外悦、氣力付候様子に罷成、別條無御座候、船
 中相改候處、外に扶持方様の物何色も無御座候、
 魚計給居申候哉、魚の骨餘計相見え申候、惣而全
 口通し不申、少計書付候へ共分り不申、若輩之も
 の一人、右書付仕候計にて、外は書不申、色々書付
 も見せ、看板も見せ候へ共合點不仕様子にて、筆
 を遣し書候様仕形仕候ても、顔を振向分り不申
 候、

- 一船長さ六尋半、横七尺五寸、乗人十人、
- 一船中諸道具、御奉行中へ別紙指越申候、
- 一長崎漕送彦之丞被仰付候は、例之通御添使者
 松島表にて、早き方より待合せ列船可仕候、
- 一前格の通下番號之者二人爲下警固、長崎へ召連
 候付、此節通も其通仕候、
- 一於長崎大波戸へ荷物取上げ候節、警固足輕前格
 押付、足輕被指越候に付、此節も其通仕候、足輕二
 人にて可然申談候、
- 一船の儀相改、大工へ見せ候處、少々痛相見え候
 付、長崎迄可也に御座候様、修復仕候様申談候、

十月廿三日
 此時鮮人の示せる文二枚あり、自注、今茲、これを見るに、
 何にも讀み難し、鄙俗知
 する。

趙扇興陽三島此國何地趙扇書不足、趙扇興陽有此
 國何地酒不食南草不食、
 一趙扇は朝鮮なるへし、音通、一興陽は朝鮮の地
 名、全羅道にあり、一三島思ふに興陽縣中の名、
 興陽は海邊の地傍々この名あるへし、一此國とは
 漂着の所をいふ、即吾邦、一趙扇書の下、恐くは
 名か押字か、一四字の下有は、恐くは者の誤寫か、
 一酒不食は酒に竭たるならん、南草は朝鮮烟草を
 謂ふ、
 朝鮮之器械を録せしあり、覺
 一朝鮮船一艘 長さ六尋半、横七尺五寸、一乗人
 十人、ベ 一檣一本 一帆道具一通 一管八枚
 一路四挺 一楫一羽 一葛綱二房 一木碇一番
 一鍋一つ 一水はんごう一つ 一茶碗七つ 一小
 刀四挺 一のみ一挺 一さじ九本 一釣道具十九
 張 一よま十九筋 一魚入てぼ九つ 一たぶ一つ
 一かゝり一挺 一網一切れ 一こかへ桶一つ

- 一夕顔の柄杓三つ 一斧一挺 一なはり五挺
- 一痛候火床一つ 一犬の皮一枚 一のふさば百四
 十程 ベ

十月廿三日甲子夜話、

元祿九丙子年五月、蝦夷地レフンシリに朝鮮東萊府
 出の漂船着岸す、領主松前志摩守矩廣より言上、命に
 よて漂客八人を江戸に護送し、時に道中人馬の御
 朱印を賜はる、宗次郎
 義方に引渡す、同十四辛巳年正月、長門國裏之濱に
 見島、長興の商人一船十八人、同月同國瀬戸崎に、この地
 郡、同斷九人、同年十月、同國角島に、豊田郡に
 あり、慶州の漁
 夫八人、享保六辛丑年正月、同國大浦に、阿武
 郡、永會浦の
 漁夫十六人漂着す、ともに領主より長崎に送る、長崎
 にて糾問ありて、宗氏家人に相渡す、

元祿九丙子年五月十二日、朝鮮船一隻漂至列分什
 里、人口總八名、以書札請云、我々於四月廿八日、自東
 萊府海口開洋、已出洋中、猛風被飄去、舵棹破折、漂流
 數十日、始見山得來處、願格外施鴻恩、救通缸性命
 切々、藩士新谷某督察法波洛磯、時在島上、因帶漂
 客回松前、於是志摩守馳啓江戸、朝廷遣護衛三十人
 携漂客來、自注、李先達、金會知、孔神將、金自福、金自
 同金花夫、金汁男已上七人、同一人名、宗對馬

守奉旨館于其邸、明年令返國、北海島船記、

元祿九年八月十日、松前へ朝鮮人漂着に付、松前志
 摩守家來相添當地へ差越、宗次郎へ可相渡旨、奉書
 人馬御朱印自注、入、被下、北條安房守へ、按するに、この頃
 十定、被下、御留守居なり、
 之、安房守志摩守へ由緒有之付てなり、御日記、
 元祿九年八月十九日、朝鮮人先頃松前へ漂着仕候
 に付、松前志摩守より注進有之處、御當地へ差越、
 宗次郎へ相渡候様に、去る十日被仰渡、甘露齋、
 元祿九年、朝鮮李先達漂流松前之間、自領主被送之
 柳原邸云々、按するに、今の宗氏上屋
 敷なり、○本州編略、
 元祿十四年辛巳年正月、朝鮮人十八人口書
 一我々儀、朝鮮國全羅道之内長興郡之百姓商人に
 て御座候、青魚爲商賣、粳百五十俵積、人數十八人一
 船に乗組、去年十一月六日に、我々在所を出船、慶
 尙道之内長興と申所にて青魚相調、今月六日に歸
 帆之節、長鬚之灘にて俄大西風に逢、地方へ漕寄申
 事難成、難儀仕罷在候處、船道具等損し候付、彌難
 漕寄漂流仕、翌七日之夜に入、漸長門國見島郡之内
 裏之濱と申所に漂着仕候、浦人見付、早速漕船出御
 漕込被下、逗留中糧米水薪、及銘々衣類帶笠合羽き

せるに至迄被成下、難有仕合奉存候、彼所同月十二日出船、即日御城下へ罷着、同月廿一日御城下發足、昨日御當地へ接するに、長崎を參着仕候、道中之儀も諸事被入御念、醫師迄御附被成候、乗船之儀は、順次第に御送り可被下候之由被仰聞候、今日一船之者とも被召出、悉御詮議被仰付候へ共、別而申上候儀曾而無御座候、

一我々宗旨之儀御尋被遊候、常に觀音釋迦を念し申候、
右之通、漂民申上候に付、書付差上申候、以上、
元祿十四年巳正月晦日

宗對馬守内
島雄菅右衛門印
通詞
山城彌左衛門印
阿比留助右衛門印
屋代
天野勝右衛門印
朝鮮人九人口書

一我々儀、朝鮮國全羅道之内長興郡之百姓商人にて御座候、青魚爲商賣、粗六十俵積、人數九人、一船に乘組、去年十二月十五日に、我々在所出船、慶尙道之内長鬢と申所にて青魚相調、今月五日に歸帆之節、右同道之内蔚山と申所之灘迄乗掛候へと、夜に

入俄大西風強、地方へ漕寄申事難成、洋中に四日罷在、其内船具等損し候故、彌及難儀漂流仕候處、同九日酉之刻、長門之内瀬戸崎濱浦と申所に漂着仕候、浦人見付、早速漕船にて御漕込被下候、逗留中は糶米水薪、及衣類帶笠合羽きせるに至るまで、銘被成下、難有仕合奉存候、彼所同月十二日發足、其日御城下へ罷着、同廿一日御城下發足、昨日御當地へ參着仕候、道中逗留中之儀も、諸事被入御念、醫師迄御附被成候、乗船之儀は、順次第に御送り可被下之由被仰付候、今日一船之者共被召出、悉御詮議被仰付候へ共、外に申上儀無御座候、

一我々宗旨之儀御尋被遊候、常に觀音釋迦を念し申候、
右之通、漂民申上候に付、書付差上申候、以上、
元祿十四年巳正月晦日

宗對馬守内
島雄菅右衛門印
通詞
山城彌左衛門印
阿比留助右衛門印
屋代
天野勝右衛門印
朝鮮人八人口書

て御座候、爲鯨取人數八人一船に乘組沖立仕候處、十月八日酉の刻、大西風に被吹離難儀仕候内、乗船并船道具等も損、地方へ難漕寄、任風漂流仕、同十一日の晝時分、漸長州之内角島と申所へ致漂着候、暫有之而浦人見付、早速漕船出被漕込、逗留中糶米水薪御馳走被仰付、難有奉存候、彼所同十三日に罷立、御城下へ被召寄、着物帶笠銘々拜領被仰付、御城下同十九日發足、道中の儀は、醫師迄御附被成候、乗船等之儀は、跡より御送り可被下之由被仰付、今日御當地へ罷着候、一船之者とも被召出、御詮議被仰付候へ共、別而申上候儀無御座候、

一我々宗旨之儀御尋被遊候、常に觀音釋迦を念し申候、
右之通、漂民申上候に付、書付差上申候、以上、
元祿十四年巳十月二十六日

宗對馬守内
島雄菅右衛門印
通詞
山城彌左衛門印
阿比留助右衛門印
宿
天野勝右衛門印以上
華夷變態

享保六辛丑年正月、朝鮮人十六人口上書

我々共儀、朝鮮國慶尙道之内永會と申浦之漁民にて御座候、永日之地へ通營浦と申浦に網を持越、青魚を捕、毎歲朝廷之御調物に備申候、去冬も爲其用、十二月三日人數十六人一船に乘組、出帆仕候處、被放西北風、柱を折網を流し、洋中三日三夜罷在、同六日之晩方長州阿武郡大浦と申所へ漂着仕候へは、其所の御役人御介抱を以、陸より昨日御當地へ御送届被成候、御憐愍を以、本國へ早々還歸被爲仰付被下候は、難有可奉存上候、今日一船之者共被召出、御詮議被仰付候へ共、外に別而申上候儀無御座候、

一我々宗旨御尋被遊候、常に釋迦觀音を念し申候、一我々下札之儀御尋被遊候、我々海上の持仕候に付、札は宿々へ殘置申候、
右之通、漂民共申候に付、書付差上申候、
享保六年辛丑正月六日

宗對馬守内
林彌右衛門
通詞
富井源八
同
喜田治兵衛
屋代
天野勝右衛門
朝鮮人十六人名歲附
一歲四十八 崔キナミ

○一同二十一 金タイボギ○一同四十二 金ナ
 ミ○一同五十四 崔クイヲニ○一同五十七 朴
 スグデン○一同四十二 金ユボギ○一同四十一
 ナマグニユイ○一同三十七 崔クセニイ○一同
 三十七 權ソルヲビ○一同三十七 辛シルキ○
 一同二十八 金ザセニイ○一同二十七 權サグ
 ドリ○一同二十七 朴カフセリ○一同二十一
 金タイアニイ○一同二十一 林ヲルソイ○一同
 二十 金トリ

右之通、儘に預り置申候、以上、

享保六年辛丑正月六日

宗對馬守内

林 彌右衛門

通詞

富 井 源 八

喜田治兵衛

屋代

天野勝右衛門

石川土佐守様御内

三浦太右衛門殿

多川嘉兵衛殿

時港商説○按するに、土佐守に即長崎奉行なり、

明和三丙戌年七月、孝恭院殿御誕生寶曆十二年賀慶の十月なり、賀慶の使者、對馬國まで渡來すへき譯官等の乗船、彼國出帆ありしか、風波のために漂流せしむね、宗對馬守義暢

より注進す、よてかの難船、何國にても漂到の時、扱方等の事、西北濱海の諸國領主地頭に、九月四日御書付をもて仰渡さる、同月六日かの船洋中にて破壊し、生存のもの九人は、かの國の漁船救助ありしよし、猶生死のもの等漂寄あらは、速かに注進に及ふべきむね御書付出、

明和三丙戌年九月四日、松平右京大夫松平攝津守

按するに、左京大夫は老中輝高、攝津守は若年寄忠恒なり、相渡、大目付大目付

大納言様御誕生爲御祝詞、朝鮮國より對州へ差渡

候譯使之乗船、七月十九日彼國出航之處、風波強く

令漂流之趣、宗對馬守より申聞、右船石見出雲隠岐

伯耆佐渡杯へ、萬一可爲漂着哉之趣申聞候に付、右

國々に領知有之萬石以上の面々へは、先達而相違

候海上風波に付漂着之趣に候へは、漂着の所も難

計に付、海邊に領分有之面々は、若右鉢の船漂着候

は、飢に不及程の致手當、其所より直に長崎表へ

送遣可申候、尤海路領分切に段々受取之、相送候様

可被心得候、尤其段當地へも早々可有注進候、朝鮮

之船及破損候は、船差出之可相送候、若船にて長

崎表へ相送候儀不相成場所は、其段早々可被申聞

候、若萬石以下の面々知行所に候は、向寄萬石以上
 の面々へ引渡候様可被致候、尤萬石以上の面々
 請取之、前書之趣を以可被取計候、

一右漂流之船、萬一佐州へ漂着候は、牧野新次郎
按するに、或後國長岡城主なり、引渡、出雲崎へ着の上、北海は秋頃
 より渡海不相成候に付、出雲崎より陸路木曾路通
 大坂へ送遣、夫より長崎表へ船にて送遣、長崎奉行
 より對馬守へ相達、引渡遣候積りに候、依之出雲崎
 より大坂迄の道筋に領分有之萬石以上之面々より
 人馬差出、順々に請取之、領分切に相送り、若御代

官所并社領の分は、前後之萬石以上の領主之人
 數にて、半分充持合送遣候様致し、旅館の儀は、先は
 寺院見繕差置、若寺院無之場所にては、本陣に止宿
 爲致可申候、諸事爲取計御代官差添可被遣候間、承
 合可致取計候、道中船中共に、公儀御賄に候、右送
 り候爲警固、武器相應に差出可申候、若難送遣病人
 有之は、所之寺院又本陣等に看病人一兩人も相添

殘置、其段可相届候、病死之者有之候は、朝鮮人
 之存念相尋、其邊之寺院に葬候とも、又は對州且長
 崎迄差遣度旨申候は、任其意可取計候、若着服雨

具等難相用鉢に成、其段を申候は、取繼遣し、其外
 望候品有之候共、右品無之候ても差支に不相成儀
 に候は、不及貪着可差置候、右乗組の内對馬守家
 來も有之由に候、諸事可承合候、手重に無之、隨分
 手軽く差支無之様可取計候、大坂より長崎迄之海
 路も右に准し、段々領分切に送遣候様可心得候、何
 國に候共、船にて直に長崎表へ難送遣場所に候は
 は、右出雲崎より長崎へ送遣候形同様に可相心得
 候、尤右鉢之場所へ漂着候は、早速當地へ可被申
 越候、其上にて委細可相達候、

九月

同年同月六日同斷、

先達而相達候、朝鮮國を對州へ差渡候譯使之乗船
 漂流之處、於洋中致破船、乗組之内九人船具に取付
 居候處、彼國之漁民相救候由、依之萬一活命の者并
 死骸荷物船等流寄候も有之候は、早速可有注
 進旨、海邊の御料私領へ相觸候様可被達候、

九月以上、御書付留、

同七庚寅年五月、駿河國興津に鹽原、巖縣の商船漂着、
 雜商十三人存在す、御下知によつて駿府御代官小田

切新五郎、陸地大坂町奉行所に時に神谷大判、差送ら、
空船は遠江國海上同所において、これを宗對馬守義暢家
人に引渡し、かの國に護送す、文政二己卯年正月、伯
耆國赤崎浦に八橋商人十二人漂着す、この扱方等今詳ならず
明和七庚寅年五月、駿州沖津驛朝鮮人漂着一件

覺

一當寅五月五日晝時過より、駿州表大風雨にて、夜
に入別而強候處、與津宿浦へ異國船一艘十三人乘
り漂着致し候處、朝鮮國領巖縣之者にて、正月廿八
日同國之内安島と申所へ致渡船候商船にて、難風
數月海上致漂流、船具等も皆海上にて失、乘組三十
四人之内廿一人海上溺死、相残り十三人候由、右之
内に一兩人筆談相成候もの有之、残りもの無筆
にて、右書記之者筆談にて、問答も罷成候に付、答
書等取之候一件、同十日急使にて江戸表へ申上候、
漂着人之儀、差當り賄之儀、酒肉食を好候に付、山
中へ相觸、猪鹿打出申候由、

一六月、右漂着の朝鮮人御下知相濟、十三人へ馬十
三疋、宿繼御證文を以大坂迄被送遣、道中賄之儀は、
御入用大坂町奉行所へ可引渡旨唐、船は浦觸御印

狀を以、浦繼引船にて繼送り、手代相添、大坂川口
迄引送り、是又大坂町奉行所へ引渡、於御同所宗對
馬守殿御家來へ引渡に相成候筈之由、御老中様方
より御書付を以被仰渡候段、御勘定奉行より御印
形にて、駿府御代官小田切新五郎方へ被仰越、早速
支度等取懸り、當月五日手代三四人漂着人へ差添、
大坂表迄致出立候、

一遠州見附宿にて、右十三人之内一人病氣附、常躰
と違ひ狂氣同様之始末有之候處、早速病躰快方に
て致出立候、

漂着人姓名 金取成 金春成 高處幸 林逸

用 李顯采 玄永發 吳鳳龍 許才完 金進用

宋夫山 李孝孫 李宗三 宋永采 合十三人

空船は遠州海にて散々及破船、右場所へも手代立
寄、見分吟味相濟一件、江戸表へ申上候事、尤朝鮮
人儀は、當月十九日大坂着日割之積り、

寅六月續談海

明和七年五月五日、東海道與津宿町端海邊へ唐船
一艘、大風雨にて夜五ツ時漂着、同所百姓清兵衛と
申者の方へ三四人來り、ちよせんく申戸をた

たき候に付、驚き戸を明見候へは、一向言語相分り
不申、定て難船に逢ひ候者共やと存、近邊之者介抱
いたし、其上訴候由、御代官小田切新五郎御領所な
り、同年閏六月、宗對馬守へ御渡被成候、ちよせん
ちよせん申たるは、朝鮮人と申事のよし、始は皆
皆心附不申由、

船頭 金取成三十四 金進用二十五 金春成三十四

此者煩 宋夫山五十 林逸用三十七 許才完二十二

申候 高處幸三十七 吳鳳龍二十六 玄永發三十五 李孝

孫十七 筆談仕 孫十七 候者、李顯采二十二 李宗三二十一 宋永采

二十五

右乘來候船長八間、中胴の間にて長さ二間三尺
五寸、深さ内足五尺五寸、白木造之由也、落糶雜談

明和七庚寅五月、與津浦へ朝鮮人漂着之由注進に

よつて、同所の町醫師早速かけつけ、筆談いたし候

寫、

朝鮮人へ問并答書寫、但朝鮮人名前年付書付寫共、

問、船中客何國何郡縣何村人乎、答、朝鮮國全羅

郡都領巖縣拜振村人也、問、往何國漂流乎、答、

吾國所安島往、起風不知何海、船材帆竹雜物皆失

之、累月浮流海上、五月到此地生也、問、船人去國
幾人上船乎、答、三十四人、二十一人溺死、海上極
難、問、見船小船也、三十四人入此船則小船、故大
船海中失乎、答、無大船、本此船上也、問、從客
居處、朝鮮國王居處隔何里乎、答、陸路六百里也、
自注、此答船人不
殘評議にて答、問、海上如何、答、好風則十餘日、
問、去國累月漂流、何方吹而今此地來乎、答、東
西風吹、何方來此國、不知來方也、問、東西風非東
南乎、答、雜此風彼風曰、問、以何用往所安島
乎、他國往乎、答、領巖吾國口郡所安島吾國島故
相行也不去、他國米商次往也、問、皆商人乎、答
皆商人也、問、非米物商乎、答、雜魚南草雜物商
也、自注、如の字何品と問、海中に入及を以潛取物と問、何
年何月何日去國乎、答、庚寅年正月二十八日上船
也、問、累月船中何食生乎、無水則如何、答、生
米食之、天下雨則合水、三時作飯食、久不下雨則皆
生米食也、問、十三人名如何、年如何、答、金取
成三十四 船頭之由相答候金春成三十四 林逸用三十七
高處幸三十七 玄永發二十五 李顯采二十二 書談仕候者
宋永采二十五 金進用二十六 宋夫山五十 此者相煩候

許才完二十三 吳鳳龍二十六 李孝孫十七 李宗三三
 十一 問、朝鮮國人何食乎、答、吾國猪鹿鷄牛魚
 豹肉食也、問、海上風止則如何、答、三四五六日
 不去、問、碇楫者如何、答、碇放船三日見島、風
 不好、故落帆下碇、天大風吹、絕碇折竹也、自注、竹の
字根の事の
ふ、問、十三人宗寺名如何有乎、答、十三人
 皆禪宗名塞同寺、

右は此度興津浦へ漂着之異國船乗人之内李顯采書
 記御答申上候趣、私共一同罷出見届、相違無御座
 候、依之以與書申上候、以上、

寅五月 興津宿

問屋傳 左衛門印 年寄 九郎左衛門印

年寄 繁 七印

中宿町

名主 武 兵 衛印 與頭 與 左衛門印

同 與 兵 衛印 同 彌右衛門印

百姓代 彌 平 太印 同 又 八印

小田切新五郎様

朝鮮人名前年附人名は前と同様
に付省略す

右十三人の者共名前年附、書面之通御座候、以上

五月

明和八辛卯年

小田切新五郎親筆草、

朝鮮國禮曹參議相翊、奉復日本國對馬州太守拾遺
 平公閣下、様使忽届、華札隨至、仍歸啓居清勝、慰浣
 良深、漂海人口、既蒙拯濟、又勤資遣、鄰誼深篤、感
 戴曷已、腆儀謹領、薄品回敬、統希崇亮、不備、
 辛卯年七月日 禮曹參議金相翊

別幅 人參一筋 虎皮一張 豹皮一張 白苧
 布伍匹 白綿紬伍匹 黑麻布參匹 白木綿十匹
 花席三張 四張付油范二部 黃毛筆三十柄 眞
 墨三十筒 際

辛卯年七月日

禮曹參議金相翊

文政二己卯年正月十一日、伯州八橋郡赤崎浦へ朝

鮮商客十二人漂着す、片山氏筆記、

天明四甲辰年九月二日、朝鮮人漂到のとき扱方の事、

かねて相心得へきむね、沿海の諸大名に仰出さる、
考證は、附録海防異國船扱方
の部、朝鮮船の條にあり

通航一覽卷之百三十六終

通航一覽卷之百三十七

朝鮮國部百十三止

○竹島 附唐島、
濟州

慶長十七壬子年、宗對馬守義智より朝鮮國東萊府使
 に書を贈りて、竹島は日本屬島なるよしを諭せしに、
 彼許さす、よて猶使書往復に及ふ、この事何の緣故を詳に
せず、猶後證をまつ

慶長十七壬子年、此頃磯竹島をもつて日本の境な
 りとせし也、此年七月、彼國東萊府尹守謙、公に按ず
るに、
宗義智を復せし書あり、其いはゆる磯竹島は、我國の
鬱陵島なりといふを以て答へしなり、其書左に記
す、◎本書所引朝鮮通交大紀に
 朝鮮國東萊府使尹守謙、奉復日本國對馬州太守平

公足下、辱問鼎來、慰豁良多、但書中有看審磯竹島
 之說、深竊驚訝、不知是計果出於誰某耶、來使口稱、
 本島介於慶尙江原兩道海洋之中云、即我國所謂鬱
 陵島者也、載在輿圖、屬於我國、今雖荒廢、豈可容他
 人之冒占啓闢費耶、自古及今、日本與我國、海嶠州
 嶼、各有區別分限、截然而或有往來之事、惟以貴島

爲一路門戶、此外則便以海賊論斷、其所以慎關防
 而嚴禁約之義、貴島亦豈不知乎、朝廷若復聽聞、必
 先致怪於貴島矣、我國以貴島世效誠款、故接遇甚
 盛、今者貴島居兩國之間、無意於委曲周旋務期終
 好、而以此從與無乃不可乎、日本若悉此意、亦必省
 悟、實在貴島善處、努力自助、罔廢往績、統希盛諒、
 不宣、

萬曆四十二年七月日

和文

辱く惠書を承る、但書中示す所磯竹島を看審せし
 のこと、甚その聞を驚すものなり、抑此計果して誰
 より出たりしや、來使のいふ所、此邊慶尙江原兩道
 の洋中に在り、是我國のいはゆる鬱陵島なり、載て
 我が輿地の書にあり、今久しく荒廢したりといへ
 ども、亦他人の據る事を許し、もつて兩間の事端
 を開くへけんや、日本と我國と、いにしへより其境
 界おのつから別なり、もし往來の事ある時は、唯貴
 島の一路を門戶とするのみ、此外皆海賊を以て論
 斷し、その關禁を嚴にするもの、貴島のしる所也、
 朝廷若此事を聞は、必先怪みを貴島にいたさむ、曾

て貴島の誠欺をいたすを以、我國是を待ことはな
はた厚し、貴島兩間に居て委曲に周施し、其無事を
以て意となさす、今かへつて是を以て日本に説勸
むるに至る、甚不可なり、日本もしこの意を悉さ
は、必よく是を悟らむ、但貴島をよく處するにある
のみ、

朝鮮國東萊府使朴慶業、奉復日本國對馬州太守平
公足下、承審遠信、良慰不淺、磯竹之事、想貴島庶見
覺察、而猶復執迷、深切怪愕、足下非不知此島屬於
我國、非不知貴島不可橫占、而尙欲攙越窺覘、是誠
何心、恐非終好之道也、所謂磯竹島者、實我國之爵
陵島也、介於慶尙江原兩道海洋、而載在輿圖、奚可
誣也、蓋自新羅高麗以來、曾有收取方物之事、遠經
我朝、有副還逃民之舉、今雖廢棄、豈可容許他人之
冒居、以啓開釁耶、貴島果知此情、則其可從與於日
本、苟循一朝之私欲、不顧後日之悔乎、前日復書已
悉梗槩、貴島所當巽然改圖、而今乃直以解纜發船爲
言、不幾於輕朝廷而昧道理者乎、貴島於我國往來通
行、惟有一路、譬如門戶、此外則無論漂滴眞假、皆以
賊船論斷、弊鎮及沿海將官惟知嚴守約束而已、不知

其他、足下立所言、其亦疎矣、惟願貴島審區土之有
分、知界限之難侵、恪守信義、努力自助、免致謬戾尙
克有終、幸甚々々、萬曆四十二年九月日、

和文

遠信を承る、磯竹のこと、貴島猶いまた此事を悟ら
ず、足下此島の我國に屬する、また貴島の據取るへ
からざるに非ずして、然も尙是を窺ひ望むとする
は何ぞや、おそらくは其好みを終るの道にあらさ
らむ、いはゆる磯竹島は、是我國の爵陵島なり、慶
尙江原兩道の海中に在て、載せて地圖にあり、新羅
高麗の時より、其貢物をとるの事あり、我朝にい
たりて又逃民あらため出すの事あり、今廢し棄れ
りといへども、他人の據居るを許し、以て兩間の事
端をひらかんや、貴島果して此意を知らば、その一
朝の私欲に隨ひ、是を日本に勸め以て後日の悔を
顧みざるへけんや、前日の書此大概を悉せり、然も
また其船を泊し纜を解の便を以ていふことをす
る、是朝廷を輕し道理に昧きに非ずや、貴國の我國
に來往する、唯釜山一路を除くの外、皆海賊を以
て論斷せり、よりにて弊鎮及び沿海將官等、嚴しく其

定法を守る事をしるのみ、其他をしらす、今足下の
此言あるものまた疎かなり、但貴島其土地の分限
限の侵し難きをしり、恪て信義を守り、よくその好
みを終は幸甚、以上、朝鮮通交大紀、

元祿六癸酉年、伯耆國米子の豪民等、竹島海獵の事よ
り争鬪起り、かの漁夫二口を捕來りて、領主松平池田
新太郎光政に訴ふ、よて光政御下知を奉はりて、肥前
國長崎に送る、彼地において、これを宗對馬守義倫に
渡す、義倫より使者をして、かの漁夫を朝鮮國に送り
還せり、時にかの島彼是附屬の争論に及び、しは、
使者往來して數年決せず、同十二己卯年にいたりて、
終にかの島朝鮮に附與すへきの鈞命を傳達ありて、
その事熄ぬ、

大谷村川兩氏各米子住居の者にして、代々名ある
畝人なり、子孫今町年寄役を勤む、兩氏竹島渡海免
許を蒙る事は、當國前太守中村伯耆守忠一、慶長十
四年に卒去あつて、嗣なきか故に跡を斷て、爾來
元和二年まで、國の主なくして御領となる、然るに
依之御上代年々武都より來番して當城に居し、伯
州を鎮護ある、元和二年、阿部四郎五郎在番ある、

此時兩氏竹島渡海の事を希ふ、然るに翌年松平新
太郎光政卿當國を管領して入部あるにより、兩氏
亦願之所に、光政卿聽て武都に告てこれを許され、
爾來竹島へ押渡海獵をなす、其後毎歲渡海不倦怠、
然るに元祿五申年渡海する所に、朝鮮人群居して
海獵をなす、兩氏これを制すといへども、更に不入
聞のみならずして、既に危難に泊んとするにより、
兩氏無念ながら歸帆す、亦翌酉の年渡海するに、朝
鮮人數多渡りて、家屋を設けて海獵を恣にす、于時兩
氏計策をなして、朝鮮人兩人連歸て米子に參着、同
年四月廿七日の未の下刻、灘町大谷九右衛門宅に
入、斯て兩人島の趣、朝鮮人召連歸帆の事を太守へ
訟るに、遂に武都の沙汰に泊るかや、元祿四未年迄
は、兩氏渡りて海獵をなす、翌申酉兩年渡海すといへ
ども、獵する事不能して歸帆し、其後渡海止り、爾
來于今退轉して島渡なし、同六年大谷村川連來る
彼二人の朝鮮人等、米子より國府城下にいたる時、
加納郷右衛門、尾關忠兵衛、兩士領主の下知に應し
召連鳥取へ入、伯耆民談、
日本にて申候竹島の儀は、朝鮮にて申通り爵陵

島と被存候、朝鮮の記録にも、上代此島を取朝鮮の領内に仕候と有之候、日本にて竹島を見出し候もの、差而遠き事にて無御座候、

一享保十八年か十九年前の儀にて候、按するに、この元禄年間のこと竹島の儀に付、朝鮮と日本と出入有之候、其趣は、竹島は伯耆國之沖に有之候、地よりは二泊りも三泊りも隔てある島なり、伯耆國より年々獵船往て、色々の獵仕候、伯州へ付たる島の心得にて居申所、朝鮮よりも年々獵船参り、色々の獵仕、朝鮮之島と心得居申たる由に付、然とも朝鮮人日本人一同には終に参り不合候ゆゑ、夫より以前は何之詮議も無之候所に、或時伯州の獵船竹島へ船を掛け、早速大筒を打放し候て、船より揚り申候、尤船より上り候而も、大筒を打候へは、島の内よりも大筒を打合せ申候、此趣は竹島を朝鮮にては鬱陵島と申て、本より朝鮮之内なり、依之朝鮮之獵師とも寄々申候は、何もの歎我國之鬱陵島へ参り獵仕候、参り候は、咎め可申と、手組して態仕構居申折柄、右之通日本より鐵砲打候故、合せ申候、左候て左右之者とも出合、日本の島といひ朝鮮の

島といひ、論議埒明不申候に付、伯州より江戸へ訴へ有之候、依之江戸より對馬へ被仰付、朝鮮へ申参り候は、此以來は其方より日本の竹島へ参り不申様にとの儀、朝鮮人一團承引不仕、段々掛合有之、江戸へも委細注進仕候、兎角ケ様にては不相濟儀と、對馬殿より朝鮮へ申参候に付、漸半合點の様子に相成、朝鮮よりの申分の書通に、我國之鬱陵島へ一切人不参様にと申付候、我國之鬱陵島へさへ人不遣儀に候へは、況日本之竹島へ可参様無之候、左様心得候へとの儀に候、對馬より江戸へ不伺、直に返答被申達候、是は一島を二名に仕たる申方なり、此分にては不相濟と被申遣候處、其以後如何、返答も不仕候、其段江戸へ注進被致候處、此上は竹島を朝鮮へ可遣との儀にて、其通に相濟候、是は對馬殿吟味過して、結局仕損しと政所にては申候、其後右之通御沙汰相究、日本人往復候事無之、其秋朝鮮より數人參獵を仕候、尤常に番人遣し置、外人一切入不申事、異本朝鮮物語、
癸酉、按するに、我元禄六年、島主抵書萊府略曰、朝鮮人犯越于日本磯竹島被獲押送、答以我國鬱陵島、亦以海禁一切

禁人出入云々、乙亥、島倉抵書萊府、舉癸酉回答書、貴界竹島弊境鬱陵島云々、答書曰、所謂磯竹島實我國之鬱陵島、因舉新羅高麗本朝故事爲言、且曰、前日接慰官洪、重夏下玄時、貴州總兵衛稱號人言於譯官朴再興曰、以輿地勝覽觀之、鬱陵島果是貴國地云、癸酉答書、乃其時南宮之官不詳故事之致、朝廷咎其失言、此際貴州出送其書而請改、故因其請而改送、以正初書之失、到今唯當以改送之書考信之、
方策新編載日觀要改、

第廿五代靈光院公諱は義倫、從四位侍從對馬守と稱し、時、東山院御宇、元祿六年癸酉、清の康熙三十二年、朝鮮元孝王十九年、此年朝鮮人四十餘名來りて、因幡州の竹島に漁せり、州守其二人を拘へて是を長崎にいたせり、五月東武鈞命して、我をして其事を朝鮮に報し、嚴に彼人の來漁するを禁せしむ、此年九月、公より多田與左衛門を使とし、書を禮曹に送り、且二人を返されたり、其書略に、「貴城瀕海漁民、比年行舟於本國竹島、竊爲漁採、極是不可到之地也、以故土官詳諭國禁、固告不可再、及使渠輩盡退還矣、然今春亦復不顧國禁、漁氓四十餘口、

往入竹島、雜然漁採、由是土官拘留其漁氓二人、而爲質於州司、以爲一時之證、故我國因幡州收速以前後事狀、馳啓東都、蒙令彼漁氓附與敝邑以還本土、自今而後決莫容漁船於彼島、彌可存制禁、不佞今奉東都之命、以報知貴國云々、といふを以てせられし時、彼國禮曹參判權璫をして其書に復せし也、其書に、朝鮮國禮曹參判權璫、奉復日本國對馬州太守平公閣下、槎使鼎來、惠翰隨至、良用慰荷、弊邦海禁至嚴、制東濱海漁民、使不得出於外洋、雖敝境之蔚陵島、亦以遼遠之故、切不許任意往來、況其外乎、今此漁船入貴界竹島、致煩領送遠勤書論、鄰好之誼、寔所欣感、海氓獵漁、以爲生理、或不無遇風漂轉之患、而至於越境深入雜然漁採、法當痛懲、今將犯人等、依律科罪、此後沿海等處、嚴立科條、各別申飭、佳祝領謝、薄物侑絨、統惟照亮、不宣、癸酉年十二月日

此事彼國禮曹參判をして右の書を復せしに、我州其書内蔚陵島の名をあわせ除き去らん事を計りて、「我書不言蔚陵島之事、今回簡有蔚陵島名、是所難曉、只冀除却蔚陵之名惟幸、といふを以て書契と

し、多田與左衛門をして、翌甲戌年二月、この事を彼へ被告しかば、彼國終にその前書を改撰して、禮曹參判李翁をして是を復せしめ、また接慰官をして差備と同く速に歸京せしむ、且回答の書なかりしゆゑ、使者頻に其事を任譯に責論し、又其前書を改撰するの事を論難して止さりしかども、彼國終に是に答へさりし也、既にして、この年九月、公按するに、宗義倫、捐館あり、大衍院公をして按するに、宗義封を襲しむ、此事落着なかりし故、翌乙亥年六月、使者止事なく其書契を受すして、姑く歸國せり、其書左に記す、

朝鮮國禮曹參判李翁、奉復日本國對馬州太守平公閣下、様使鼎來、惠翰隨至、良用慰荷、敵邦江原道蔚珍縣有屬島、名曰蔚陵、在本縣東海中、而風濤危險、船路無便、故中年移其民空其地、而時遣公差往來搜檢矣、本島峰巒樹木、自陸地歷々望見、而凡其山川紆曲、地形濶狹、民居遺址、土物所產、俱載於我國輿地勝覽書、歷代相傳、事跡昭然、今者我國邊海漁民往其島、而不意貴國之人自爲犯越、與之相值、反拘執二氓、轉到江戶、幸蒙貴國大君明察事情、優加

資遣此、可見交鄰之情出於尋常、欽歎高義、感激何言、然雖我氓漁採之地、本是蔚陵島、而以其產竹、或稱竹島、此乃一島而二名也、一島二名之狀、非徒我國書籍之所記、貴州人亦皆知之、而今此來書中、乃以竹島爲貴國地方、欲令我國禁止漁船更往、而不論貴國人侵涉我境、拘執我氓之失、豈不有欠於誠信之道乎、深望將此辭意轉報東武、申飭貴國邊海之人、無令往來於蔚陵島更致事端之惹起、其於相好之誼不勝幸甚、佳覲領謝、薄物侑緘、統惟崇亮、不宣、
甲戌年九月日

和文

辱く惠翰を承る、弊邦江原道蔚珍縣に屬島有、是を蔚陵島と名づく、本縣東海の中に在て、其風濤險惡、舟路通し難きを以て、中年以來、其民を移し其地を空くし、時に公人を遣はして以て搜檢せしむ、其峰巒樹木、陸地よりして歷々として望み見つへし、且其山川地形、民居の遺跡、土物の品に至るまで、まさに我輿地勝覽の書に載す、歷代相傳へて、其事跡昭然たり、今我が邊民往て其島に漁して、貴國の人我が境を犯し、以て爰に來るに値ふ、反つて

我が二民を捕へ、是を江戶に出す、幸に貴國大君明らかに其事情を察し、厚く是を資給し以て遣らる、其交鄰の情尋常に出るをみつへし、まことに感激の至りなり、然りとていへども我が民の漁採するは、本是蔚陵島なり、其竹を産するを以て、また竹島といへり、是一島にして二名也、其一島二名の事、たゞに我國の書籍に見えしのみならず、貴州の人亦皆是をしれり、今來書中竹島を以て貴國の地方とし、我國をして其漁船を禁止せしめんと欲して、貴國人我境を侵し、反つて我民を拘執するの失をいはす、誠信道に欠くことあらざらんや、深く望むらくは此意を以て東武に轉報し、貴國邊海の人に令し、夫をして蔚陵島に來往し、再ひ事端を惹起するにいたらざらしめは、相好むの誼に在て幸甚たるのみ、
元祿八乙亥年十月、天龍院公按するに、宗義眞なり、義眞義方幼年により、攝政を命ぜられしなり、東武に觀せらる、よりにて執政阿部豊後守に正武、稟するに、竹島有一款先太守使をして論談せしむるものいま既に三年なり、彼國固く竹島を以て其國の地なりとして、終に我に聴く

事なし、如何といふを以てせらる、翌丙子年正月に至り、豊後守論に、竹島の地因幡に屬せりといへども、また我人居住の事なし、台徳君の時に在て、米子村の街人其島に漁せん事を願ひしに依て、是を許されし也、今其地理を計るに、因幡を去るもの百六十里許、朝鮮を距る四十里許なり、これ曾て彼か地界たる其疑なきに似たり、國家若兵威を以てこれに臨まは、何を求むとしてか得へからざらむ、但無用小島の故を以て、好みを鄰國に失する、計の得たるに非ず、しかも其初是を彼に取に非ざる時は、今また是を返すを以て詞とすへからず、唯我人往き漁するを禁せらるべきのみ、今朝議以前に同じからず、其相争ふてやまさらんよりは、各無事ならんにしかし、宜しく此意を以て彼國に諭すへしといふを以てせらる、此年十月彼國下同知宋判事をして來り使せしむ、又此年夏、朝鮮人十一人因幡州に來り、事を東武に啓するを以てせしに、鈞命して是を逐回されし事あり、天龍院公よりて朝旨を兩使に諭し、また老臣をして兩事を書し示さしむ、其詞に、「先太守因竹島事、遣使於貴國者兩度、使事未

了、不幸早世、由是召還使人、不日上船入觀之時、問及竹島地壯方、向據實具因、以其去本邦太遠、而去貴國却近、兩地人殺雜、必有潛通私市等弊、隨下令永不許人往漁採、夫豐隙生於細微、禍患興於下賤、古今通病、慮寧勿預、是以百年之好、偏欲彌篤、而一島之微、遠付不較、豈非兩邦之美事乎、茲令南宮慤勲修使、本州代傳盛謝爾、又貴國人十一口、以今夏拋錨於因幡、以啓事爲辭、兩邦交通、只由對馬一路、盟約在前、關係非小、因下令於因幡、即時趕回、不容轉啓、本州處乎兩邦之間、專掌通好其來久矣、今一旦捨本州而由他路、背定約而行私計、倘使其事出於議府、則當奉命遣使問其所以然、議府審事理明國體、誠信爲念、昭於平日、豈冒爲此輕易濶濁舉哉、故置而不問、貴國宜嚴申舊令、杜防私弊、務使兩國之好、不至於妄生事端以取紛擾、茲囑譯使、體貼歸稟、といふを以てせられしなり、

同十一年戊寅、清の康熙三十七年、元孝王廿四年、禮曹參議李善溥をして此事を復せしむ、天龍院公其書を東武に啓せらる、磯竹の事及び朝鮮人因幡に來りし事、此とき落着せしなり、その書左に記す、

朝鮮國禮曹參議李善溥、奉書日本國對馬州刑部大輔拾遺平公閣下、春日暄和、緬惟動靜珍誌、嚮慰無已、頃因譯使回自貴州、細傳左右面托之言、備悉委折矣、鬱陵島之爲我地、輿圖所載、文跡照無論、彼遠此近、疆界自別、貴州既知鬱陵島與竹島爲一島而二名、則其名雖異、其爲我地則一也、貴國下令、永不許人往漁採、辭意丁寧、可保久遠無他、良幸良幸、我國亦當分付官吏、以時檢察、俾絕兩地人往來殺雜之弊矣、昨年漂民事、濱海之人、率以舟楫爲業、颶風倏忽、易及飄盪、以至冒越重溟轉入貴國、豈可以此有所致疑於違定約而由他路乎、若其呈書、誠有妄作之罪、故已施幽殛之典、以爲懲戢之地、號勅沿海、申明禁令矣、益務誠信、以全大體、更勿生事於邊疆、庸非彼此之所大願者耶、左右既有面言於譯使、而然且無一分行李奉契以來者、似是左右深念舊約、不欲規外送差之意、故先此修牘展布、多少送於萊館、使之轉致、統希諒炤、不宣、戊寅年三月日、

和文

頃譯使の回る、まさに左右面托の意を悉せり、鬱陵

告竹島一件事考

元祿六年癸酉、東武下令曰、朝鮮漁民、比年到竹島而漁採、以故因幡之人能論、使渠輩盡退還矣、今春漁民四十餘口、復來漁採、於是拘留其漁民貳人爲質、轉啓東都、仍使彼漁民二口送長崎也、於長崎領受漁民、附使者而送于朝鮮、可告再不可到竹島之事云、本州乃遣使於長崎、領受漁民二口、同春秋九月、遣使者正官多田與左衛門、都船主内山郷左衛門、封進寺崎與四右衛門於朝鮮、護送漁民貳口、贈書於參判、告東都之命焉、本州書曰、貴城瀕海漁民、比年行船於本國竹島、竊爲漁採、極是不可到之地也、以故土官詳諭國禁、固告不可再、而乃使渠輩盡退還矣、然今春亦復不顧國禁、漁民四十餘口、往入竹島、雜然漁採、由是土官拘留其漁民二人、而爲質於州司、以爲一時之證、故我因幡州牧速以前後事狀、馳啓東都、令彼漁民附與敵邑以還本土、自今而後決莫容漁船於彼島、彌可制禁云、此時參判返書曰、敵邦海禁至嚴、濱海漁民、使不得出於洋、雖敵境之蔚陵島、亦以遼遠之故、切不許任意往來、況其外乎哉、今此漁民敢入貴界竹島、致煩領送遠勤書諭、鄰好之誼

島の我地たる、地圖の載する所、其事昭然たり、其相去の遠近を問ことなく、疆界おのつから別なり、貴州既に鬱島の竹島たる、一島にして二名なるをしるときは、其名異なりといへども、其我か地たる事は一なり、貴國令を下し、永く人の往き漁する事を許さずと、詞意丁寧、以てその久遠無事をたもつへし、誠に幸なり、我國また宜しく官吏に命じて、時を以て檢察し、其兩國人來往混雜の弊なからしむへし、昨年漂民の事、邊海の人常に舟楫を以て業とし、風勢によつて貴國に漂到する事を致す、是を以て疑ひを其定約に違ひ、他路によるに致すへけんや、呈書の事に至ては、誠にその妄作の罪あり、既に是を幽殛し、以て後來を懲し、且沿海の地方に勅して、更に其令を申明せり、益誠信を務めて大體を全くし、其事を邊境に生ずるに至らしめざるもの、是彼此の大に願ふ所ならずや、左右既に譯使に面説して、いまた一使をして來らしめざるものは、おもふに左右深く其舊約をおもひ、別使を遣らん事を欲せざるの故ならん、依て先書を修し、萊館に送りて以てこれを轉し致さしむ、朝鮮通交大紀、

實所欣感、海峽獵魚以爲生理、或不無過風漂轉之患、而至越境深入、難然漁採、法當痛懲、今將犯人等、依科條各別申飭云、元祿七年春正月、阿比留總兵衛以返書之草稿歸、乃呈執事焉、本州其初以爲竹島者、原朝鮮之蔚陵島云、不知朝鮮之所答如何也、其後觀草稿、以爲竹島者即蔚陵島也、今以一島立二名、是決不可以開于東都、爲除却蔚陵島字而可也、亦遣阿比留總兵衛於朝鮮、告其意於使者多田與左衛門也、與左衛門乃招朴同知、懇々告其事情、朴同知謂與左衛門曰、請正官熟諒焉、今以貴州之意告接慰官、則即便可轉達漢城也、雖然此事不諧、而兩國之大事只在此一舉也、何者貴州所謂竹島者、朝鮮之蔚陵島也、朝鮮豈不知之乎、朝鮮空彼島而不置居民者年久矣、窺聞日本之人往來于彼島而漁採焉、雖然空島無人之地、朝鮮置而不問也、今得貴州之書、吾朝廷以爲蔚陵島者、與圖所載宗祖之地、雖尺寸也不可棄云、朝議紛々也、有一人曰、彼島久棄而無人也、且日本之人占據彼島者年久矣、若以我地而答之、則兩國爭議從是興焉、第我國存其名則可也云、仍以蔚陵島而存其名、以竹島而爲貴國之地、朝鮮不敢

諭矣、我國豈有意于彼島、只存其名而已、貴國有竹島、則縱令蔚陵之名雖存于我、何不可有之哉、脫一跌則我國雖孱弱爭議不已、兩國之費從是生焉云、於是正官一決受返書還歸矣、本州以爲返書中有蔚陵字、此不可受云、亦元祿七年甲戌夏四月、遣正官多田與左衛門、都船主番柳左衛門、封進寺崎與四右衛門於朝鮮、要返書後改也、本州書曰、我書不言蔚陵島之事、今回簡有蔚陵名、是所難曉也、只冀除却蔚陵之名惟幸云、此時朝鮮取前書、却轉換書、書辭曰、敝邦江原道蔚珍縣有屬島、名曰蔚陵島、歷代相傳、事跡昭然、今者我國漁氓往于其島、而不意貴國之人自爲犯越、與之相值、乃反拘執二氓、轉到江戶、幸蒙大君明察事情、優加資遣此、可見交鄰之情出於尋常、感激何言、雖然我氓漁採之地、本是蔚陵島、而以其產竹、或稱竹島、此乃一島而二名也、一島二名之狀、非徒我國之所記、貴州之人亦皆知之、而今此來書中、乃以竹島爲貴國之地方、欲令我國禁止漁氓更往、而不論貴國之人侵涉我境、拘執我氓之失、不有關於誠信之道乎云、正官使譯舌於接慰官曰、返書轉換、非前書之意、決不可受也、冀再啓聞漢京、要改

書意云、接慰官曰、朝廷下送之書契、牢拒不受、輕蔑禮法也、此書何不亟送於江戶取質於具限乎云、正官論辨委曲、其後遣阿比留總兵衛於本州、事狀遂受返書也、本州聞來、而遣使固停止使者之歸舟焉、同年秋九月、我太守義倫公在江戶、嬰病逝去矣、元祿八年春、遣裁判高瀬入右衛門、陶山庄右衛門、阿比留總兵衛於朝鮮、以疑問數條、遣東萊要轉達漢城焉、定期日待答書不到矣、竟一行之使者陶山庄右衛門、阿比留總兵衛相議、乘舡下碇於絕影島、待風一日、漢城之答書漸至也、乃使者送再答於東萊府、而使者皆歸矣、元祿八年之秋、我老使君親宗於東武、仍以前後事狀、轉啓執政焉、於是執政命老使君曰、竹島在海中、而去日本遠、而去朝鮮近云、從今固禁我國漁氓之往來也、乃以此意可告朝鮮云、翌年元祿九春、老使君自江戶還旆、乃招譯官、同年之冬、卜同知采判事來也、老使君而囑資禮曹之書、轉達東都焉、元祿十二年己卯春三月、老使君以書答禮曹、其言曰、前年象官超浪之日、面陳竹島之一件、緣是左右克諒情由、示以兩國永通交誼、益懋誠信矣、至幸至幸、於示意即已啓達了云、阿比留總兵衛帶此書渡

海、使館守傳致于東萊也、竹島一件事畢矣、韓錄元祿九年、因幡國と朝鮮國との間に、竹島と唱候島有之候、此島兩國入合の如く相成居不宜候付、朝鮮之人この島へ參候事を被禁候段、從公儀被仰出、其段朝鮮國禮曹參判へ家老使者前々年より再度差渡候處、論談及入組候を、今年正月廿八日、義真國元へ御暇被成下候節、右竹島へ日本人罷渡候儀無益之事に候間、被差留候段領主へ被仰渡候付、義真歸國之上、同年十月、朝鮮之譯官使對話仕候刻、右被仰出候次第傳達仕、爰に至り論談相濟候、
按に、草廬雜談に云、竹島を朝鮮へ給ふと云ふ、此時の事なるへし、右見外史載宗義功家譜、
竹島
北史倭傳に、竹斯國竹島阿蘇山とあれば、竹島は、古より我國の島にきわまりたり、然るに憲廟の御時、朝鮮より朝鮮の島のよしを申上ければ、竹島を朝鮮へ與へ給ふとかや、憲廟の御仁政にてあたへ給ふといへとも、地は少の所も惜むべき事なり、されは有司の過ならんか、阿蘇山は明の永樂のとき、壽安鎮國山と封せしゆるに、西土へ聞えしと思ひし

に、是にて見れば、北魏の頃より西土へ聞えたり、九州は西土へ近きゆゑなるへし、草履雜談載諸家隨筆、一隱岐の西海に一小島あり竹島と云、むかし隱岐の邊より渡りて、大竹を切來て、諸方へ賣、甚だ大にしてよき竹也と云、近來その島へ渡る時は、朝鮮人多く來て、此方の船を見れば、鳥銃を打て船を近づきといふ、この島果して日本の属島なれども、遂に朝鮮に取られたり、隋書にも竹島とあり、北史倭國傳「遣文林郎裴世清使倭國、度百濟行至竹島、南望耽羅國」と云、是なり、

一予嘗て對島の人に相偶して是をきく、海上數十里に一の小島あり、竹島といふ、長州の海邊細民、小舟にて此島に往き、竹を斫て長府の市店に賣る、享保の頃までは能き美竹ありて、大に用を便す、いまは絶てなし、何の頃より朝鮮の細民來て居す、近來舟を遣すに、彼の人々鐵砲を放て其島中に入る事を許さず、此故に今は往て竹を斫るものなしといふ、予按るに「隋書曰、文林郎裴世清使於倭國、渡百濟行至竹島」といふも此島の事なりといふ人あり、しかれども朝鮮の隱峰か野史の別錄曰、「平秀吉殺

君篡立、其威勢欲取路我國侵犯大明、中略朝廷不以爲憂、後五年丁亥春三月、日本賊十六艘自嶺南外洋、直到興陽損竹島、各鎮列邑舟師、結陣于相望處、此説を見れば、今の竹島にあらざるに似たり、別に一島のことし、予嘗て彼の國に依て考あり、此に記しかたし、以上、中略漫錄、

竹島は日本を離るゝ事遠くして漢土に近く、境内頗る廣活たる島也、大竹喬木盛茂し、禽獸魚鼈多くして、産物足れる島とかや、亦甘露の瀧異なる井泉ある事を沙汰す、此島山に生する猫は尾短曲也と云、依て曲尾なるを竹島猫と稱す、多く虎生と云、亦蛇大きく、申蛇にして産とす、蛇を得る爲に岸の竹を撓て海中に沈め、朝にこれを浮ふ、枝葉附蛇恰も生木子の如くとかや、渡海の者齡盛年を限る、三十を越す者は海上の風波を凌ぐ事難しとぞ、隱岐國へ渡り、強き南風を待て纜を解舟を出す、島は隱岐より乾に當て聳立、またこの島より朝鮮へ渡海、釜山浦の湊へ其間十八里、夜に到は彼國に明す民家燈たしかに見ると、渡海せし船人等是を茗談す、
伯耆民談、

大御國環海私圖 圖省略

寛政三年亥七月廿日、蕃船一隻濱田城の近海に來り、其日にさる事あり、按するに、西アナジとて、西北の大風おこる時は、朝鮮の夷船漂着する事あれば、海國にはあらかしめ守禦の術をなさすんはあるへからず、此圖九州二島及び外夷へかけて寫し出すは、大抵三宅氏の薄遊漫載によれり、扱過にし年、石見の獵船對馬より歸る漁人あり、それらの談に、對馬と朝鮮とは、世に其間四十八里とはいへども至て近し、大抵八九里許も有らんかと語りしと、いかゝや疑はしき事なり、

いにしへはかくやはきし竹島の
きしをへたて、今そさやなる懐中抄、
竹しまやよするさ、波いくかへり

つれなき世々をかけてこふらん現存六帖
○以上、石見外史、

先生曰、對島日本の要地なり、其ゆゑは、むかしより日本の地といひ來りし小島一つを、朝鮮へも本唐へもとられては、日本に疵の付といふものなり、然れば外國より手さゝぬ様に、政の心得ある事な

り、かの國は日本より殊の外手はなれ、外國へは甚近し、對島の儒官小山朝三、常に先生に申ていきとほりしは、いま朝鮮の唐島と申は、古の任那の地に、我國の藩國なり、然るにいつれの頃よりか高麗にござれて、かの國にも我國にもその事をしり給はぬ、むねんの至りなりといひしとや、白石退私錄、
一九州五島の向に島あり、朝鮮の島にて候、右は濟州と云、此島大概日本言葉をつかひ、日本の歌なとをもうたひ申候、此島の始は日本人參り候て、其筋にて段々人數出來、今之通りに相成たる由に候、即朝鮮より支配仕來り候事、異本朝鮮物語、

通航一覽卷之百三十七終

通航一覽卷之百三十八

長崎港附平異國通商總括部第一

按するに、長崎は肥前國彼杵郡に屬し、古は深江浦といひ、また瓊浦、或は福富の津ともいふ、文治年中、右大將頼朝六十六箇國の總追捕使に補せられ、諸國に守護を居へ、庄園に地頭を置く時、家人長崎小太郎に此地を與へ、春徳寺山に城郭を築きてこれに居らしむ、よていつとなく長崎と呼なせり、その裔孫長崎甚左衛門將軍義輝の勸氣を受けて所帯を沒收せられ、長崎の地は大村民部大輔純忠入道理專か所領となりしよし、長崎志、長崎集、長崎夜話草等に見ゆ、崎陽記録には、往古此地に入江あり、深樹綿々として長き洲崎に、森崎權現の祠ありしのみにて、民屋微少、農民は山谷を墾き、漁夫は魚を網して渡世とし、長き洲崎ありしより、をのつから長崎といひならはせしともいふ、抑此地かく極西の邊僻たりしか、其興隆の根元は、天文十二年八月、南蠻のカリウタ船始て大隅國種子島に渡來し、

其後豊後國府内及び臼杵等の地に來りて交易し、元龜元年また府内に着船せしか、其頃秋月三河守種實、領主大友左衛門督義鎮入道宗麟に叛くにより、戸次伯耆守鑑連を將として、筑前國甘水長谷山にて合戦あり、これらの怨劇によて、交易なりかたく、肥前國大村の領主大村理專は大友の幕下たるゆゑ、彼地に入津すへしと命す、されとも大村口針尾の瀬戸迫くして、大船入る事能はず、同領長崎は三方山高く海深く、風波穩にして覆没の憂なく、これに過たる港なしとて、始て此地に入津交易し、自後これを渡津と定めん事を請ふ、領主理專これをゆるし、明年より家人友永對馬に命して市井を開き、島原町大村町外浦町平戸町文知町横瀬浦町六町これ而建、其後博多町樺島町今町五島町内下町を建添、二十餘年を経て、文祿の初にいたり、二十三町となる、町の頭人は高木勘右衛門、後藤惣太郎、高島了悦、高木新七、町田宗賀、白倉如庵、吉岡九郎兵衛、馬場甚兵衛、須川主水、山本庄左衛門等なり、此内高木高島後藤町田四人年寄となる、爾來逐年繁榮せり、是より先天正十五年、豊臣太閤西

征の時、長崎の事を詮議ありしに、彼者共數年長崎の地に南蠻船を寄泊せしめ、切支丹の邪法を信し、神社佛閣を沒倒せしよし聞えしかは、不法の至りなりとて、頭人共を追却し、伴天連等の船を追還し、商船のみを入津せしめ、藤堂佐渡守高虎を遣して法度を定む、同十六年また高虎及び寺澤志摩守廣高を遣し、大村領長崎の地を公領とせし旨令せしめ、代官として鍋島飛騨守直茂にこれを預く、同年市中に地子免除の朱印を授け、これより年毎に、市中の惣代大坂城にいたりて歳首を賀す、文祿元年寺澤廣高に命し、鍋島直茂に代りて長崎の事を司らしめ、其年代官を置、村山東安はしめ安東、是なり、また肥前國松浦郡平戸は、松浦肥前守鎮信か累傳の所領にして、此地も諸蠻入津の港たりしか、後に長崎一方を異國通商の要津と定めらる、かつ唐船も永祿元龜の頃は、希に小船にて糸端物藥種等積渡りしか、天正慶長の頃にいたり、明朝亂れて人民兵革に苦み、家財を携へ長崎に逃れ來りて住居を願ふもの少からず、船數も漸く多くなりぬ、長崎の外にては、長崎に始て入津せし五嶋平戸大村、及び

薩摩國阿久根、筑前國博多、豊後國府内等にも着岸せり、これ長崎志、外國入津記等に載る所なり、

○津港并町割等

文祿の頃より、江戸町に異船着岸の波戸場を置、番所等而建、寛永のはしめにいたり、船手の市中より下役を出して、異船着岸ことに奉行所に注進せしめ、同十八辛巳年より、番船等を出させ、其費もまた彼市中より出さしむ、寛文五乙巳年燈臺建、元祿八年波戸場定役、及び吟味方を置かる、明和乙酉年十二月廿二日、港口埋りたるにより、浚方入用として、諸國の廻船及び近浦より來津の船に、石錢出す事を令せられしか、寛政三辛亥年正月十七日これをゆるさる、

文祿の頃より、此所を船着の波戸場に定め、石垣を築き地形を均し番所を建、寛永の初年に至り、船手の町々より下役を出し、異國船着津の度々、御奉行所に注進せしむ、同十三丙子年より、唐船長崎港一方に被令着船、同十八辛巳年、阿蘭陀船平戸より長崎に移され、向後異國船一切他處に往來する事御停止被仰付、當港諸用繁多に成、警固の番船通番等を出させ、船頭水主賃銀請入用等、船手町々より差

出さしむ、延寶五丁巳年、波戸場江戶町口の方長五間四合五勺、坪數十四坪一合四勺、間、長十一坪數八坪八合、自注、長七間、坪數三坪一合五勺、右三所合二十六坪餘、地形を築き出さしむ、元祿八乙亥年、自注、長七間、坪數四十九坪出さしむ、同九丙子年、自注、長八間、坪數六十四坪、并入江の所、自注、長三間二尺、坪數十八坪餘築出さしむ、

波戸場間敷之事 東西 詰所前より江戶町口門際迄二十五間、南北 西御役所石垣下より海岸石段の上迄、東側二十七間、西側二十四間、船着の石段、上通り二十間、入江 横五間三尺、長十四間(此處風波之節、御用船等引入可繫置用意也、)〇迦番所一棟 長三間に横二間(寛文五乙巳年、唐通事依頼唐船夜中入津の時、港内の方角目當の爲、大波戸に燈籠堂を建、毎夜燈火を點し置、たき旨御免有之、其後此處港内に唐船阿蘭陀船在津中、警固の繫番船役人を出さるゝ處、若風波甚しく乗船成かたき時は、繫番船を迦し、此番所より海上を見渡して相守る故、其後迦番所と唱る也)〇役人詰所并定役居宅一棟 横三間二尺六寸、長十九間(此内中央二

間の所役人詰所にて、左右八間半宛の所定役二人居宅也)〇御高札 港きは断なくして築出す事をゆるさす、并かるものちりあくた一切是を捨へからず、若猥之輩有之においては、可爲曲事者也、十月〇鐵の石火矢玉一 大波戸坂際に有之、廻り五尺六寸(右鐵玉の事、諸の舊記に其説を出さず、賤夫等の傳話に、蠻人我國の威を顯さんと、彼國より持來れりと云、或は日本より蠻船を可繫沈用意也と云、又一説に、島原一揆籠城の節、於彼地土中に穴を掘抜き、鹽硝數百斤を以て此玉を打出すへき支度に鑄造せりといふ、其説何れも虚蕩にして信用成りかたし、暫く其概を舉る而已)長崎志〇按する寄書上に、島原一揆のとき、唐通事頼川官兵衛木石火矢を拵へ、島原に持越候へども、御用には立不申候、其石火矢長五間餘、筒口差渡三尺餘有之、其玉大波戸に今に被召置候と見ゆ、また長崎夜話草に、紅毛の石火矢は二貫目玉より、段々三百目玉もあり、また國崩とて古ありしにや、この玉長崎大波戸にありと載す、異説にや、

貞享四年より改始

内外町船敷之事 一内町船敷、但、戊辰五月改、二百六十三艘(十五反帆二艘、八反帆一艘、七反帆四艘、四枚帆六十一艘、三枚帆百五十七艘、二枚帆十六艘、五枚帆十六艘、端船五艘、たんへい船一艘、外に

七十一艘、内五艘阿蘭陀荷漕船、三十艘浦々預け置、三十六艘他領に預け置、合三百三十五艘、但、卯年改、三十一艘減す、〇一外町船敷、但、戊辰五月改、三百十五艘(十八反帆一艘、八反帆二艘、六枚帆四艘、二枚帆七十七艘、四枚帆四十一艘、たんへい十二艘、三枚帆百十四艘、五枚帆三十三艘、七反帆一艘、てんま十七艘、小船十二艘、水船一艘、外に二百四十一艘、内二十九艘、浦々へ預け置、二百二艘、他領に預け置、合五百五十六艘、但、卯年改、十五艘過〇内外町船敷八百九十艘、但、卯年改に差引十六艘減す、〇長崎覺書、明和二乙酉年十二月廿二日、若年寄松平攝津守按忠恒、渡、御目付内藤主稅達、

也、
十二月 覺
一諸船長崎港内にて荷物積候は勿論、たとひ沖積仕、又は沖にて致瀬取候共、長崎へ來候船は、出入とも荷物の多少によらず、其船之石高に應し、一石に付參錢宛之積石錢可差出事、但、近在近浦小船茶船之類は、五枚帆五石の積を以、帆數に應し一石に付參錢つゝ、可差出事、一積荷物無之から船にて出入候節は、其斷をいたし改を請、石錢差出候に不及事、一 大坂堺の廻船、唐紅毛荷物商人より仕立候船は、荷主より直に石錢可差出事、一 御城米并長崎御廻米積候船、無差別石錢可差出事、但、是は御城米之船請負候者にても、又は荷主にても相對次第、石錢出之、其石錢は船主より可相納事、一 武家手船にても諸荷物積候船は、石錢可差出事、右之通可相心得候、石錢取立のため、港口に番人差

出置候間、出入共に改を請、石錢差出候は、番所より切手を請取可致入津候、出船之節、右切手可差戻候切手無之船は、石錢可取立事、

但、荷主より石錢差出候類の船は、荷船よりの斷書、右番所へ差出可申事、

右之趣御料は御代官、私領は領主地頭より可觸知者也、

十二月

右之通可被相觸候、柳營日記、天明集錄、條令集、御觸書、長崎志、按するに、老渡、寛政三辛亥年正月十七日、松平越中守中定信、

大目付へ

長崎港通船之川口浚爲入用、諸國之廻船并近浦より入込候船の分、港口番所に於て石錢取立候段、明和二酉年相觸候處、石錢差出候に付ては、出入の船難儀之趣相聞候間、此度石錢取立候義相止候、以來は石錢不及差出、可致通船候、

右之趣、御料は御代官、私領は領主地頭より可觸知者也、憲法部類續編、憲教類典

寛永十六己卯年、港御用船の事始る、其船額二艘にして、肥後國主細川少將忠利、天草領主山崎甲斐守家

俊、肥前國島原城主高力攝津守忠房より、各年かはるかはる出せしか、享保五庚子年より、細川氏一手持なる、證は附録海防の部、御備、堀長崎の條にあり、

慶長二丁酉年、是より先長崎の町數二十三町あり、地子免除にて内町と稱せしか、こゝしより田島の地にも、町割ありて四十町加はり、定めの地子銀を上納せしめ、外町と稱す、逐年町數まして、後に八十町とな

る、延寶元癸丑年、市中に銀子を賜はり、巷門を建しむ、元祿十二己卯年七月、内町外町の分ちなく、地子上納等平均たるへき旨令せられ、是より内外町名やむ、寛政八丙辰年、山畑通路に柵門及び番所を建ら

る、また穢多町は西坂に在りしか、享保四己亥年、馬込村に移さる、

元龜二辛未年より、長崎地割始り六町出來し、年々地形を開き、町屋敷を建廣め、文祿の比迄に二十三町出來す、

但、天正十六年、長崎御料所に被仰付、地子御免除の地と成る、是を内町と稱す、

逐年長崎繁榮し、居住を願ふ者多く成し故、慶長二年より元和の頃に、田島高八百三十四石餘の地に

町數四十町出來し、定めの地子銀を上納す、延寶の初年迄は、三十八貫八百五十目餘なりしに、延寶五年四十七貫目餘と成り、同六年五十貫と成る、是を外町と稱す、其後諸所築出の地形出來して、地子銀増加す、
寛文十二年、家ヶ所多き町々より願出るに付、一町を二町或は三町に分け、是より内外町數七十七町と成る、
内町二十六町、附ヶ所數地子免除の地、江戸町二十八ヶ所、本下町三十五ヶ所、今下町三十二ヶ所、本築町四十三ヶ所、西築町四十ヶ所、權島町五十ヶ所、本五島町三十九ヶ所、浦五島町三十ヶ所、船津町三十六ヶ所、小川町五十一ヶ所、金屋町三十三ヶ所、半、右十一町船手、島原町三十三ヶ所、大村町三十八ヶ所、平戸町三十四ヶ所、外浦町四十一ヶ所、本博多町四十ヶ所、堀町三十三ヶ所、引地町四十五所、新町三十二ヶ所、豊後町四十一ヶ所、櫻町四十六ヶ所、本興善町三十九ヶ所、後興善町三十三ヶ所、今町四十二ヶ所、内中町三十三ヶ所、右十五町陸手、

外町五十一町、附ヶ所數定めの地子上納、西濱町三十九ヶ所、東濱町五十一ヶ所、今鍛冶屋町三十五ヶ所、本石灰町七十ヶ所、船大工町四十七ヶ所、本籠町四十八ヶ所、萬屋町六十六ヶ所、榎津町七十四ヶ所、本古川町七十三ヶ所、西古川町六十三ヶ所、東古川町六十三ヶ所、材木町二十四ヶ所、本紺屋四十七ヶ所、袋町四十六ヶ所、酒屋町三十三ヶ所、今魚町六十三ヶ所、出來鍛冶屋町三十四ヶ所、惠美町八十五ヶ所、八三四六、大黒町九十ヶ所、九二二、右十九町船手、油屋町五十八ヶ所、今石灰町四十七ヶ所、新石灰町四十七ヶ所、今籠町四十ヶ所、銀屋町五十一ヶ所、磨屋町四十六ヶ所、新橋町二十八ヶ所、麴屋町四十九ヶ所、諏訪町三十八ヶ所、三五、八幡町六十二ヶ所、本紙屋町四十三ヶ所、伊勢町六十一ヶ所、新大工町六十九ヶ所、出來大工町七十五ヶ所、大井手町三十七ヶ所、古町五十ヶ所、桶屋町五十八ヶ所、今博多町五十三ヶ所、今紺屋町五十ヶ所、中紺屋町四十一ヶ所、本大工町六十一ヶ所、勝山町四十七ヶ所、北馬町五十二ヶ所、南馬町五十ヶ所、所七五、爐粕町五十七ヶ所、八百屋町六十一ヶ所、

東中町七十四ヶ所半、西中町七十二ヶ所、東上町六十九ヶ所、西上町七十三ヶ所半、上筑後町六十七ヶ所、下筑後町六十ヶ所八七五、右三十二町陸手、外に出島町、二十七ヶ所、右は、寛永十三年より同十五年迄、南蠻人被差置の處、其年蠻人不殘被追返、出島町明き屋敷と成る、同十八年阿蘭陀人平戸より長崎に被引移、是より阿蘭陀住館と成る、坪數三千九百六十九坪一合、地子銀一貫六百七十三匁一分三厘、年々上納す、

丸山町、四十九ヶ所、右は、小島村の内丸山と云野地に遊女屋三軒有之處、或時三軒共に同時に焼失す、仍て寛永十九年、同村の地を開き、市中に有之遊女屋を此所に引移され、丸山町と唱へしむ、坪數四千五百三十八坪、地子銀一貫六十一匁七分二厘、年々上納す、

寄合町、五十二ヶ所、右は、同年同村の内野地を開き、市中諸所に有之遊女屋残りす此所に引移され、寄合町と唱へしむ、坪數五千四百坪八合一勺一才、地子銀一貫四百二十九匁二分九厘、年々上納す、

長崎惣町數合八十町、元祿十二己卯年七月、御

奉書到來にて、向後内町外町の差別無之、諸公役諸配分銀高一切可爲平均旨被仰出、是より内町外町の名目相止之、長崎志、

長崎内町建始附箇所數

長崎は元龜天正の比迄は、大村より領之、元龜末年に至て、大村理專家老友永對馬町割を相定由、則島原町大村町外浦町等を建初む、其頃は南蠻人とも住居し、邪宗門を張行す、是に依て自然と長崎村浦上村を邪徒の輩寺領に押領し、猥敷旨秀吉公達上聞、彼邪宗之頭人共蠻國へ追退給ひ、是より邪宗門彌御制禁也、依之天正十六子年より御公領に成、
自注、但、元龜二年より天正十六年迄十八年に成、同年子五月、惣町町子免許之御朱印從秀吉公頂戴之、是に依て毎年年頭之御禮相勤、
自注、但、元祿十五、文祿元辰年御奉行相始、同年島原町本博多町境之堀出來、慶長元申年櫻町勝山町堀出來、同五子年小川町より船津町へ掘通し、籠屋之下より引地町下町へ掘通し、内外之町境を相極、内町數廿三町に成、然處寛文十二子年市法相始る、此節右町數之内、大町の分三町訴訟仕御分け被成、則東築町今下町新興善町以上三町、都合廿六町に成、

右之内船手十一町、陸手十五町也、但箇所數九百六十九ヶ所半、乙名日行使増ヶ所、并唐連詞阿蘭陀通詞無役之屋敷共に、

外町建始并箇所數

外町も往昔は田畑の地也、文祿元年より村上東安御代官申請之後、末次平藏受地に成、慶長二年町割定り、材木町袋町酒屋町等を建始、夫より段々町割有之て、出島町共に四十三町也、

寛文十二子年、大町の分訴訟仕御分け被成候、則大黒町東上町上筑後町南馬町出來、大工町本古川町東古川町中紺屋町東濱町新石灰町出來、鍛冶屋町以上十一町、都合五十四町に成、右之内船手廿町、陸手三十四町、箇所數二千八百三十ヶ所半、組常行司二ヶ所加へ入、但乙名日行使増ヶ所加へ二千九百三十八ヶ所半、

内外町新築地間數并貫銀

一江戸町、寛文三卯年十月、長三十間五尺四寸、横二十六間、御藏屋敷替地坪數八百一坪六合、貫銀不出○
 一同町、同十三年、長二十五間、横六間、百五十坪、右同斷○一同町、延寶八申年、長十六間、横十間、高木

彦右衛門之内百六十坪○一籠屋築地、寛文九酉年御築出、長十八間六合横平均五間九十三坪貫銀不出○一引地町、同十二年、五間入十六間、岩永宗故屋敷百四坪、右同斷○一西築町、延寶二寅年九月、橋より上、長百二十二間一尺四寸、横平均二間六合八九、三百二十八坪六合七九四○一同町、同四辰年五月、橋より下、長二十五間三尺二寸、横平均五間八合、二百四十九坪九合六零三○一本下町、延寶二寅年九月、長百十間二尺五步、横平均二間六合八九三、二百九十六坪六合三九○一今下町、同年九月、長二十二間半、横平均四尺九寸五步、十七坪一合七六九、貫銀不出○一權島町、同四辰年五月、長四十三間四尺六寸、横平均四間三合一五二、五百八十七坪九合四夕○一島津町、延寶四辰年六月、長八十五間四尺七寸五步、横平均二間六合三、二百二十五坪四合三三○一浦五島町、寛文十三五年、長五間程、但おくひなり、横一間半程、五坪三合三○一内中町、延寶四辰年、表口四間入二十二間、野田玄庵屋敷八十八坪、貫銀不出○一豊後町、同八申年、表口五間入七間、曾根川檢校屋敷三十五坪、貫銀不出○一大波戸、延寶五巳年、内外惣

町より築立、長五間二尺九寸二步半、横平均二間六合、十四坪一合、右同斷〇一同所、同年右同斷、長十一間、横五尺二寸、八坪八合〇一同所、右同斷、長七間、横二尺九寸二步半、三坪一合、右は内町新築地貫銀出る分は、御屋敷修理方其外公役と仕候銀之内に相加へ申候〇一西濱町、寛文三年、長四十九間三尺四寸五步、横十五間八合八八、御藏屋敷替地七百八十六坪九合五一七〇一同町、延寶四辰年五月、長七十四間横十間、七百四十坪〇一惠美酒町、寛文十二年、表口十八間六尺八平均八間七合五夕、三百三十一坪、末次平藏請地之時分築〇一同町、同年、長四十一間八合、横平均九合四七五、三十九坪六合零五二、右同斷〇一惠美酒町、寛文四辰年五月、長七十一間四尺五寸、横平均二間七合一、四百九十四坪六合〇一大黒町橋際、延寶四辰年五月、長十四間横平均四間六合四九、六十一坪零六〇一同町北之方、同年、長十四間一尺、横平均三間五合八、五十一坪六合七六二〇一船大工町、延寶四辰年、長六十八間四尺九寸、横五間、三百四十三坪七合六九二三〇一本籠町、同年、長百五十三間八合三零七五、

横五間七百六十九坪一五三七六八二五〇一諏訪町、同年、長二十九間三尺四寸、横平均一間五合八一四、四十六坪六合八七七〇一新橋町、延寶四辰年、長二十九間半、横二間、五十九坪〇一中紺屋町、同年、長十四間五尺、横二間、三十六坪九合三三〇七五〇一東濱町海手、同年、長九十七間二合三、横十間、九百七十二坪三合、此内百九十四坪四合六八通り道の分也〇一同町西堀端兩方、同年、長三十八間、横平均一間七合一七五六、六十五坪二合六五〇一同町東河端、延寶四辰年、長二十七間五合八五、横平均二間三合九六、六十五坪九合一二〇一萬屋町、同年、長四十六間、横一間六合五零六、七十五坪九二七六零六一、但東西川端西方にて〇一板津町、同年、長二十六間四尺、横平均一間五合三三三、八七、四十坪七合五七七八七四七〇一今鍛冶屋町、延寶四辰年、長百間五、横平均二間二合六三三、二百二十七坪七七三九三五〇一本古川町、同年六月、〇一出島橋前、同六年、〇一同荷役場、同八年、〇一梅ヶ崎、同年、右之外町之分新築地之銀は、内町地子銀高に相加へ、毎年上納仕候、但延寶六年年より、

高五十貫に相極、以上、長崎覺書、

寛永三丙寅年、江戸町大波戸築立等有之、寛文五巳年七月、唐通事中より願ひ、燈籠堂一間に四間に建、燈油并修理等迄、唐通事中間より仕候、波戸場役下見助右衛門、長崎集、
寛永十九壬午年、丸山町寄合町を建、遊女を移、今博多町大井手町八幡町伊勢町に有之、崎陽記録、長崎寛文十庚戌年、水樋普請本五島町倉田次左衛門存立、延寶七己未年成就、長崎覺書、
延寶元癸丑年、御公儀より町中へ御銀被下、町々門建之、長崎覺書、
外町五十四町之地子銀、末次平藏支配之時分迄は、三十八貫八百五十匁一分五厘七毛上納、延寶四辰年平藏流罪之後、按ずるに、事は御代、奉行牛込忠左衛門外町中地子銀途吟味、四十七貫四十八匁五分七厘に被相極、同巳年上納、翌午三年以前之辰年新築地赦免有之地に、地子を被懸加候て、地子銀惣高五十貫目に定、延寶六年年より、毎年五十貫目ツ、上納仕候、又元祿九子年、東濱町東籠町兩所へ築地有之、此地子八十七匁九分一厘二毛相加へ、都合五十

貫八十七匁九分一厘二毛上納、長崎御用書物、

延寶八庚申年、櫻馬場左右之石垣、高木彦右衛門御奉にて出来仕、同年櫻町兩堀北側之石垣、同堀内町二十六町より仕る、凡銀十貫目程出之也、月役高仁左衛門高木四郎右衛門、代り乙名、田中半三郎相勤る、元祿二己巳年五月より、町々門通札始る、以上、長崎集、
享保四己亥年、櫻馬場土手建、同年西坂磯多共、馬込聖徳寺之並島地へ移る、同六辛丑年、東濱町裏之手柵出来、同七月より公役にて、兩馬町より馬三十三疋程宛出之、惣町之塵芥俵に入此所へ運ふ、是以後町屋に可被成ため也、尤船番町使大勢に成、町々に令住居故、此所に可召置由、同十二丁未年八月、櫻町札之辻堀を築立、木を植、芥は濱町築地に運ふ、長崎覺書、
寶曆元辛未年九月、江戸町ヶ所數六ヶ所相増、是迄二十二ヶ所、今年より二十八ヶ所に相成、長崎覺書、
寛政八丙辰年、當地諸所山畑出入路不取締に付、以來市中門留之節、番人を置出入を爲可制、柵門并番所等七ヶ所被建之、尤番人賃錢諸雜費等は、總町貫

銀を以可差出旨被命之、長崎志續篇、

御制札有所并囑託銀之事

一郷方御制札三ヶ所、内一長崎村櫻馬場四枚、内一枚奉行、一枚名なし、二枚長崎奉行と有、一山里村坂本四枚、右同斷、一淵村木鉢五枚、内一枚奉行と有、一枚名なし、三枚長崎奉行と有、但、他より高し、一枚は港制札一高札四ヶ所七枚、内二枚石火矢臺場、四枚木鉢道生田御焰硝藏近邊、一枚稻佐焰硝穴藏一御林竹木之御高札十一ヶ所、内三枚長崎村、三枚山里村、二枚淵村一囑託銀板數五百枚、銀目十九貫九百八匁二分、(但、年々減引、正實銀寛永三子年之比、始三百枚にて候處、延寶九四年二百枚御足被下候、元禄元辰年改之、右之銀内外町三町にて各年に預り、毎月朔日より五日迄之間、毎日御制札場に掛る、預り町豊後町櫻町勝山町也、但町内出火之節は、豊後町一町御制札場へ相告る)一櫻町札辻大小九串、内六枚奉行と有、一枚御名なし、一枚御名判、但堀石垣柵は、内町中より、延寶八申年造之○一江戸町大波戸一串、御名有○一出島橋口二串、御名有○一長崎村三串一浦上村三

申一「小瀬戸村四串」一木鉢道生田に一串一唐人屋敷五串、内二枚奉行と有、三枚御名有一「船津町海邊に二串」一樺島町海邊に一串一「稻佐穴藏に制札一串」一「錢座川筋に制札一串」一「小川町河筋に制札一串」右何も公儀制札也、外清水寺花盛之節、毎年御書替被下、長崎覺書、
延寶八庚申年

定

一ばてれん、いるまん、惣而切支丹宗門之者、かくし置へからさる事、
一異國住宅の日本人、もし歸朝においては、かくし置へからさる事、
一人うりかい停止たり、但年季のもの十ヶ年をかざるへき事、
一請人無之者に家をうり、并やとをかすへからさる事、
附主人のまへそむき來るもの、かゝるおくへからさる事、
一武士のめんく、異國人てまへより、直にかひもてうじの事、

一異國人のものを買取、銀子ち、いたすへからさる事、
一ふり賣に來たるもの、兩となりへ見せずして、かふへからさる事、
一にせ銀吹出すましき事、
一分銅并はかりの類、後藤うつしのほか、取やりいたすへからさる事、
一けんくわ口論停止之事、
一博奕一切停止之事、
右之でうく、おぼんの輩於有之は、可慮嚴科者也、
申九月日

源 右衛門
忠 左衛門

長崎出眼鏡○按するに、この二人は即長崎奉行川口源右衛門牛込忠左衛門なり、

札之辻御制札之寫肥前國長崎、

禁制

一件天運日本へ渡海之事、
一日本之武器異國へ持渡事、
一日本人異國へ渡海事、

附り日本住宅之異國人、同前事、

右條々於違犯之族者、速可被處嚴科者也、仍下知如件、

延寶八年八月日

奉行

條々

一件天運并切支丹宗門之族、異國より日本渡海之沙汰近年無之間、自然相隱密々差渡儀可有之事、
一先年異國へ被差遣南蠻人の子共、伴天運可仕立企有之由、此以前渡海之伴天運共申之條、今程漸伴天運に可成之間、日本船を造り、日本人之姿をまなひ、日本の言葉をつかひ、相渡儀可有之事、
一異國船近年四季共に渡海自由たる之間、浦々の儀は不申及、在々所々に至迄、常々無油斷心を付、見出し聞出し可申出、たごひ彼宗門たりといふとも、申出たるにおいては、其咎をゆるし御褒美之上、乗渡船荷物共に可被下之、萬一隱置、後日に伴天運又は同船之輩等捕之、拷問之上は、其かくれ有へからさるの間、不申出之相隱置之儀は不及申、其類、又は其品により、一在所のものまで急度曲事におこなはるへき事、
右之條々、海上見渡す所の番之者は勿論、獵船之輩其外之者に至迄、念を入見出し聞出し、奉行迄可申出之者也、仍下知如件、

西九月

源左衛門

按するに、西は延寶九年にして、宮城

監物

監物も長崎奉行なり、下同し、

源左衛門

一件天連入滿惣而切支丹宗門之者、不可隱置事、

一異國住宅之日本人、若於歸朝者不可隱置事、

一人賣買停止たり、但年季之者十ヶ年を可限事、

一請人無之者に家を賣、并宿かすへからざる事、

附主人之前背來者、不可抱置事、

一武士面々、異國人手前より直に買物停止之事、

一異國人之物を買取、銀子遅々いたすへからざる事、

一ふり賣來物、兩隣へ見せずして買へからざる事、

一にせ銀ふき出すまじき事、

一分銅并秤之類、後藤寫之外、取やりすへからざる事、

一喧嘩口論停止之事、

一博奕一切停止之事、

右條々、違犯輩於有之者、可處嚴科者也、

西九月

源左衛門

監物

源左衛門

通航一覽卷之百三十八終

定

きりしたん宗門は、累年御制禁たり、自然不審成者有之は申出へし、御ほうびとして、

ばてれんの訴人

銀五百枚

いるまんの訴人

銀三百枚

立かへり者の訴人

同斷

同宿并宗門の訴人

銀百枚

右之通可被下之、たごひ同宿宗門の内たりといふとも、訴人に出る品により、銀五百枚可被下之、隱置他所よりあらはるゝにおいては、其所の名主并五人組迄、一類共に可被處嚴科者也、仍下知如件、

天和二年五月日

奉行

長崎覺書○按するに、邪宗門御禁制の事、しばし、沿革あれども、詳に南蠻總括の部、切支丹禁制の條に出したれば、こゝに略す、

通航一覽卷之百二十九

長崎港異國通商總括部二

○奉行増減御役所

文祿元壬辰年より、寺澤志摩守廣高、長崎の事を司り

しか、慶長八癸卯年四月、小笠原爲宗入道一庵に長崎

奉行を命し、耶蘇の徒を制せしめ給ふ、長崎記に、廣高よ

稱せしよし記したれども、廣高は肥前國唐津肥後國天草を兼領し、其

封邑に近きをもて、長崎の事を與り聽しなるへし、古集記に、廣高長崎

預りとのみ記し、また家人二人長崎に在住あり、さては奉行の職を

命せられしは、一庵を始とすへし、また寛永長谷川左兵衛藤廣譜に、

今年長崎の奉行を勤むと載たれども、左兵衛に、時に與力十人を

此命ありしは、慶長十一年なれば誤りなり、

屬せらる、與力同心等の事、寛永十癸酉年、曾我又左衛門、

今村傳四郎命せられしより、寛永譜浦賀同心由緒書に、又左

衛門傳四郎は、奉行竹中采女正

御仕置相成候に付遣はされしとあり、然れば、其職を攝せしめて

にて、眞の奉行にはあらざるへし、傳四郎は下田奉行にて、明年より

また下田を二人となる、累代武鑑によるに、元和の頃より長崎町

つとむ、其在勤、はじめは南蠻船滞留中のみなりしか、同

十四丁丑年、島原陣の後、年中在廳、同十六己卯年、御

役料を賜はる、爾來また増、減あり、寛文六丙午年二月、稻生七郎

右衛門死去により、戸田伊賀守尙庸同國天草押を命せ

らる、貞享三丙寅年、大澤左兵衛新たに命せられ、奉

行三人となり、二人は在勤一人は在府す、是より以降

り、元祿十二年、林土佐守を加へられ四人となり、二人は在勤、二人は

府、寛永二年より三人となり、二人在勤、一人在府、同年よりまた二人

となり、隔年一人在勤、一人在府、同年よりまた二人

となり、川口攝津守其

となる、最初たり、

文祿元壬辰年より、慶長七年迄十一年、寺澤志摩守

様長崎御預り、御家老岡田權平殿、谷山源藏殿、覺書、

寺澤志摩守廣高長崎預り、文祿元壬辰年より慶長

七壬寅年迄十一年勤、家人谷山源藏岡田權平、長崎

に在住也、古集記、

文祿元年、寺澤志摩守始て長崎御奉行被仰付、其後

唐津城拜領有之、長崎には家老物頭等差遣置、折々

自身立越、仕置等被申付之、長崎志、

文祿元年、奉行として寺澤志摩守被差下、此時より

長崎奉行といふ、六本長崎記、

天正十六戊子、長崎御公領と成、同十九辛卯年迄

は、鍋島飛騨守御預、文祿元壬辰年、始て奉行寺澤

志摩守被差下、寛永九壬申年竹中采女正支配迄三

十一年之間は、奉行一人にて相勤、同十癸酉年、曾

我又左衛門、今村傳四郎兩人にて相勤、寛永十四五年迄、南蠻船六月着岸する故、奉行も其頃下着、彼船十月に出船仕候へは、早速御參府有之、奉行留守は、内町は町年寄、外町は末次平藏に預け置る、長崎集、長崎御用書物、

慶長八癸卯年、家康公征夷大將軍に任し給ひ、此時に至り、長崎の義は切支丹發興の處と聞召れ、則同年四月に至り、小笠原一庵といふて法體の入を差下さる、是長崎奉行の始なり、依て前年寺澤氏の建置れし屋敷奉行と云、又政所とも云けるなり、小笠原一庵は、元祖三河國知行の大名なりしに、一門の出入事有て、洛陽東山邊に引込、茶湯に月日を暮し、一門衆中よりの養育にて、閑人と成居給ひしを、家康公御意には、長崎は切支丹發興の所なれば、坊主天窓の者を遣はし、可然旨にて、則一庵法印に、其形にて罷下り相勤候様にこの事にて、與力十人御附、京都より直に下向有けるとなり、四月より十月まで御逗留、十月より來秋迄は町年寄なり、五本長崎記、

慶長八年二月、小笠原爲宗入道一庵法印に任し、肥

前長崎奉行となる、自注、翌年没す○武徳編年集成○按するして他に所見なし

文祿元年、寺澤志摩守廣高長崎御奉行始、慶長八年小笠原一庵、長崎實錄大成、

文祿元年、初て長崎奉行を置、寺澤志摩守廣高也、慶長五年御一統之時より、同七年迄廣高奉行、同八年小笠原一庵是に代り、寛永十年會我又左衛門古祐、今村傳四郎正長兩人被仰付古祐、竹中に代り、今村は江戸に在り、是より以來二人と成、隔年に在勤す、貞享四年、山岡對馬守被仰付、此時諸大夫と成、山本氏筆記、

長崎奉行

慶長十九甲寅年十二月廿三日父の跡

長谷川權三郎

長崎奉行町奉行兼之

寛永三丙寅年四月御目付より

水野河内守守信累代、武鑑、

寛永十三丙子年より、馬場三郎右衛門利重、但是迄毎年南蠻船御滞留中在勤にて、六月上旬長崎到着、同十月中旬歸府有之處、寛永十四年十一月、島原一揆籠城に付、榑原飛騨守、馬場三郎右衛門、十二月五日長崎に着、同七日島原表に出陣有之、此以後年中

在勤と成る、長崎實錄大成、

寛永十六己卯年二月三日、馬場三郎右衛門、大河内喜兵衛、御座の間へ召、近日長崎へ可相越旨被仰出、於彼地兩人米二千俵被下、從來年は一人宛雖被遣、一人に二千俵宛被下置旨上意也、人見私記、

寛文六丙午年二月、稻生七郎右衛門卒去に付、天草領主戸田伊賀守、長崎表押の爲到着あり、同四月下會根三十郎、其砌筑後久留米爲御目付在留之處、御下知有て長崎に來着し、假に支配被仰付に付、戸田氏は歸國せり、同年、六月松平甚三郎御奉行替り役義仰到着に付、下會根氏は直に歸府有之、長崎實錄大成、

寛文六年二月十七日、御奉行稻生七郎右衛門様於長崎御死去、此節下會根三十郎様筑後久留米爲御目付同所御在勤の處、七郎右衛門様御死去に付、江戸より依御下知長崎へ御越御在勤、尤御越以前は、天草領主戸田伊賀守様當地爲御押御越、四月三十郎様從久留米御越、伊賀守様は御逗留中、高木作右衛門所へ御宿被成、三十郎様へ御代り御歸城、同六月迄三十郎様御在勤、同月御奉行松平甚三郎様御

下向、西御政所へ御入被成候、其節三十郎様御歸府被遊、

寛文六年三月十九日、御弓頭松平甚三郎、御使役河野權右衛門兩人御座の間へ被召、長崎奉行被仰付、且又與力五騎宛増、其上五百石御加増被下由被仰出、是は島田藤十郎先頃御役御免、稻生七郎右衛門於彼地病死、奉行無之故也、但都合千五百石甚三郎、千七百石權右衛門、寛文年錄、

寛文六年三月十九日、松平甚三郎隆見、河野權右衛門通貞、長崎町奉行五百石宛御加増、與力五騎宛増被下、唐人之禮物受用仕間敷旨被仰付、慶延略記○按朔禮物をさす、事は別出下條に見えたり、

寛文十庚戌年

請取申御扶持方米之事

合四石八斗五合者

但京枘也

右是者手前三十一人扶持一倍の積、戌之九月十五日の晩より長崎へ相越、同晦日迄日數十五日半大之分請取所、仍如件、

寛文十戌年九月

河權右衛門印

末次平藏殿 按するに、これ例月の御扶持なるへげれども、その始る所を詳にせず、

請取申御扶持方米事
合九石三斗者

但京枿也

右是者手前三十一人扶持一倍之積、戊十月大之分儘請取所、仍如件、

寛文十戌年十月

河權右衛門印

末次平藏殿長崎記

延寶八庚申年より川口攝津守宗恒、但元祿三年以後、長崎御奉行諸大夫任叙定例と成る、長崎實録大成、真享三丙寅年八月廿一日、長崎奉行五百石御加増、御目付より大澤左兵衛、右唯今迄は長崎奉行二人にて相勤候處、向後三人にて、一人江府に罷在、長崎に兩人宛可罷在なり、御役料四千俵被下之、内二千俵は與力同心の給料被下之、真享年録、御徒方萬年記成に、真享四年とし、宮城越前守○按するに、長崎實録大成に、真享四年とし、宮城越前守とせしは、こゝに誤なるべし、

人も二人可遣旨被仰付、元祿年録○按するに、長崎實録大成、元祿十三とせしは誤りなるべし、
元祿十二年七月十三日
一長崎奉行向後四人に被仰付、二人宛隔年に交代致し、遠國之義異國之御用に候間、別而念入申合可相勉、代之義兩人一日に一人宛相代り可申事、
一只今まで三人にて取來候御役料、向後四人にて三千俵餘宛之積に被下事、
一長崎にて受用物も、唯今の分量之旨、向後四人にて割候て受納可仕、勿論受納物は不同無之、嚴密に四人可配分事、
右之旨、被仰出處の箇條也、甘露齋、
元祿十二年、御奉行四人と成、二人在勤、依之年行司四人、筆者四人と成、御交代四月と十月也、長崎集、元祿十三庚辰年、林土佐守忠朗一人被召所、御奉行四人と成り、二人長崎在勤、二人在府なり、長崎實録大成、
長崎奉行
元祿十六癸未年十一月十五日
日西丸御留守居より
佐久間安藝守信就
正徳三巳三月十二日、安藝守依願御免、後三人勤に罷なる、累代武鑑、

寶永元甲申年より佐久間安藝守信就、正徳壬辰年迄九ヶ年在勤、替役無之、翌巳年より御奉行三人と成り、一人長崎在勤、一人在府也、寶永三丙戌年より駒木根肥後守昌秀、正徳四甲午年迄九箇年在勤、替役無之、翌年より御奉行二人となり、一人長崎在勤、一人府、長崎實録大成、

長崎奉行

寶永三丙戌年正月九日

駒木根三郎政方

任肥後守

正徳四午十一月十八日、肥後守御作事奉行被仰付候以後、兩人勤に罷なる、累代武鑑、

延享元甲子年、奉行所交代十月に成、長崎集、

長崎奉行

明和二乙酉年正月廿六日、普請奉行より、座順之義は是迄之通

新見加賀守正榮

明和七庚寅年六月十七日、御普請奉行より、五十俵御加増、都合三百俵高被下、座順願只今迄之通

夏目和泉守信正
累代武鑑、

寛政二庚戌年三月廿八日

御座之間

御勘定奉行格

長崎奉行

水野若狹守

通航一覽卷百三十九

五十一

右於御前被仰付之、寛政年録、

長崎奉行

文化十癸酉年五月十四日、御作事奉行より、座席是迄之通

牧野大和守成傑累代武鑑、

延享三丙寅年、是より先御勘定奉行にて、長崎の御用奉はりしは神尾若狹守一人たりしか、ことしより御勝手方の奉行悉くうけたまはるへき旨命せらる、また寛延元戊辰年、松浦河内守長崎奉行を兼勤す、爾來兼帯及ひかの地御用を命せらる、輩あり、
延享三丙寅年九月御書付の内
一金銀銅山掛り
一長崎掛り

右之分、只今迄神尾若狹守按するに、若狹守は一人にて御勘定奉行なり、相勤候處、向後は御勝手方之者不殘懸りに可被相心得候事、大成令續集、

長崎奉行

延享五戊辰六月廿日、御勘定奉行より兼帯、寶曆二申二月十五日、五百石御加増、兼帯御免、長崎御用御用可相勤旨御役料千俵被下之、

松浦河内守信正
累代武鑑、

寛延元戊辰年より、松浦河内守信正御勘定奉行より兼帯、寶曆元辛未年迄四ヶ年在勤、翌壬申年在府にて、長崎御用加役に被仰付、御加増五百石、御役

料千俵被下置之、寶曆十二壬午年より、石谷備後守清昌御勘定奉行より兼帶す、長崎實録大成、

長崎奉行

寶曆十二年六月六日、御勘定奉行より、明和七年六月十七日、三百石御加増

石谷備後守清昌
累代武鑑

明和七年六月十七日

御座之間

御勘定奉行

石谷備後守

御普請奉行

夏目和泉守

長崎奉行石谷備後守跡、三百俵高に御加増

右於御前被仰付之、柳營日記、

明和七年六月十七日

石谷備後守

長崎表之儀、段々入御聽候處、追々御國益等も有之、御取締も宜相成候に付、長崎之儀は前々之通別段に奉行被仰付候、右奉行當秋出立被仰付候迄に、其方得と申合、新見加賀守と交替候様可被致候、其方儀は、向後長崎表之義承札置、萬事奉行と取計、於當地長崎御用之筋は小野日向守と申談、是迄之通取扱候様被仰出候、

右之書付松平右近將監渡之、御日記、寛政九丁巳年より、松平石見守貴強御勘定奉行にて兼勤、長崎志續編、

長崎奉行

寛政九年三月十四日、大坂町奉行より、同年十二月三日、御勘定奉行被仰付、直に長崎奉行兼帶

松平石見守貴強
累代武鑑

文祿以來、奉行役所元博多町に在りしか、寛永十癸酉年、奉行二人となるにより、其役所を裂て二ヶ所とせらる、同年焼失により、兩所とも他所に移さる、今の西地是な、同年西濱町に下屋敷を賜はる、與力同心の居、寛文三癸卯年、兩役所また災に罹るにより、其地を増して東西二ヶ所に分たる、同十一辛亥年、故井上筑後守政重が役宅の地を、兩奉行の下屋敷に賜はりしか、また東役所を此地に移され、延寶元癸丑年造畢して、立山役所と稱す、元祿八己亥年、兩役所の辻番所建、正徳五乙未年役所内に新に番所を建られ、船番町使をして勤番せしむ、

文祿元壬辰年より寛永九壬申年迄四十餘年の間は、御奉行御一人にて、御役屋敷は本博多町に有之、寛永十年曾我又左衛門、今村傳四郎兩人御奉行

被蒙仰に付、右の屋敷を二つに分て兩屋敷と成る、然る處其年今村氏屋鋪より出火にて、隣屋敷其外五六町も焼通り、今の西屋敷の地、其頃は江戸大坂

絲割符宿老會所なりしに、此屋鋪も類焼せり、仍て西屋敷の地に御役所二ヶ所被建、本博多町元奉行屋敷の地を、宿老ともへ替地に被相渡之、長崎志、時陽記、

御奉行屋敷、文祿の頃寛永十年迄は、本博多町に在之、凡四十二年、此年西御屋敷始而、是は今村傳四郎様御屋敷より出火、平戸町大村町外浦町、只今之西御屋敷まで類焼す、其頃は御屋敷に森崎權

現之御社有、又江戸京大坂堺四ヶ所宿老之屋敷在之、權現は諏訪社内に奉移、宿老會所は本博多町御奉行屋敷に替地被仰付、西屋敷御政所に成、長崎實録、

寛文三癸卯年三月八日、長崎大火事、御屋敷焼失に付、松平丹後守様藏屋敷へ御移被成候、御普請之儀は松浦肥前守様承りにて御造營、爲御手傳末次平藏高木作右衛門出る、今船番之居所は、其頃は高木作右衛門屋敷也、然る濱町御下屋敷に替被造、東御屋鋪建、同八戊申年、西御政所石垣横幅六間御築出

し被成、十二月廿七日成就、翌九乙酉年御長屋建、長崎實録、

寛文三癸卯年四月十二日、長崎兩町奉行屋敷一軒に被仰付、一人へ被下、高木作右衛門屋敷被召上、是を町奉行屋敷に被仰付旨、按するに、元寛日記、累代武鑑等によるに、元和の頃より、長崎奉行町奉行を、黒川與兵衛へ老中傳之、人見私記、

寛文三年火災有て、兩屋敷ともに類焼す、依之今の船番屋敷は高木作右衛門屋敷なりしに、江戸町の内五ヶ所屋敷を加へて東屋敷を建、高木方には川岸端の屋敷を渡し、五ヶ所の町人には西濱町築地を相渡、西屋敷の地内に一ヶ所を建、是より西東兩御屋敷と成る、

西御役所惣坪數千六百七十九坪
御本屋六棟、土藏四棟、御用長屋一棟七部屋、東長屋一棟六部屋、向長屋一棟三部屋、厩長屋一棟

二部屋、南長屋一棟五部屋、中長屋一棟六部屋、大波戸石垣上一棟七部屋、

右の地内に最初兩御屋敷有しに、寛文三年一ヶ所に建直さる、船番屋敷の地に東屋敷を建、是より西東兩御屋敷と成る、其後延寶六年、類焼に付修葺あ

り、又元祿十一年、屋敷内より出火に付、造營有之、
長崎實録大成、

寛文八戊申年十一月

前借銀請取手形裏書

請取申御銀子之事

合御銀子貳貫九百九拾參分六分者 但御極銀
右者爲前御借銀儘請取申上候、是者今度西御政所
二階御長屋、銀高八貫九百八十一匁、私致入札落申
候内にて御座候、相殘五貫九百八十七匁四分之御
銀子は、重而兩度請取可申候、爲後日一筆如斯御座
候、以上、

寛文八年申十一月十二日

新大工町長屋請取人
長野與次兵衛 印

同町與願請人
野口長左衛門 印

同町同
森安長右衛門 印

同町同
岡崎孫左衛門 印

新大工町御長屋請取人
伊藤五郎兵衛 印

同町右同
立神惣四郎 印

岡部九郎右衛門殿

堀 彌五兵衛殿按するに、この二人は御代官
末次平藏手代なるべし、
表書之銀二貫九百九十三匁六分、可被相渡候、斷者
本文在之者也、

申十一月十二日

末次平藏殿

同九己酉年二月

中借銀手形裏書

請取申御銀子之事

合御銀二貫九百九十三匁七分 但御極銀
右者爲中御借銀、儘請取申上候、是者今度西御政所
二階御長屋、銀高八貫九百八十一匁、私致入札落申
候内にて御座候、相殘二貫九百九十一匁七分の御
銀者、御長屋出來仕候て請取可申上候、爲後日一筆
如斯御座候、以上、

寛文九年酉二月五日

名印等同前

岡部九郎右衛門殿

堀 彌五兵衛殿

裏書も右同斷、

同年四月

普請出來以後、前借中借銀之手形と引替之手形

裏書、

請取申御銀子事

合何貫何十何匁者

但御極銀

右是者西御政所新御與力二階御長屋、梁間三間に
桁行十四間、前に一間之庇有、并塀湯殿雪隠共之御
入目銀、入札に被仰付、無相違仕立申候付、右之銀
子三度に不殘請取相濟申候、爲後日仍如件、

寛文九年酉四月廿日

名印等同前

岡部九郎右衛門殿

堀 彌五兵衛殿

表書之銀不殘可被相渡之候、斷者本文有之者也、

酉四月廿日

河權右衛門 印

末次平藏殿以上、長崎記、

寛文十一年辛亥年御奉書到來

此以前於其許井上筑後守罷在候屋鋪、兩奉行下屋
敷に被下之候間、天草こぼち家小川藤左衛門所よ
り取寄之、長屋作事等可被申付候、藤左衛門方には
右之通御勘定奉行より相達候、委細從河野權右衛
門可申越候、可被存其趣候、以上、

十二月廿四日

板 内膳正

土 但馬守
久 大和守
稻 美濃守

牛込忠左衛門殿

外に末次平藏に御書被成下、是迄の東屋敷を此地
に移し、天草毀屋敷を取寄せ長屋等に用之、作事料
は御關所銀の内より、忠左衛門手形を取り、入用の
度々相渡し、造畢の上員數證文可差出旨被仰下之、
延寶元癸丑年、普請成就し、立山御屋敷と稱す、夫
より四十五年後破損甚きに付、享保二年より翌年
迄不殘作り替、屋敷中地形高低なく引均し、本屋長
屋等全く造營被仰付之、
立山御役所 坪數三千二百七十八坪半、山之内
三千二百五十四坪半、合六千五百三十三坪
御本屋九棟、土藏五棟、東長屋一棟六部屋、向長
屋一棟四部屋、御門長屋二棟三部屋、南長屋一棟
四部屋、西長屋一棟七部屋、厩長屋一棟四部屋、
足輕長屋一棟四部屋
右延寶元年此地を開き、是迄東山屋敷を此處に移
し、立山屋敷と稱す、其後享保二年屋敷内悉く平地

に均して、本屋長屋全く造替らる、長崎志、時陽記録
延寶元年牛込忠左衛門奉行の時、兩屋敷隣家にて
は不宜候とて、又々奉行屋敷を今の立山屋敷へ移
す、長崎事始細見録

延寶元年東御屋敷を御引直し被成候、同八月成就
立山と號す、其跡は御用武具藏米藏、又は船番人屋
敷建、右立山御屋敷は、元來邪宗門の寺地なり、然
處慶安元戊子年、上使井上筑後守様御下向之節、御
屋敷に被成、普請初而成就、其以後廢して有之所、
天草御城解申候材木にて御門建、立山坪敷三千二
百七十三坪程、本屋九棟長屋十六棟、門共藏二棟腰
掛二軒、米部屋并年行司部屋共二軒、長崎覽書
延寶六戊午年、西御屋敷焼失に付、牛込忠左衛門安
禪寺に御移、其後代々交代之節、其例に隨事是を始
とす、長崎集

貞享四丁卯年より、山岡對馬守景助此年より交代
前、安禪寺に引移直に歸府有之、長崎實錄大成○按するに、この記誤り
延寶六年七月十七日戌上刻、外浦町穎川藤右衛
門二階より出火、西御政所焼失、并江戸町北之隅米

屋太兵衛より、南は船本彌平次掛屋敷まで焼、家數
十軒程にて、寅刻焼留、翌未年西御屋敷御普請被仰
付、八月十日成就、凡銀高八十六貫七百六十七匁餘、
御奉行御與力藤井彌次右衛門殿、同御同心高橋武
右衛門殿、松下平六殿、町年寄衆常行司衆不殘、其外
宇野九郎兵衛、泉屋利兵衛、中野善右衛門、中尾仁
左衛門、加藤勘左衛門、林與五右衛門、乾藤七、高橋
安左衛門、中村彌三右衛門、岡田佐助、吉村甚左衛
門、原三郎右衛門、佐々木七兵衛、散使六人共に
相勤、大坂表調物年番高木清右衛門殿内杉崎喜太
夫、大工原太兵衛、并木屋與三右衛門、吉田七郎兵
衛、以上四人罷登候、成就之後、岡野孫九郎様御移
被遊候、長崎覽書
延寶七年己未正月

起請文前書

一今度濱之御屋敷御普請に付、某其役人に被仰付
候上は、萬端心の及所出精相勤可申候、毛頭御後關
儀任間敷事、
一以御威光對諸人、爲奢儀任間敷事、
一親類縁者雖知音之好身、少も依怙最負任間敷事、

一某共兩人相役被仰付候上は、案外之不足御座候
といふとも、中惡敷任間敷事、

一私欲之儀、頭仕間敷事、

附諸職人より自然音物仕候共、一切請申間敷事、
右之條々於相背者、原本同下文略、下同し

年號未正月

藤井彌次右衛門
久保田作左衛門

文言同斷、

高橋武右衛門
松下平六

午之年焼失の濱手奉行屋敷御普請之節、與力二人
同心二人誓紙也、長崎問書

元祿八乙亥年、西御屋敷立山御屋敷之辻番所建、六
本長崎記、
長崎集、

正徳五乙未年正月十一日、老中より久松備後守、大
岡備前守に下知狀の内、

長崎表奉行御役所二ヶ所之内、立山の御役所は地
面廣く候得は、其地を分ちて御目付御役所とし、殘
り候地に、只今迄の御役所を引移、奉行御目付交替
の時に移居候所とし、自今以後は交替の時、安禪寺

に移居候事を可被相止候、但し奉行御目付の御役
所相離れずして可然事も候は、立山之地を以て
奉行御目付の御役所とし、西御役所を以て奉行御
目付交替之時移居候所とせらるべきは、其心に任
すへき事、正徳新令
正徳五年、立山御役所今年より御普請始り、全く造
替并岩原御目付屋敷新に造營有之、延享元甲子年、
當年九月、西御屋敷瓦葺と成、同十二月立山御屋敷
瓦葺と成、寶曆五乙亥年、立山御役所東堀内に用水
之堀出來す、以上、長崎志
寛永十一甲戌年二月廿二日、長崎奉行竹中采女正重
次奉職無狀によりて死を賜ふ、自後奉行また罪被り
しもの數人、

寛永十一甲戌年二月廿二日、竹中采女長崎之仕置
奸曲之由達上聽、御穿鑿之處、彼父子今日切腹、檢
使水野河内守、雅樂頭被仰付之、采女弟筑後、佐竹修
理大夫被爲預云々、猷朝日記
竹中采女正重次領二萬石、居于豊後府内城、寛永三
年丙寅八月、爲肥前國長崎奉行、同十一年甲戌、依
有私曲、沒收知行、於江戸切腹、改選諸家系譜、

寛永十一甲戌年九月

一竹中采女正重與^{伊豆守子切腹す}其故は竹中長崎の町奉行なり、其頃自堺長崎へ來り住居する福人に平野屋三郎右衛門と云もの有、渠の抱置し目掛女を瑠璃と云しか、無雙美人なり、采女正聞及て、強て所望すと云ども、平野屋不肯、其後又使を以云は、吾に與る事不叶は暫く可雇、酒宴して可返遣と云て、押而迎の者を遣す、三郎右衛門は權威に恐れ、無辭詞是非なく遣ながら、御酒宴の後可返給と申す、其後雖經五三日不戻、或夜彼女夜中乘堀逃竹中之館を、來三郎右衛門の方、平野屋大に悦ひ、兎角在て當所不可叶、打捨財寶を、具女走堺の方、采女大に怒り、三郎右衛門の兄捕平野屋二郎兵衛、稱三郎右衛門の人質、則令籠舎、渠等悲之、一族三郎右衛門を追放、送彼女於采女方に、於是二郎兵衛自籠出遁難、三郎右衛門は雖爲富人、財寶を捨長崎は追放せられ、一族不通たるに因て、身貧く成流浪して來江戸、一通の目安を奉行所に捧げ、其趣有左、

一采女正殿私欲多、臨時の貨物を御取、被任雅意候

事、

一公事の輩非儀有之者も、送賄賂或求内縁を、其上にて公事仕る時、有十分之理も負に被仰付候、依之長崎之公事は以道理不勝、以金銀勝と所之者申候、於長崎御尋候は、分明に知れ可申事、

去々年唐船着岸之砌、前代未聞之柄鮫渡り候、親粒十七走、脇にらみ次第を不亂、地大にして無類の鮫なり、町年寄諸役人公儀可差上之由申す處に、采女正殿仰候は、前代にも斯る鮫なく、以來とも有間敷と申す、然に此鮫を差上は、以前もなごか加様の鮫渡らさることあるまし、所之者隠し置て、私用となすなるへしなご御穿鑿可有、然時は汝等無料して可蒙科、其とも可差上哉と被申候故、役人とも恐之、然は兎も角も可然様に御計ひ可有と申上る時、此上は必ず此鮫之事沙汰仕るへからすとて、采女正殿御取置候事、

一采女正殿吾儘被遊、美女とたに聞給ひては、長崎中の町人妻女娘の嫌なく、平に所望被成、目掛に被成候、其縁者の輩は取入、己か欲を構、様々の願を叶へ、或は己惡あれば偽り證言仕る故に、無過して

過を蒙り、身軀を崩す者多御座候、依之町人恐、五節句八朔其間々金銀を進し候、又公儀納る物之内能物撰取、所の者に御賣被成候故に、金銀藏に充滿して有之候、被遣御檢使御僉議被遊候は、隱有間敷事、

一去年之春、私召仕の妾可致進上由御所望候へども、某事無妻女、彼女を妻と仕り候ゆる、御免可被下旨度々御訴申上候處に、重て御人大勢被遣、御酒宴の相手可被成候間、暫時の間雇可申とて推被召寄、五三日御留置候處、彼女或夜乘堀逃出、私方へ歸り候間、長崎の住居難叶奉存、女を召連、本國和泉の堺を心指立退候處に、采女正殿より某兄平野二郎兵衛と申を御弼被成、某か人質とて籠舎被仰付候、一族とも難儀仕り、某を奪取り某をは追放し、剩不通仕候、依之某財寶少も越不申候故、方々流浪仕り、乞食之軀に罷成候、願は右の趣被分聞召、御僉議之上、長崎へ歸參仕候様に奉願候、於御尋は口上に可申上候、以上、

御奉行所

長崎町人 平野屋三郎右衛門

九月日

五十九

則於奉行所度々平野屋被召出、御僉議候處に、渠か申處依實正、采女正罪科不輕とて、穿鑿及度々處に、采女正惡事無據、依之被遣御目付衆、采女正切腹家内闕所、其金銀財寶夥し、其中に村正之刀脇差二十四腰有之、抑村正は御當家三代有不吉之例、依之當時御扶持を蒙る輩は不及申、至陪臣村正を禁す、然に采女正餘多畜置たる志何故とや、按するに、村正は上作なり、其出來甚たよし、然とも當代は廢り、若天下他家の世とならば、必其代高直可成と、澤山に調へ置下心、不忠と云無道と云不足評、此刀脇指無之は、自然遠島たるへきか、御惡深き故に切腹被仰付、

十月寛明日記

長崎奉行

延寶九年五月十二日、五百石御加増御目付より、貞享三寅十一月四日、勅方不宜候に付、御役被召放遣塞

宮城監物 和甫 累代武藏

元祿十一戊寅年九月

御役被召放閉門

長崎奉行 諏訪下總守

右長崎表にて拔荷物之儀御制禁之處、家來支配之者共拔荷仕、不届に付、右之通被仰付候、承寛續錄、

通航一覽卷百三十九

享保十九甲寅年二月四日、本多伊豫守按するに、若年寄本多忠統於宅申渡

長崎奉行

大森山城守

其方義、長崎銅買入候金銀不足候旨、此度書付差出申候、右金銀不足之義は、去年長崎飢人手當之爲米調候由、然其程も可有之義に付て、御尋之品有之候處に、長崎表人數并御役所之金銀、不足可有之哉否之考も無之取計候趣、遠國之御役所不時之御用も可有之候處に、不心得に付て右之通故、唐船歸帆も難申付、且去年細井因幡守懸吟味、唐阿蘭陀商買之義伺之通被仰出、其方在勤之節、因幡守より右之段相達、唐阿蘭陀へ申渡、右船主より奉畏候請書、其砌出候由に候得共、不差越候、古來より無之品相改候事に候間、右請書早速可差出等に候處及延引、且又銅買入候金銅不足之譯、其方交代之時分因幡守申談候由に候へ共、先其趣は到着之節早々可申出處、是又漸此間申出候、唐船歸帆も差支候義も辨候而、相心得候事、彼は無調法之至候、依之御役被成御免、小普請入被仰付候、
右御目付河野勘右衛門、大岡右近立合申渡、

二月享保年終

長崎奉行

享保十七壬子年八月七日御目付より、同十九寅二月四日、於本多伊豫守役御被召放小普請入、
大森半七郎時長
任 山城守

延享三丙寅年五月初日御目付、
寛延四未二月十三日御役被召放、
安部主計頭一信
累代武藏、

寶曆三癸酉年二月廿三日

御勘定奉行
松浦河内守

其方儀、長崎奉行加役相勤候内、豊後米拂候代金爲替請負之者、多分之不納有之段、不吟味之事に候、其上長崎表取締宜趣追々申上候處、不締り之義共有之、相違之義を申上候段、重々不届之至に候、依之御役被召放、先達而被下置候兩度之御加増被召上、小普請入閉門被仰付之、
右之通小出信濃守按するに、若年寄英智、於宅、若年寄御出座、信濃守申渡之、御目付松前主馬、坪内權之助立合、
同年三月十一日、御勘定組頭早川庄次郎御役被召放、小普請入閉門被仰付之、元御勘定當時御代官町野惣右衛門、御勘定窪田十左衛門は差扣、御勘定組

通航一覽卷之百四十

長崎港異國通商總括部三

○奉行 御條目并勤方組與方同心等

寛永十三丙子年五月、元祿十丁丑年八月、長崎奉行に御條目を出さる、正徳四甲午年八月、同五乙未年正月、商法等御改正により嚴命を下し給ふ、自餘御條目下知狀等は、時宜により各條に分出され、よて奉行より地下人等に控書を出す、また御役所年中諸禮等の規定あり、

- 寛永十三丙子年、被仰出御條目之寫、
- 一異國に日本の船遣候儀停止の事、
- 一日本人異國に不可遣候、若忍候て乗渡者於有之者、其身は死罪、其船并船主共に留置可言上事、
- 一異國に渡住居仕日本人來り候は、死罪可被申付事、
- 一切支丹宗旨有之所は、從兩人可被遂穿鑿事、
- 一切支丹の訴人褒美の事、
- 伴天連の訴人には、其品により或三百枚二百枚たるへし、其外は此以前の如く相計可被申付事、

頭依田茂八郎、御勘定小倉伴内は御目通差扣、右は以御書付被仰渡、御勘定奉行神尾若狹守於宅、同役中列座にて、若狹守申渡、寶曆年終
寛政四壬子年閏二月廿五日、松平越中守按するに、宅中定信、宅において申渡、

水野若狹守

其方儀、去々戌年長崎在勤中、元家來佐藤萬藏、高岩惣次郎、町人共より多分之賄金受用いたし候義露顯せしめ、此度御仕置申付候、右之趣は在勤中も風聞すくなからず、封訴差出候者も有之、去年交替之節、同役永井筑前守心付候趣等、家來とも途吟味由に候へ共、入念相糺候は相知可申處、卒忽なる取計、一跡家來とも賄金取候段は、兼而申付不宜故に候、彼地通商改正之時節、其方別而不行届之事候、依之閉門被仰付之、
右松平越中守於宅、同人申渡之、大目付松浦越前守相越、柳營日次記

通航一覽卷之百二十九終

一異國船申分有之て、江戸に言上候間、番船の事此如以前、大村に可申越事、
 一伴天連法弘候南蠻人、其外惡名の者有之時は、以前々大村の籠に可入置事、
 一伴天連の儀、船中の改迄、入念可申付事、
 若令違背殘置族於有之者、其身は死罪、一類の者科の輕重により可被申付事、
 一南蠻人長崎にて持候子、并右之子共養子に仕族の父子等、悉雖可爲死罪身命助、南蠻人の被遣候間、自然彼者どもの内、重て日本に來朝、又は書通の道有之においては、本人は勿論死罪、親類以下迄隨科輕重可申付事、
 一諸色一所に買取儀停止の事、
 一武士の面々、於長崎異國船の荷物、唐人前より直に買取儀停止の事、
 一異國船の荷物の書立、江戸に注進賣買可申付事、
 一異國船に積來候白糸、直段を立候て、不殘五ヶ所、其外書付の處割付可遣候事、
 一糸の外諸色の儀、直段極候ての上、相對次第賣買可仕、但唐船は小船の事に候間、見計可申付事、

附、荷物の儀直段立候ての上可爲廿日限事、
 一異國船戻り候九月廿日切、若遲來船は着候て五日切、但唐船は見計ひ、カリヨフタより少跡に出船可申付事、
 一異國船賣殘の荷物預け置儀も、又預り候儀も停止の事、
 一五ヶ所惣代のもの、長崎參着の儀、可爲長月五日切、其より遅く參候ものは、割付を廻し可申付事、
 一平戸に着候船も、長崎にて直段立候はぬ以前に賣買停止の事、
 以上
 寛永十三年五月十九日
 加賀守 豊後守
 伊豆守 讃岐守
 大炊頭
 榊原飛騨守殿
 馬場三郎左衛門殿長崎集、
 元祿十丁丑年八月、長崎奉行の御條目、
 覺
 一長崎は異國人着船の地、諸國のもの入込の處に

候得は、御仕置彌入念、諸事正跡仕、兼て被仰出候御條目の儀、急度相守候様可被申付候、異國人の通用通辭とも相慎、少も無相違勤仕候様誓詞致させ、常々心を付可被申付事、
 一公事訴訟の儀、在役の奉行直に承之、相談の上可有裁許事、
 一江戸に伺の品は、前々の通可被相回事、
 一長崎にて諸役儀相勤候者ども、町奉行中の相伺定候員數の外、内證にて利分并禮物等受用不仕、嚴密に取捌可仕由、堅く誓詞仕相勤させ、其上心を附可被申事、
 一長崎の者潤澤にて、華麗過分の躰に候よし其間有之候、向後相改分量相應に仕、身持諸事心を付、奢費ヶ間敷儀仕間敷旨、堅可被□□、
 一商賣に付、私曲多欲の仕方非分の儀不仕、諸色直段賣買の儀相應に可仕候、若私慾いたし利潤を取隠し候者有之は可申出、外より令露顯は、其仲ヶ間の者ども僉議の上、可爲曲事候、惣て利潤の金銀一分の才覺に不仕、奉行所に相伺、所の者救に成候様に可有心得事、

一所の者、奢分に過候躰にては、御仕置に不可然候、古來風俗不宜よし候間、物毎相改、相應に可被申付事、
 右之通、急度可被相守者也、
 元祿十年八月日
 小 佐渡守 土 相摸守
 戸 山城守 阿 豊後守
 近藤備中守殿
 丹羽遠江守殿
 諏訪下總守殿合條留○按するに、老中は阿部正重なり、武月田忠昌、土屋政直、小笠原長
 正徳四甲午年八月、商賣方等御改正により、長崎奉行に相渡る書付、
 覺
 一奉行中格式のことくに成來候儀にても、不可然と被存候事ともはいふに及はず、或は役所無用の物入、或は地下過分の物入等に罷成候儀ともは、各遠慮なく相改候様に可被相心得候事、
 一會所諸勘定の儀はいふに及はず、地下の諸役儀配分銀等の事に至る迄、委細被遂吟味、是又古來よ

りの例式に候ども、無用の儀は停止し、過分の儀は減少候様に、よろしく其沙汰に及はるへき事、

附、奉行屋敷の修復年行司等の料を始めて、町々諸雜用料の事等、先年御不審の旨も有之候、此等の儀、自今以後常々吟味相打ち候仕方、并のぞき物と申義、年を遂ひ大分の數に至り候由御開候、是又地下人のために不可然事に候、すへて此等の事委細に吟味の上、よろしく其沙汰可有之事、一去年中地下人産業の事御沙汰有之、當年又地下人飯米運漕の御僉議に及はれ候、すへて此等の儀、地下人御救のために候上は、奉行中毎事に就て、其心得可有之事、

附、町中帳面はづれの人、吟味の上存寄の次第、可被相伺候事、

右條々、事の子細等御僉議可有之事に候間、各其心得可有之候、事の躰によりて、奉行中料簡に及ひかたき子細も有之においては、たごひ何様の事に候ども、遠慮に及はす書付を以可被相伺候、以上、

八月令條、

正徳五乙未年正月、奉行中可被相心得條々

一今度被仰出候御沙汰の書付共、如目録差遣之候、猶又上使可被申渡事、沙汰せらるへき事等有之候間、宜敷遵行あるへき事、

一奉行御役所の人數不足の事も可有之に就て、船番町使等の數を相増、都合共數八十人とし、其内にて二十人を撰ひ、奉行所支配のものせられ、御扶持米を宛行はるへきによりて、其料として御米千四百俵を被下置候間、奉行中相談の上よろしく其沙汰あるへき事、

附、奉行所支配二十人の數不足出來候時は、相殘候六十人の内を撰ひて、其數をみてらるへし、御扶持米の事は、在勤の奉行裏判をくはへ、一紙證文を以て、天草御藏より受取らるへき事、

一奉行御役所の人數、猶又不足の事も有之候時は、御目付と相談の上、西泊戸町兩所番人を相催し、人數に差加らるへし、鍋島、黒田方方も其旨被仰渡候事、

一只今迄の例、奉行中家中の者共、御役所門外に出し候事を嚴禁せられ候によりて、町々の事不案内の由相聞え候、尤以不可然事に候、自今以後は其禁

をゆるくし、町々の案内をも存知候様に仕られ、もし家中の者ども、地下人と申合、違法の事も出來り候に於ては、其罪科を糺し、申合候者共同しく其罪に行はるへき事、

一奉行所の法大小事に限らず、たごひ只今迄の例となり來り候事に候ども、不可然事に於ては改正され、毎事清廉に沙汰あるへき事、

一長崎會所の事は、外國通商の金銀を出納し候要務の場に候、其法正しからずしては、公私のため尤以不可然事に候、毎事委細に吟味の上、改正さるへき事等沙汰し行はれ候て、其制條を立られ、自今以後に於ては、違犯の輩有之候は、急度嚴科に行はるへき事、

附、會所目付の役人をも申付候て可然事に候はは、役人共の中を撰ひ申付らるへき事、

一長崎地下配分金請入用拂方の事、前御代の時、奉行申被差出候書付の趣、條々御不審有之處に、奉行中御返答の旨分明ならず候を以て、猶又御不審を増され候御事に候、就中地下役人役料等の事、過分の事どもに候といへども、今に至て

其故なく、相減せらるへき事にも無之候、無用の役儀に於ては之を停止せられ、其役人共をは相應の役に割入れ、たごひ有用の役儀に候ども、人數多きに過候をは、其人の闕出來り候時に、漸々に其數を減せらるへき候、此外所々修復料雜用料等の類、たごひ町役の事に候ども、只今迄の例のごとく、吟味の役人も無之に於ては、年々に其費用相増し、皆是地下人困窮の根本に候、此等の吟味においては、會町役人どもに可被申付儀に無之を以て、高木作右衛門兼役として、毎年遂一に吟味の上、奉行中に申達、無用の費を相減し、地下配分の料を相増候様に、よろしく其沙汰あるへき事、

附、奉行御役所修復、并御役所年行事等の料、此等の費用減少の事は、奉行中心得に可有之候間、宜敷其旨を存せらるへき事、

一長崎表地下の風俗、しかるへきもの共は毎事に奢侈を好み、かろきものどもは多分は産業に懈り候を以て、常に貧窮に相苦しむ候由を訴申事に候、我國異國通商の地として、年々に其利を分ち得候事、天下に其比類なき事に候上は、奉行の面々、各其

奢侈を禁し、其産業を勸められ候に於ては、貧窮に相苦しむ候に至るへき事にあらず候、依之今度御沙汰の次第は、毎事地下人等各其所を得候ための事ともに候間、此旨を存せられ、よろしく遵行あるへき事、

一 去々年地下人産業のため、御金を出し借され候上は、輕き者ともに至るまで、各其産業も出來り候様に沙汰有之、拜借金出納の法は、只今までの例に准せられへき事、

一 地下人飯米の料として運漕せられ候御拂米の事は、地下人御救のために候上は、輕きものともまても、窮口□□の事無之様に、よろしく沙汰有之、其代金に於ては急度取上、上納相滞らざる様に可被申付事、

一 近年以來しきりにぬけ荷商賣出來り候は、長崎表において地下を追拂はれ、帳面をはづされ候て、或は他國に散在し、或は地下に徘徊し候ものどもの所爲に候、自今以後所をも追拂候者の沙汰はいふに及はず、地下人の中、其親類見届かたきよしを申出候者有之に於ては、其事の子細吟味の上、宜敷

沙汰に及はるへき事、

一 長崎表商賣の法度々相改り候て、只今の法にはなり來り候、然るに近年以來唐物の元直段も高直に及び、諸國商人賣出し候直段も、古來よりは倍々に及び、地下のものともは年々に困窮し候よしを訴申す事、たとひ別の子細も有之候共、商賣の法において可然事とは相見え候を以て、奉行中に相尋られ候事も度々に及び、就中去年の春、地下役人とも存寄をも相尋られ候へとも、只今の法改られ候て、可然事のよしも相聞え候、依之商賣の法に於ては、未だその御沙汰には及はれず候、畢竟長崎表商賣の良法と申すは、唐物の元直段高からずして、諸國商人賣出し候所も其直段高からず、我國彼國通商の利によりて、長崎地下人等貧富各其得分有之候を以て、良法とすへき事に候、たとひ唐物の元直段高からず、我國商人賣出し候所も高直ならず候とも、長崎地下人等其通商の利分無之において、良法とすへからず、又唐物元直段も高からず、長崎地下人等其通商の利分も多候とも、諸國商人賣出し候所高直に至り候においては、良法と

すへからず候、今度改定められ候新例は、すへて長崎地下人等、貧富各其所を得へき事ともにおいて、毎年其沙汰に及はれ候事に候得は、自是後に至ては、地下人等只今迄のごとく、困窮に及び候事は有へからず候、凡我國商賣の唐物の事、諸國商人長崎において買取候直段高からず候に就ては、おのつから賣出し候所も下直成へき事に候、もし諸國の商人長崎において買取候所は下直に候得共、賣出し候唐物とも高直に及び候においては、急度其沙汰有之へきは勿論に候、然則今度通事とも、唐人

との約條に見え候如く、商賣の法は唐人の望み申所に任せられ、地下役人と年々の物價を相定むへきよし申候は、地下において其役人を申付らるへし、又只今迄の例のごとくに、入札の事を望申において、唐人の元直段高からず、諸國商人賣出し候所も高直に及さる様に沙汰有之、これより後其法正され候て可然事も出來り候に至りては、よろしく議定可有事、

一 去年中長崎表御運上として納置候御金の内、七萬兩を以て當年地下配分金の前借として、壹萬五

千兩を以て當年商賣料の代物買出し候前借金とし候次第、別卷自注、唐船入津の時定例の卷なりに相見え候、法のごとくに沙汰せられ、相殘候所の御金は、奉行并に御目付の相封を用ひ預り置、其數をしるし差上候て、大坂御藏納の事は可被伺事、

一 凡一年商賣方惣出銀の内、地下配分金、買銅代金、御用物代銀等を引取候外、只今迄御運上に納候所の數は、年々に不同も可有之事に候、自今以後は年々に其數をしるし差上候て、御藏納の事は可被相伺事、

一 今度御沙汰次第の書付にしるされ候事ともは、毎年只今迄の例に准せらるへし、若又改議せられ可然事も有之においては、其事の子細を詳に書しるし候て、存寄の旨を可被申上候事、

正徳五年正月十一日
山城守 紀伊守
大和守 豊後守
河内守 相摸守
久松備後守殿

大岡備前守殿

長崎御目付被仰付に就て奉行中可被相心得條々、
一自今以後は、如舊例長崎奉行二人にて在勤の奉
行一人、凡一年宛の交替に定められ候、御目付一人
凡半年つゝの交替にて被差遣之候間、宜しく申合
可被相勤事、

一長崎表奉行御役所二ヶ所の内、立山の御役所は
地面廣く候得は、其地をわかち候て御目付御役所
とし、残り候地に只今迄の御役所を引移、奉行御目
付交替の時に移居候所とし、自今以後は交替の時、
安禪寺に移居候事を相止らるべく候、但奉行御目
付の御役所、相はなれずして可然事も候は、立山
の地を以、奉行御目付の御役所とし、西御役所を以
て奉行御目付交替の時、移居候所とせらるべきは、
其心に任すべき事、

一長崎表并九州筋非常の事も出来り候注進可有之
に至りては、奉行御目付連判たるへし、よのつね
の書狀式は只今迄のことくなるべき事、

附、凡連署の次第は、當地座席の例に准すべき
事、

一近國諸大名へ可相觸書付等、奉行御目付連署た
るべき事、

一西泊戸町御番所等、巡見の時は奉行御目付同道
あるべき事、

一近國諸大名、長崎表見廻として、奉行御目付御役
所に入來の時は、奉行御目付相互に立合候て對面
に及はるへし、諸大名奉行を招請し、奉行諸大名を
招請の時も、御目付立合候様に可被申合事、

附、凡奉行御目付座配の次第、當地座席の例に准
すべき事、

一奉行所において、唐人阿蘭陀人召出し候事有之
時は、御目付立合候様に可被申合事、

一公事訴訟は言に及はす、すへて御仕置等に相係
り候事に就て、地下人等奉行所に召出し候時は、御
目付立合候様に可被申合候事、

一公儀御金、長崎表に指置候事有之においては、奉
行御目付相封を用ひ、奉行御目付交代の時、相改置
るべき事、

附、もし急度に就て奉行御目付相談の上、御金を
出し用ひ候事有之候は、御目付歸府の時、其事

の子細を、書付を以可申事、

一地下役人とも、奉行所へ差出候書付帳面等、御目
付へも差出し候様に可被申付事、

一唐人荷改并諸商賣方の事に就て、奉行所より檢
使へ差出し候時は、御目付方よりも家來差出し見
廻らすべき事に候間、其よし申通せらるべき事、

附、唐船入津歸帆の時、御目付家人、湊内見廻候
次第、本條の例に准すべき事、

一御目付歸府の時に至りて、其家中の者とも、地下
の出入買掛等の事奉行所より相改、奉行歸府の時
に至りても、御目付を以家中の出入買掛等の事相
改らるべき事、

一長崎地下の事はいふに及はす、奉行所家中の輩
の事に至て、御目付に相尋られ、御目付の事におい
ては、奉行中に御尋あるべき事に候間、其旨を存せ
らる事、

右條々、被相心得候て、御目付中可被申合候也、

正徳五年正月十一日

山城守 紀伊守
大和守 豊後守

河内守 相摸守

久松備後守殿

大岡備前守殿按ずるに、これらの旨趣御目付に
付等の條
にあり、

奉行所法令條々

一長崎地下人諸願公事訴訟等、自今以後は町年寄
に不任置、奉行所に於て可有裁斷事、

一長崎表法例改定すべき事に於ては、大事は在府
の同役に申通し、相伺候て差圖をうけられ、小事は
御目付に申達し可有沙汰事、

附、急病等に就て、御役所の事滞るべき時に至て
は、御目付より沙汰有之候様に可被申合事、

一奉行所に召連候家來の數、其分限に應ずべき事
に候といへども、御役所に於て事足るべき程を相
計、無用の人數多かるへからざる事、

附、家事のものに至る迄、旅の行装、常の衣類等、
華麗に及ふへからざる事、

一近國諸大名、長崎表見廻りの時、御役所において
饗應の儀、常の膳部を用ひ、二汁五菜酒三獻に過
す、吸物肴各一種、菓子二種を以て限とせらるべき

事、

附、家中の者とも振舞の式、本條に准して、宜敷其制限定めらるべき事、

一近國諸大名相贈られ候信物受納の例、只今迄のことくなるべき事、

一奉行所八朔の禮物受納の例、只今迄のことくなるへし、此外地下人并諸國商人の中、長崎表商賣方に相口候者ともよりの進物に至ては、奉行并家中のものとも至る迄、一切に受納有へからざる事、

附、長崎表諸商賣方の事、未相濟まざる間に奉行中交替の期に及び、旅行の支度料難儀の事候に於ては、御目付に申達せられ、或は長崎に有之御金の内、或は大坂御藏の御金の内、拜借の事を相伺ひ、差圖に任せられ、其年八朔の禮物受納の時、急度返納あるべき事、

一諸國商人等、長崎表商賣の事に就て、内縁を求め秘計を廻らし、奉行中まで申入候事有之よし相聞え候、如此の類に於ては、たとひいわれ有て、何方より頼來といふとも、一切に沙汰に及はるへからざる事、

錢別のため、或は旅行の間、歸府の後に至ても、御役儀に就ての信物に於ては、一切に受納あるへからざる事、

附、在役の中、九州中國筋諸大名より、役所見廻として相贈られ候、信物に至ては、奉行所において受納候處は、其例に准せらるへし、此外長崎地下人并諸國商人の中、長崎商賣方にかゝり候輩の進物においては、御目付はいふに及はす、家中のものに至る迄、一切に受納あるへからざる事、一歸府の時、親族の間にもみやげ物等、一切に相贈らるへからざる事、

右條々、急度相守らるべき者也、

正徳五年正月十一日、以上、正徳新令、

寶永年中長崎奉行勤方覺書の内

一禮日朔日は御月番の御方様、十五日は御非番の御方様に、御禮御受被成候、廿八日は御禮無御座候、年始節句は御上下、朔日十五日は御羽織袴、

但、年頭節句は、御兩所様にて禮御請被成候、一寺社の御禮、年始八朔計にて御座候、長崎御用書物、正徳五年、長崎奉行大岡備前守より、町中及び寺社

る事、

一奉行御目付御役所等、交替の時に至て、未だ破壊あらざる所々は、修理に及ふへからず、若修理をくはふへき所出來るに於ては、奉行御目付相互に其由を以て相斷り、檢知せしめられ候上に修理せらるべき事、

右條々、宜被相守者也、

正徳五年正月十一日

山城守

大和守

河内守

久松備後守殿

大岡備前守殿

條々

紀伊守

豊後守

相摸守

一長崎御役所召連候人數、大抵大坂御目付の例に准し、御役所において、事かけす候程を相計り可被召連事、

附、家中のものとも至る迄、旅の裝束、常の衣類等、華麗に無之様に可被相心得事、

等に諸事申渡書付の内、

覺

一公事訴訟并引越願往來願人等の書付、只今迄は表年行司宛所に相認差出し來候得共、向後は宛所御奉行様と相認、番所迄持參、役所詰のものに相斷、當番人十人可差出候事、

一公事訴訟の儀は、其町々乙名ともまで及相談、訴狀可差出儀勿論に候得共、乙名により本人得心不仕、扱ひも有之由相聞え候間、向後は公事訴訟并諸願に出候ものとも、乙名へ一通り相斷り候て、番所迄書付差出、裁許可請之候事、

一引越并往來願の義は、只今迄の通町々乙名組頭吟味の上、書付差出可申候、其書付も宛所可爲同前候事、

附、地下人とも往來願之義、只今までのことくなるべき事、

年號月日

備前

是は月番に相渡る、

同年同月、所々人夫の定

一所々普請方人夫の事 一同大工小屋番の事

右は、後藤惣左衛門方にて委細遂吟味、其趣帳面に致し、高木作右衛門方迄差出し、作右衛門方にて相改、減し候て可然分は減之、其譯帳面に仕立、作右衛門并後藤惣左衛門より奉行所迄差出見せ置可申事、

一 徙移人夫の事

右は、奉行御目付屋敷とも徙移の節、其度々に屋敷家來より、人夫の數書付可相渡候事、

一 發駕の人夫の事

右は、前ヶ條の如くたるへき事、

一 兩御屋敷并御目付屋敷、松立松引菖蒲さし、且又御役屋敷、年頭、八朔、蒔鋪年木上ヶ人夫之事、

右は、先格の通りたるへく候、乍然只今までは人夫の員數多候間、随分吟味の上、人數減し候様に可仕候、且又西屋敷の儀は、松立菖蒲ともに、玄關表門計に可仕候事、

一 神事長柄持之事

一 奉行御目付到着并發駕の節、町使小走り人夫之事

一 御米藏掃除人夫之事

一 大波戸場掃除人夫之事

一 寺社方踏繪持人夫之事

一 町年寄年番引渡諸道具

持運人夫之事

一 西坂死罪場掃除人夫之事

右は、可爲先格之事、

一 船番長屋修復之人夫之事

一 町使居宅修復人夫之事

右二ヶ條は、後藤惣左衛門方にて委細遂吟味、其趣帳面にいたし、高木作右衛門方にて差出、作右衛門にて相改、減之候て可然分は減之、其譯帳面に仕立、作右衛門并惣左衛門より、奉行所迄差出見せ置可申候事、

一 表年行司人夫之事

此内

一 御用物持越人夫、宿繼飛脚、并先觸人夫之事

右は、可爲先格之事、

一 神事の節人夫之事

右は、其節度々に吟味の上可申付候事、

一 三屋敷掃除人夫之事

右は、其入用の度々、前日屋敷役人ともより、以差紙可申付候事、

一 唐阿蘭陀船入津より出帆迄の間、檢使并町方

檢使出役の節、雨具持人夫之事

一 奉行社參の節、先番寺社に差越候節、且又右神讀經の事、或は家中の者とも寺社參詣、或は阿蘭陀人唐人病死の節、或は自害人檢使等、都て右の趣の義に付、檢使供のもの雨具茶辨當持參人夫之事、

右兩條の人夫、向後相止候事、

一 表年行司金場人夫之事

此内

一 御用物藏人夫之事

一 御用物増荷作り人夫之事

一 武具藏并鐵砲鍵人夫之事

一 神事の節、諏訪詣の仕込并見送繫船詣仕込人夫之事

一 奉行御目付到着の節、米味噌諸色諸道具持運人夫之事

一金場移の節人夫之事

右六ヶ條は、可爲先格之事、

一 薪割人夫之事

右は、奉行屋敷用事の仕込物、金場にて不申付候上は減少可仕義に候間、其趣を以人數減し可申候事、

一 諸色買込并味噌搗、且又米搗人夫之事

右は、奉行屋敷用事金場にて仕込不申候上は相止

候事、

一 澁搗人夫之事

右は、向後無用之事、

一 蕎麥小屋人夫之事

右は、一切相止候事、

一定年行司方人夫之事、

此内

一 薪持米持炭持人夫之事

一 薪割薪積人夫之事

一 合羽持人夫之事

一 奉行發足前荷物持、荷作り人夫之事

一 澁搗人夫之事

一小使人夫之事

右六ヶ條、向後相止候事、

一 西屋敷水汲人夫之事

右は、奉行逗留中に候間、奉行の役人御目付逗留の間に候は、御目付の役人ともより、其入用の度々差紙を以可申付候事、

一 奉行御目付到着前、道具洗運人夫之事

一 奉行御目付發駕以後道具運、并發駕の夜家中部屋部屋小使人夫之事

一 山人夫之事

一 神事の節、手人不足の砌人夫之事

右は、其節可申付候事、
一 飼葉作り人夫之事
右は、別に申渡候事、

一 奉行御目付交代の節、矢上迄差出人馬、差紙を以可申付候、其員數より餘分差出し申間敷候事、右の條々の内、向後相止候ヶ條の事は、一切人夫當遣間敷候、其外先格の通りと相極候儀も、随分減少仕候程に、委細吟味可有之候事、
一 只今迄は人夫當遣候節、入用の員數よりは、其數多く當遣候義も有之よしに相聞候、且又人夫當遣候節、下人持不申もの、又は下人持合候ものは雇代の銀子差出候よし、然るに其銀子にて人夫雇不申、外町の當遣候等の儀有之よし相聞候、向後右の通の仕方於有之は、其節へたつさわり候ものとも、急度可爲曲事事、
以上

正徳五年六月
享保元丙申年

大備前以上、長崎書付、

(扣)大岡備前守の覺書
其方の、覺書并別紙の書付、柴田七左衛門も一覽候

様に可被心得候、以上、
閏二月廿八日

戸山城守 久 大和守
阿 豊後守 井 河内守

大岡備前守殿

(扣)長崎奉行所にて仕置申付候心得の書付案
長崎奉行所にて仕置申付候心得の覺

一 長崎のものにて、犯罪の事は無之候得共、長崎にも差置かたく、他國へも散在仕らせかたき輩、
一 遠國奉行所支配下、御料御代官支配下、此所々のもの、長崎にて穿鑿をも仕候上に、犯罪は無之候得共、本所へ返し候ては如何敷候輩、
一 流罪の内にて輕科の輩、
これは、五島へは犯罪無之輩をも差遣候に、重罪の流人遣し候ては、輕重の差別わかり兼候故に候、
右は、五島へ遣し可然候、
一流罪の内重科の輩、
一 九州四國中國筋にて、船を乗候もの、死罪迄の事は無之、本國へゆるし返し候事も如何敷候輩、
如此の海上に習ひ候ものとも、五島へは遠慮可有

之候、五島は常々唐船往來の海路に候、もし獵船等ぬすみ乗り候て、違法の事も可有之故に候、
右者、壹岐島へ遣し可仕候、

一 長崎にて疑はしき事につきて、穿鑿をも仕候上犯罪なく候へとも、他國に散在仕らせかたく候輩、これは、生國の領主へ返渡し、犯罪は無之候へとも、他國に散在仕らせかたく候間、向後は外へ不出候様可被仕候よし、申斷可遣之候、
一 長崎へ罷越徘徊仕、宿も無之輩、
右は、本國領主へ返渡し可然候、猶又その時に應し候て、料簡を差加可被申付候、以上、

(扣)長崎宿なし片付の儀書付案寫
宿なしにて、長崎に徘徊候ものとも、五島へ可遣哉の伺に就て書付の覺、

一 長崎生れのものにて、人からあしく候故に、父子親類等義絶いたし、町々乙名へも申斷り、奉行所の帳にもつき候て、つきはなし候もの、又その相應にちなみ候志の方へ身をよせ、相應に渡世をも仕候もの有之候よし、是は宿をもたせ候て、地下配分の竈數の割にも、もれ候ものに候故、宿なしと申

よしに候、これは御當地又は外ごもちかひ、長崎にては竈數にて年々配分金候故に、宿なしと申よしに候へは、御當地にて申宿なしとは、似て似ぬ事の由に候事、

一 他國の生れにて、本國をはなれ長崎へ罷越、相應の渡世仕候も、又は長崎の内徘徊仕候も有之候、是又御當地にて申宿なしのごとく、乞食非人の如くなるものにも無之由に候事、
一 五島へ差遣候もの、事、元來五島の地はひろく、人はすくなく、日本の地をはなれ候島にて候へとも、わろき者の數多く罷成候事は、領主のためにも迷惑にも可有之歟の事、

一 五島へ遣し候ものは、長崎にて生れ候もの、中、父子親族相談にて奉行所へ訴出候て、五島へ差遣候、置身の難儀をも思ひしらせ、人からなをり候へは、又奉行所へ訴出候てよひ返し、勘當をもゆるし候事有之由に候事、

一 長崎にて生れ候もの、右に有之ごとの宿なしの事、たしかに罪科もなく候へは、流罪にも申付かたく候、長崎にさし置候ては無縁ものに成候も

のに候て、その上唐人の様子も見及び聞及ひ功者に候間、拔賣買の事も無覺束、これらのものを追放し候によりて、西國中國大坂堺等に身をよせ候て、ぬけ荷の事申合せ手引仕り候事、只今迄の通に候へは、追放もならぬものにて、如此ものは五島へ差遣し可然候事、

一 罪科の死罪に至らず、流罪相當のものは、五島又は壹岐島へ遣し可然事、
一 長崎生れのものにも無之、西國中國生れのものにて、御料所の生れにも無之、私領より出候て長崎へ参り、宿なしに罷成、當時長崎に居候ものは、本國の領主々々へ返しつかはし、此もの事罪科を犯し候ものには無之候へども、長崎へ罷越宿なしに罷成候ものに候、所からの事故長崎を拂ひ候ては、ぬけ荷商賣の悪事仕候事無覺束候間、其本國のよし申候間返し遣され候、領分より外へ出ざるやふに申付、差置候様に申遣し可然事、本國有之、其所へ返し候もの附届の趣、何某と申者の事、生國何方の者、其所を被追拂候よしにて、長崎表に徘徊し宿所も無之候、此もの當表にて罪科を犯し候事も無之

候へども、今度如此輩御沙汰の次第有之候、此等の類他國に散在候ては、唐船拔荷商賣手引等の事難計候に付、御老中へ相伺候處に、本國の領主追放のものに候得とも、他國に散在仕らせかたく候上は、其領主へ相達し、別儀を以領内に差置、向後其所より外へ不出様に被申付可然のよしにて、彼ものを可相渡旨被仰渡候間、如此御座候、以上、
(扣)長崎宿なしの類、領主へ相渡し候寫、
付届の書付案

生所薩州之者 惣 次 郎
生所周防之者 甚 助

此類の者

何某と申すもの、生所何國のもの、由申候、此もの乗船の事に付、於奉行所遂穿鑿候子細有之候に、犯罪の事は無之候、雖然如此の輩他國に散在仕らせ難く候ゆゑ、御老中へ相伺候處、生所の領主へ相渡し、向後他所へ不出様に御申付可然のよし、可申達の旨被仰渡候間、如此御座候、華夷變態、
寶曆三癸酉年、役所辻番の訴狀箱差出、

一向後隔月に訴狀箱差出候間、左之趣相心得書入可申候、右書付は封印の儘、江戸表に差上候間、意趣遺恨を以偽成義申出においては、吟味の上急度申付候間、地下郷方末々迄此旨可相守候、
一 長崎地下御代官御預り所のものともは格別、近國のものとも心得違、箱訴致間敷候、
同年九月、訴狀箱の書付入候事

一 右は、御仕置筋の儀に付御爲に可成品、諸役人初私曲非分有之事可致直訴候、且又訴訟有之相願候もの、役人不遂詮議捨置候事有之候は、其段御役所に相斷候上にて、尙又吟味無之候は、直訴可致候、
一 唐船漂着申候浦々拔荷の筋に付、表立難申義有之候は、直訴可致候、
一 町方郷方、其外にても御救に可罷成候間、何れの品被仰付候様にとの願の事、
一 公事合の事、
一 自身願の事、

右是等の類は、御役所訴可出候、一應不申出、猥に箱の書付入候は、御吟味有之品にても御取上げ

無之間、右の趣相心得、若滞候事有之は、御役所相斷差上直訴可致候、尤訴狀入候もの宿所姓名可書付候、封し目に印形相調入可申候、姓名無之訴狀は取上無之候事、
右の趣、可相心得者也、
西九月令條錄、長崎實錄大成

一 御着の長崎奉行家人の記なるへし、翌日にも、御長屋に諸町人出入無之、札普請方は申付被建置候、尤定年行司部屋前にも張紙有之候、長屋出入無之札の文言左の如し、
家中長屋長屋に、地下他所のものは勿論、年行司小使たりといふとも、一切出入いたすへからざるもの也、

何之何月

右普請方より札并申ともに拵参り候、御着の翌日にも當日にても建置申候、御長屋の通筋、二ヶ所にて三ヶ所にても見合建申候、
一定年行司部屋入口張紙文言左の如し、
定年行司部屋の用事無之もの、堅く出入仕間敷もの也、

一御着の一兩日過候て、表年行司、定年行司、御内證の誓詞被仰付候年行司共、申付候得は認罷出候、其節判元見届として、家老用人立合部屋にて申付之候、

茂木野母稻佐御巡見の事、

一右の場所御巡見被成候得は、前以向々申達置、郷方の年寄右の趣年行司を以申遣、三所とも刻限大形は五ツ時前後なり、當時御出の刻限、郷方の年寄御屋敷に、爲御迎罷出御供仕候給人一人、爲御供差出候事、

但、用人一人、目付役體のもの一人、近習兩人程、勝手役人料理一人宛、坊主一人、徒目付致警固、御駕籠脇七八人、其外常の通御茶辨當坊主一人附添、此節は馬役のものも差越候事、

一御辨當かうのもの共に一汗三菜、尤御新例以後有合の品にて事輕申付候、此節稻佐にて郷方年寄茂木目見にて、高原役人より網を引かけ候へは、獵師に附目錄被下候、三所ともに御供の町年寄御相伴被仰付候、目見は櫻谷寺、茂木は國泰寺、稻佐は萬福寺にて候、御辨當にて候間、いづれも金子百疋

宛附目錄にて被下候、御供の給人勤之、稻佐御巡見の節、庄屋新吉宅に御腰被爲掛候間、是又右の通目錄被下候、右之所ともに、先遣候品々之覺、

一内幕但串共一張 一布幕三張 一外に年行司より布幕一張 一御上辨當、但、大形の物は仕込にて遣し候、
十人前一荷 一御供の面々并下々の辨當持、
但、合羽籠に仕込、
にぎり飯同前、 一たばこ盆三組程 一手拭掛

右之通にて大形相濟候、以前は斯様の節、毎々御料理結構の儀も故、夫に准御供の面々も掛合の料理出候付、椀家具等も多持參候得とも、近年有合の品にて、随分輕罷成候に付、大形下々は辨當桶にて事濟候事、

九月廿三日諸國附人中振舞の事

一兩日以前、御直手紙被遣候、文言左の如し、
以手紙合啓上候、然は明後廿三日の朝料理申付候、兩番頭衆於御出は可爲本望候、銘々可申入候へとも、御自分迄申達候條、此段御申傳頼入候、尤御自分にも御同道可有之候、以上、

九月廿一日

御

名

肥前 之 附 人 中 筑前

但、肥前當番の節は鍋島志摩、深堀在番も御招候故、番頭衆迄銘々御直手紙被遣候、文言右に准し候、

以手紙申入候、明後廿三日の晩料理申付候條、於御出は可爲本望候、以上、

九月廿一日

諸國御付人中に

右之節被參候所々覺

一肥前筑前の内、番頭衆并御附人、肥前は兩人、
一薩摩御附人、一肥後御附人、一長門御附人、
一久留米御附人、一對馬御附人、一小倉御附人、
一柳川御附人、一島原御附人、一平戸御附人、
一唐津御附人、一大村御附人、一五島御附人、
右十四ヶ所の内、番頭衆御同家の御附人は朝五ツ時、相殘候御付人中は晩八ツ時、御招被成候事、
一先年は御料理出候得とも、近年は相止、餅菓子、
吸物、酒中服御茶にて相濟申候、番頭衆被參候節は、三方にて土器出し、御盃返盃被致候、尤御看御

はさみ被遊候、返盃被致候節、御看はさまれ候様にて御挨拶被成候得とも、大形はさみ不被申候、御附

人中被參候節は、大勢故に八寸土器積出し銘々引之、御盃事は無之御挨拶計にて、御看は銘々被遣候、扱對面所中敷居をはづし床際入置、一間に致置候、被參候使者の間被通候得は、家老罷出挨拶仕、右の所に致案内通し置、其後御出御挨拶相濟、早速膳を出し申候、附人中被參候節は大勢に候故、中小姓ともに給仕いたさせ候、右の節は御麻上下、家老用人麻上下着し候、給仕のものも麻上下、料理相濟候以後被成御出、銘々勝手次第罷歸候様にて御挨拶被成候、番頭衆御付人中ともに料理の内、御焼もの御自身御引被成候、番頭衆被歸候節は、使者の間御送被成候、其外は對面所にて御時宜御濟、家老用人二臺迄、送申候事、

江戸にて御同役様御役替被仰付候節の事

一高木作右衛門町年寄とも不殘被召出、誰殿去る何日何役被仰付、代り誰殿被仰付候よし被仰渡候事、

但、普請方の年寄に、所々御制札御名削之可差出

旨被仰渡、新御同役様御任官の節も被召出、御立合の御席に被仰渡候事、

天草御代官衆御出候節の事

一御代官御出候得は、取次一人下座敷迄罷出、直に書院被致案内候、御歸の節御廣間迄は御送不被成、家老式臺まで送申候、取次は下座敷迄罷出候事、一御着の爲御悦、生肴塗臺給人使者にて被遣候、但、近年天草松平主殿頭様御預りに付、御代官無之事、

地下諸御禮之事

一年始、八朔、五節旬に御麻上下被爲召候、家老用人取次其外惣麻上下、月次に御羽織御袴、其外とも同斷、一年始御禮、高木作右衛門罷出候節は、干鯛太刀馬代持參之、太刀は家老請取御書院に持出遂披露候、御書院御勝手寄に被成御座候に付、同下の間より敷居内わ入可被申の旨御挨拶在之、敷居内にて遂披露候、取次の家老敷居外御勝手際の襖に附添罷在候、但月次ともに同席也、畢而郷方支配の町年寄御書院溜の間において御禮相勤候、是又右の家老

遂披露候事、

一右畢て表わ御出被成、對面所下の間に被成御座候得は、使者の間襖をひらき、襖の外に取役罷在、諸國の御附人中被召出候、右取次遂披露候事、

一右相濟對面所上の間に被成御座候得は、町年寄罷出、同下の間敷居内わ踞入御禮相勤候、夫より年行司を始惣役人とも御禮相勤候、何れも取次名披露途之候、町年寄とも御禮相勤候得は、年行司とも拭板柱際に附添罷在、惣役人とも名を取次申候、右の節家老用人取次内縁に相詰候、八朔御禮の節は、年寄共始地下惣役人御進物差上候に付、廣間に並置、船番、町使、表筆者、廣間筆者、右の裁判いたし、中小姓持出之、對面所下の間に差置退候へは、披露已後勝手口より坊主罷出引之候、地下御禮相濟、其後惣寺社御禮相勤、此節御音物右同前に候、御禮相勤候席は、對面所下の間に相勤候、取次遂披露候事右相濟、使者の襖を取次開き、丸山町寄合町の乙名とも式臺に相詰居候に付、右使者の間の敷居際に御出、御立被成候て御請被成候、

一地下惣役人とも御禮相濟候節敷、又は寺社御禮

前敷、遠見番、唐人番、船番、町使、波戸場役筆者、牢守廣間拭板に並居、使者の間下の間に被成御座、御禮御請被成候事、

一御役所附の者は、觸頭を始定乗のものとも、右御禮不殘相濟候て、拭板杉戸際に銘々一人つ、罷出候、相殘ものともは平船番町使の通に相勤申候事、以上、長崎奉行動方留、

寛政七乙卯年地下諸役人月並禮の儀、是迄は毎月朔日に相勤來るの處、以後朔日、十五日、廿八日とも可相勤旨被命之、但會所調役町年寄は毎月三日とも麻上下着用にて相勤、其餘は一役の内人數半分つ、割合、朔日、十五日一日袂に相勤、一役一人のものは禮日隔日に相勤、且正月、二月、四月、七月、十二月に限り、廿八日も可相勤、尤三月朔日、七月十五日は不及相勤、五節旬は是迄の通總出禮可致旨仰渡之、長崎志續編、

寛永十五戊寅年、はしめて奉行組與力五騎、同心二十人を附屬し給ひ、寛文五乙巳年同心十人、翌年與力五騎をのゝ増附せらる、貞享四丁卯年與力同心とも廢せられ、すべて奉行自分抱へ給人下役の名號と

なり、その給料を賜はる、享保十一年より下役の寛政五

癸丑年秋、奉行給人を減し手附出役を命し給ふ、

寛永十四丁丑年、島原一揆に付、柳原飛騨守、馬場三

郎左衛門も彼地へ出陣有之、翌寅年歸陣の節、始て

與力五人、同心二十人被差加、長崎御用書物、長崎集、

寛永十四年、奉行馬場三郎左衛門、此年與力五騎、同

心二十人被仰付、長崎實錄大成、

寛永十五戊寅年、與力同心被仰付に付、西濱町川岸

端に御奉行下屋敷を被建、與力同心衆被差置之、其

後貞享四丁卯年與力同心相止、此處明き屋敷とな

る、長崎志、崎陽記録、

寛永十年、西屋敷御政所屋敷内狭く候に付、濱町に

御下屋敷を被建、是は與力同心衆被召置、長崎實錄○

この書寛永十年に係、按ずるに、

寛文五乙巳年、稻生七郎右衛門支配の節、與力十人

按ずるに、寛文年録によるに、與力十人、長崎

を増しは、翌年なれば、誤りなり、同心三十人となる、長崎

長崎集、

寛文六丙午年三月十九日、御弓頭松平甚三郎、御使

役河野權右衛門、長崎奉行被仰付、且又與力五騎つ

増被下、寛文年録、

寛文十庚戌年

請取申御扶持方米事

合十五石五斗者

但、京枋也、

右是は、我等御預の與力十騎分、一人に付て十人扶持宛一倍の積、戌九月十五日の晩より長崎に相越、同晦日迄日數十五日半大の分儘請取所、仍如件、

寛文十戌年九月

河 權右衛門印

末次平藏殿

請取申御扶持方米事

合二石二斗二升五合

但、京枋也、

右是は、我等御預の歩行同心三十人分、一人に付一人扶持宛の積、戌九月十五日の晩より長崎に相越、同晦日迄日數十五日半大の分儘請取所、仍如件、

寛文十戌年九月

河 權右衛門印

末次平藏殿

請取申御扶持方米事

合三十石者

但、京枋也、

右是は、我等御預の與力十騎分、一人に付て十人扶持宛一倍の積、戌十月大之分儘に請取所、仍如件、

寛文十戌年十月

河 權右衛門印

末次平藏殿

請取申御扶持方米事

合四石五斗者

但、京枋也、

右是は、我等御預の歩行同心三十人分、一人に付一人扶持宛、戌十月大之分儘請取所、仍如件、

寛文十戌年十月

河 權右衛門印

末次平藏殿

請取申米事

合九十石者

但、京枋也、

右是は、長崎爲御役罷越候付て、歩行同心三十人、一人付三十石宛、戌年の御合力米、御老中以御添狀請取所、仍如件、

寛文十戌年十二月

河 權右衛門印

末次平藏殿以上、長崎記、

貞享三丙寅年八月、長崎奉行向後三人、御役料四千俵被下之、内二千俵は與力同心の給料被下之、貞享御徒方萬年記、

貞享三年秋の頃より、與力を給人と名を付、同心を下役と名を改替、奉行手人と成、長崎集、

貞享四丁卯年より與力同心相止、御奉行自分の抱

へ給人下役となる、長崎實錄大成、

貞享四年、奉行川口源左衛門、大澤左兵衛の時與力同心御除、御役米を以給人十人、下役三十人扶持之、享保十一年三宅周防守奉行の時、下役差除足輕扶持す、長崎御用書物、

享保十一丙午年より三宅周防守康敬、同十三戌申年より下役の名目相止、足輕となる、長崎實錄大成、寛政五癸丑年、當秋御奉行召仕の給人相減し、御家人の内より手附出役被仰付、給人の方へ四人、右筆の方へ兩人、御奉行高尾伊賀守に隨身到着有之、長崎志續編、

○御代官

文祿已來、村山東安長崎の御代官たりしか、元和二丙辰年罪ありて刑せらるゝにより、末次平藏これに代る、平藏が曾孫平藏もまた罪ありて、延寶四丙辰年遠流せらる、平藏が罪被りし始末は、拔荷禁令并刑罰の條にあり、元文四己未年にいたり、高木作右衛門に命し給ふ、

文祿の頃、長崎内町の分、建並二十三町に極、夫より在郷地を廣め町にこり立、段々諸國のもの集り、終に繁花の地となり、文祿元年、秀吉公名護屋御在

陣の時、長崎惣代として町の頭人の内一人御禮可罷出に相定、藝州村山安東といふもの長崎に令居住、常に辯口才發あり、某を名護屋に可遣、首尾可相調よし願望に付、色々献上を支度し安東を名護屋にさし越、秀吉公御感折々御目見被仰付、汝東庵と可名付、安東といふ事おかしく思ぞこの御難談有之、則東庵と改、重て罷出、御機嫌の能時分を見合、長崎内町の外某に御預を蒙り度よし奉願、因茲御赦免地子銀として二十五貫目差上、外町并在郷地まで御代官を務、慶長三年より元和二辰年迄東庵支配す、于茲末次興善とて生所筑前のもの、彼東庵は興善か介抱を以、長崎に令居住重恩のものなり、然る處、興善か子に末次平藏といふもの、東庵と聊の出入有之、公事を取結び、元和二年兩人江戸へ罷出令對談、其公事過半東庵雖爲利運、東庵嫡子伴天連にて有之故、前廉南蠻國へ流罪被仰付候處、東庵洋中にて忍取長崎に隠置、大坂御陣の節城中に籠置、其上玉藥まで差上るよし、平藏より言上す、依之、東庵江戸にて早速死罪被仰付、子孫不殘於長崎刑罰、其跡平藏に被仰付、地子銀五十貫目つゝ、

致上納、延寶四辰年まで六十年餘、平藏三代相務、此跡役同年に高木彦右衛門、高島四郎兵衛に被仰付候、長崎雜話、

寛文十一年亥年九月廿九日、末次平藏誓詞前書、

起請文前書

一私儀支配所をも被仰付候上は、不依何事毛頭御後關義仕間敷候事、

一御仕置の義、聊相背不申候様相守可申候事、

一御威光を以、奢たる儀不仕、下々わ對し非分申掛間敷候事、

一當所の事は不及申、縦他所之儀御座候共、爲替取沙汰承候は、有仰可申上候、并諸事御尋の義、是又正路に無依估最負可申上候事、

一不依何事、挾惡心萬端付候奸之仕形致間敷候事、右條々於相背者○已下同文に付き原

寛文十一年亥年九月廿九日 末次平藏

御奉行所

同日平藏手代の者共前書

起請文前書

一御公儀様御用物被召上候節は、私共罷出直段相

極候上は、無依估最負、正路に可仕候事、
一御用物にこそよせ、自分買物仕間敷候事、
一御用物代銀其外御扶持等相渡候付て、毛頭私曲仕間敷候事、
右條々於相背者

寛文十一年亥年九月廿九日 中西八左衛門

平藏手代

御奉行所

岡村三郎兵衛

元文四己未年三月十五日、高木作右衛門長崎御代官被蒙仰之、長崎實錄大成、

元文四年七月十四日

覺

一米十人扶持 長崎奉行支配 御代官 高木作右衛門

右は、高木作右衛門長崎廻御代官被仰付、支配所高

三千石の諸入用米一ヶ月十人扶持宛の積り被下候

間、從當年二月、七月、十一月、三度に各裏判手形

を以、於瀬崎御藏御渡可有之候、松左近將監殿に

按するに、老中 相伺如此候、但當年分は米十三石三

松平武元、

斗、四月より十二月迄九ヶ月分積り御渡可有之候、以上、

未七月十四日

八木清五郎印

松波平右衛門印

櫻井河内守印

水野對馬守

神尾若狹守印

河野豊前守印

神谷志摩守印

窪田肥前守殿

萩原伯耆守殿

安永八己亥年五月十日、御右筆部屋縁類

銀拾五枚

右は、長崎御用出精相勤候に付被下旨、板倉佐渡守

按するに、老中 申渡、柳繁日記、

天明元辛丑年、長崎御米方并寺社方の儀、是迄町年

寄の内より掛り相勤るの處、向後高木作右衛門に、

右掛り可相勤旨、正月廿五日被命之、長崎志續編、

寛政九丁巳年四月十六日

銀拾五枚

御代官高木作右衛門

右長崎御藏方改正、其外御用出精相勤候に付被下

旨、於御右筆部屋縁類采女正申渡、備前守按するに、采女正は老中

戸田氏教、備前守は若 侍座、寛政年錄、老寄京極高久なり、

文化九壬申年二月九日

銀拾五枚 御代官高木作右衛門

右年來致出精、外御用も多相勤候に付、爲御褒美被

下旨、御右筆部屋縁類備前守按するに、老中 申渡、堀田

攝津守按するに、若 侍座、文化年錄、

長崎諸役人分限并加役料

受用高 御代官

一銀六拾貫四百目 高木作右衛門

内、八朔拾九貫目、

高百俵 江戸より

一銀七百拾五匁宛 御代官手代四人

一同七百拾五匁宛 同御米手代二人

一銀壹貫八百八拾目宛 御代官御米方筆者二人

給米五俵宛 長崎分限帳、

通航一覽卷之百四十終

通航一覽卷之百四十一

長崎港異國通商總括部四

○地役人 町年寄并地下諸役人受用銀高
 文祿の比より高木、高島、後藤、町田四人町年寄たりしか、元祿十二己卯年内外の町名を罷らる、時、外町常行司二人を此列に加られ、是より六人となる、松是なり、明和五戊子年三月十五日、福田十郎右衛門永く町年寄を命せらる、後年町年寄末席及び諸加役等の事はしまる、正徳五乙未年御改正により、地役人役料等の事、奉行より達書あり、元文三戊午年より月俸を賜はる、是より先、元祿十丁丑年、町年寄高木彦右衛門に勘定役代物替支配を命せられ、同十三庚辰年帯刀を許さる、明和元甲申年七月、町年寄後藤惣左衛門會所詞役を命せられ、一代帯刀を許さる、天明五年三月、久松半右衛門、藥師寺免、寛政九年六月廿三日、地下諸組の職地指南を、藥師寺久左衛門に命せらる、其證は附録海防の部、御備場長崎の條にあり、同月唐大通事林梅郷、町年寄末席并會所改役となる、往年より町年寄は毎年糸割符、宿老は隔年に出府し、數品を獻して歳首を賀し奉る、享保九甲辰年其獻品を改められ、寛政二庚戌年七月唐阿蘭陀の商賣高を減せ

られし時、出府は隔年、獻物を半減となる、自餘御代替及び將軍宣下等の御大禮にも、出府して賀し奉る、

文祿元壬辰年より、高木勘右衛門、自注、作右衛門祖、高島了悦、自注、四郎、後藤惣太郎、自注、惣左衛門祖、町田宗賀、役高木彦右衛門法體して道感とい、四人始て町年寄の號御免、長崎古集記、

文祿の比、町の頭人の内、高木、高島、後藤、町田四人町年寄となる、長崎志、山本氏筆記、

慶長八癸卯年、長崎奉行小笠原一庵京都より下向あり、四月より十月迄御逗留、十月より來秋迄は町年寄となり、長崎記、

明暦元乙未年三月朔日年頭御禮、
辨柄島十端、緋縮編十卷、長崎町年寄白編子十端、島籠、高木作右衛門日記、

寛文十庚戌年
 高木作右衛門手代の者四人、給金請取手形與書表書之金子請取之、重而可有勘定者也、
 御名御印列長崎記、

寛文十一辛亥年九月廿九日、町年寄共前書二通、

起請文前書

一私共儀、當所町年寄被仰付候上者、第一御仕置之儀堅相守、毛頭御後關儀仕間敷候事、
 一切支丹宗門の儀は不及申上、其外御法度相背者有之者、縦親子兄弟又者雖爲知音之好、有躰可申上候事、

附、役人に書出候者共、是又依怙最負なく正路書上可申候事、

一他所之儀に御座候共、相替取沙汰承候は、有體可申上候事、

一惡心を差挾虚言虚説申出間敷候、勿論筆談猶以同前の事、

一惣而爲奢儀不仕、對下々非分申掛間敷事、
 右條々於相背申者、

高島四郎兵衛
 高木作兵衛
 寛文十一年亥九月廿九日
 高木彦右衛門
 後藤惣左衛門

進上御奉行所様
 起文請前書

一御組中并御家來之御衆々、金銀衣類諸道具等は不及申上、其外如何様之雖爲輕物、音信贈答一切仕間敷事、

一御組中并御家來の御衆、不依何事内證にて頼被申候共、一切用申間敷候、若以御差圖調進候は、町之相場之通可仕候事、

一御組中并御家來の御衆々、金銀は不及申、何にても借物一切仕間敷候事、
 右條々於相背申者、

高島四郎兵衛
 高木作兵衛
 寛文十一年亥九月廿九日
 高木彦右衛門
 後藤惣左衛門

進上河野權右衛門様
 延寶三乙卯年十二月廿二日
 起請文前書

一私儀浮銀御預支配被仰付候、右之銀に付、毛頭御影關儀仕間敷候事、
 附、手代并自分家來御役掛り申者共誓紙爲致、諸事念を入、私曲不仕候様可申付候事、

一御仕置之儀、聊相背不申候様相守可申候事、
一御威光を以奢たる儀不仕、下々わ對し非分申掛
間敷候事、

一當所の事者不及申、縦他所の儀御座候共、替たる
取沙汰承候は、有躰可申上候并諸事御尋候儀、是
又正路無依估最負可申上候事、

一何事によらず、挾悪心方萬端付佞奸の仕形致間
敷候事、

右條々於相背者、

延寶三年卯十二月廿二日 高木作右衛門

御奉行所様以上、長崎記、西鎮要覽

天和三癸亥年、地下役人は、前々より大小を指役儀
相勤來候處、當年より刀指申儀御停止被爲仰付、長
崎集、

元祿元戊辰年二月十五日、御勝手より參上

天蓋紙十卷
縮紙三十卷

長崎町年寄 高島四郎兵衛

同月廿三日

御暇高島四郎兵衛長崎
覺書

元祿十丁丑年十二月、藥師寺又三郎、常行司より年
寄役被仰付、長崎覺書、按ずるに、こゝし高木彦右衛門代物
替支配勘定役命せられしにより、其跡役となりし

なるへ
元祿十二己卯年七月四日御宿繼到來、向後内町外
町の名目相止め、惣町諸配分諸遣方共に平等に被
仰付之、且又内町支配町年寄四人、外町支配常行
司二人共に、向後同格にて町年寄六人に被仰付之、
長崎志、長崎
年表要覽

元祿十三庚辰年七月廿八日、長崎運上役人高木彦
右衛門刀を帶する事を許さる、憲廟實錄

元祿十三庚辰年、高木彦右衛門、於江府代物替按ずる
物替の事下
條に出す、頭人に被仰付、長崎表御船并武具預り役
被仰付、取來る役料八十俵を御切米に直され、帶刀

被仰付、九月九日當表に歸着す、然處、十二月十九
日彦右衛門家來深堀の鍋島官左衛門家來柴原武右
衛門、深堀三右衛門と云者に、途中にて喧嘩を仕出
し、其夜彦右衛門家來深堀藏屋敷に仕掛、玄關の弓
鐵砲等投散し甚狼藉を成せり、翌廿日早朝深堀相
手兩人、彦右衛門門前に行向ひ、夜前狼藉の者ども
殘らず首を打可被相渡旨言入る、彦右衛門染々
たる挨拶取合も無之に付立歸り、頓て深堀より十
一人刀を拔連れ聲を掛、彦右衛門方に押寄せ、即時

に彦右衛門討取、相手兩人の内、一人は玄關にて切
腹し、一人は濱町橋上にて切腹す、彦右衛門方侍分
三人、中間二人暫く相支討死、其外八十餘人の家來
悉落失たり、御詮議の上深堀の者九人藏屋敷に被
預置、彦右衛門家來十八人入牢被仰付之、同十四辛
巳年三月廿一日、高木彦右衛門嫡子彦八追放被仰
付、若黨七人打捨、深堀方九人斬罪、九人遠島仰付
らる、長崎志、

元祿十三年十二月十九日、高木彦八子、宮參之節、本
博多町長坂にて、彦右衛門家來深堀被官之者と口
論、其夜彦右衛門中間九人連にて、深堀屋敷に押
掛、大小など奪取甚及狼藉、依之翌廿日辰上刻、彦
右衛門宅に深堀勢廿二人責入、彦右衛門を始、彌五
兵衛、只右衛門、直之進討死、中間二人死、留守居惠左
衛門は深手負、深堀勢之内、深堀三右衛門は玄關の
前にて切腹す、柴原武右衛門は濱町大橋の上にて
切腹す、午刻西御屋敷より御檢使御出、諸役人相
詰、彦右衛門家來八人被召禁、翌廿一日入籠、同十
四巳年三月十八日、江府より之御飛脚、同廿一日朝
着す、高木彦八儀、長崎五里四方追放、江戸京大坂

之分住居御構ひ、家來は無御構、右押掛參候彦右衛
門下人は籠屋にて八人打首、同日暮六ツ半時、深堀
庄右衛門、柴原清左衛門、宇都宮五右衛門、荒木權
内、高瀬助右衛門、深堀嘉右衛門、平與左衛門、宇都
宮只之丞、喜多佐左衛門、高須嘉左衛門、十人者、
於深堀屋敷打首、同日相殘九人之者は流罪被仰付、
田代治八、樋口市郎兵衛、城島治部右衛門、志波原
羽右衛門、木下與三兵衛、多々良久左衛門、同源太
夫、田代伴助、向井彌兵衛、右之者共に町使散使付
添、梁堀屋敷に御出、御檢使立山より谷田彌一右衛
門殿、山瀬幸左衛門殿、西より元橋佐右衛門殿、安
田十郎右衛門殿、長崎覺書、

寶永元甲申年十二月廿八日、歳暮之御禮
長崎役人高木作右衛門寶永
年録、

正徳五乙未年、覺書
一諸役料銀高の内、唯今迄内通事役銀之名目有
之候、此名目向後相止可申候事、
一唯今迄内通事銀と名付候銀子之内より、諸役料
へ割渡候分者、其役々役料之高に込可申候事、
一船別置銀銅口錢、右兩様の銀子より役料に渡來

候分、且又割符之増銀、牛皮之出銀出島間金、此類之銀子を役料に込候分、并箇所竈割共に此等之分は、四千貳百貫目之内にては前借銀無之候間、七萬兩出、目錄之内より前借に可相渡候、但船別銀は商賣高六千貫目を格に立、銅口錢者三百萬斤を格に立、割合書付可差出事、

附、右割渡候儀者追て可申渡候事、

一重役之役料之内、長崎會所古年行司、出島間金支配古年行司、代物替會所古年行司、長崎會所諸拂定年行司、此分之重役向後相止候間、勿論其分之役料銀高者、惣役料高之内にて残り可申候間、其銀高書付可差出候事、

但、去年之年行司今年之重役之役料、當年行司之來年重役之役料、普請方當役波戸場吟味役、此分之内より可相渡候、且又定年行司重役之役料者、本役料之高に結ひ可相渡事、

一去年之唐船出拂候迄之間、波戸場雜用并新來船之波戸場雜用、且又兩様之鯨船雜用、此等之類者前借金割方之外に勘定仕立可申候、尤此分之雜用銀

者、四千貳百貫目之外銀子にて可相渡候事、但、右銀子出方之儀者、追て可申付候事、一乙名共より相勤候重役之役料相止候に付、惣乙名共一人前貳貫目充定役料相増、一人前六貫目充、向後年々可相渡候事、

附、前借銀も右之割合たるへく候事、

右之趣相心得、諸帳面役料帳致下書可相伺候、諸雜用共に、今年七月より來年六月中迄を一ヶ年之積り相心得、前借金除置追々可相渡候、請取渡仕形は、追而其節可申付候、并諸役所入用吟味之儀者、懸り之町年寄共に遂吟味、其上にて高木作右衛門迄帳面可差出候、作右衛門方にて吟味候節、向々役人共作右衛門方召呼、可遂吟味候間、兼て其趣向々可相達置候、

正徳五年六月

大 備 前

御押印 長崎書付○接するに、長崎奉行大岡備前守なり、

正徳三癸巳年二月十五日、年頭、御禮

紅縮緬二十四、黒天鷲絨十四、色純、長崎町年寄子十卷、紅白まっひ色糸二十把、 福田十郎左衛門

享保二丁酉年二月廿八日、御代替、御禮 將軍宣下

純子三十反
紅白糸三十把

長崎町年寄 藥師寺又三郎 以上、柳營日記、

享保八癸卯年

一長崎町年寄、前々天鷲絨十卷差上候處、此度より者紗綾二十卷差上候、重而者純子縹珍之内に而差上候様可被申渡候、

一町年寄年頭獻上物之儀、天鷲絨者無用仕、紗綾縮緬之内にて差上候様にどの儀に付、當春福田六左衛門より天鷲絨代りとして、飛紗綾二十卷差上候、來春より者天鷲絨代り純子縹珍之内にて可差上候旨、此度水野和泉守より被仰渡候條、向後者紅白縮緬三十卷、純子縹珍之内相添可被差上候、雜話燭談附録 享保十乙巳年九月十三日、藥師寺久左衛門殿町年寄見習被仰付、同十一丙午年正月廿三日、御年寄役被仰付、先格之通石火矢御預り、長崎覺書 石火矢、昔は長崎治工鑄たるもありと見えたり、すべて石火矢の事、近代者藥師寺某總主とりて、公用の外妄に鑄ことを許さず、軍用擊發の法は藥師寺家傳をならへる人諸國に多し、長崎夜話草 享保十一丙午年七月廿七日、松永作次郎殿見習 按

るに、町年寄見習なるへし、 被仰付、長崎覺書

享保十六辛亥年二月十九日、御暇

銀七枚 長崎町年寄 高木清右衛門

右於蘇鐵之間被下之、享保年録 元文三戊午年、町年寄御扶持米被下置之、長崎實錄大成 明和元年申年七月、後藤惣左衛門御切米七十俵高に被仰付、一生之内帶刀御免にて、會所調役唐阿蘭陀商賣向專可令出精旨被仰付之、

明和五戊子年三月十五日、福田十郎右衛門向後代代町年寄被仰付之、一 同七庚寅年、久松善兵衛養弟土岐太郎事、善兵衛受用高之内十貫目内分け致し、別段御奉公相勤度旨、依願町年寄末席に被命之、以上、長崎志續編

安永五丙申年二月十五日、御次一同年頭之御禮 長崎會所調役 後藤惣左衛門

同月十九日 紅白縮緬三十卷

蘇鐵之間

銀十枚 長崎後藤惣左衛門

右御暇に付被下之、以上、柳營日記、 天明五乙巳年三月、町年寄久松半右衛門、藥師寺久

左衛門會所調役被仰付、一生之間帶刀免許之旨被命之、長崎志續編、

寛政二庚戌年七月九日、松平越中守渡御書付之内、長崎町年寄并宿老年頭御禮之儀、隔年に出府致し、町年寄献上物も只今迄の半減たるへき旨申渡候間、可被得其意候、靈法類集、

寛政二庚戌年、當節御改正被仰出に付、町年寄并地下宿老江府拜禮之儀、是迄年々相勤來といへども、以來隔年に可相勤旨被仰渡之、但、年寄献上物并御進物共半減の積り、休年之節者差上るに不及、宿老献上物者は迄之通り、御進物者半減の積り、休年之節も可差上様被命之、同一年九月八日高木清右衛門會所調役被仰付、勤役の内帶刀免許、同十九日久松半右衛門會所調役被差免之、同三辛亥年都而市中無家業之者は、自然に行跡も不宜に因て、家職基手銀として相當の拜借を許され、夫々職業を勵まざる、依之、十月朔日産業方として町年寄之内、福田大之丞、後藤五郎左衛門、乙名之内高石行太夫、前園金藏の、右掛り加役可相勤旨被命之、同八丙辰年都而忌服之儀、相違多き趣に而、當年久松平三

郎へ、忌服掛り加役被仰付、以來親族之續き等交錯して難分時者、同人の問合せ忌服を可受旨被命之、以上、長崎志續編、

地下役人役儀被仰付候事

一御用日之節、役人被仰付候得者、右役儀之品御書付家老に被相渡、年番之町年寄に、右之段も被仰付候、其上に而御前を罷立、廣間に罷越年番之町年寄立合、廣間に罷出家老申渡之、御書付は町年寄に相渡す、右役儀被仰付候者共、前日右之面々明何日四ツ時可罷出旨申渡候様に、以手紙年番之町年寄に申渡候、文言如左、
以手紙令啓上候、然者誰儀御用之儀有之候間、四ツ時可罷出旨可被申渡候、以上、
月日

年番町年寄殿書也

御用之儀に而年寄共以手紙遣候節、部而右跡之文言尤殿書に而候事、

地下役人誓紙被仰付候節之事

一役儀被仰付候得者、一兩日過誓詞爲仕候に付、前日右之者何時可差出旨、年番之町年寄迄手紙に而

申遣候、當日右之者年行司部屋迄罷出候に付、誓詞取出し、年行司に相渡候得者、右之者に黒判仕せ候、其前拭板之杉戸を放置、家老當番之給人立合、内縁に罷在表年行司筆者拭板柱際に相詰、誓詞仕候者呼出し、誓詞被仰付候也、家老申渡之候得者、表筆者讀聞之候、其後年行司より相渡候得者、血判惣役人誓詞箱に目錄共に入置候事、

町年寄共役割被仰渡候事

一十二月七日比、其年之年番町年寄より、來年之役割書付相伺候得者、御聞届候上、十三日御用之節、御書付に而被仰渡候事、

覺

- | | | | |
|-------------------|---|---------|---|
| 一御方 支配 | 誰 | 一酒吟味 | 誰 |
| 一寺社方 年番 | 誰 | 一年賦取立 | 誰 |
| 一爲替方 年賦取立 | 誰 | 一普請方 吟味 | 誰 |
| 右者、來何之年役割順之通申付之候、 | | | |
| 何之何月 | | | |

江戸行町年寄に御料理被下候事、

一十一月初比、明年之江戸行町年寄順番之者申上候得者、彌支度相調可申旨被仰渡候事、

但、十二月廿日前後に相成、來何日比御料理可被下置候間、罷出候様にと申渡之候、且又年番之年寄にも、何之誰江戸參上に付、御料理被下置候間、同道仕罷出候様にと申渡之、料理者宿老に被下候通に候、料理過御出被成、御挨拶被成候事、以上、
長崎奉行勅方留、

長崎奉行は、他國の奉行と違ひ、交易の事を專要にして、其餘の事は枝葉の如し、町方の仕置公事出入等迄、悉く同所町年寄方にて吟味を遂、奉行所へは相届候迄に而、年寄方において夫々に申付る事也、故に町年寄威に誇りて我意を振ふ事多し、兼草、

- | | |
|------------|--------|
| 受用高 | 町年寄二人 |
| 一銀參拾七貫參百目宛 | 福田大之丞 |
| 内八朔拾貳貫參百目 | 高島四郎兵衛 |
| 御扶持方十人扶持宛 | |

- | | |
|------------|---------|
| 右同斷 | 高島作兵衛 |
| 一同貳拾四貫三百目宛 | 福田十郎右衛門 |
| 内八朔右同斷 | |
| 御扶持方七人扶持 | |

右同斷
 一同參拾七貫參百目 後藤惣太郎
 右同斷
 內八朔右同斷 御扶持方十人扶持 高七十俵
 一同貳拾七貫參百目 久松善兵衛
 右同斷
 內八朔右同斷 御扶持方右同斷
 一同拾貫目 久松平三郎
 久松善兵衛より内分
 加役料銀貳拾五貫目 年番料同拾貫目 添年
 香料
 右同斷
 一銀四拾貫參百目宛 長崎會所調役二入
 藥師寺久左衛門
 內八朔貳拾貫參百目 高木清右衛門
 御扶持方十人扶持宛 町年寄家來
 一同八百五匁宛 出島番七人
 長崎分限帳

人受用銀及び加役料とも減せらる、同十戊午年唐船入津もす、みしにより、丙辰以來不足の受用銀半高を渡さる、
 寛政八丙辰年
 一當年紅毛船入津無之、唐船入津數少く會所銀繰差支候を以て、地下役人當十月十二月渡り受用銀并加役料とも、夫々受用高に應じ減少被仰付、都而加役料は減し切にて、受用銀者後年會所銀繰立直におよび、御足渡之積り被命之、則割合左に記之、
 十月渡
 受用銀壹貫目以上 七割通 但、三割通減
 ○同五百目以上 九割通 但、一割通減○同五百目以下 皆渡○加役料參百目以上 八割通 但、二割通減切○同三百目以下 皆渡
 十二月渡
 受用銀壹貫目以上 八割通 但、此内一割通者來巳年正月四日渡り受用銀より返納之積り○同五百目以上 皆渡 但、同斷○同五百目以下 皆渡○加役料參百目以上 八割通 但、二割通減切○同參百目以下 皆渡○總町箇所 竈割銀 皆渡

通航一覽卷之百四十二

長崎港異國通商總括部五

○地役人 町使、船番、散使、
 慶長八亥卯年、糸商賣を命せられし時、糸割符の條下はしめて糸割符年寄十人仰付らる、其後増減あり、江戸年頭御禮拜領もの、また日光山及び東叡山御宮拜禮等を許さる、明曆元乙未年、糸割符商賣を止められて年寄役も廢す、貞享二乙丑年、再び糸割符御免ありて、其筋目のもの二人糸宿老に命せらる、年頭御禮等の事、前正徳五乙未年商法御改正により、長崎奉行より條書を達す、元文三戊午年一人増れ、是より三人ともに御扶持米をたまはる、
 古今糸割符

一權現様御代、長崎に黒船着岸之節、荷物賣拂之儀成兼候に付、長崎に罷下候商人共不殘買取候様被仰出、商人之内頭人無之而者相調問敷旨に而、伏見於御城糸割符年寄被仰付候、其節堺糸年寄大分買取候に付、京長崎之割方より堺計に二割増被下候、

同十戊午年

一去る辰年地下役人受用銀減少御渡有之處、去冬唐船入津も進み、會所銀も立直候に付、右不足之半高、當正月御渡方被仰付之、以上、長崎志續編、
 寛政九丁巳年、町人妄に苗字を稱する事を禁す、寛政九丁巳年、是迄借屋住居又者他國より引越し住居之者、箇所持になれば、苗字名乗仕來之處、總て百姓町人者、無故苗字名乗事者不相成筋に依て、以來右之類ひ屋號を名乗、苗字者不可用旨被命之、但、丸山町寄合町遊女屋之輩者、箇所持たりとも以來屋號相用、苗字は不相成旨被命之、長崎志續編、

通航一覽卷之百四十一終

一伏見於御城被仰付候堺糸年寄筋目之者十人、左之通、

伊丹屋道弟、伊豫屋良千、高石屋宗岸、奈良屋道沙、小山良觀、芝辻道意、成尾屋宗化、具足屋宗據、安井道二、阿知子宗實堺市尹書留○按するに、此書年代を記さざれば、慶長八年の事なり。

寛永十三丙子年被仰出御條目の内、

一異國船に積來候白糸、直段を立候而、不殘五ヶ所按するに、長崎をばしめ、堺、大坂、京、江戸をさす。其外書付之所に割符可遣候事、一五ヶ所惣代之者、長崎參着の儀、可爲長月五日切、其より遅く參候ものは割符を廻し可申事、長崎集、

糸商賣之儀、最初者長崎に入込候諸國商人に頭立候者無之、致混雜候に付、糸年寄御定、其箇所々々の商人共、糸年寄之支配に被仰付候、

年寄 菱屋 又兵衛 有來 宗 順

金屋 源兵衛 長崎屋 忠七

右大猷院様御代之割符頂戴、五ヶ町年寄之者、毎年江戸に罷下り年頭御禮申上候、正月三日御目見仕、御暇之節時服拜領仕候、其外御祝儀にて度々江戸

に罷下り、其後日光東叡山にも社參御免被成、日光に金燈籠糸割符仲間より差上候、其節者松平右衛門大夫供に參、年寄役之者共石燈籠持參仕、於神前御酒御紋附御土器拜領仕候由、京監拔書、

貞享二乙丑年、再び糸割符御赦免有之、先規割符の時分は、割符仲間より大割符取候商人の内、何者にても町年寄差圖の者年頭の御禮として、年々一人宛江戸に參府仕、献上物差上御禮申上候、此例を以、また年頭の御禮可相務者の儀詮議有之、折節市法商賣の節、按するに、市法の事下に見ゆ。長崎浮銀を以糸被召上候砌、糸役人三人有之候、此役潰候故、幸此者其の内二人撰立糸宿老と名付、此二人は隔年に江戸へ參府仕候、此とき糸宿老二人、宇野九郎兵衛、大塚三右衛門なり、長崎御用書物古集記、崎陽記録、長崎集、

翌年江戸拜禮罷越候節、糸宿老に申渡候事、一江戸行糸宿老順番の儀、先達而年番の町年寄申出候に付、九月廿日過に、右糸宿老を廣間へ呼出し、江戸行之用意仕候様にと、御用に掛り候家老申渡候、

一十一月朔日時分、御料理被下候に付、前日朔日

何時同役同道に而罷出候様可申越旨、表年行司へ申渡候得者、追付御禮、兩人ともに罷出候事、

一當日罷出候得者、對面所下之間襖際へ通し置、家老用人罷出、今日料理被下候間、同役之糸宿老相伴いたし給させ可申旨申聞料理出す、一汁三菜、外に香の物、吸物一つ、肴二つ、酒五獻程、茶菓子後菓子茶も被下、坊主共給仕いたさせ、右の節取持として古年行司の者、内より一兩人呼寄せ申候、料理給仕廻候得者、御書院へ御出兩人の糸宿老を家老召連、御書院の次へ差出候得者、誰儀今度江戸へ參候に付、料理給候様にと被仰付候、例の時節發足可致旨、被成御意立せ申候事、

但、當地罷立候節、前日廣間へ罷出候得者、内縁へ御出被成、糸宿老をば拭板敷居際へ差出し、御直に御暇被仰渡候、其節御在府の御同役様へ、御書一封家老相渡之、白木狀箱封付也、御文書古案有之候事、長崎奉行勅留、

正徳五乙未年

條々 糸宿老に

一唐阿蘭陀方商賣し候當地諸商人之事、四ヶ所商

人之ごとく、糸宿老の差圖を請へ、旨申渡之候條、向後商賣方之事に於ては、諸商人の差引し候儀、四ヶ所宿老のごとくたるべく候事、

一當地諸商人唐阿蘭陀方の儀、差引し候に就て、聊依估最負すへからず候、若於相背者後日に相聞候共、急度可爲此事候事、

一當地諸商人より賄賂の筋を以、相贈り候音物者一切受用すへからず候事、

右之趣、堅可相守者也、

正徳五年七月

唐阿蘭陀方商賣し候當地諸商人之事、向後者江戸、京、大坂、堺商人其所の糸宿老の差引を請候通、商賣方の事に於ては、當地糸宿老の差引請之違背すへからず、尤糸宿老共仕形よろしからざるにをいては、商人より直に奉行所へ可相訴候、此等の趣委細、諸商人に可申渡者也、

正徳五年七月、長崎書付、

元文三戊午年、宿老村田某一人相増、これより三人となる、御扶持米被下之、長崎實錄大成、

元文三年、村田四郎次宿老になる、此ときより三人、

長崎集

天明六丙午年七月、町年寄末席并會所改役林梅郷退役、嫡孫百十郎へ宿老見習被仰付、御扶持方七人扶持受用銀拾貫目被下之、長崎志願編、受用高

一銀四貫目宛 江戸京大坂堺宿老四人〇一同拾貫目宛 長崎宿老四人内、見習一人、御扶持方七人扶持宛〇一同八貫目宛 同會所目付二人 御扶持方五人扶持宛〇一同七貫五百目宛 長崎會所吟味役三人 御扶持方同斷〇一銀四貫貳百五十目宛 長崎會所吟味役助二人 御扶持方三人扶持宛、外に銀貳貫參百目宛 御手當〇一同四貫三百五十目宛 同諸拂役十八人 同斷三人扶持宛〇一同三百目 同一人〇一同貳貫目 同一人 給米五俵〇一同三貫目宛 同並十六人 一同三百目宛 同五人〇一同壹貫五百目宛 同一人〇一同四貫目 同一人〇一同三百目宛 同見習四人〇一同壹貫五百目宛 同會所役所番二人 給米五俵宛〇一同五貫四百八拾五匁 同所筆者七十九人 内譯、貳貫百貳拾目宛二人、壹貫五百目宛四十二人、壹貫八百目宛二人、壹貫八拾目宛三

人、九百目宛一人、壹貫四拾匁一人、壹貫貳百四拾目一人、壹貫參百五拾目宛七人、七百九拾目宛二人、七百八拾五匁一人、九百九拾目一人、參貫參百參拾五匁一人、貳貫八百五拾目一人、七百九拾目一人、八百四拾五匁一人、七百五拾五匁宛二人、壹貫貳百參拾目一人、六百五拾目一人、壹貫四拾匁一人、參貫參百六拾目一人、壹貫目宛二人、無給三人〇一銀貳貫百七拾目 同所金見二人 内譯、壹貫百七拾目一人、壹貫百目一人、給米五俵宛、但百七拾目、助成〇一同參貫參百目 同所銀見三人 内譯、壹貫百目 給米五俵宛〇一同參貫目 同所銀掛り三人 但、一人壹貫目宛、給米五俵宛〇一同五貫目 同所藏番五人 但、一人壹貫目宛 給米五俵宛〇一同貳拾五貫九百四拾目 同所小役三十人 内譯、壹貫目宛十六人、八百目宛一人、九百目宛八人、壹貫百四拾目一人、給米五俵宛十九人、無給三人〇一同拾貫三百目 同所筆者手傳二十人 内譯、五百目宛十八人、七百五拾目一人、五百四拾五匁一人、給米五俵宛十九人〇一同參拾參貫四百八拾目 同所小使極印打四十四人 内

譯、八百目宛十九人、七百六拾目宛七人、七百貳拾目宛九人、八百五拾五匁一人、七百五拾目宛四人、七百七拾目一人、六百拾匁一人、五百五拾目一人、六百九拾目一人 給米五俵宛二十人、同二俵一人〇一同參百目宛 同所日雇頭二人 右會所方加役料除〇一同壹貫五拾目宛 同所原割符改筆者六人〇一同五百五拾目宛 同惣代十人〇一同五拾五匁宛 同小使六人〇一同百四拾目 稻佐萬六長崎分限領、

系割符の事、最初長崎表御立の節、右先祖の者共、御奉公の品あるに仍て、其御褒美として唐物諸色の内、唐系一品ばかりは一圓に此ものともへ被下之、右仲間へ分々に配當し、これを系割符仲間と號す、京、堺、江戸、大坂、長崎五ヶ所に在住し、其内にて年寄役を立て、年々江戸拜禮をつとめ、尤五ヶ所より年寄一人つゝ、常に崎府に相詰、これを宿老と號す、和の商人は諸國入込の事なれば、地の町年寄より支配なりかたきに仍て、右五ヶ所の宿老の手に附なり、然るに中頃より唐系一圓相渡らす、故に割符といふは名のみにて、聊の配當もなく、當時に於

ては年寄長崎詰の料を請るばかりにて、此仲間大きに窮せり、翁草。

慶長八年目付役五人抱へられ町使と改む、のち増人あり及御役所除等 散使も其頃四人抱へらる、のちまた増寛文を命ぜらる、散使も其頃四人抱へらる、人あり、寛文十二年壬子年船番十七人抱へらる、のち人数増あり、また頭及御役所附等も命ぜらる、正徳五乙未年御改正により、奉行より控書等を出

慶長八年初目付役五人被召抱、其後町使役と名付らる、元和五己未年四人相増、寛永十二乙亥年四人相増、延寶四丙辰年二人相増、十五人となる、此内二人觸頭に被仰付之、按ずるに、長崎覺書には、寛文十二年記す、誤 役宅寛永八年辛未年、長屋九軒、引地町より東の地に建、其後長屋六軒大井手町より北の地に建、寛永十四丁丑年島原一揆征伐の時、長崎御奉行榊原飛騨守附町使藤郷九郎兵衛、鶴田五郎左衛門、馬場三郎左衛門附町使成田十左衛門、高橋源兵衛を召連出陣有之、同十九壬午年より阿蘭陀人江府拜禮參上之節、町使二人宛道中警固出勤被仰付之、寶永五戊子年諸勤役繁多に相成に付、十五人相増、此時觸頭三人となる、正徳五乙未年新に御役所

内に御番所建之、町使の内十人、御役所附に被仰付、其跡平番十人追々被仰付之、享保元丙申年町使の内四人御役所附相増、其跡平番四人、外に平番五人相増、是より御役所十四人、平番三十五人となる、但最初の人數十五人は長屋に居住す、其後段々相増人數は、濱町築地又は市中住宅にて居住す、長崎志、

慶長八年目付と號し、町使五人被仰付、寛永二年町使四人入り九人になる、寛文十二年町使六人被仰付、以上十五人になる、享保六年二月十八日、船番町使十八人新規に被仰付、新銀五百目宛拜領、長崎覺書、長崎奉行小笠原一庵支配の節に、町目付無之に付、町中より給扶持にて五人召抱らる、右之人數にて用事難達故、長谷川權六奉行の時、外町より四人相加へ九人になる、此時迄は目付といふ、後に町使と名付、其以後段々加り、十三人にて年久敷打過候處、寛文十二年牛込忠左衛門支配の節、二人相増十五人に極る、右町使の者居所の儀、奉行水野河内守支配迄本博多町に有之、奉行屋敷の長屋に町筋より口を明け召置、寛永の頃奉行竹中采女正下知にて、

今の引地野山にて有之候を、地を引小屋を建、内町の町使の者を置、外町の町使は、未次平藏附として外町所々に居る、奉行牛込忠左衛門支配の節、南傳馬町と出來大工町の間に空地有之候を地を引小屋を建、外町懸りの町使又は散使を召置る、長崎御用書物、古集記、長崎集、慶長之頃、町使散使同様に可相勤旨被仰付之、或説に散使は町使より以前にはじまりし由、其事分明ならず、最前四人被仰付之、延寶四年二人相増、六人となる、此内二人宛年番相立之役觸等をなす、別に觸頭を立る事無之、長屋二軒引地町より、東の地長屋四軒大井手町より北の地、長崎志、寛文十一辛亥年九月晦日町使之者共前書、
起請文前書
一御奉行様の御威光をかり、諸人に慮外仕間敷事、一何方に御使に參候而も、御威光を以私成儀仕間敷事、
一被爲仰付候儀、疎に奉存間敷候、并御法度相背者於有之者、誰人の儀に而候も、無依怙最負有躰可申上事、
附御尋之儀、有様可申上事、

一不被爲仰付候儀、對諸人むさと爲仕儀申間敷事、附、御組御家中之御衆共に、買物之儀御頼被成候共、御取次仕間敷事、
一惣而不依何事、船陸共に町使之者仕候儀共、心之及たけは精入、わたかまりなく吟味可仕候事、
右條々於相背者、

寛文十一年亥九月晦日

- | | |
|---------|--------|
| 鶴田治部左衛門 | 戸川 彦助 |
| 伴 與 兵 衛 | 種田平次兵衛 |
| 高橋源七郎 | 三梶善太夫 |
| 溝口傳右衛門 | 竹内徳左衛門 |
| 吉永安太夫 | 高尾次右衛門 |
| 武井清兵衛 | 乾 藤 七郎 |
| 太田八右衛門 | |

進上御奉行所様長崎記、西鎮要覽、

寛文十二壬子年、昔年は唐紅毛船警固として、四挺立の船かの艦の方につなきて、番を勤るによりて世俗番船といふ、此船に警固は奉行所より、歩行者同心の者差出して守らしむ、歩行者の者は御奉行交代に相替るものゆゑに、勤方も不勝手にあるへ

きとて、御奉行牛込氏の奉行の時、崎府へ住居する諸國の浪人十七人を抱へ、船番と號し十七人召抱へらる、其頃市法商賣の餘計銀を以扶持せらる、居所は御奉行東屋敷を立山に引れて、其跡の明地たる古長屋を修復し召置る、長崎御用書物、古集記、長崎事始細見録、古事より阿蘭陀船在津の間、警固として四挺立の船に同心二人歩行一人、爲加番町使一人乗せ、彼船の艦につなぎ置、俗にこれを懸り船とも番船ともいへり、寛文十二年牛込氏奉行の時、番人十七人抱へ、是を船番と號し、彼番船に差出す、故に歩行者差除、其後貞享四年川口氏大澤氏奉行の時、同心は止、連越さす、同心の代りとして下役と號するものを連越し、此ものを番船に出す、長崎集、寛文十二年、長崎町中に罷在候諸浪人の内、及御尋牛込忠左衛門岡野孫九郎奉行の節呼出、奉行附の役人へ被申付、人數十七人、一人に付二人扶持、銀子二十枚被下之、長崎問書、一先年は唐船阿蘭陀船長崎湊内に在留の間、警固として御奉行所より、徒歩二人同心二人被差出の處、寛文十二年長崎表來住の浪人七人、新に召抱へ

らる、其節高力攝津守浪人十人、依相願一同に被召抱、十七人船番役と名付、唐船阿蘭陀船在津の内、同心一人、船番一人、番船より警固被仰付、其外唐阿蘭陀諸改役場に相勤めしむ、

一延寶二甲寅年、是迄御奉行東屋敷を立山の地に移されし跡の地を、船番役屋敷に被仰付之、其内二人觸頭に被仰付之、長屋十七軒、坪數不同あり、一同三乙卯年船番屋敷地内に、御用米藏建之、船番の内二人、御藏米方加役被仰付之、

但、享保十一丙午年、此御用米藏を北瀬崎に引移さる、

一寶永五戊子年、諸勤役繁多に相成に付十人相増、此觸頭三人となる、

一正徳五乙未年三月、御役所の内、新に御番所被建、御役所附船番十人町使十人被召抱之、

但、右二十人の跡平番の船番町使被仰付之、以上、
長崎志、

正徳五乙未年正月十一日、大目付仙石丹波守上使として長崎へ罷越に付、老中より相渡下知狀、彼地にて沙汰あるへき箇條書の内、

今度長崎表船番町使等之數を相増、都合八十人とし、其内にて二十人を撰ひ奉行所支配の者として、御扶持方を宛行はれ候に就て、其御扶持米千四百俵之事、奉行所被仰付候、此御扶持米の事者、天草御藏に於て在勤奉行裏判有之、一紙證文にて可被相渡之由、天草御代官に可被申渡事、正徳新令、正徳五年御役所附始る、船番中より十人、町使中より十人、是を二十人衆と申て、御奉行所へ役所を建相勤る、六本長崎記、

正徳五年、御役所詰之者共の申渡之控

觸頭上林正助 同松本嘉次右衛門、同竹内兵助、鶴田形右衛門、種田覺右衛門、左崎藤平、久保山半兵衛、武井藤八、津田惣八、矢野平太夫、觸頭太田十平太、同太田八右衛門、同池島六太夫、井原甚太夫、鶴田伴藏、牧形太夫、伴與市兵衛、野村平兵衛、淺山儀太夫、中尾三郎左衛門

右二十人儀、今度御役所附と相定、從公儀御扶持米被下置事、
附、御扶持米の員數合力銀等の儀者、追て可申付候事、

一右二十人の者共者、打込に相勤可申候事、
一勤方之儀者、追て書付可相渡候、乍然只今迄惣船番町使相務候品々之儀者、向後も御役所より任申付候旨相務候様に、先可相心得候、且又惣船番町使惣人數相揃候迄者、尤唯今迄の如く可相務候事、

附、惣船番町使病氣差合にて、人數不足の節者、向後も助相勤候様に可相心得候事、
一上林正助、松本嘉次右衛門、竹内兵助、太田十太夫、太田八右衛門、池島六太夫、此六人は向後も觸頭申付之候、此度御役所附申付候者共の諸願等の儀は、右六人取次の奉行所の家老用人の内、可相達候、惣船番町使願等の儀は、是又右六人の者共遂吟味、六人の者共より取次の年番町年寄迄、可差出之候事、

一御役所附二十人の内に明き出來候節者、惣船番町使の内より、其人物を撰ひ可申付候之事、
一二十人之者共之儀、御役所附に相極候といへども、高木作右衛門を始町年寄に至迄、格式唯今迄の通相心得、聊以不禮不可有之候事、
一御役之儀者不及申、常々も町方郷方の者共に對

し、御威光を以非義不掛申、不禮緩怠有之間敷候事、

一右二十人之跡、并増人共に都合二十三人、今度新規に召抱、惣船番町使之人數六十人に相定、右御役所附二十人共に都合可爲八十人候事、

附、此度召抱候二十三人の者共の儀者、御役所附二十人を始惣船番町使の子共、或者弟等の内、年齢人柄共に撰之可書出候、其餘此方より吟味之上、召抱候者共も可有之候事、
未三月

右之書付、年番町年寄にも相渡候、右町年寄に相渡候書付には、左之一ヶ條加へ申入候、
一御役所附二十人之者共にも御扶持米雖被下候、合力銀も相應に相定可然候、且又新規二十三人之者共の儀者、今度御役所附申付候二十人之者共取來候如く可申付候、殘二人増人之儀者、追て吟味之上可相定候、兼て相心得可罷在候事、以上

未三月
御役所詰之者共勤方條々覺
一平日觸頭一人、平之者二人充番所に相詰可申候、

御用日者六人充相詰可申候、不時御用之節、差圖次第、非番之内より可罷出事、

但、朝六時より暮六時迄可相詰候、仲ヶ間申合食交り可仕候、辨當持參可爲無用候、乍然仲ヶ間相對之儀者、可爲勝手次第事、

一出火其外不時之事之節者、不殘可相詰候事、附、奉行交代之節者、兩屋敷に十人充可罷出候事、

一當地中之儀者不及申、他國にも御用之節は可差越候條、兼而其趣可相心得候事、

一只今迄船番町使出役仕候所々々者、向後も相定候人數之外に、御役所詰之内より可差越候間、兼而其旨相心得罷在、右出役有之節者、當番より相伺、非番之内より可罷出候事、

一只今迄下役差出候場所者、向後役所詰之者共之中より、下役に差加候事も可有之候間、兼而其旨可相心得候事、

一出島門番所不時に相廻、様子見届、書付可差出候事、

附、船番之前方之誓詞之文言に有之候趣を以、見

及聞及候儀、有之候は、可申出候事、一唐人屋敷門番所并近邊之儀、出島同前に可相心得候事、

一繫番船有之節者、晝夜共不時に見廻、是又書付可差出候事、

一町中不時廻夜廻之儀、只今迄之如く、惣船番町使之内より可相勤候得共、役所詰之者共之中よりも不時に可差出候間、兼て其心得可仕候事、

一御役所之權威を以、諸人に對し非分申掛間敷候事、

附、諸人に對し聊不禮有間敷候、且又銘々身持隨分儉約を用、過分之儀曾て不可有之事、

一公事訴訟人諸願人願書、番所迄持參之節、無遲滯請取之、當番之給人迄可差出候、此儀に付聊以依怙最負不可有之事、

事、番所に留帳拵置、諸事書付差出候者共之町所、其名書付留置可申候事、

一御役屋敷に被相越候衆有之候節者、下座敷迄下り可申候事、

一奉行家中之者共と私之不可有惡意、何様之輕き

事たりといふ共、相對之頼一切請合申間敷候事、一奉行家中之者、就中下役之者共町中の罷出不宜儀有之候者、見及聞出次第早速可申出候事、右之趣、堅可相守もの也、

正徳五年三月

四月十三日

米千四百俵 三斗五升入

此石高四百九十石

此内

一米三百七十俵一斗 此石高百二十九石六斗

是者、觸頭六人、一人前、五人扶持充、平十四人、

一人前三人扶持充之積、

一米六百六十俵 此石高二百三拾一石

是者、觸頭一人前四十俵充、平十四人一人前三十

俵充之積、

右二口合米千三十俵一斗 此石高三百六十石六

斗

引殘る米三百六十九俵二斗五升 此石高百十

九石四斗

此内

一米三十俵三斗 此石高十石八斗

是者、閏月有之候年之觸頭六人、平十四人、二十人、二ヶ月分七十二人扶持之爲御用、扶持米引除之候積、但閏月無之年に者、惣殘米之内に差加へ候積、

猶殘る、米三百三十八俵三斗 此石高百十八石六斗、

右之殘米を以、天草御藏より御米請取候節之人歩賃、船賃等之雜用仕拂仕候積、猶殘る之石高者其時時に拂立、此銀子者觸頭共六人之内に預り置、其度度書付差出し暮に至り惣銀高帳面仕立差出、其上に而此銀子者、其年之勤方に依て、多少を分ち爲褒美割爲取之可申候、以上、

未四月

右御押切御印有之、

御扶持御切米之砌相究之此度申渡候 然共右御扶持御切米計に而者、只今之役料より者減少候に付、合力銀可爲取之候、右合力銀之儀者、年々之米之相場を以、御扶持御切米の銀積りを見極、其上に而只今之役料之銀高と引合、不足之分を暮に至る爲合力銀可相渡之候、以上、

未四月
五月十一日請取申御扶持方米之事
高千四百俵之内
一米七百俵 但、三斗五升入 此石高二百四十五石

右者、我等共支配之船番町使二十人者、末之年御扶持方米半分只今請取申處、仍如件、
正德五年未五月 大岡備前守

室七郎左衛門殿

覺
井原甚太夫 鶴田伴藏

右者、最前定乘相務候通、向後荷役之節者奉行所檢使に差添一人充相定り可罷出候、依之、合力銀之儀先格之通爲取之候、以上、
未六月

御押印
井原甚太夫 鶴田伴藏

右兩人合力銀之儀、御扶持方米殘銀之内を以、先格之員數可相渡之候、以上、
未六月

高尾幸太夫 杉山順平

右者、唐船荷役之節定乘合力銀之儀、可爲如先格候、以上、
未六月

覺
高尾幸太夫 杉山順平

右者、數十年相務尤勤方宜候由相聞候、依之、加増

御押印

右加増銀之儀、七萬兩之内より相渡可申候事、
一町使觸頭三人定乘合力銀之儀、是又可爲如先格事、以上

未六月以上、長崎書付、
享保元丙申年、船番の内四人御役所附に相増、其跡平番四人、外に平番八人相増、是より御役所附四人、平番三十五人となる、

但、最初の人数十七人は長屋に居住す、其後段々相増人数、濱町築地又は市中借宅にて居住す、長崎志、

寛政三辛亥年十月廿六日、西川忠左衛門俵物懸り立合被差免、町使被仰付受用銀は是迄之通被下置旨被命之、

同八丙辰年御役所附野口京太夫、久保山八太夫兩人に、新に目安方手附加役被仰付、爲諸雜費毎月銀百目宛被下之旨被命之、已上、長崎志續編、

内町之町使十人 鶴田治郎左衛門、伴與市兵衛、

御押印

船番町使の申渡之控
一勤方唯今迄之通、相心得可申候事、
一御役所詰之者共の申渡候條々法度書之趣等に准し、相勤可申候事、
一諸人に對し聊不禮有間敷候事、
一銘々身持儉約を用ひ、過分之儀聊以有之間敷事、
一御用之儀者不及申、自分雖爲願之儀觸頭申談候趣を相守可相務事、
右之趣、堅可相守者也、
正德五年未三月

覺
高尾幸太夫 杉山順平

右者、唐船荷役之節定乘合力銀之儀、可爲如先格候、以上、
未六月

覺
高尾幸太夫 杉山順平

右者、數十年相務尤勤方宜候由相聞候、依之、加増

御押印

右加増銀之儀、七萬兩之内より相渡可申候事、
一町使觸頭三人定乘合力銀之儀、是又可爲如先格事、以上

吉永安太夫、種田平次兵衛、戸川彦助、高橋三左衛門、太田八右衛門、乾藤七郎、高尾次右衛門、筆者中村彌三右衛門内町中より一人、○外町之町使四人 武井清兵衛、竹内徳左衛門、三梶善太夫、溝口傳右衛門未次平藏より一人、
右十四人之仲間、唐船口錢銀之内四貫目宛毎年割遣之、唐船賣高百貫目に付銀百目宛、右之者共の出之、筆者は唐人より禮銀取之、
内町散使二人
本庄茂兵衛 中山利左衛門

外町散使一人 塚原權兵衛

右之内、二人は内町中より一人に銀五百三十目宛出之、一人は平藏より三百目程宛遣之、外に從唐人禮銀町使其取前之積程宛取之、長崎覺書、
一銀二貫六百五十目宛 高四十俵五人扶持宛
御役所附船番觸頭三人○一同二貫四百三十目宛
高三十俵三人扶持宛 同船番十一人○一同二貫六百五十目宛 高四十俵五人扶持宛 同町使觸頭三人○一同二貫四百三十目宛 高三十俵三人扶持宛 同町使十一人○一同二貫三百四十目宛 二人

御押印

船番町使の申渡之控
一勤方唯今迄之通、相心得可申候事、
一御役所詰之者共の申渡候條々法度書之趣等に准し、相勤可申候事、
一諸人に對し聊不禮有間敷候事、
一銘々身持儉約を用ひ、過分之儀聊以有之間敷事、
一御用之儀者不及申、自分雖爲願之儀觸頭申談候趣を相守可相務事、
右之趣、堅可相守者也、
正德五年未三月

覺
高尾幸太夫 杉山順平

右者、唐船荷役之節定乘合力銀之儀、可爲如先格候、以上、
未六月

覺
高尾幸太夫 杉山順平

右者、數十年相務尤勤方宜候由相聞候、依之、加増

御押印

右加増銀之儀、七萬兩之内より相渡可申候事、
一町使觸頭三人定乘合力銀之儀、是又可爲如先格事、以上

未六月以上、長崎書付、
享保元丙申年、船番の内四人御役所附に相増、其跡平番四人、外に平番八人相増、是より御役所附四人、平番三十五人となる、

但、最初の人数十七人は長屋に居住す、其後段々相増人数、濱町築地又は市中借宅にて居住す、長崎志、

寛政三辛亥年十月廿六日、西川忠左衛門俵物懸り立合被差免、町使被仰付受用銀は是迄之通被下置旨被命之、

同八丙辰年御役所附野口京太夫、久保山八太夫兩人に、新に目安方手附加役被仰付、爲諸雜費毎月銀百目宛被下之旨被命之、已上、長崎志續編、

内町之町使十人 鶴田治郎左衛門、伴與市兵衛、

御押印

船番町使の申渡之控
一勤方唯今迄之通、相心得可申候事、
一御役所詰之者共の申渡候條々法度書之趣等に准し、相勤可申候事、
一諸人に對し聊不禮有間敷候事、
一銘々身持儉約を用ひ、過分之儀聊以有之間敷事、
一御用之儀者不及申、自分雖爲願之儀觸頭申談候趣を相守可相務事、
右之趣、堅可相守者也、
正德五年未三月

覺
高尾幸太夫 杉山順平

右者、唐船荷役之節定乘合力銀之儀、可爲如先格候、以上、
未六月

覺
高尾幸太夫 杉山順平

右者、數十年相務尤勤方宜候由相聞候、依之、加増

御押印

右加増銀之儀、七萬兩之内より相渡可申候事、
一町使觸頭三人定乘合力銀之儀、是又可爲如先格事、以上

未六月以上、長崎書付、
享保元丙申年、船番の内四人御役所附に相増、其跡平番四人、外に平番八人相増、是より御役所附四人、平番三十五人となる、

但、最初の人数十七人は長屋に居住す、其後段々相増人数、濱町築地又は市中借宅にて居住す、長崎志、
寛政三辛亥年十月廿六日、西川忠左衛門俵物懸り立合被差免、町使被仰付受用銀は是迄之通被下置旨被命之、
同八丙辰年御役所附野口京太夫、久保山八太夫兩人に、新に目安方手附加役被仰付、爲諸雜費毎月銀百目宛被下之旨被命之、已上、長崎志續編、
内町之町使十人 鶴田治郎左衛門、伴與市兵衛、

扶持宛 同助船番九人〇外に三百目宛御手當 一
 同二貫百四十目宛 二人扶持宛、外に三百目宛御
 手當 同町使九人〇一同二貫三百四十目宛 二人
 扶持 船番十一人〇一同六百目宛 同見習四人〇
 一同三百目宛 同四人〇一同四百三十目宛 沖見
 送三人〇一同二貫百四十目宛 二人扶持宛 同町
 使十一人〇一同六百目宛 同見習四人〇一同三百
 目宛 同二人〇一同四百三十目宛 沖見送三人〇一
 百二十目宛 定乘五人〇一同十七貫五十五匁 船
 番手附探番二十三人、内八百目宛十人、七百目宛六
 人、七百四十目一人、七百十五匁宛二人、七百五十
 目一人、六百五十目一人、七百四十五匁一人、五百
 四十目一人、給米五俵宛五人、給米三俵一人、同二
 俵宛二人〇一同一貫八百五十目宛 二人扶持宛
 散使六人〇一同六百七十目宛 給米五俵宛 人夫
 宛觸四人、長崎分限帳、

通航一覽卷之百四十二終

年行司二人を定め置、外町に出入の事有之節は、其
 譯を開届け平藏へ訴へ是を糺断して、猶又品によ
 り毎度御奉行所へも罷出る、寛文五乙丑年まで右
 の通名目にて相勤候處、其頃御奉行島田久太郎の
 時より御奉行附年行司と紛敷候に付、下地外町年
 行司は常行司と名目を仰付られけり、時に内田與
 三右衛門、藥師寺卯右衛門兩人常行司役なり、
 寛永元甲子年の頃より、御屋敷人外御用承りのた
 め、町年寄了簡を以て、内町乙名一人つゝ、年行司と
 號し定め置き、同十四年までは一人にて相勤め候
 處、翌十五年より御奉行所四季共御勤事繁きによ
 り、按ずるに、長崎には、御奉行四季共常
 地御在勤御用繁多相成候に付あり、内町年行司の助
 役として、外町よりも一人つゝ、相くわへ候て、町方
 の開次許りを相勤め申候なり、以上、長崎事始細見録、長
 崎記、崎陽記録、長崎集、
 寛永十五戊寅年、當年より御奉行所爲御取次、町人
 の内より年行司兩人宛被仰付之、森口屋庄左衛門、
 内野助左衛門、長崎實録大成、
 寛永十五年御玄關爲開次、森口屋庄左衛門、内野助
 左衛門兩人年行司役初て被仰付、役料慶安三寅年
 迄は、唐船振船一艘宛の宿いたし口錢不殘被下之、

通航一覽卷之百四十三

長崎港異國通商總括部六

○地役人 町乙名年行司、唐人番、出島乙
 名、其外諸役人、諸目利役、
 慶長の頃常行事始る、はしめ年行司と稱し、寛文五また寛永
 十五戊寅年役所附年行司を置、はしめ町人の内より二人つ
 町人を罷め、乙名をして勤めしむ、安永四 同年遠見番十人抱へ
 年より二十箇月つゝ勤むる事なる、
 置、乙名の始り今詳ならず、明和五年年 同年唐人番二十人召
 抱らる、
 常行司始は慶長の中頃、外町中出入爲吟味、佐藤又
 右衛門初て被仰付、其後は二人宛にて、寛文五乙巳
 年迄年行司と號し相勤、同年三月島田久太郎御代
 内田與三右衛門、藥師寺宇右衛門兩人勤之内、常行
 司と御名付被成候、清田安右衛門、木屋與三右衛
 門、藥師寺又三郎、福田傳兵衛、久松善兵衛、長崎覺書、
 元和二辰年より外町中末次平藏預り地に仰付ら
 れ、外町中諸事開次として、平藏吟味を遂げ兩人の

翌卯年より役料は唐口錢銀の内より銀にて被下
 之、寛文十二子年吉田七郎兵衛、吉川儀右衛門よ
 り、内町は月代り、外町は四月代りに成、
 但、古來の囑託銀目録に、寛永十二戊寅年行司松
 岡半左衛門、同十三丙子年行司森口屋庄左衛
 門と有之、此前後不分明、長崎覺書、
 寛永十五年より年行司始、内町は極月代り、外町は
 四月代りに相定めらる、長崎事始細見録、
 寛文十庚戌年九月廿一日、内町年行事銀子請受候
 手形裏書、

一銀子 貫目 定
 右者、御關所銀公儀爲御用儘請取申所實正也、爲後
 日如件、
 寛文十年戊九月廿一日 年行司 末次七郎兵衛
 末次平藏殿
 表書之銀、口貫目御用紛無之間可被相渡候、斷は
 本文有之者也、
 戊九月廿一日 松 甚三郎印
 河 權右衛門印

末次平藏殿長時記、
寛文十一年辛亥年九月廿九日、内外年行事、(前書二通)

起請文前書

一年行事役儀に付、不依何事御後開儀仕間敷候、諸事被仰付候儀、正路相勤可申候事、
一誰人に不限、諸事出入の儀在之候て、其子細中出候もの御座候に於ては、親子兄弟知音の好、又は中惡敷輩たりといふとも、無依怙最負有躰に可申上候、少も内證にて押かすめたる儀仕間敷候事、
一當所の儀は不及申上、縦他所の儀に候共、善惡によらず取沙汰承に於ては、無隠早々可申上候事、
附、何事によらず惡心を含、虚説申出す間敷事、
右條々於相背者

寛文十一年亥九月廿九日 荒木傳兵衛

同長江喜兵衛

進上御奉行所様

起請文前書

一御買物被仰付候は押買仕間敷候、町の相場に調上可申候事、
附、御買物に事寄せ、自分又脇の買物仕間敷事、

一御臺所にて御入用の諸色、并御組中御家中衆御買物に至迄、町中其時々々の相場直段高下無之様に賣せ可申候事、

一御組中御家中衆に、金銀米錢衣類諸道具、其外他様のかろき物に至迄、一切音信仕間敷候、并借申儀も仕間敷候事、
附、不依何事用事頼被申候者、御差圖なくして調中間敷候事、

一御組中御家中衆御掟被相背、惡敷取沙汰承候はば、早々可申上候事、
一以下年行事小使の者共迄、右の趣不相背様に誓詞爲仕、急度相守候様に堅可申付事、
右條々於相背申者、

寛文十一年亥九月廿九日 荒木傳兵衛

同長江喜兵衛

進上牛込忠左衛門様

起請文前書

一當所外町常行事被爲仰付候上は、御後開儀仕間敷候、就中吉利支丹宗門の儀、長崎中心の及程無油

斷相改、見出し開出し可申上候、縦親子兄弟知音の好たりといふ共、毛頭無依怙最負有様に可申上候、又は中惡敷輩たりといふ共、筋目なき儀申掛間敷事、
一被爲仰付候關所の儀、同拂方迄入念何も相談の上相究可申候、諸事御爲惡敷儀仕間敷候、惣て被仰付候儀、少も無私成程入精可申候事、
一以御威光下々に至迄、非分成儀申掛間敷事、
右條々於致違犯は、

寛文十一年亥九月廿九日 藥師寺宇右衛門

小柳太兵衛

進上御奉行所様

起請文前書

一當所の事は不及申、他所の儀にても相替沙汰承候は、善惡に無構早々可申上候、尤何様の事成共御尋の儀有様に可申上候、惣て御用事に付存付候儀は、此方より可申上候事、
附、御奉行所を引掛、御用に事寄不届仕間敷事、
一少の物成共御買物被爲仰付候は、町の相場に買上可申候、少も押買仕間敷候、御買物に事寄自分の

買物仕間敷事、

一御與力同心御内衆に、金銀衣類諸道具等は不及申、酒肴何にても一切音信仕間敷候、次に借物一圓仕間敷事、
附、不依何事用所頼被申候共用申間敷候、若以御下知調遣申候は、町の相場を通可仕事、
右條々於相背は、

寛文十一年亥九月廿九日 藥師寺宇右衛門

小柳太兵衛

進上牛込忠左衛門様

延寶元癸丑年、是迄年行司役町人の内より相勤候處、向後町乙名の内より被仰付之、權島町乙名陳三郎右衛門、濱の町乙名横瀬九左衛門、長崎實録大成、延寶六戊午年内外町日行司、唐船荷役の節出勤仰を蒙る、是始なり、牛込氏代なり、
口錢銀并問金支配役の事

一おらんだ口錢問金の儀、貞享二丑年奉行川口源左衛門支配の節、右支配役前年年行司相務候内外乙名口錢銀問金、出島金場より時々を受取封を致、出島乙名方の御用藏に可入置候由申付、初て荒木

平吉、伊豫屋善左衛門兩人に申附、貞享四辰年より支配人四人に成る、長崎御用書、古集記、長崎志
 貞享四丁卯年より内外奉行司四人に成、出島脇荷支配年行司相勤來、寛文十二子年内町年行司は二年、外町は一年御役料として、辨柄糸一人前五百斤宛元直段にて被仰付、元祿二己巳年乙名組頭被仰付、同十一丁丑年十二月常行司藥師寺又三郎年寄役被仰付、代り役久松善兵衛常行司役に成、同十二己卯年内外の町平等に成、外町常行司二人町年寄に成常行司相止、以上、長崎覺書、
 元祿十二年御奉行四人と成二人在勤、依之年行司四人、筆者四人と成、同年七月三日内外町無差別平均に成、仍て常行司二人とも年寄と成、新古六人と成、長崎集、
 明和五戊子年、初て乙名年番六人被仰付之、安永四乙未年御役所年行司勤方の儀、是迄三月より勤たる者は翌年九月に代り、七月より勤たる者は翌々年三月に代り來りし處、自今勤方二十ヶ月宛に可相定旨被命之、天明四甲辰年十月十八日、本興善寺町乙名白濱八左衛門、今博多町乙名北島和

加右衛門、豊後町乙名田邊牧右衛門、本古川町乙名藤瀬長兵衛、年來請荷役立合加役相勤居たる處、此節惣町乙名頭取に被命之、尤立合加役も是迄の通被令兼勤らる、以上、長崎志續編、
受用高
 一銀九貫目宛 年行司三人〇一同四貫目宛 外に二貫三百目宛御手當 御扶持方三人扶持つ、
受用高
 惣町乙名頭取二人〇一同四貫目宛 惣町乙名七十五人〇加役料左の通
 銀二貫三百目宛 請荷役立合二人 但唐人屋敷〇
 同六百目宛 普請方立合二人〇同二百四十目 出島外廻り火消掛り一人〇同四百三十目宛 盜賊吟味掛り二人〇同三百目宛 旅人方二人〇同三百目宛 船改方二人〇同三百目宛 銅座諸掛り二人 同百二十目宛 貫銀方立合一人 同二百五十目宛 波戸塙立合二人 同一貫二百目宛 岩原用達二人 同一貫八百目宛 産業方二人 同六百目宛 取締方二人 同五枚宛 湊渡方二人 但、爲褒美被下候〇 惣受用金高
 一銀四十六貫二百目但、一人三百目宛 惣町組頭百

五十四人〇一同五十三貫九百目但、一人七百目宛、惣町日行使七十五人〇一銀一貫目 銅座跡地日行
 使一人 一同二貫目 丸山町乙名〇一同一貫六
 百目但、一人二百目宛、同町組頭八人 一同六百目 寄合町乙名〇一同一貫六
 但、一人三百目宛、同町日行使二人〇一銀十六貫二 受用金高
 百六十目 年行司部屋小使二十人 内譯、一貫 受用金高
 十匁つ、部屋番二人、二百目つ、見習二人、八百六 受用金高
 十五匁つ、小使十六人、給米五俵つ、十八人〇一 受用金高
 同二十六貫八百二十五匁 御役所御勝手部屋小使三 受用金高
 十二人 内譯、一貫四十五匁つ、部屋番五人、八百 受用金高
 目つ、小使二十七人、給米五俵宛三十二人、長崎分限帳
 遠見番役屋鋪
 寛永十五戊寅年、野母日野山上に番所を建、異國船見掛け次第可合注進旨、番人は寺澤氏預り地の百姓四人つ、令相勤、又同時烽火山番所を立、狼煙を舉て不時に近國に急を告しむへき旨、長崎領の百姓二人つ、令相勤之處、萬治二己亥年百姓共是まで廿二年相勤及困窮之旨相願に付差免、此年新に遠見番役十人被召抱、水主十人被仰付、長屋十軒十

六坪宛、但十善寺村海手に立、長崎實録大成、寛文十庚戌年十二月廿二日、御船の者共扶持方手形裏、
 請取申扶持方の事
 一米十七石七斗五升 清水太右衛門
 戊之正月朔日より同十二月晦日迄、日數三百五十五ヶ日分十人扶持之積、但、一日一人扶持方に付五合宛、
 一米十七石七斗五升 森路彌次兵衛
 戊之正月朔日より同十二月晦日迄、日數三百五十五ヶ日分十人扶持之積、但、一日一人扶持方に付五合宛、
 一同七十一石
 戊之正月朔日より同十二月晦日迄、日數三百五十五ヶ日分、一人前に四人扶持の積、一日一人扶持に付五合宛、
 京樹
 三口合米百六石五斗 水主共印
 右儘請取申所、爲後日仍如件、 船頭共印
 寛文十年戊十二月

末次平藏殿

表書の通可被相渡候、斷は本文在之候、以上、

戊十二月廿二日 河 權左衛門印

末次平藏殿長崎記

延寶四丙辰年より遠見番所頭二人御定有之候、長崎
元祿元戊辰年、小瀬戸番町立、此時十二人相増、内二
人觸頭被仰付之、水主十人相増、長屋十二軒坪數同
前、但、同村山に建、長崎實錄大成、
元祿八乙亥年波戸塲定役始る、山村文藏、田所七太
夫、同年内外船手乙名二人つ、波戸塲吟味方被仰
付、六本長崎記、

唐船掛宿町附町筆者
一銀六十七貫八百六十目 六十四人

内譯 九百二十五匁(宛脱カ)、十一人口一貫五百
五十目宛、四人 一貫七百目、一人 一貫八百五
十目(宛脱カ)、四人 一貫百二十五匁、一人 九百
目宛、一人 八百六十目、一人 九百五十目宛、
四人 三貫五百七十五匁(宛脱カ)、三人 一貫
八百二十五匁 一人 八百目宛、四人 一貫七
百二十五匁(宛脱カ)二人 一貫五百七十目、一人
八百七十五匁(宛脱カ)二人 一貫七百五十目、一

人 一貫六百三十五匁、一人 八百二十五匁宛、
二人 七百七十五匁(宛脱カ)五人 一貫六百目
(宛脱カ)三人 三百五匁、一人 二百八十目、一人
二百五十六匁(宛脱カ)六人 三十目宛、附町筆者二
人但丸山町寄合町也、○一二百十五匁 唐船掛り宿町筆
者小使一人長崎分限帳、

元祿元辰年迄は唐人町屋に在留して商賣す、則此
節町屋に居候事御停止に成、十善寺御藥園の地を
引小屋を建、翌巳年より入津の唐人、此國之内に悉
く被召置、依之、番人二十人抱へ、右の者共唐人屋
敷の四番の勤、其外出島門番に相加へらる、奉行川
口源左衛門、山岡十兵衛、宮城主殿、長崎御用書物、
唐人番役屋敷

一元祿二己巳年唐人屋敷初て被立之、是迄唐人共
町宿にて諸人に讓に會合する事不可然とて、向後
館内に在住被仰付、依之新に唐人番人二十人被召
抱之、唐人屋敷大門并二の門に相勤、諸人の出入を
改めしむ、内二人觸頭被仰付之、
一向後出島大門に相傳出入を相改しむ、其外唐人
阿蘭陀人一切諸處出行の節、道中警固被合相勤、長

屋二十軒十六坪宛、但、十善寺村遠見番長屋の上段
に立、長崎實錄大成、

一銀九貫五百二十目宛 唐人屋敷乙名三人○一

同五貫百七十匁宛 同組頭四人○一同二貫五百

匁宛 館内遣用改役五人○一十九貫九百三十目

唐人屋敷乙名筆者十二人 内譯、二貫百九十目、一人

一貫五百目宛、九人 二百二十目宛、二人○一同一

貫五百七十目宛 同日行使二人○一同八貫二百

五十五匁 同内外小使十三人 内、六百目宛、九

人 八百目宛、二人 六百五十目、一人 六百五

匁、一人 給米五俵、一人 同二俵、一人○一同七

百六十五匁宛 同所辻番十二人○一同四百十五

匁 同波戸塲番一人○一同六百目宛 同臺所番

二人○一同七百二十五匁宛 館内遣用小使二人

○一同十貫九百四十目 唐人屋敷外廻り并津番所小

使十三人 内、八百目宛、十一人 給米三俵宛、十

一人○一同四百目宛 唐人屋敷醫師四人○一同

三百二十目 口中醫師一人○一同二貫二十目宛

高七石二人扶持宛 唐人番觸頭二人 一同一貫七

百目宛 高七石二人扶持宛 同十八人 一同三

百目宛 同見習五人○一同五百二十目宛 給米

俵宛 出島門筆者二人○一同五百目宛 給米二

俵宛 唐人屋敷大門 筆者二人長崎分限帳、

寛永以來出島乙名一人なりしか、元祿九丙子年より
二人となる、同所門番所二ヶ所あり、一は定番二人勤
番し、在津中は町使二人加番す、寛文六年定番を罷て、町使
一人加番せしむ、同十一年町使を除て船番二人に勤番せ、一は町
番し、加番は舊のこさし、元祿元年より唐人番二人加番す、一は町
番にて割賦系の番として、五ヶ所より勤番す、かつ
下番四人ありて出入の者の懷中を改む、貞享二乙丑
年口錢銀及び間金支配役二人、元祿元年四、ならひに掛
り物役一人を置く、元祿三年三人、同七、また金塲のもの四
十三人ありしか、元祿十丁丑年金塲吟味役二人を定
めらる、

出島乙名并通詞目付の事

一出島開基の時分より乙名役の者、五十六年の間
一人役にて段々相務候得共、次第に事繁く罷成に
付、元祿九子年奉行近藤備中守、丹羽遠江守支配の
節、吉川儀部右衛門相役願に付、赦免して一人相
加る、笹山甚五右衛門、長崎御用書物、
寛文十一辛亥年九月廿九日、出島おとな家持共前

書、

起請文前書

一阿蘭陀人宿の儀、前々より南蠻人宿仕來候こと可致事、

一日本人阿蘭(陀脱カ)人商賣の儀に付、親子兄弟知音又は中惡敷ものたりといふ共、少も差出申間敷事、

附、おらんだ人の日本人より賣渡候諸色の加商賣任間敷事、

一諸事被仰付候御法度の旨、無滞申付相背せ申間敷事、

一阿蘭陀人調物類申候て、私成事任間敷事、

一日本に隱居候吉利支丹共方の、南蠻人よりつづけの物遣候儀承候は、則可申上事、

右條々於相背者、

寛文十一年亥九月廿九日

清田七兵衛 同町 田中八郎兵衛

同町人緒 緒方仁右衛門 同 木屋太郎兵衛

方長吉代 同高石屋惣次郎 同 大山庄左衛門

同天野屋七右衛門 同 桔梗屋惣右衛門

同林 安兵衛 同倉田次右衛門
 同内田次郎右衛門 同天野屋善兵衛
 同正田太右衛門 同柴田伊勢松
 同田口助七郎 同阿部七左衛門
 同田邊屋甚左衛門 同木屋三右衛門
 同森口屋長右衛門 同河 喜兵衛
 同小倉屋長八郎 同寺田善左衛門
 同久米伊兵衛 同穎川久兵衛
 同平野甚太郎

進上御奉行所 様長崎記、

出島門番始之事

一出島門番、寛永十三子年、出島に南蠻人宿仕候に付、門番所に常番の者二人不斷附置、在津の節は町使二人差添、南蠻人町に出し不申、吟味迄にて有之出船に不殘被歸候故、在留の南蠻人一人も居不申候、右之通り子丑寅三年の間出島にて商賣、同寅年渡海御停止、卯辰兩年出島明地故番人無之候、然處に寛永十八巳年、おらんだ平戸より引越候により、南蠻人の時に准し、右同前に二十五年の間、番の者右之通に候、寛文六子年奉行河野權右衛門始て

支配之節、おらんだ人の番大切の事に候、門番所只今の通にては無心元、常番の者差除、町使二人其外町年寄常行司家來一人相加、出島出入の者帳面に記し、翌朝奉行所にて帳面を改、右午年より戌年迄五年、右のものの相務、翌亥年奉行牛込忠左衛門支配に成、船番の者十七人出來候に付、町使を除船番の者二人と、町年寄常行事家來に成、元禄元辰年奉行川口攝津守、山岡對馬守、宮城越前守支配の節、唐人番二十人出來、此内より二人出島番に差加り相務、一、一出島門に町番有之候、長崎内外町より阿蘭陀在津の内、一町切に一日一夜の番勤候、其外江戸、京、大坂、堺四ヶ所より割符糸爲番四人相詰る、一、一同所に入出入の者、懷中改の爲下番四人有之、出島出入下役或は商人日用以下迄、一人つ、改通し申候、長崎御用書物、古集記、

寛文十一年辛亥年九月晦日、出島門番前書、

起請文前書

一私共儀、出島門番に被召置候、晝夜共に無油斷相勤可申候、御公儀御法度相背申間敷事、

一出島出入の者、誰人によらず相改、其子細具承番

に相渡可申事、

一吉利支丹宗門の道具の儀は不及申、出島より外へ出し申諸色、又は外より出島へ入申諸色、随分入念相改可申候、若隱密の賣買仕候者於有之者、急度可申上事、

一おらんだ人の儀は不及申、出島出入の日本人無作法成儀見出し聞出し於申候者、早速可申上事、

但、おらんだ人の内通の儀不及申、曾てなじみ申間敷事、

一中惡敷輩たりとも、無筋目儀申掛間敷事、

但、私商賣の儀は不及申親子兄弟知音近付にても、商賣の取次口入仕間敷候、勿論出島内外直路音物爲仕申間敷事、

右條々於相背申候者、

寛文十一年亥九月晦日

町使 鶴田治部右衛門 同 戸 川 彦 助
 同 伴 與一兵衛 同 種田平次兵衛
 同 高橋源七郎 同 三梶善太夫
 同 溝口傳右衛門 同 竹内徳左衛門
 同 吉永安太夫 同 高尾治右衛門

同 淺井清兵衛 同 乾 藤七郎
 同 太田八右衛門 高島四郎兵衛内 横川半兵衛
 同 天野角左衛門 高木作兵衛内 松尾勘右衛門
 同 近藤吉右衛門 高木彦右衛門内 生谷伊兵衛
 同 深水金右衛門 後藤惣右衛門内 富田長兵衛
 同 眞木八右衛門 藥師寺宇右衛門内 射場五右衛門
 小柳太兵衛内 糸川八郎右衛門

御奉行所様御家老衆様長崎志、
 一出島定門番は、町年寄常行司召仕の者共に町使一人差添、常に二人宛にて勤之、出島門出入のもの相改注帳面、毎朝奉行所へ持参之、長崎記、阿蘭陀罷在候出島御番所、一方は公儀より、一方は五ヶ所割符仲間より御番相勤、御制禁の諸色、其外國々より出入候者共、萬事相改申候、只今も右の通御番相勤申候、京監拔書、
 掛り物役の事
 一貞享二丑年、奉行川口源左衛門時に、おらんだ賣物より掛り物として、荒物代銀一貫目に付二百目、端物代銀一貫目に付百五十目、買人方より取之、就

夫爲支配役蒲地彌市に初て申付候、元祿三未年三人に成、又同七戌年五人に成、
 金場吟味役の事

一出島金場の者三十六人有之處、元祿九子年脇荷藏出來に付、新規に七人加へ、都合四十三人に成る、此者ともおらんだ賣物代金、并口錢銀間金掛り物銀金場に請込、元祿十五丑年奉行丹羽遠江守、諏訪下總守支配の節、金場吟味役若杉喜惣太、横瀬吉郎右衛門に始て申付る、長崎御用書物、古集記、長崎志、
 寶永四亥年、出島金場役人同前同所部屋付の者等も差除、金場役人の内十人は長崎會所筆者手傳に成、相殘十五人は出島乙名付小遣に成、長崎覺書、
 一銀十三貫六百六十目宛 出島乙名二人〇一同一貫三百目宛 同組頭二人〇一同十二貫七百五十五目宛 同筆者九人 内譯、一貫八百目宛、二人七百五十五目宛、一人 一貫四百目宛、六人〇一同八百目宛 出島町小遣十三人〇一同五百五十五目宛 同日行使一人〇一同二貫五百八十目 阿蘭陀料理人三人 内譯、九百十目、一人 七百九十目、一人 八百八十目、一人〇一銀一貫五百十五目

出島乙名并町小遣四人 内、六百十五目、一人 四百五十目、一人 三百二十目、一人 百三十目、一人 〇一同六百五目宛 同町火用心番三人〇一同百二十五目宛 出島日雇頭八人 長崎分限帳、

寛文中書籍をはじめ諸目利役を命し、すへて、その年を代今詳ならず、のく、印署を呈せしむ、貞享三丙寅年、聖堂預向井元成書物改兼帶仰付られ、廩米等を賜ふ、寛政六甲寅年十二月、藥種目利藥屋眞兵衛、家業出精により會所請拂役格、同九丁巳年また藥種目利頭取を命せられ、苗字及び札禮席を免許あり、
 寛文十庚戌年十月書籍見春徳寺請取候銀手形裏書 請取申銀子事

合二十枚也
 右、是は戌年爲御合力銀請取申候、爲其仍如件、
 寛文十年戌十月十四日 春徳寺印
 末次平藏殿
 表書之銀二十枚被相渡、重て可有勘定候、斷は本文有之者也、
 戊十月十四日 河 權右衛門印
 末次平藏殿

同十一辛亥年六月、書物屋共差上候手形寫、
 指上申手形事

一兵書の類、并切支丹宗門の事書載候書物は不及申、其外何にても珍敷書物、於長崎見出候は、早速御奉行所様可申上候事、
 一江戸、京、大坂、堺、其外何方にて成共、右之通之書物出し申候においては、其所の御奉行所様、又は御支配の御方へ早速可申上候事、
 右之趣、於相背申候者、何様の曲事に被爲仰付候共、勿論違背申上間敷候、此以前より書物商賣の者共追々罷下申候て、早速申上連判に相加へ可申候、以上、
 寛文十一年亥六月十四日

本組屋町 材木町
 吉田次右衛門印 山形屋吉兵衛印
 引地町 本興善寺長尾長三郎借屋
 田中甚兵衛印 大串次郎右衛門印
 京 田中庄右衛門印
 進上御奉行所様
 右は、高木彦右衛門年行事番に付、書物屋共召連参判いたさせ候、例年如斯候、

同年九月書籍見共前書、

起請文前書

一私共儀、御書物目利被爲仰付難有奉存候、御公儀御法度之儀、相背申間敷候事、

一兵書之類、并切支丹宗門の事書載せ申候書物は、不及申上、何にても珍敷書物見出開出次第、早速可申上候事、

一江戸、京、大坂、堺、其外何所に有之といふとも、珍敷書物見出開出次第、其所々御奉行所様、又は御支配之御方へ早速可申上候事、

右條々於相背申者、

寛文十一年亥九月廿九日 書物屋次右衛門

山形屋吉兵衛

進上御奉行所様

伽羅目利共前書、

起請文前書

一私儀、御伽羅目利被爲仰付候、然上者心の及申程は入念御伽羅吟味仕、無遠慮有體可申上候、毛頭心底にわたかまりたる儀、仕間敷候事、

附、御伽羅直段相極候節、無依怙最負有體相極可申候事、

申候事、

一唐人方へ御返被爲成候伽羅の内、若御物に成可申伽羅御座候由、町中にて差付申候は、早速可申上候事、

一不依誰人伽羅の儀頼申候共、一切取次仕間敷候事、

附、船々に相渡候伽羅之善惡、脇にて沙汰仕間敷候事、

右條々於相背申者、

寛文十一年亥九月廿九日 田中庄兵衛

村山善兵衛

林七兵衛

進上御奉行所様

鮫目利共前書、

起請文前書

一私共儀、御鮫目利被爲仰付候、然上は心之及申程は入念御鮫吟味仕、無遠慮有體に可申上候、毛頭心底にわたかまりたる儀仕間敷候事、

附、御鮫直段相極申候節、無依怙最負有體相極可申候事、

一唐人阿蘭陀方へ御返し被爲成候鮫之内、若御物に成可申鮫御座候由、町中にて承付申候は、早速可申上候事、

一不依誰人鮫の儀頼申候共、一切取次仕間敷候事、附、船々に持渡候鮫の善惡、脇にて沙汰仕間敷候事、

右條々於相背申者、

寛文十一年亥九月廿九日 茅田半左衛門

大申八兵衛

齋藤三郎兵衛

進上御奉行所様以上、長崎記、

正保四丁亥醫師向井元井按するに、肥前國時郡の人、幼年の時父に隨て長崎に來る、願ひて、長崎東上町掛りの地に聖堂を創建し、主宰たる事十二年、萬治元年京都に登れり、よて南部草壽に預け置れしか、草壽また越中富山に赴くによて、此地暫く主宰無之、延寶八庚申年元井か三男元成、京都より此地に來り、最前元井開創の由緒に依て、元成に聖堂附屬せしめらる、然所貞享三年唐船持渡書籍の内、寔有詮といふ書の内、御禁制之天主耶蘇教の文段有之旨改出し、其趣江府言上有之

處、大切なる御法度筋の儀相改出すの旨、御褒美として御切米三十俵二人扶持被下置、書物改役被仰付、是より子孫相續て聖堂預書物改共勤之、晴陽記録、寛政六甲寅年十二月廿六日、藥種目利藥屋吉兵衛、家業心懸宜敷誠實相勤候によりて、會所請拂役格に被命之、同九丁巳年二月九日、藥屋眞兵衛數年職業出精致すに因て、藥種目利頭取被仰付、苗字を名乗禮席の儀も、禮席免許之旨被命之、長崎志續編、書物目利三人

春 德 寺

山形屋吉右衛門 書物屋次右衛門

春徳寺には銀二十枚宛毎年遣之、殘二人には唐船口錢銀の内にて、百四十目程宛割遣之、但、其年により高下有之、

伽羅目利四人

我吉市郎右衛門 村山善兵衛

田中庄右衛門 林七兵衛

唐船口錢銀の内にて、一人三百目程宛割遣之、但、其年により高下有之、

唐物目利四人

福 島 休 是 西脇久右衛門

富士屋武右衛門 大木九郎三郎

唐船口錢銀の内にて、一人三百目程宛割遣之、
但、其年により高下有之、

藥目利九人

藥屋與右衛門

同 左太夫

同 次郎右衛門

同 利右衛門

同 庄左衛門

同 仁兵衛

同 次郎左衛門

同 庄右衛門

同 庄八郎

九人の者共、望の藥種は三分一買候儀は赦免之、
與左衛門一人には、唐船口錢銀の内百四五十目
程宛割遣之、但、年により高下有之、

鹽硝目利一人

德永源右衛門

唐船口錢銀之内、百二十三十目程宛割遣之、但、其
年により高下有之、

鯨目利三人

齋藤惣兵衛

同 八郎兵衛

唐船口錢銀之内にて、一人百四五十目程宛割遣
之、但、其年により高下有之、長崎覺書、

一銀五百八十目 銀二枚 書物改春徳寺〇一同
六貫三百六十目 同向井元仲〇一同一貫五百目

宛 同手傳四人 五百四十目、書記兼一人 三
百目、いは井方兼一人〇一同二貫四百目宛 書
記役二人〇一同二貫百六十目 同一人〇一同一
貫八百目宛 伽羅目利三人 一同一貫六百二十
目 同一人〇一同一貫三百三十目宛 鯨目利
五人〇一同二貫五百目宛 端物目利八人 一同
二貫二百五十目 同一人 加役料 百目宛、年
番二人 四百目宛、直組方二人〇一同二百目宛
同筆者二人〇一同三貫九百二十目宛 藥種目利
十三人〇加役料 四百目、御藥園掛り一人 二百
五十目宛、同斷二人 百目宛、年番料二人 四百目
宛、直組方二人 六十目宛、調進藥種掛り四人〇一
同二百二十目宛 同筆者二人〇一同五百目宛
御藥園附手傳二人〇一同四百三十目宛 小藥目
利二十二人〇一同三百三十目 油藥目利一人〇
一同一貫八百五十目宛 糸掛役三人〇一同二貫
二百五十目宛 糸掛役三人〇一同二百目 京
端物手本見一人〇一同一貫三百二十目 四ヶ所
同斷一人〇一同一貫二百目 同荒物同斷一人〇
一同九百五十目宛 茶碗藥目利二人〇一同七百

通航一覽卷之百四十四

長崎港異國通商總括部七

○諸會所

慶長八癸卯年絲割符商賣始り、その會所を博多町に
建られ、割賦會所と稱す、寛文十二壬子年より市法會
所と改稱し、元祿十丁丑年より長崎惣勘定所となり、
是より長崎會所と稱す、正徳五乙未年御改正によて、
奉行より會所に條書を出す、

一慶長九甲辰年按ずるに、慶長八年の誤りなり、絲割符商賣相始り、
承應三甲午年迄五十餘年相續之處、明暦元乙未年、
商人等難澁の事有之に付、割符商賣被令破却、市法
商賣と成る、

一江戸、京、大坂、堺、長崎五ヶ所役人共會所、最初
本博多町に有之處、延寶三乙卯年、八百屋町に有之
七ヶ所の屋敷地に被移之、市法會所と稱す、

但、八百屋町七ヶ所の町人共は、東上町上筑後町
に有之横山某屋敷を替地に被相渡、横山某には
本博多町に有之最前之會所跡を替地被相渡之、

通航一覽卷之百四十三終

五十目宛 添目利三人〇一同一貫五百十目宛
唐物目利二人〇一同一貫目 二百目、唐革目利兼
料 同一人〇一同三貫二百三十目 唐繪目利
四人 内譯、一貫五百目宛、二人 一貫二百九十
目、一人 四百四十目、一人〇一同八百六十目
玉目利一人 一同六百八十目 同一人〇一同十
一貫四百目 呂宋鹿皮目利十六人 内譯、七百
十目宛十五人 七百五十目、一人俱、手本見〇一同七
百五十目宛 牛皮目利二人 一同四百三十目宛
同手傳四人〇一同百三十目宛 鹽硝目利二人〇
一同五百目宛 船番手附流金目利一人長崎分限帳、

一明曆元乙未年より貞享元甲子年迄三十年、絲割符斷絶の處、貞享二乙丑年、異國商賣銀高員數相定に付、市法商賣相止、古格に準し絲割符再興有之、是より割符會所と稱す、

一元祿十一戊寅年より長崎惣勘定所と成り、是より長崎會所と稱す、

惣坪數二百十九坪四合二勺餘 北十三間一尺三寸 表門、東十四間三尺 立山御役所の下通り、西十四間二尺 川筋石垣の上通り、南十七間二尺 中宿屋敷の境〇土藏二軒一軒、三間に四間 内仕切二戸前、一軒、三間に七間内仕切二戸前、

一明和二乙酉年、會所南境中宿屋敷地の内を増入し、東上町御役所勝手道具入置れし土藏を、此所に引移さる、

但、右之道具等は西御役所表藏に入らる、東西五間一尺 南北三間五尺 坪數十九坪五合六勺四才 土藏一軒 二間に三間 今年建、同一軒 此藏、先年より有之、今年修復しをかる〇向屋敷 南十二間三尺四

寸表門、東十五間二尺三寸 立山御役所の下通り、西十七間一尺 川筋石垣の上通り、北六間 武具藏の堀外

右之地は、昔年聖堂造立の所也、正徳元年聖堂今の地に被引移、此處明き地と成しを、同四年爲替會所を建らる、享保十年爲替方相止之、其後拂方會所と稱し、長崎會所勘定所と成る、

土藏一軒 内二つに仕切 入三間に 長十間 但、此十間を五間宛に仕切り、一方は會所方に用之、一方は武具藏に相成る、長崎志、崎陽記録、

一五ヶ所 按ずるに、長崎、堺、大坂、京、江 會所屋敷、先規者本博多町に有之、延寶三卯年、八百屋町七ヶ所の屋敷牛込忠左衛門様替地に被下之、翌辰年五ヶ所入目にて致普請、市之役人會所に成、

一東上町上筑後町に有之候横山與惣右衛門屋敷被召上、右之八百屋町七ヶ所の町人御移被成、與惣右衛門本博多町之會所爲替地被下之、

但、三ヶ所にして今下町に加る、
一延寶四辰年より貞享元子年迄は市法之會所、貞享二丑年より割符會所、

一會所屋敷七ヶ所者、八百屋町中より番公役等相勤、拜領銀八百屋町中に配分、北表は十三間一尺三寸、東上町筋東側十四間三尺、御屋敷下西裏十四間二尺、東上町堀境南折廻し十七間二尺、中宿之境、并東系藏、三間に一軒、銀藏、五間に一軒、寄合所、二間に四間、鐵場、間之底あり、并賄所八間に一軒、長屋、二間に一軒、門一軒、

右地形之内、二十坪程之所、東中町裏百姓地也、貞享三寅年五ヶ所より買入、此地子元地主森長左衛門と申者毎年出之由、
惣坪數二百十九坪四歩二勺餘長崎覺書、
正徳乙未年六月、會所條々

一今度唐方、阿蘭陀方新例被仰出候、法式被改定候付、商賣之次第、此度定書差出之候、右定書之趣聊無異變、其趣堅相守、廉直第一に心得、毛頭私曲なく相勤へし、輕き事たりといふとも、相背候義於有之者急度可爲越度候、就中金銀之義は不及申、勘定合に至迄、少も私曲之儀於有之者、年を経候後に相知候といふとも、急度可處重科事、

一會所請込候荷物、并金銀出銅之儀、年番町年寄差圖を請、會所年番之者并吟味役目付之者立合、藏より出し入れ可仕、小分之義たりといふとも、一人にて出納すへからず、但、年番之もの差合候節は、當番之者立合出納すへし、右何も立合候者共連判可爲相印候、封印難成は相納候節、立會之者共連判之札を附置へ候、相印之封印相印之附札無之品於有之者、吟味役目付之者可爲越度候事、

一何品によらず、一切之荷物目利之ものども立合相改、其節其善惡を相定候儀、吟味之上有躰に相究、聊不可私曲、若吟味之者共と申合、不宜品を能品の内へ交候敷、又は能品を不宜品に交へ候等之儀於有之は、後日に相聞え候共、立會候者共一同に可爲曲事候事、

一直組商賣にて、唐人前買取何割増之法を以、諸商人に相渡候、右割之義、且又入札商賣にて掛り物高下積りの儀、右兩様之割積り、其節申付候旨に隨ひ書付差出候節、隨分入念打寄達相談、割積り書付可差出候、右割積之仕形に私曲於有之は、後日に相知候共急度可爲曲事候事、

一唐阿蘭陀商賣中之義は不及申、平日たりとも、於會所金銀入用之儀有之候節、年番町年寄へ申談、町年寄より奉行所へ相伺、差圖之上金銀借り入可申候、何に手支候といふとも、會所役人計之義は不及申、糸宿老町年寄共申談候共、奉行所より差圖無之して、一切金銀借り入申問敷候、若内々之才覺を以、金錢借り入候之義於相知候者、會所役人并吟味役目付之もの共、一同に是を辨へさすへし、其節於令遲滯者、其譯之輕重に隨ひ、急度可爲罪科候事、

一諸商人へ相渡し荷物最負偏頗なく、善惡さし交へ是を相渡すへし、此趣諸商人へも申渡置候條、其心得可有之候事、

一定番之外、若荷物金銀共に會所に有之儀出來候は、早速奉行所へ書付可差出、及遲滯外より相知候は、急度可爲事候事、

一吟味役目付共儀は不及申、會所役人其外筆者、且又下役之者とも迄、各互に相改之、不宜仕形之者於有之は、早速可申出候、隠し置外より令露顯者、急度可爲越度候、就夫吟味役之者は其心得可有之候事、附、向後は會所有金銀之員數、并役人共整方に相

違無之哉否之義、毎月晦日に書付可差出候事、

一吟味役目付之ものは不及申、會所役人筆者下役之者共迄、向後は不時に奉行所御目付屋敷へも召出、相尋候趣も可有之候、其節相尋候儀有跡に可申之、若相違之義申之、後日に露顯候は、急度可爲曲事候事、

一向後御勘定仕上として、會所役人兩人、町年寄手代一同に江府へ可差越候條、兼而其心得可有之候、商賣方之譯無鍛練、勘定未熟之ものは、其役儀不相應之事に候條、追而吟味之上可申付次第も有之候條、是又兼而可得其意候事、

一奉行所爲用事唐阿蘭陀荷物之義、其屋敷之家老用人より申來候共、其屋敷にて相極置候割印形之書物無之節は、一切不可差越、縦後日印形之書物可差越候間、先荷物差越候様に、申來候共、右書物請取すして荷物於差越候は可爲越度候、尤金銀之義は相定り候、唐方阿蘭陀八朔禮物之代金之外一切不可差越、縦年番町年寄より差圖有之候といふとも聊領掌すへからず、強て申來候事於有之は、其節在務之御目付屋敷へ可申出候事、

一奉行調物代金、并高木作右衛門方にて相調候脇用物代金、且又諸除き物代金、右何も其向々より會所へ相拂候節、其度々書付可差出候事、

一會所雜用之義、隨分減少候様に常々可相心得候、御勘定仕上帳面之外は、奉行所へ差出候帳面といふとも、可用産紙を候、且又於會所に、料理ケ間敷義一切すへからず、一汁一菜に可限之、尤魚鳥野菜ともに有合を用、會而珍物之食事すへからず候、向後不時に役人見届之儀可有之候條、兼て可得其意候事、

一從先年相定候數通法度書之内、今度増減し候て申付之候、此節相定候條々之内、新規之ヶ條は不及申、今度之書面之通可相守候、前方差出し置候書付之内、此度差出候定書之趣と同様之義は、是又此度之書付之趣可相守之、此度之書付に無之條々之義は、先達而數通差出置候書付之通、可相守候事、

右之條々堅可相守、惣而會所之義は、倭漢商賣之要用之場所に候條、聊疎畧之義あるへからず、近年以來會所之法式、猥かはしく成來候によりて、長崎一同に難儀にも及び候事にて候、以來會所之法懈不

宜成行候においては、唐阿蘭陀方之商賣之法式も違候條、當春如被仰出候、唐船之渡海停止せられ候歟、あるひは商賣之場を替られ候可被及御沙汰候、及其儀に候ては長崎之地相續なるへからず候、然は會所役人少々之人數故を以、數萬之居人妨に成行候條、其段を能々辨へ知り、御法式并奉行所より相定候條々之儀、堅相守可申もの也、

正徳五年六月 大 備 前長崎書付

元文四己未年拂方會所建替爐粕町、長崎集、天明六丙午年、近年會所大破に及び修復にては難行届故、當年改造有之、是迄之地面褊狭なるを以て、東中町之内にて坪數百廿六坪餘御買入有之、表門并役人詰所等諸處修築、尤崇宏なり、去己八月廿五日より工事取掛り、當六月八日に至て成就す、寛政七乙卯年二月、會所裏手に於て新番所建之、總町月行司之内より、毎夜兩人宛勤番せしめらる、以上、

長崎志續編

元祿十丁丑年、本興善町に代物替會所建、町年寄高木彦右衛門これを支配す、享保十四己酉年、今魚町に雜物替會所建、同十九甲寅年廢せらる、天明五乙巳年二

月、俵物受負人を罷られ、是より先、俵物の事によて、若年其會所を沒收して俵物方役所とせらる、

元祿九丙子年按するに、長崎覺書に、十年の誤りなり、高木彦右衛門江府御禮に罷出、其節代物替支配按するに、これ江戸町人伏見あり、唐阿蘭陀商物代、依願御免を蒙り、當表本興善町に於て、新に代物替會所建之、長崎志、

享保十四己酉年八月十五日、唐船商賣之内雜物替といふ事始り、福田六左衛門殿支配、今魚町に會所立、長崎覺書、

享保十四己酉年、今魚町屋敷雜物替會所出來す、享保十九甲寅年今年、今魚町雜物替會所相止、長崎會所一方に成り、元方拂方名目にて諸用相分る、以上、長崎覺書大成、

天明五乙巳年二月、江府御下知有之、俵物諸負被取離、是迄之俵物會所家作り土藏共御取上に成、俵物方役所に被仰付之、長崎志續編〇按するに、長崎俵物の御書付、左に出す、

明和元甲申年三月十四日、松平攝津守渡之、於長崎唐船の相渡候煎海鼠干匏之儀、從前々諸國浦々にて相稼、長崎俵物請方之者買取來候由候得共、是迄生海鼠匏之漁獵不仕馴浦方も有之、又は唐

人向之煎海鼠干匏仕立方を不存、等閑に打過候浦浦も有之由相聞候、從前々稼來候浦方は不及申、是迄漁獵并仕立方等不致馴浦々は、仕立馴候近浦等聞合、專出方相増候様無油斷可相稼候、尤長崎俵物請負共人手先之者、於國々申談可買取候間、直段等は浦方之相對次第たるへく候、御料所浦々、是迄運上相納來候浦々之儀は格別、此度煎海鼠干匏之類稼方はじめ候新浦之分は、當分運上之不及沙汰候間、獵業相増候儀を專一に可致候、

一浦方有之國々、其領主より申海鼠申具之類獻上致付候分も、獻上并御殘之外、餘分仕込不致、長崎廻し請負之者の賣渡候様可被申付候、萬石以下私領之分も、浦方有之分は右に准すへく候、

右之趣、浦方有之國々、御領は御代官私領は領主地頭より可相觸候、
三月
右之通可被相觸候、條令集、天明集錄、

明和二乙酉年七月九日同人渡之、於長崎唐船の相渡候鱈魚之儀、從前々諸國浦々にて相稼、長崎俵物請取方之者買取來候由に候得共、

是迄鱈魚獵不仕馴浦方も有之、出方少く候由、前々より稼來候浦方は不及申、是迄鱈魚獵不仕馴浦々は、鱈魚仕馴候近浦等聞合、出方相増候様無油斷可相稼候、尤長崎俵物請負人共より手先之者、於國々申談可買取間、直段等は浦方之相對次第たるへく候、尤御料所にて是迄運上相納來候浦之儀は格別、此度鱈魚新規稼方始め候浦々之分は、當分運上之沙汰に不及候間、鱈魚有之様可致候、且先達而も相觸候煎海鼠干匏段々出方相増候得共、是又隨分出精致し、彌相増候儀を專一に可致候、

右之趣、浦方有之國々、御領は御代官私領は領主地頭より可相觸候、
七月
右之通可被相觸候、大成令後集、御書付寫、御徒方萬年記、憲教類典、

安永七戊戌年三月廿六日、酒井石見守渡之、於長崎唐船の相渡候煎海鼠干匏之儀、前々より諸國浦々にて相稼、長崎俵物請方之者買取來候由に候得共、是迄生海鼠匏之魚獵不仕馴浦方も有之、又は唐人向之煎海鼠干匏に仕立方を不存、等閑に打

過候浦々も有之由相聞候、前々より稼來候浦方は不及申、是迄漁獵并仕立方は不致馴浦々は、仕立馴候近浦等聞合、專出方相増候様無油斷可相稼候、尤長崎俵物請負人共手先之者、於國々申談可買取候間、直段等は浦方相對次第たるへく候、御領所浦々は迄運上相納來候浦々之儀は格別、此度煎海鼠干匏之類稼方始め候新浦之分は、當分運上之沙汰に不及候間、獵業相増候儀を專一に可致候、

一浦方有之國々、其領主々々により申海鼠申具之類獻上致付來候分も、獻上并御殘之外餘分仕込不致、長崎廻し請負之者の賣渡候様可被申付候、萬石以下私領之分も、浦方有之分は右に可准候、

一於長崎唐船の相渡候鱈魚之儀、前々より諸國浦浦々にて相稼、長崎俵物請方之者買取來候由に候得共、是迄鱈魚獵不仕馴浦方も有之出方少候由、前々より稼來候浦方は不及申、是迄は鱈魚獵不仕馴浦々は、鱈魚仕馴候近浦等聞合、出方相増候様無油斷可相稼候、尤長崎俵物請負人共手先之者、於國々申談可買取候間、直段は浦方と相對次第たるへく候、尤御料所にて是迄運上相納來候浦々之儀は格別、此

度鱈新規に稼方始候浦々之分は、當分連上之
汰に不及候間、鱈有之様可致候、且先達而相觸候
煎海鼠干蛇段々出方相増候得共、是又隨分致出精、
彌相増候儀を專一に可致候、

右之趣、浦々有之國々は御代官、私領は領主地頭よ
り可相觸候、

右之通、寶曆十四申年、明和二酉年相觸候處、稼方
等閑成浦方も有之様相開候間、以來無怠相稼出増
候様可致出精候、

三月

右之通可被相觸候、大成令後集、

天明五乙巳年二月廿一日、同人渡之神保喜内達、
於長崎唐船に相渡候煎海鼠干蛇之儀、諸國浦々に
て相稼、長崎俵物請取方之もの買取來候處、出方相
増候ため、右俵物請取方手先之者、於國々申談可買
請段、寶曆十四申年、明和二酉年、安永七戌年相觸
候處、此度長崎俵物請取之者買請之儀相止、煎海鼠
干蛇鱈昆布も、長崎會所直買入に申付候間、其
旨相心得、彌出増有之様、無油斷可相稼候、勿論買入
方之儀は、是迄請負人とも買取候直段積を以、國々

浦々の長崎會所役人仕入金持越、相對之上即銀拂
に買入候筈に候、右に付御普請役に會所役人差添、
浦々相廻候間、其旨可相心得候、且又外商人之躰に
て、浦々湊々に商賣物持越、又は浦方之者相對にて
煎海鼠干蛇等密買致候者も有之趣相開候間、以來
右躰之儀於有之は、其品取上本人は不及申、其所之
役人名前等聞糺申立候様、御普請役會所役人の申
渡相廻候間、若右躰之者入來候は、其所に留置、御
料は御代官、私領は領主地頭に可訴出候、隠置外よ
り相知候は、可爲越度候、

一浦方有之國々は、領主より申海鼠申具之類獻上
致來候分も、獻上并御殘之外餘分仕込不致、長崎會
所役人の賣渡候様可致候、萬石以下私領之分も、浦
方有之分は煎海鼠干蛇之類、蠟業相増候儀專一に
可致候、且又御料所之儀、是迄連上相納來候浦々は
格別、稼方始候新規々之分は、當分連上之不及沙汰
候、尤鱈鱈之儀も、先達而相觸候通稼方可致出精
候、
右之趣、浦方有之國々、御料は御代官、私領は領主
地頭より可被相觸候、

二月

右之通可被相觸候、大成令後集、憲法部類續編、
憲教類典、

○御用屋敷并諸番所

慶長五庚子年、南馬町の獄舎を櫻町に移さる、牢番牢
醫師等を置く、牢番牢醫師の年
慶長五庚子年、先年より南馬町坂際に在之囚獄屋
敷を櫻田屋敷に移さる、

西 表門口十九間二尺

北 櫻町の方四十六間
四尺

南 引地町の方四十六間

東 勝山町の
方十九間

惣坪數八百八十六坪九合七夕餘

牢屋四棟にて九つ、一番より九番迄、但、四間に

七間三棟、四間に五間一棟、揚屋二間に四間一

棟、井戸三ヶ所、外に、籠番の者居所あり、

寛文三癸卯年、當地大火にて牢屋類焼の節、松平丹

後守普請方有之、長崎志、

寛文三癸卯年三月八日、長崎大火籠屋類焼に付、松

平丹後守様御奉行にて、大工人足并竹木迄從佐賀

被遣、御普請被成、尤火事の砌、囚人共は近國へ御

預被成候、
宗門之女三十一人 大村へ 同男四十人 島原

へ 同男六十一人 肥前へ、都合百三十二人、
但、火事之節は出島藏に被召置、三所に使者御請
取被成候、囚獄成就之後御返被成候、
櫻町箇所にて二ヶ所
籠屋敷 表口十九間二尺、但門有、坪數八百八十
六坪九合七夕餘、櫻町の方十六間四尺、勝山
町の方十九間、引地町の方四十六間、〇一番二
番籠一軒、四間、三番、四番、五番籠一軒、四間、
六番七番、籠一軒、七間、八番、九番籠一棟、五間、
籠數九つ、揚り屋一棟、二間、井戸三所に在、外
籠守居宅在、長崎覽書、

寛文十一辛亥年九月廿九日、籠屋醫師前書、
起請文前書
一私共儀、籠屋之醫師被爲仰付候者にて御座候、御
公儀御法度之儀、相背申間敷候事、
一切支丹宗門之儀は不及申上、其外籠舎之者と町
屋之者通路之儀、親子兄弟知音近付にても、一切取
次仕間敷候事、
一町屋之取沙汰何事によらず、籠舎之者に申聞せ
間敷候事、

右條々於相背者、

寛文十一年亥九月廿九日

醫者 吉田 玄 哲 同 渡邊 玄 智
同 郡 三 順 同 草野 玄 清
同 栗崎 道 有

進上御奉行所様

同年同月晦日、籠守前書、

起請文前書

一 御後關儀仕間敷候、心之及所御役儀入念可申候、附、御奉行所様之御威光をかり、對諸人慮外仕間敷事、

一 籠舎之者親類縁者并存之者より、禮物取申間敷候事、附、籠舎之者迷惑仕様候無躰成儀仕間敷事、

一 拷問被爲仰付候時、縦縁者親類知音之者、又は中惡敷者にて御座候共、無依怙最負糺明可仕候、其上申出候通少も不殘有躰可申上候事、

一 隱密之儀、毛頭他言仕間敷事、

一 不依何事御穿鑿之儀共、籠内之者共に知せ申間敷候、籠番之者にも堅申付、起請書せ置可申事、

右條々於相背者、

寛文十一年亥九月晦日 四畝 江間三右衛門

進上御奉行 様西鎮要覽

籠屋醫師五人 吉田 玄 哲

渡邊 玄 智 郡 三 順

草野 玄 清 外科 栗崎 道 有

唐船口錢之内、一人三百目程宛割遣之、但、其年により高下有之、

籠守 江間三右衛門

右籠守に年行事拂之欠所銀之内にて、四百三十目遣之、此外阿蘭陀口殘銀之内にても一貫目程つゝ割遣之、但、其年により高下有之、此内にて十人之籠番を四百目程つゝ、籠守方より配分之、

籠番 十人

右十人に年行事拂之欠所之内にて、一人三百目宛遣之、此外籠守三右衛門方より口殘銀之内にて、四十目つゝ配分之、長崎覺書

寛永十五戌寅年、長崎領野母日野山に遠見番所、及び烽火山番所を建られ、此番所は、明和元年十月廢せらる。元禄元戌辰年小瀬戸にも番所を建つ、明和四丁亥年、西築町に在漆番所を新地の門外に移さる、證は、附録海防の部御備場長崎の條にあり、次條同し。

元禄三庚午年五月十日、漆番所四ヶ所に建、江戸町浦五町、船佐、寶永二己酉年、また濱手及び浦々の番所を建

らる、寛保三癸亥年稻佐梅ヶ崎の兩番所を毀たる、明和四丁亥年、西築町の漆番を新地の門外に移さる、

寛永十八辛巳年八月、筑前國主松平黒田右衛門佐忠之に長崎の海防を命せられ、長崎領瀬戸町、大村領の村の中、戸町、うら、

兩所番所を建て是を守る、こは去々南蠻船渡來を禁し、去年渡來の蠻人を誅するに由て、是に備ふる所

なり、同十九壬午年、肥前佐嘉城主鍋島信濃守勝茂も、忠之と隔年に守るべき旨仰を蒙り、勝茂は領地深

堀にも家人を置いて勤番せしむ、同年島原、唐津、大村、平戸、五島等の城主にも、亦長崎警衛の命あり、慶安元

戊子年、馬籠村に御船藏を建らる、寛文九己酉年修造あり、御船の事は、附録海防の部御備場長崎の條にあり。

慶安元戊子年、馬籠村之内船場千三百七十坪の地に御船藏被建之、但、御船藏の道脇に、船居宅二ヶ

所水主小屋十軒出來す、長崎志、寛文八戊申年御船藏瓦葺に成、松平右衛門佐造之、

寛文九己酉年二月廿七日、覺

一松木丸木四十三本 七本は長四間二尺、末口

差渡七寸、十三本は長三間二尺、末口差渡六寸、

一本は長二間半、末口差渡七寸、二十二本は長一

丈、末口差渡七寸〇一竹五百本 但、五寸廻り、

右は、馬込御船小屋御修理御用に入申候、御切出さ

せ可被下候、爲其如斯に御座候、以上、

西二月廿七日 年行事具足屋源右衛門 印

末次平藏殿

表書之通、竹木切せ可被相渡之候、斷は本文在之

候、以上、

二月廿七日 河權右衛門 印

末次平藏殿

同十庚戌年十二月七日、御褒美銀被下候請取手形

裏書、

請取申御銀子之事

一御銀子合三十枚は 定

右は、當年馬込御船藏御作事に付て、私共儀地下中

に御用之ため、彼地に詰相罷在候、就夫爲御褒美、作

兵衛、惣左衛門に銀子十枚つゝ、宇右衛門、太兵衛

に同五枚つゝ、都合三十枚被下之、儘に請取難有頂

戴仕候處、仍如件、

寛文十年戊十二月七日

藥師寺宇右衛門印 小柳太兵衛印

後藤惣左衛門印 高木作兵衛印

末次平藏殿

表書之銀三十枚被相渡之、重て可有勘定候、斷は本文在之候、以上、

戊十二月七日

河權右衛門印

末次平藏殿以上、長崎記、

延寶三乙卯年、船番屋敷の内に御用米藏建、方加役たり、享保十一年北、享保四己亥年七月、瀬崎の地にも新に御用米藏造立せらる、町年寄高木作兵衛是を預る、同五庚子年八月、十善寺村御米藏を長崎支配にせらる、代官支配なり、同九甲辰年瀬崎御藏を北瀬崎と唱へ、十善寺御藏を南瀬崎と唱ふへき旨命せらる、明和元年申年新地御米藏、寛政二庚戌年園籾藏等建添らる、

濱屋敷御土藏三軒

延寶二寅年建

同年建 三間に十一間、

一一軒 御藏米之仕切、

一一軒 右同斷、

同三卯年建 一御藏番長屋二間に五 一軒 但、表一間通り庇、裏三尺通り庇、

但、御藏番十人、一人前に一間半つゝ、

同四辰年建

一一軒 三間に六間、上之段一藏、是は長二十七間に建候、内二十一間は享保四年御屋敷に入申候、

右高木作右衛門殿支配、元禄十五年より、高木彦右衛門支配被仰付、長崎覺書、

延寶三乙卯年御奉行東屋敷跡の地、船番屋敷の地に御用米藏建之、船番の内二人、御藏米方加役被仰付之、長崎覺書大成、

享保四己亥年、瀬崎に御用米御藏建、高木作兵衛預り、手代五人藏支配、長崎覺書、

享保四年七月、瀬崎御用米藏新に修造有之、但、御藏地は長崎村掛りの内にて、山の内は山里村掛りの地也、惣坪數千五百六十一坪 此内、三百六十二坪半は藏の内、五百五十一坪は山の内也、〇土藏三軒 三間に十五間二軒、各三戸前有之、三間に二十間一軒、四戸前有之、

同五庚子年八月、先年より十善寺村の内に、天草御代官御米藏所有之を、向後長崎御地方に被仰付之、惣坪數二百七十五坪半 土藏二軒四間に八間一軒、一戸前有之、三間に十四間一軒、二戸前有之

同九甲辰年、是迄之瀬崎御藏所を北瀬崎と唱へ、十善寺村の御藏所を南瀬崎と可唱旨被仰出之、同十一丙午年九月、先年より船番屋敷地内に有之土藏二軒を、北瀬崎地内に引移さる、

三間に十五間一軒、三戸前有之三間に十間一軒、戸前有之、

是より北瀬崎御藏數五軒と成る、

北南兩瀬崎御藏所廻着米 豊後御米一萬石、天草御米六千石より八千石迄、肥前御米八百石餘右之通、凡一ヶ年廻着之石高、但年々少々不同有之、長崎志、

寛政六甲寅年、北瀬崎十四地十五番御藏一軒解取に成る、長崎志續編、

新地御米藏

明和元年申年、御料豊前國宇佐郡、石見國內三郡、兩國之御城米當表に可被差廻旨被仰付之、翌二乙酉年夏中、追々廻着有之、但新地土藏地形之内、横十二間長三十一間の地を仕切り、御米藏所に被仰付之、

惣坪數三百七十二坪

土藏三軒建

三間に

十間、二戸前有之、三間に十五間、三戸前有之、三間に二十七間、五戸前有之、〇役人詰所 表門、水門

兩國廻着米高、石見御米四千石、豊前御米三千八百石、但、豊後より三千八百石隔年に廻着あり、尤是迄豊後御米一萬石宛、毎年廻着の外にて、此高は隔年廻着有之、

是迄火災の節、本紙屋町、本興善寺町、兩所北瀬崎藏所詰被仰付處、明和二年十一月、向後新地御米藏詰被仰付之、長崎志、

寛政二庚戌年、御奉行水野若狹守在勤之節、長崎は土地出產之米穀少く、諸國凶作之時は卑賤之輩困窮すへきに因て、以來米穀拂底之節の用意として、糶米買入爲可指置、此節藏所を建られ、且又藏所造立之入用、糶米買入代銀等之手當として、唐紅毛持渡之品、御奉行調物代之内、年々十貫目宛減少せられ、兩御奉行にて二十貫目分荷物別段に持渡らせ、永々其出銀を以て糶米買上、追々藏圍ひ可致旨被命之、

但、西築町、内築町久松平三郎所持之地に於て、

當十月十七日より新に藏所修造有之、翌亥年九月八日成就す、

惣坪數七百二十八坪六合六勺 土藏一軒 桁行十五間、梁間三間、一番所一軒 桁行四間、梁間二間半

同九丁巳年、新地一番、二番、三番、四番五番御藏建替、尤有形桁行二十七間にて一軒に有之處、此節分て二軒となし、其間に二間通りの運送道を開き、去辰十一月二日より修造取掛り、當四月四日成就す、御藏一軒 桁行十五間、梁間三間、御藏一軒

桁行十間、梁間三間、以上、長崎志續編、

享保六辛丑年、役所附の御武器藏を、本興善寺町より會所の傍に移さる、所藏御武器の員數逐年加はれり、證に、附録海防の部、御備場長崎の條にあり、

通航一覽卷之百四十四終

通航一覽卷之百四十五

長崎港異國通商總括部八

○諸座賣

元和二丙辰年銀座を建られ、賈銀及び唐船持歸りの丁銀等を改めしむ、同年朱座を建られ、朱座の外他所の賣買を禁らる、寶曆十一辛巳年九月、同十三癸未年正月、唐朱墨賣買方の事、天明二壬寅年十一月十八日、朱及び朱墨朱座の外賣買停止の御觸あり、

元和二丙辰年、銀座相立候、西國にて似せ銀有之、異國に灰吹銀渡し不申候様にと被仰付、依之、唐船歸帆の節、持渡りし丁銀并銀道具、且又關所銀等相改め申候、長崎事始細見録、

元和二年長崎表に銀座屋敷を立、手代を差越異國に灰吹銀不相渡、似せ銀等爲吟味相詰る事、依願御免あり、長崎實錄大成、

一於長崎町屋敷拜領仕銀座御役所相立、異國への御渡銀、并長崎御奉行所相改等之御用相勤候様、往古より被爲仰付、京都より銀見役之者、今以勤番交

代仕罷在候、家傳史料載銀座由緒書、

元和二年、銀座此時下り正覺寺境内薄原に旅宿せり、此時分は又正覺寺は、延命寺淨安寺圍の前に寺を移せしとぞ、元和二年には地下中邪正共に、轉ひと申帳面にて、年寄中も同斷、六本長崎記、

一元祖後藤庄三郎光次、長崎表唐人出入の事、并長崎御用於江戸諸事相計、異國への書翰等庄三郎に被仰付とりやり仕候、

一二代目後藤庄三郎、元和元年卯十一月初て權現様の御目見仕、寛永二年丑九月、父家督被爲仰付金銀改役相勤、此節迄長崎御用取計仕、并銀座も支配仕候事、家傳史料載後藤氏由緒書、

元和二年朱座相立候、右朱座之外賣買仕らす候に付、長崎にも役所相立、阿蘭陀より持渡り候光明朱、朱砂買取、猶また小賣等もいたし候様にと被仰付候、長崎事始細見録、

元和二年長崎表に朱座相立、手代を差越唐阿蘭陀持渡る朱砂、光明朱等を買取、但、朱座にて朱の小賣いたし、一切他方にて賣買不致様に依願御免有之、長崎實錄大成、

寶曆十一辛巳年九月、御勘定奉行に

先達而相觸候朱墨之儀に付、唐朱墨は、是迄商人入札拂に申付來候得共、右之譯難相知に付、右相決候迄、入札拂申付候儀見合置候様申渡置候、於大坂も前々より入札にて買請置候本商人とも、并唐藥種間屋仲買共、唐朱墨商買之儀伺出候に付、大坂町奉行より申越候趣、先達て長崎奉行より申開候、朱座年寄よりは、唐朱墨も朱同様相渡候様仕度旨願出候由に付、雙方評議いたし被申開候様相達置候處、雙方存寄兩端にて、未評議之趣決着不致候由、此上評議決着之上可被申開候、其上にて何れとも可及差圖候條、先夫迄は、唐朱墨於長崎是迄之通入札拂申付、并於大坂も是迄の通商買爲致候様、彼地町奉行に可申越旨、長崎奉行に相達候間、被得其意可被申談候、

九月

同十三癸未年二月

唐朱墨取計之儀、只今迄之通相心得候様、長崎奉行に相達候間、可被得其意候事、以上、大成令後集、
天明二壬寅年十一月十八日、左之御書付酒井石見

守渡、朱并朱墨之儀、朱座之外脇々にて買請賣買致間敷旨、前々より度々相觸候處、致忘却候哉、脇々より紛敷朱買請致商買候趣も相聞不届に候、依之、唐國より持渡候朱は、前々之通於長崎表朱座に相渡、琉球朱之儀者持渡高を定、薩州より朱座に相渡候間、以來朱并朱墨之儀、朱座より買請可致賣買候、萬一脇より朱買請、又は紛敷朱墨拵候者相聞候は、吟味之上急度答可申付者也、

十一月
右之趣、可被相觸候、憲法部類編、
寛政八丙辰年八月廿二日、備前守渡御書付、

御目付に

朱并朱墨共、朱座之外脇々より紛敷品商賣致間敷旨、前々より相觸置候處、此度江戸、京、大坂、奈良、堺の仲買之者共申付候、尤朱座にても是迄の通賣捌、仲買のものとも懸札爲致候筈に候間、朱座并右仲買共の内より、勝手次第買請候様可致候、勿論小賣致し候ものは、江戸、京、大坂朱座之内より鑑札請取、朱座并朱墨共買請、朱は朱座包みの儘にて

賣渡、職人共遺殘分も右包之儘、同職之者に譲渡候儀は不苦候、若此上出所紛敷品内々賣買致候趣於相聞は、吟味之上急度答可申付候、
右之趣、御領私領寺社領共、在町に不洩様可被相觸候、

辰八月

右之通被相觸候、文政年録、

萬治二己亥年七月十四日、新錢鑄造をゆるし給ふ、
鑄造の地詳ならず、寛保元辛酉年濱町築地、同三癸亥年馬籠濱に錢座建しが、延享二乙丑年六月朔日、兩座共に破却せらる、明和四丁亥年また鑄錢をゆるされ、稻佐郷に錢座建、

萬治二己亥年七月十四日、

一於長崎、如古錢新規島目令鑄之、異國船來朝之節、賣買仕度由、彼地町人訴之趣黒川與兵衛言上之、達上聞候處、如古錢年號之文字令鑄之、異國人賣買可仕由也、寛永年號之文字は、堅可爲禁制之旨被仰出、御日記、

萬治二年長崎に錢座始り、唐人おらんだ年々持渡り候ゆる、出來いたし候所なり、貞享元年より買不

申に付相止たり、六本長崎記、長崎事始細見録

寛保元辛酉年、濱町銅吹所にて錢吹始る、長崎集、寛保元年、今年濱町築地銅吹所にて鐵錢鑄造する事を免さる、同三癸亥年、今年馬籠聖徳寺濱にて、鐵錢鑄造する事をゆるさる、延享二乙丑年六月朔日、數年濱町築地并馬籠村に有之錢座、兩所共に即日令破却らる、以上、長崎實錄大成、

明和四丁亥年、今度鑄錢之儀被仰出場所は、稻佐郷元鹽備藏跡吹所に被仰付、但、出來錢之儀一貫文に付、十五匁宛之積にて仕入、餘銀は公益に付上納之積り、初年は普請入用等有之に付金六百兩、二年目より千兩宛上納可仕言被仰出之、尤御窺之上棹銅七萬斤分地銅に用ひ、當丁亥之年より癸巳年迄七ヶ年之間、當地鑄錢被仰出之、

但、鑄錢掛り會所役人五人元占諸勘定被仰付、手附筆者三人、小役六人帶解門勤番に唐人番二人、船番二人、一日一人宛、探番三人、又表門勤番に屋敷番二人、會所筆者二人、一日一人宛、又長門帶解門小使會所小役四人、一ヶ所二人宛令相勤らる、

右吹所失火等之節、大黒町浦、五島町、樺島町三町火消被仰付之、又稻佐郷、船津浦、平戸小屋郷三町のもの吹所、或は近郷火災之節、駆付消防被仰付之、長崎志、

享保十乙巳年、濱町築地に銅座建、是より先、長崎銅の事出、此は専ら貿易の爲なれ、はく御書付は、すへて、に附載す、後稻佐稗田にも同じく建られしか、元文三戊午年悉く廢せらる、明和四丁亥年、新地土藏一棟銅藏に定められ、五島町の銅會所は廢せらる、

正徳二壬辰年三月、銅座之請負之者に申渡覺

今度長崎に銅廻しの儀、願書差出し其上相尋候付て出し候書付之趣、一々不届に相聞え候、其故は長崎の年々銅廻し致不足候故、唐人長滞留仕候事、日本之御外聞不可然に付て、去外口訴訟之者有之に任せられ、増銅之事申渡候所、其節大坂において、種種混亂之次第先達て相聞候、銅座之者共仕形故、混亂仕候様子相聞候、重々不届之至に候、其上銅廻しの事御願申上候共、去卯年の銅之儀、事済み候上に願も可仕事に候處、いまた長崎にて賣場も不明内に申立候事、旁以不届之至候、依之、銅廻しの御用は被召上者也、

辰三月令條留、

正徳三癸巳年六月七日

近年長崎廻銅難澁に付て、唐人共商賣相滞、唐物價も高直に罷成候、依之、去年大坂銅吹屋之者共相廻し候様に申渡候、然る所、一兩年以來大坂の廻り候銅之員數減候に付、所々銅山之様子令吟味候處、山元又は外々所々にても圍置、或は猥りに餘國にも相廻し令商賣、此員數も相増候由、尤國々にても道具類に用ひ候銅も可有之事に候得共、此分量は前前より大數も有之候所、近年脇々々賣出候員數相増、其外猥々間敷儀も有之候様に風聞候、古來より賣り來候所々は格別、其餘は如跡々大坂の廻し、吹屋共方の可賣渡候、此儀御用一筋之儀にも無之、世上のために候間、諸國銅山は不及言に、其外之所にても少しも不圍置賣拂候様に、御料は其所支配之御代官、私領は領主役人より、銅山之者にも申付、向後猥成儀も無之様に可相心得者也、

巳六月大成令、正實事錄、累年錄、御當令條、

正徳五乙未年五月、長崎商賣方新例により、奉行大岡備前守より地役人に渡す書付の内、

大坂より相廻し候棹吹銅、一ヶ年之員數四百萬斤四百五十萬斤之間に限可申候事、長崎書付、享保十乙巳年五月、濱町裏手之空地に銅吹屋建、長崎書、

享保十年、濱町裏築地に銅吹所出來す、元文三戊午年、今年濱町築地、并稻佐、稗田兩所之銅吹所相止、以上、長崎實錄大成、

元文三年四月、覺

一近年銅出方不取締、長崎廻銅も少く候に付、此度銀座爲加役大坂表に銅座申付、國々銅山よりの出銅、一向に右銅座の買請候積りに候間、國々山元に銅出方出精致し他賣不致、大坂の相廻し右銅座の賣渡可申候、但、銅山開掘等いたし銅出方試候類、出銅少く候とも、大坂銅座に賣渡し可申候事、一諸國銅山より出候銅高之内、長崎廻り銅并他賣銅共、出方に應し割合相定、直段之儀は長崎の相廻し候銅は、山元より差出し候直段相極置、并地賣銅之分は時相場を以、銀座と相談いたし賣買可致候、尤右銅代は當銀拂之積りに候間、銀座より直に買取可申事、

候間、若外にて賣買致し候儀於相知者、急度可申付者也、

四月

銅 錢 町

一銅商賣方一件惣支配之儀、銅座の申付候間、銅吹屋并問屋、其外銅商賣人之分、銅座差圖を請候等に有之間、右商賣いたし候者ともは、江戸銅座の承合可差圖請候、以上、

四月大成令、元文年錄、

元文三年十二月十八日

一近年銅出方不取締に付、先達て銅座の申付、銅座之外にて銅賣買不致、不殘銅座の渡候様相觸候處、山元に圍置、致他賣候由風聞有之候、若左様之筋於有之は、不屆之至に候、國々にて急度相改、無油斷銅座の差出可申候、
一山元より銅津出し致し、銅座に相廻候道筋之間屋、或は津々浦々、又は海上にて銅賣買致間敷候、右之通、急度相守可申候、向後銅座より委細に致吟味候様、此度申付候間、若銅座之外にて致銅賣買候儀、銅座より申出候は、吟味之上、銅は取上、賣人

一山元より銅津出致し、大坂迄相廻し候銅道筋之間屋、又は津々浦々并海上にて銅賣買致間敷候事、
一銅大坂の相廻さず、山元其外何方にても、銅圍置候儀致間敷候事、

一國々出銅積致し、大坂に相廻し候節、右銅員數書付廻船之者に相渡し、大坂町奉行所の可出候事、

一東國筋より出候銅、近年東海廻しにて江戸へ相廻し候由、向後東海廻相止、前々の通大坂の相廻し、銅座の可賣渡、

一其年銅出方、凡積を以員數書付、前年之暮に銅座の可差出候事、

一銅座しほり吹、并銅吹立候儀、大坂表銅問屋共之分、諸國山元にて銅銀しほり吹、并銅吹立候儀停止之事、

一諸國銀大坂銅座の一向に買請、銅座より諸國の賣出し候間、銅買候ものは、大坂銅座又銀座の、相對を以買請可申候、

但、銅百斤に付、口錢銀十匁宛、銅座の引取候事、右之條々、國々所々にて急度相守、大坂銅座之外にて銅賣買一切致間敷候、尤銅座よりも銅之儀相改

買人共に急度可申付候、
右之趣、可被相觸候、元文年錄、
元文四己未年四月

南部修理大夫

其方領分銅山出銅、御用銅に相成候間、大坂廻銅不
差支様に可被致候、右銅山請負人廻方等相滞儀も
候は、外之者に請負申付、長崎廻不相滞様に可被
致候、若請負人引候は、先達て拜借等も有之間、
早速取立返納有之様に可被相心得候、右銅山出銅
廻方等之儀、御勘定奉行よりも可相達候、

四月

右之通、相達候間、可被得其意候、大成令、
寛延三庚午年七月、御勘定奉行に

長崎廻銅之儀、銀座加役差免諸山之銅、長崎直買入
之積可相心得旨、松浦河内守申渡候間、其趣相心得
可被談候、

七月御書付留

明和三丙戌年六月三日、老中松平右近將監渡、
近年諸山出銅不進之上、一鉢銅方不取締に付、此度
大坂表に有之長崎銅會所を改、銅座に申付、諸國之

候、若隱候て圍置、或は質入致し候儀於相知者、其
銅取上に可申付候事、

但、是迄圍置又は質に取置候分於有之は、斤高書
付、早々銅座に可相届候、

一國々出銅船積いたし、大坂に相廻し候節は、右銅
員數書付廻船之者に相渡、大坂町奉行所に可差出
候事、

一東海廻致間敷候、若差支候譯有之は、其段銅座に
相達、差圖之上可相廻事、

一年々其國々銅出高、凡積を以員數書付、銅座に可
差廻、斤數前年之冬中、銅座に可申出候事、

一右之通諸國銅、大坂銅座に一手に買請、銅座より
諸國に賣出し、大坂吹屋仲買にも相渡候間、銅買候
者は、大坂銅座并吹屋仲買之内より可買取候、尤相
場之儀は、銅座に張紙出置筈に候間、右直段より高
直に賣立候儀、決て致間敷候事、

右條々、國々所々に急度可相守、諸國出銅、銅座
之外賣買致候儀於相知は、急度可申付者也、

戊六月御書付、
明和四丁亥年、新地一番水門西側之藏一棟、向後銅

出銅一手に引請させ候間、大坂表にて銅取捌來候
問屋仲買に、惣て正銅取扱之儀は、銅座より可致差
配候、依之、國々銅山稼來候分は不及申、此上致出
精相勤、新山等開掘いたし銅出方試、出銅少々に候
共外賣不致、不殘銅座に差廻、古地銅に至迄銅座に
可相廻候、尤以來銅座に買入候銅代は、無口銀にて
即銀拂之筈候事、

但、是迄廻來候問屋に相廻、勝手次第宜山元は勝
手次第問屋に相廻、若船之節銅座に相届候上、水
揚可致候、代銀は銅座より即銀に相渡、口錢山元
には不相懸筈に付、銅座より仕切書山元に可相
渡候間、若問屋より相達之拂方も於有之者、銅座
に可申出候事、

一長崎廻銅之分は、此後逆も銅座之取扱迄にて、諸
事は迄之通たるへ事、

一諸國銅山之内、長崎に直廻り勝手宜分は、長崎直
廻りにいたし、尤其段銅座に相届、出銅之斤數年々
銅座に可相届候事、

一諸山より銅津出致候道筋并津々浦々、又は海上
にても、銅買堅致間敷候、尤圍銅并質銅停止申付

藏に被仰付、新地銅藏に可唱旨、是迄五島町銅會所
相止らる、右藏五戸前之内二戸前、銅并會所請込物
等入置、三戸前は封印藏之積り、但、銅掛改等は一
番水門檢使場を可相用旨被仰付之、長崎志、
天明八戌申年四月廿三日、彈正少弼渡之、

諸山出銅不進之上、一鉢銅方不取締に付、明和三戌
年大坂表に銅座相立、諸國之廻銅一手に引請させ
候付ては、國々銅山稼來候分は不申及、此上致出精
相稼、新山等開掘いたし銅出方試、出銅少く候共銅
座に相廻し、古地銅に至迄銅座に相廻し可申旨、尤
諸山より銅津出道筋并津々浦々、又は海上にて、銅
買堅致間敷、圍銅并質銅停止申付候段、其節相觸
置候所、近年別而諸山廻銅不進に有之候、若又心得
違之者も有之、山元より銅座之外へ相廻し賣拂ひ
候歟、又は質入圍置候様成儀も有之、於相知は、其
銅取上候上、急度可申付者也、

四月天明年錄

寛政八丙辰年八月廿八日、御書付備前守渡之、
御目付に

銅方不取締に付、明和三戌年大坂表に銅座相立、諸國之出銅一手に引請させ候間、國々銅山稼來候分は不申及、出精いたし相稼、新山等開掘いたし銅出方試候類は、出銅少く候共外賣不致、大坂銅座に相廻し、古地銅に至迄銅座に相廻可申旨相觸候處、古銅之儀は大坂表に限り候ては、不行届儀も相間候に付、此度於江戸表も古銅吹所相立、御府内并關東筋之古銅切屑銅類、右吹所引請爲取扱候間、關八州は勿論、右國々之外も江戸表に相廻し勝手宜分は、右吹所賣渡し、其外は是迄之通大坂銅座に相廻し候様可致候、相場之儀は大坂銅座之通、江戸吹所にも張紙出置候筈に候間、右直段より高直之賣買致間敷候、右之外明和三戌年、天明八申年相觸候趣、無違失相守、諸山出銅は、是迄之通大坂銅座に限り取扱、古銅切屑銅之儀は、大坂江戸兩所吹取之外、吹潰候儀堅致間敷候、
右之趣、國々所々にて急度可相守候、若置候類於有之は、急度答可申付者也、
八月
右之通、可被相觸候、

同九丁巳年五月十九日、御書付備前守渡之、
御目付に
近年諸山出銅不進之上、一鉢銅方不取締に付、此度大坂表に有之長崎銅番所を改、銅座に申付、諸國之出銅一手に引請させ候間、大坂表にて銅取捌來候間屋、吹屋、仲買、惣て正銅取扱之儀は、銅座より可致差配候、依之、國々銅山稼來分は不申及、此上致出精相稼、新山等開掘候銅出方試、出銅少く候共外賣不致、不殘銅座に相廻し、古地銅に至迄銅座に可相廻候、尤以來銅座に買入候銅代は、無口銀にて即銀拂之筈之事、
但、是迄廻し來候間屋に相廻勝手宜山元は、勝手次第間屋に相廻し、若船之節銅座に相届候上、水揚可致候、代銀は銅座より届銀に相渡、口錢山元には不相懸筈に付、銅座より仕切書山元に可相渡候間、若間屋より相違之拂方も於有之は、銅座に可申出候、
一長崎廻銅之分は、此後逆も銅座之取扱迄にて、諸事は迄之通たるへき事、
一諸國銅山之内、長崎に直廻し致し勝手宜分は、長

崎直廻し、尤其段銅座に相届、出銅所斤數年々銅座に可相届事、
一諸山より銅津出したし候道筋并津々浦々、又は海上にて、銅賣買堅致間敷候、尤銅并質銅停止申付候、若隱候て置置、或は質入致し候儀於相知は、其銅取上に可申付候事、
但、是迄置置又は質取置候分於有之は、斤高書付早々銅座に可相届事、
一國出銅船積いたし大坂に相廻し候節は、右銅員數書付、廻船のものに相渡、大坂町奉行所可差出候事、
一東海廻し致間敷候、若差支候譯有之は、其段銅座に相違、差圖之上可相違事、
一年々其國々銅出高、凡積りを以、員數前年之冬中、銅座に可申出候事、
一右之通、諸國銅大坂銅座に一年に請、銅座より諸國に賣出し、大坂吹屋仲買之内より可買取候、尤相場之儀は、銅座に張紙出置筈に候間、右直段より高直に賣立候儀、決て致間敷候事、右條々、國々所々にて可相守、諸國出銅々座之外賣買致候儀於相知者、

急度可申付者也、
右之通、明和三戌年相觸候所、近年仲買其外、銅座定直段より格別高直に賣買いたし候旨、相間候に付、向後吹屋仲買より銅賣候儀は相止、銅座一手に直賣致候間、其旨可相心得候、其外諸事銅方取計候儀は、成年觸候趣に相心得、江戸古銅吹所に賣上之儀は、去辰年相觸候通、急度可相守もの也、
五月
右之通、可被相觸候、以上、寛政年録、
一銀拾壹貫五百目 大坂銅座并筆者手代七人
一内、貳貫五百目宛、二人 壹貫五百目宛、三人 壹貫目宛、二人、長崎分限帳、
享保十九甲寅年、唐人參座建、同二十、年江寶曆七丁丑年、廣東人參持渡を停止せられて、人參座廢し、其跡唐通事會所となる、天明八戊申年、再び人參持渡る事を許し給ふ、此時、人參座再興せしにや、
享保十九甲寅年、長崎會所二つに成、人參座今町に建、長崎集、
享保十九年、當年今町屋敷に人參座建、長崎實錄大成、
享保二十乙卯年三月、覺

一今度唐人參座被仰付、御當地にては木石町三丁目長崎屋源右衛門、右之座致し候間、望のものは右源右衛門方にて相調候様可致候、京都大坂にても、追て座相極候筈に候事、

一人參直段之儀、上人參壹兩に付代銀五拾八匁、下人參壹兩に付代銀貳拾八匁宛に賣出候事、

一右賣出し方之儀、町人は其所の名主五人組印鑑を人參座に遺し置、買受候分量之儀、一人前一度に掛目小半兩宛、右合印を以賣渡候、若又大病人等に

て無據事候は、餘慶をも相渡候事、

一唐人參、右座之外脇々にて、致商賣候儀も、朝鮮人參同様に勝手次第に候事、

右之通、町中不殘可觸知者也、

三月大成令、

寶曆元年辛未年六月廿七日、唐通事會所、元人參座なりし今町地内の跡屋敷に引移る、長崎實錄大成、

明和元年甲申年、去寶曆七年向後廣東人參持渡まじき旨被仰渡之處、其後も密々に隠し持渡るに付、

燒捨拂拾に成、依之、去未年一切賣停止被仰付、今年九月三日、唐人屋鋪門前にて、廣東人參四百五十

斤餘燒捨仰付らる、長崎志、

明和元年五月廿四日

座賣唐人參之儀、唐國にても拂底之由申立、長崎にて買上げ候元直段、次第に高直に相成、前々々競候

ては上中人參共に長崎にて價多相掛候、依之、右價たけ上人參半兩に付代銀七匁五分、中人參半兩に付

代銀八匁増之積、小人參は是迄之通賣渡候筈に候、右之趣、寄々可被相達候、

明和七庚寅年六月廿九日、左之御書付、右近將監按るに、老中、渡之、

江戸座賣唐人參之儀、長崎表圍高當時拂底に付、唐船積渡有之迄、暫く座賣相休候間、向々々寄々可被

達候、

六月以上、柳營日記、

天明八戊申年正月廿二日、左之御書付、松平玄蕃頭渡、河野勘右衛門達之、

廣東人參之儀、先年賣買停止被仰出候處、此度御札之上、病症に寄、其功能も可有之に付、下々迄容易に

相用候ため、向後前々之通、賣買勝手次第可致旨被仰出之、

右之通、可被相觸候、

正月憲法部類續編、

明和五戊子年六月、龍腦和製を命せられ、大村町に唐和龍腦座を造立ありしか、天明二壬寅年これをやめらる、

明和五戊子六月

此度於長崎、龍腦和製被仰付候間、持渡り同様可致通用候、依之、別紙名面之通、於長崎表唐和龍腦座

相建、江戸、京、大坂三ヶ所取次所を定、改致印形可賣渡候、尤藥種香具屋、座賣龍腦買請小賣致候儀、

爲勝手次第、

右之趣、國々可觸知者也、

六月

右之通、可被相觸候、

龍腦座

取次所

同斷

同斷

長崎大村町 伊藤善平次

江戸 石町三丁目 長崎屋源右衛門

京都 河原町三條下町

大坂 村上文藏

爲川五郎兵衛

右之通候、

六月 柳營日記、大成令後集、

明和五年、去る寛永五戊辰年唐人町宿之時、伊東善平次實家之曾祖父河村吉兵衛と云者、唐客王文玉に就き龍腦製法を傳受して、其祕書家に傳はり、善平次能堪其業たる由、御聞に達し、龍腦和製被仰付、

於當地大村町唐和龍腦座建之、天明二壬寅八月、龍腦和製當分相休候様被仰出、龍腦座相止、以上、長崎志續編、

天明二年七月、酒井石見守渡之、跡部大膳達之、於長崎龍腦和製被仰付候間、持渡り同様通用可致候、依之、於長崎表唐和龍腦座相立、江戸、京都、大坂

三ヶ所取次所を定、改印形致し可賣渡候、尤藥種香具屋、座賣龍腦買受、小賣いたし候儀は、勝手次第たるへきむね、明和五子年相觸候處、此度龍腦和製當

分相休、持渡龍腦之儀も商人入札拂に尤申付候間、追て及沙汰候迄は、龍腦賣買之儀可爲前々之通候、

七月

右之通、國々可被相觸候、大成令後集、憲法部類續編、

安永三甲午年、唐船阿蘭陀荷役及ひ運輸の時、落盈し

たる品々、唐人阿蘭陀人より地下の備夫に與へしを、盈物と唱へ賣買せしか、天明四甲申年これを嚴制せられ、其代りとして、唐船一艘より砂糖七千五百斤を出さしめ、彼備夫に與へらる、同五乙巳年、大村町に砂糖地賣所を建られ、代銀にて渡す事に改められしか、同八戊申年九月、終にこれを廢せらる、

安永三甲午年、唐紅毛荷役其外荷物持運ひの節、落盈したる品々、日雇共取集め唐紅毛人より貫請、盈物と唱へて賣買せし處、當年盈物仲買之者三十三人相定めらる、同四乙未年、唐紅毛荷役荷渡し等之節、日雇貫請盈物仲買之者、是迄三十三人有之、此節九人相増、都合四十二人に定めらる、同天明四甲辰年、唐船荷役荷渡等之節、日雇人足共取扱方不宜、是迄藥種砂糖之類夥盈れ捨り、人足共拾ひ取たる分、安永三年より仲買を立られ、此者とも買取賣捌き來る處、取計ひ方不宜、盈れ高次第に相増、唐國荷主難儀之趣、唐人共申立候に付、右盈れ代りとして、以來一船より砂糖七千五百斤宛差出させ、新地表門之内へ二之門を建、其外所々柵を構へ、諸仕役之節、日雇人足へ看板を着せしめ、取締り

殊に嚴重になり、少しも盈れ捨り無之、依て仲買も三十七人へ外商賣元手として、銀一貫五百目宛被下之、以來仲買は相止也、同年年來唐船荷揚并に掛改荷渡し等の節、日雇人足共取扱ひ不宜、藥種砂糖之類夥しく盈れ捨り、人足共拾ひ取し分は、仲買相立賣捌來るの處、盈れ高次第に相増に依て、今年制度を改められ、人足共へ筒袖の看板を着せしめ、狼に盈れ捨り等無之様、嚴しく被仰付、右盈れ代りとして、唐船一艘より砂糖七千五百斤宛差出、人足どもへ品渡しに成、仲買之輩被相止之、同五乙巳年、唐船より盈れ代りとして差出す砂糖、人足共へ品渡しにては、取締り不宜に因て、於大村町砂糖地賣所を立られ、落札直段に一割下の上一斤に付、一步増の當りを以て、市中へ買請被仰付之、同年年大村町砂糖地賣所に於て、蘇木麝香龍腦等も賣出し被仰付、市中遣用之爲可買受旨御觸有之、同八戊申年九月、大村町に在之砂糖地賣所被相止之、以上、長崎志續、

通航一覽卷之百四十五終

通航一覽卷之百四十六

長崎港異國通商總括部九

○上使

慶長十九年甲寅年、御使番間宮權左衛門、御横目として長崎に下着、山口駿河守も來着ありて、諸國にて捕へし邪徒を阿媽港に放流し、或は誅戮せり、また寛永十五戊寅年、老中松平伊豆守信綱下着所々見分す、同十六己卯年、南蠻船渡來停止の時、太田備中守資宗下着、同年宗門奉行井上筑後守政重も下着す、元祿十六癸未年、若年寄稻垣對馬守重富見分として下着す、

間宮權左衛門

右者、慶長十九年諸國にて捕置し邪宗門の者共、阿媽港に流刑被仰付之節、到着有之、

山口駿河守

右者、同年長崎地内に建置し、切支丹寺十一ヶ所燒捨被仰付之節、到着有之、長崎志、

寛永十一甲戌年六月十一日、御作事奉行神尾内記元勝爲上使、肥前國長崎表へ下向仕、異國商船及耶

蘇制禁の事沙汰仕候、神尾家譜

松平伊豆守

寛永十五年島原一揆退治の儀、長崎に被立越、諸所見分の上、野母并烽火山御番所建しめらる、

太田備中守

右者、寛永十六年南蠻船日本渡海一切御制禁の趣被仰渡、在津の南蠻人不殘被追返之節、到着有之、

井上筑後守

右者、同年南蠻船三艘入津す、去年渡海御制禁の旨被仰渡の處、押て渡來の段不届至極に付、急度可令歸帆旨被仰渡、且又長崎に有之諸厄亞人の種子五十八人蠻國に被相渡之節、到着有之、

加々爪民部少輔

右者、寛永十七年南蠻船一艘入津に付、船中の者は斬罪、船は燒捨被仰付之節到着、以上、長崎志、

寛永十七庚辰年九月、御上使井上筑後守様、柘植平右衛門様長崎へ御下向、十月平戸へ御越被成、阿蘭陀人の石の家を崩され、向後は長崎計に可令入津旨被仰渡、同十一月に御登り被成しなり、依之、翌

巳年より長崎へ參り候、同十八年四月上旬、井上

様、柘植様御下向、百五十日餘の御逗留にて御登り被成候なり、尤平右衛門様より一日後れに御發足被成し也、又正保四亥年八月上旬、筑後守様御下向、是は黒船の事に依也、今年又立山屋敷造作の言付有、又慶安子年御下向、今年春より立山屋敷造作事有之といへども、筑後守様御下向の時不成就、漸八月下旬にいたりて出來ず、同十一月御登り也、是まで以上四ヶ度なり、其已前島原陣の節は、大目付にて原の城まで御下向被成し也、長崎覺書、

正保二乙酉年九月四日、松平長門守へ爲上使、井上筑後守被遣之、是去頃長崎へ新見七右衛門被遣刻、逢難風長門領内被吹付候處、長門守家來入精無恙之旨七右衛門言上、依之、彼家來銀子百枚被下の旨なり、獻廟日記、

井上筑後守

右者、正保四年南蠻船二艘渡海御免の爲願入津す、江府言上有之處、決て御免無之、尤使者船の事故不及死罪、事靜に可有仕置との御奉書被成下の節、到着有之、

朽木民部

兼松彌五左衛門

右者、慶安口年巡見上使、

岡野孫九郎

井上新右衛門

青山善兵衛

七月十四日着、同十七日發駕、

右者、寛文七年巡見上使、

奥田八郎右衛門

戸川空之丞

柴田七左衛門

七月朔日着、同十一日乘船、

右者、天和元年巡見上使、

戸田又兵衛

小田切喜兵衛

四月五日着、七月十一日發馬、

右者、貞享元年當地商賣方爲見分到着有之、以上、長崎覺書、元祿十六癸未年二月二日、稻垣對馬守殿長崎筋就御用御使被仰付之、且京大坂にも御立寄の由、六月四日御用相濟御歸府の由、御徒方萬年記、

元祿十六年二月九日、安藤筑後守、萩原近江守、石尾織部、右者若年寄稻垣對馬守に相添、上方筋并長崎へ可被遣旨、老中申渡之、元祿年錄、

元祿十六年四月廿日酉中刻、爲御巡見御上使稻垣對馬守様、萩原近江守様、安藤筑後守様、石尾織部

様御着、對馬守様、西御屋敷に御入、其外は市中へ御旅宿、翌廿一日御奉行所御出、御上意の趣御奉行林土佐守様、永井讚岐守様へ被仰渡候由、同日地下諸役人御悅罷出、同廿二日出島御一覽、夫より御船に召、西泊戸町兩御番所へ御出、同日御船藏、本蓮寺、福濟寺、下筑後町通聖福寺、上筑後町より東上町、東中町、惠美酒町、小川町、船津本五島町、樺島町、江戸町迄にて御歸り、翌廿三日唐人屋敷へ御出、崇福寺、大音寺、皓臺寺、奥福寺、諏訪社に御參詣、馬町、櫻町、豊後町、本興善町、堀町、本博多町、大村町、外浦町より御歸り、同廿七日辰上剋御發足、御上使御到着の節は、土佐守様三月十日西御屋敷より安禪寺へ御移徙、播磨守様三月廿九日御着被成、島原町後藤貞十郎宅に御入被成候て、御上使御發足被成、翌日西屋敷へ御入、土佐守様五月三日御發足、長崎覺書、

小田切靱負 土屋數馬 永井盛物 七月朔日着、
同七日乘船、
右者、寶永七年巡見上使、
妻木平四郎 大島采女 小倉忠右衛門 六月十一

日着、同廿一日發駕、

右者、享保二年巡見上使、

德永平兵衛

小笠原内匠 六月十

七日着、同廿六日乘船、

右者、延享三年巡見上使、

青山七右衛門

神保帶刀 花房兵右衛門 五月十

四日着、同廿日乘船、

右者、寶曆十一年巡見上使、以上、長崎志、
寛政元乙酉年

御使番小笠原主膳

旅宿新町德見茂四郎宅

御小姓組土屋忠次郎

旅宿新町藤崎久兵衛宅

御書院番組竹田吉十郎

旅宿新町八尾古麻宅

右、巡見上使として五月十二日到着、同十九日大波戸より出船有之、長崎志續編、

○御用在勤等、御目付、

元祿十二己卯年、御勘定奉行萩原近江守、御目付林藤五郎異國商賣方見分として長崎にいたる、爾來商賣

方等吟味として御勘定奉行、及び支配のもの等を遣

はさる、事はく、なり、又今年より御勘定方御徒

目付組頭在勤となる、明和元甲申年、長崎奉行石谷備

後守建言ありて、御勘定御普請役在勤交代の事なれり、

元祿十二己卯年四月十一日、御上使御勘定頭萩原近江守様、御目付林藤五郎様御着、同廿五日御發足、長崎覺書、

御勘定頭萩原近江守 御目付林藤五郎 四月十一日着、同廿五日發駕、

右者、元祿十二年唐阿蘭陀商賣方爲見分到着有之、同年十月二日、御勘定中川吉左衛門、御徒目付高木十郎左衛門、商賣方爲吟味勘定屋敷に着、翌辰五月五日發足、長崎志、

元祿十二年七月十三日、長崎奉行向後四人に被仰付、一人宛隔年に交代となる、

一御勘定等吟味承候ため、向後小役人二人宛代りに可遣事、

右之旨、被仰出處之箇條也、甘露齋、

元祿十二年七月十九日

御勘定中川吉左衛門 御徒目付組頭高木十郎左衛門

右兩人、長崎表勘定吟味被仰付之、役料二百俵宛、手代給金五拾兩宛被下、當分假役に被仰付之、

同年九月廿六日、長崎に御暇金二枚宛、中川吉左衛門、御徒目付組頭高木十郎左衛門、御發日大記、御徒方萬年記、御元祿十二年十月二日、平勘定衆中川吉左衛門、御徒目付、組頭高木十郎左衛門御着、櫻馬場に新屋敷建、御入被成候、長崎覺書、

元祿十二年、櫻馬場に新屋敷建、御勘定等の役宅なり、正徳五乙未年、立山役所の地を裂て、御目付及び御勘定等の役宅とせらる、これを岩原屋敷と稱す、長崎志續編、

駒井初負七月三日着、翌戊二月五日發足、御勘定小野左太夫、御徒目付野間覺兵衛、

右者、寛保元年勘定爲吟味岩原在勤、御勘定吟味役遠藤六郎右衛門、閏十二月九日着、翌寅六月三日發駕、

御勘定勘野喜六、宮川源内、右者、延享二年勘定爲吟味岩原在勤、

松浦河内守附御勘定組頭中山平左衛門、御勘定依田茂八郎、久保田十左衛門、御小人三人、九月十八日着、翌巳九月廿六日發足、

右者、寛延元年御奉行松浦氏に相添岩原在勤、

明和元年甲申年

申六月廿五日、右近將監殿攝津守殿に御直に上る、

七月朔日右近將監殿御分共承附上候様、攝津守殿御直安藝守に御下り被成候に付、兩承附方評議の上相伺、翌々三日兩承附いたし、右近將監殿御分共封し候て、攝津守殿に御直に備後守上る、

書面石谷備後守何之通、長崎表に四五五年之間、毎年御勘定方差遣候様可仕旨被仰渡、奉畏候、

申七月朔日

一色安藝守

小野日向守

書面何之通、毎年御勘定方被差遣、交代之儀は當年召連候支配勘定御普請役兩人充之内、一人充者來秋、殘る一人充者來々春交代可爲仕旨被仰渡、奉畏候、尤右の段本方同役にも被仰渡候段、奉承知候、

申七月朔日 石谷備後守

長崎表に御勘定方毎年可被差遣哉の儀、申上候書付、

長崎表之儀先達て申上候通、御取締先つは宜方に御座候得共、遠境の場所、殊に異國交易の土地に御座候得は、商賣方の義に付候ては入組候事共多く、會所の利潤を專に仕候得は、返て御國益を費候儀

松浦河内守附御勘定組頭早川庄次郎、御勘定町野惣右衛門、久保田十左衛門、御小人一人、十月五日着、翌未九月廿六日發足、外に同小倉伴内、右同日着、先達て翌未正月廿九日發足、

右者、寛延三年御奉行松浦氏に相添岩原在勤、以上長崎志、

寛延三庚午年七月朔日、金十枚、時ふく三、羽織、御勘定奉行長崎奉行兼役松浦河内守御暇に付被下之、金三枚、時服二、御勘定組頭早川庄次郎、金二枚宛御勘定河野惣右衛門、久保田十左衛門、小倉伴助、右者長崎へ爲御用松浦河内守へ差添罷越候に付被下之、寛延年錄、

石谷備後守附支配勘定益田新助、篠木六左衛門、御普請役長岡文兵衛、内藤源八十月五日着、翌未十一月廿八日發足、

右者、寶曆十二年御奉行石谷氏に相添岩原在勤、石谷備後守附支配勘定益田新助、岸本彌三郎、御普請役内藤源八、佐久間甚八八月廿一日着、

右者、明和元年御奉行石谷氏に相添岩原在勤、以上長崎志、

も有之、商賣荷物出銀割の儀は、時々之の景氣は申
習候得共、全く持渡の品并元直組の仕方にも寄候
儀と相聞、出銀割の多少にて會所入銀甚増減有之
候儀に御座候、既に先年は金五萬兩宛運上相納候
處、其後船數減少被仰出、其節より右五萬兩の運上
御免被遊、商賣高も

朱書
此船數減少の儀は、寛保二年の御書付を差て申
上候
少は相減候得とも、様々の引分け荷物をいたし、商
賣方に手段有之候哉、

朱書
此引分け荷物と申候は、雜物替、寄進音物、置銀、
置錢、遣用賣、言傳荷物、勞儀荷物、寺社修復、法
事料等、其外品名目を付、荷物にて引分商賣仕候
儀に御座候、

右運上相止候後、却て會所銀繰差支、拜借も被仰付
候得共、諸向の渡銀等悉く滯有之、唐船も代り物に
差支、數艘及滯留候處、松浦河内守兼御役被仰付、
御勘定も差遣追々吟味の上、寶曆元未年より商賣
方相改、一ヶ年唐船十五艘、阿蘭陀船二艘、代り銅、

俵物等の繰合せ積り、合年分商賣高を定め、右出銀
を以長崎相續仕、後々は以前の通り上納銀も出來
可仕儀を考へ、地下諸役人助成受用高も相極候趣
に相見え、夫より以來會所も取締、滯銀も追々相
渡、拜借上納も去る巳年迄に皆濟仕、去々午年より
金一萬五千兩宛御藏上納仕候程には罷成候、當時
にては長崎用意銀も出來仕、猶又去未年より唐銀
三百貫目持渡、此上にも持渡次第、是も全くの上納
に相成候、御用物代銀も會所銀より相拂候得は、上
納同様の儀にて餘程の御益も相見候得とも、右の
通銀繰宜相成候付ては、何となく近年惣躰相弛み
候趣も御座候に付、諸向共不相弛様に心付、此上
は取締次第猶又御益筋も可有御座場所柄と奉存
候、夫而已不成、外國人を相手取應答仕候處、耽と
取扱齟齬仕候儀も有之、取締不宜趣も相聞、是等は
御國の御外聞にも相掛候儀と奉存候、尤御人撰み
にて被差遣候奉行の儀に御座候得は、聊以勤方等
閑に可仕様無御座候得共、言上事を初め被仰下候
御用物等間違無之様心附、九州諸家の掛合も不少、
唐阿蘭陀方の取計、長崎一躰の御政事を專要に可

仕候處、地狭の場所に競へ候ては夥數人別故、不宜
者共も多く、金銀出入盜賊吟味事不斷有之、彼是
手透も無御座候上、商賣筋の儀は元來不案内の儀
に御座候得は、自ら不行届事共可有御座候、召仕
共も任先格大勢召連候得共、彼等は諸向の仕役立
合に差出し、爲見届候のみの儀、殊に當季新參に
召抱候ものは、尤成丈け吟味も仕候得共、多分は珍
敷土地見物を心掛、或は利欲の志にて相望候者故、
實用の助に相成候ものは稀成義に御座候、地下役
人共は町年寄を始め、町人の儀に御座候得は、御奉
公筋を心懸候者も、先は無事を量心附候儀も差控
候趣に相見え、一通りにては差はまり御勤候者出
來兼可申哉奉存候、依之、猶又此上爲取締御勘定方
の内兩人、御普請役兩人、四五年の間被差遣候積
り、兩役にて一人宛は奉行交代の時分代り合、勤馴
候者一人宛殘し置、此もの共は毎年三四月頃爲致
交代、御役所日々相詰會所へも度々差出、諸用の
辨方爲見届、通詞共所行も心附、地方并御用物の儀
は高木菊次郎申談、御藏拂米渡米等の儀に付ては、
掛り後藤惣左衛門取計を見分仕、其外諸仕役且普

請修復等の儀も夫々心附、萬端長崎奉行へ隨身
たし、御國益と御益筋を相辨、評議の上取計申候は
は、地下のもの共を始、奉行の召仕迄も心を置、慎
の端にも罷成候は、一躰の御締にも罷成、自ら御
益も出來御爲の筋と奉存候、殊當申年より長崎廻
銅定數の内、秋田銅八十萬斤相減候に付、先達て奉
伺候通り唐紅毛へ渡し來り候銅高、來酉年よりは
減候て相渡候積り取計可申候に付ては、其分商賣
高も減少いたし候に付、別て此上相弛み候儀も御
座候ては、銀繰差支の程も難計奉存候に付、旁當年
より四五ヶ年の間、被差遣候積被仰付可然哉に奉
存候、猶又其以後の儀は彌宜に相定り候は、追て
御沙汰も可有御座候哉、右の趣存寄候儀に付奉伺
候、以上、

申六月

石谷備後守

朱書
明和二酉年八月、於長崎表石谷備後守殿御渡被成
候御書付寫、
御勘定方當分被差遣可然との發端大意の趣は、右
伺書の書面にて承知可有之、右伺書を各當地勤の
其基に被立書面の意味を心得、其携事毎々心を用

ひ、當坐の出來榮を不好、前後を顧、始終の所善惡損益を考可被取計候、書面にも有之通り、當座の出來榮を好み在勤中の功を心掛、長崎の益を好候時は、御國益を失ふの禍有之場所に候間、第一心付可申事に候、

(朱書)

此長崎の益を好候時は、御國益を失ひ候との趣は、俵物諸色不足にて船拂ひ遅り候節は、近來迄も俵物諸色の代りに、銅を渡候類の事にて、長崎にては随分益に相見え候事ゆゑ、地下の心にては左も可有之歟、長崎の繁華を祈候は、自然と御國の衰微を招くに可相當事に候、

是迄代々の奉行中も、於御奉公に聊疎意可有儀には無之候得共、唐紅毛を初九州諸家表向の取扱も多く、その上日々巨細の事共噂の勤も數多有之、夫とても聞捨に難成、自分實事の勤迄は、手も及兼候事と相見、夫のみならず、長崎の益御國の益と目を付候事は、長崎に不限其所の奉行職蒙仰候上は、他所の損益を可量様無之、差當り候支配所能上にも宜様取計儀、殊更自然と地下人の風俗と押移り、唐船の進候事を相好候心持に成行候哉、寶曆八酉年

阿蘭陀一艘入津の節、地下難儀可致由を以、番外の唐船二船相増候伺も相見、其外長崎用意銀を大坂御藏に假納の儀、且會所の出銀を御益と相心得候衆も有之趣に相聞候得共、右は御國內化方の取計にて、當地の取計にて實に御益と申は、唐紅毛共一艘なりとも少き程、夫丈けの代り物相減し、商賣荷物少き程入札先も宜道理にて、尤札元進候得は荷物相場上り世上の難儀に相成越も有之候得共、藥種の外は不持渡候とても、差支候程の儀も有之間敷、自國の用を辨し候儀自然の道理にて可有之、既寛保二戌年の被仰出も其御趣意に相聞候、此等の儀致勘辨可被取計事に候、

一多欲の儀は、何方逆も不宜段不及申候得とも、一躰番地會所の儀、利潤得失の事を専要として、全く商家の取扱ゆゑ、自然に右風俗に押移り、會所の損益を量り候は、勤の第一に候得共、自己の事にも可押移哉、別て當地の人心は賄賂等不苦事の様心に心得、名聞を専らとして只管取入事古今多き趣に付、聊油斷有之間敷候、一都て締の儀は、追々堅く申付候ても弛み易き事

は、長崎にも不限儀に候得共、別て當地の儀は、和漢交易の津にて年分二十五萬兩程の出入有之場所にて、生得より心廣候故、會所の役人とても五十貫目百貫目の儀は、輕き事の様に相心得居候ゆゑ、増て少分宛の儀は數とも不思議子、其上寄合世帯の取計ゆゑ、つゞまる所にては不益も可有之、各當分被差遣候儀、第一は諸事取締の元立に候間、無油斷心附奉行中へも可被申達候、但、締の儀は何方にても宜事とは心得候得とも、夫丈窮屈成事ゆゑ、自然不好趣も可有之歟、左候時は善惡に付彼是批判を付、奉行中との中を隔て、又は家中の者とは意氣張りを付、後々は御勘定方被差遣候儀、無詮事の様に可成行哉、此儀氣遣敷事に候間、心を可被用候、尤前書伺の通り、奉行中にては、巨細に難行届事共と相見候に付、隨身のため被差遣候御趣意に付、江戸表にて諸向の立合等相勤候心得にては行違候間、若奉行中難被吞込儀は、再三も其譯委細に申達、其上にても承知無之、捨置候ては不宜形にも可相成儀に候は、其譯委細に掛り御勘定組頭迄可申越候、右體の儀、先は有之間敷儀に候得共、前文の通、

若々いみさけ度存寄のもの有之時は、いつれより如何様の含有之間敷義にも無之候、夫に付候ても、各平日の心掛慎等聊弛み無之様可被心得義専要に候、當分の積りとは相伺被仰出候得共、彌宜においては打續可被差遣哉、諸向共十分に取締宜に付、被差止候譯に候得は、無殘所本望の義に候得とも無詮譯に相成候歟、又は不宜筋にて被差止候との儀に至り候ては、一己のみならず御勘定所一體の御外間にも相掛り候間、此處無忘却心掛可被申候、右の外、慎之儀に付箇條を立候は、數多可有之候得共、先達て各より伺書に令下知候趣も有之、一事の慎にて萬端に響き候事ゆゑ、大意のみを書付殘置候間、交代の度々得と可被申送候、

酉八月

朱書

前書御勘定方御普請役、毎年長崎表被差遣候發端御伺書、并石谷備後守殿御渡被成候御書取寫、是迄交代の時々引繼候書面相見え不申候處、右は御趣意根本の儀にも有之候間、松山伊豫守殿に申上、此度寫し致し有來候被仰渡書帳綴入申候、

文化十三年八月

橋爪頼助
宮本政之進

先書
明和九辰年正月、石谷備後守殿御渡被成候御書取、長崎表々々各被差遣候御趣意并勤方等の儀も、彼地御役所に一件留帳有之承知可被致事に候得共、猶又、心得の儀、左のヶ條に舉候、

一 彼地御用向の儀は、各支配を離れ長崎奉行の手に付被相勤候ゆゑ、別て諸御用心の及候丈出精可被致候、一體土地の風儀交代場所の事ゆゑ、奉行役人の氣質を量り、專可取入事に候間、右の手段に不墜、諸事嚴密に取計、聊無疎意様可被相勤候事、
一 唐船持渡の儀、不用の品を省き藥種を重に可致段、寛保の頃の御書付も有之、却て精粗を撰、同物一度に不落合様にこの儀、時々申渡荷物積合せの割合も相定置候得共、兎角不相用、荷物の善惡時々景氣に依て、直組いたし候儀に候處、彼是難澁いたし、近來別て唐人共の風儀惡敷、手弱く取扱候ては自我意に募り、交代前の商賣に至り候ては、引繼銀高の書面に泥み、拂役共も可成丈は買留商賣爲途候見込に相成、奉行も任其意候様可相成事に候、引

繼銀の多少には曾て不拘候事に候間、氣強直組可被申付、出帆近寄候得は彼方より必賣上の儀申立、先を取候根元に候事、
一 唐紅毛人共申立候儀、并向々諸願其外商賣方に付取計候儀、町年寄會所役人は勿論、其筋の評議爲申立、先格得と糺の上談判可有之儀肝要に候、既唐人とも貢を獻、江府へ拜禮の願等も有之、當分の間は宜敷候得共、始終の害と相見、且金銀等持渡候儀、御國益の儀は不申及宜事に候得とも、是亦去る寅年唐銀初て持渡候節、御下知の趣も有之、旁以前後の勘辨可有之事、

一 唐方代り物の儀、定高商賣外の渡物は無之候得共、若外賣代り物に割増を以、渡方致し候筋有之候は、前々の格見合得と可被相糺候事、
一 御用物の儀、誂遣候分は、元代五割増を以元拂致候得とも、御注文に引合候品は、商賣内より引分候處、直組濟候上致難澁候儀も有之候、右體の儀は、内譯不洩様の勘辨可有之事、
一 唐船より宿町筆者日行事に遣候品の儀、出銀宜品或過分の斤數遣候儀も有之候は、前格見合可

被相糺事、

一 紅毛人より出島出入の者買物使等々遣候品同斷の事、
一 儀物方の儀、近年品々手當も有之候得共、仕入等不行届廻着相滞、請負人不埒の趣も相間候間、無油斷吟味可被致事、
一 石錢取建高の儀、前年の其月に見合、増減可被相糺事、
一 諸向雜用月渡の分、時々心附不益の雜用相見候は、可被相糺事、
一 普請方の儀、兎角積り通りより仕立方不宜、一體當分の出來榮のみに拘り、保方不宜候間、新規の場所は勿論、破損修覆等の節も、度々御普請役見廻り、相糺候様可被致候事、
一 彼地御拂米の儀、相場宜節々見合入札の上相拂候儀に候得共、猶又時節の見合損益勘辨可有之候事、
一 地下役受用銀引當貨渡候米代引取方相後れ、其年代銀不相濟有之候間、會所掛りの者無油斷取計候様、可被申聞事、

一 彼地御代官の儀、御料所取扱方別て不案内に候間、當時御勘定所の取扱方に准し、諸事無手拔様可被申教事、

一 近年所々御林の内新開有之、當時孰も年季内に候間、年限通開發致し候様心付可被申事、
一 上田新田水深未開發の分、可埋立割合も極置候間、心付可被申事、
一 所々御林并野路山の内、松杉植立差木等申付、其外實蒔苗木植付等も有之候間、追々植添手入等心付可被申事、
一 一村々不時異變等の節、手當のため助合穀取立貸附有之候間、不埒の取計無之様心付可被申事、
一 長崎浦上山里郷藏詰御年貢出目米石數の儀、前見合可被相糺事、
右は於長崎表、各勤方の内手近く心付候儀、荒増認之候、彼地の勤方右に限り候儀には無之、諸御用彼是入組候儀とも可書盡儀にも無之、畢竟各年々被差遣候儀は、奉行に合體致し、内容の相談にも加り可被添力き儀に候間、心附候儀は何ヶ度も申達候様可被致候、雖然私の趣意を不立、諸事熟和致し奉

行の存念にも叶候様、萬端可被致出精候、

辰正月

朱書

明和七年閏六月、松山惣十郎長崎御用被仰付、出立
前石谷備後守殿被成御渡候御書付、
當秋も先是迄の通、小出大助代り合として和泉守
に差添、長崎に被差遣候に付ては、勤方の儀先達て
爲見置候、最初の伺書并勤方趣意書の趣を以、自分
在勤の節の通相心得、第一唐紅毛商賣方に付、御國
の御不益無之様、且會所を始地下一體御取締の儀、
諸事奉行の助に相成候様心附、不依何事奉行より
對談有之儀は、得と承知の上、其方共兩人、其品々御
普請役一同評議をも致し、御益筋等惣て取締に可
成筋の儀は、心底を不殘心の及程申談候様可致候、
尤其方共心付候義も有之候は、其趣奉行の申達
差圖を請候様可致候、縦初の儀にても、一人として
存寄ヶ間敷儀申達間敷候、尤御勘定所の御威光を
かり、且自分御用掛り等の譯を以、心得違一存を相
立取計候様成義堅致間敷候、
一惣て御用向は、奉行よりの御用狀に申越事に候
得共、入組候譯も有之、其方共評議にも及候儀は勿

論、地下風聞等承知も致し可被置儀は、江戸掛りわ
申遣、又は直にも申越候様可致候、無益の儀は申越
に不及候、

一道中并在勤中奉行は勿論の義、右家來地下一統
に對し、かさつ成儀は無之様、召連候家來共々急度
申付、其方共常々申合、身分の行儀を相慎、地下の
者共恥敷存口にも相成候様可被心掛候、
右の趣、得其意御普請役ねも篤爲申聞、勵合出精可
被相勤候、

明和七年

寅閏六月以上、某留書、

明和元年長崎表爲取締、當分の内毎年御勘定方御
普請役兩人宛被差遣、一人宛は年々代り合可令相
勤旨仰出さる、
支配勘定金田富右衛門、御普請役上條幸十郎八月
十五日着、同廿八日、益田新助、内藤源八發足、
右者、明和二年交代、
支配勘定北角松之丞、御普請役樋口宇右衛門四月
十六日着、同廿五日、岸本彌三郎、佐久間甚八發
足、

支配勘定市野七十郎、御普請役今泉又三郎九月八
日着、同廿五日、金子富右衛門、上條幸十郎發足、

右者、明和三年交代、

支配勘定加藤左市、御普請役早川富三郎三月廿七
日着、四月十六日、北角松之丞、樋口宇右衛門發足、
支配勘定坂野喜右衛門、御普請役松村吉左衛門八
月廿七日着、九月廿二日、市野七十郎、今泉又三郎
發足、

右者、明和四年交代、

支配勘定松山惣十郎、御普請役保田定市四月二日
着、同十日加藤左市、早川富三郎發足、

支配勘定上羽與平次、御普請役柑本佐兵衛九月三
日着、同廿二日、坂野喜右衛門、村松吉左衛門發足、
右者、明和五年交代、

支配勘定水谷祖右衛門、御普請役和田清助三月廿
九日着、四月九日松山惣十郎、保田定市發足、以上、
長崎志、

安永二癸巳年八月廿二日、躑躅之間

右者、長崎表銅座御用、并豊前國、石見國、隱岐國廻

銀廿枚
別段五枚
支配勘定坂野喜右衛門

村御用相勤候に付被下之、柳營日記、
寛政二庚戌年三月廿八日

御勘定 松山惣右衛門

長崎表廻銅不進、并會所銀繰不宜節に付、爲取締暫
の間引越詰切被仰付候、依之、御勘定組頭格被仰付、
詰越中三百俵高に被成下、御役金百兩被下之、
右被仰付旨、於御祐筆部屋縁類、老中列座和泉守申
渡之、
同年五月十五日

金三枚
時服二羽織

御勘定 松山惣右衛門

支配勘定格平 田惠十郎

右者、長崎表に爲御用罷越候に付、御暇被下拜領物
被仰付旨、於御右筆部屋縁類、越中守申渡之、備前
守侍座、以上、寛政年録

寛政二年

御勘定組頭格松山惣右衛門 支配勘定平 田惠十郎

右、長崎表取締として、五ヶ年の間引越詰切被仰
付、家族を携へ八月二日到着、岩原屋敷に在留、寛
政七乙卯年二月十三日發足歸府有之、長崎志續編、
寛政三辛亥年四月廿二日

支配勘定 笹川運四郎

銀二十枚

別段同五枚

右、長崎表御用相勤交代の節、中國銀銅山見分御用も骨折相勤候に付被下旨、於躰濁之間越中守申渡之、備前守侍座、寛政年録

寛政九丁丑年

御勘定組頭

勝 與 八郎

御普請役 倉橋定之丞

藤井信五郎

右、石代相場御用として三月十三日到着、長崎村庄屋宅に止宿、同十五日發足有之、長崎志續編、

寛政十一己未年十二月十三日

金二枚

御勘定 松山惣右衛門

右、長崎表爲御用被遣候に付被下旨、松平伊豆守申渡之、堀田攝津守侍座、柳營日次記、

寛政十二庚申年

御勘定組頭

松山惣右衛門

御普請役 村田林右衛門

右、當地御奉行松平石見守死去後、爲御取締正月廿七日到着、岩原屋敷に在留、日々御役所に出勤、御代官高木作右衛門と共に權りに公事を取計ひ、尙又六月中天草郡牛深遠見番所、并海邊干潟の場

新開に可相成地所等見分として、會所調役高木清右衛門、同吟味役野口長右衛門召連罷越、無程歸着、九月五日發足歸府有之、長崎志續編、

文化十三丙子年十二月五日

金一枚

御勘定 橋爪頼助

於長崎表、骨折相勤候に付被下之、

銀七枚

同 人

久々長崎在勤格別出精骨折候に付被下之、右、於御祐筆部屋縁頼、下野守申渡之、駿河守侍座、文化年録、

寛政十戊午年

豊後日田御代官

羽倉權九郎

右、當年より來庚申年まで、九州筋浦々俵物取締御用として、六月廿五日到着、無程發足、此已後右御用に付、數度到着雖有之、一々不記之、尤勤役中爲御手當、長崎會所より年々銀四貫目宛受用之、

豊後日田御代官

羽倉權九郎

右、九州筋浦々俵物取締御用の儀、當六月にて年限の處、尙又來る戊午六月迄、拔荷筋の儀も取締方心

付可相勤旨被仰渡之、時々到着有之、尤勤役中爲御手當、俵物役所銀の内より年々銀四貫目宛受用之、

以上、長崎志續編○按ずるに、この事因に附す、俵物につき御書付等の事は、前の諸會所の條にあり、

正徳五乙未年、はしめて長崎御目付として石河三右衛門御使番命せられ、御條目を出さる、是より毎歲御目付在勤となれり、

正徳甲午年十一月廿一日、大目付仙石丹波守被遣

肥前長崎、自注、來春可罷越云々、御使番石河三右衛門長崎御目

付被命之、但自來春至秋限半年可在勤也、翌年正月

發足、爾來御使番一人宛、限半年交々被遣長崎、至

享保元丙申年此事停畢、萬年記○按ずるに、享保四年よりまた遣はさる、

正徳五乙未年正月十一日

長崎御目付可被相心得條々

一自今以後は、舊例のごとく長崎奉行二人にて、在勤の奉行一人に定められ、御目付一人半年宛の交替にて被差遣之候、然則御目付役儀の事はいふに及はず、奉行急病等の事も有之候時、御下知を待合せ候間は、長崎表の事御目付の沙汰たるへき事候間、今度被仰出候御沙汰の次第毎事に就て、其旨趣を可被相心得候事、

一立山奉行所の地をわかち、御目付役所を構候様に被仰出候事、

一長崎表並九州筋非常の事も出來り、注進可有之に至ては、奉行御目付連判たるへし、よのつねの書狀の式は、大坂御目付の例に准すへき事、

附、凡連判の次第は、當地座席の例に准すへき事、

一近國諸大名に可相觸書付等、奉行御目付連署たるへき事、

一西泊戸町御番所等巡見においては、奉行と申合せ可有同道事、

一近國諸大名長崎表見廻として、奉行御目付等役所に入來の時、奉行御目付相互に立合候て對面に及はるへし、諸大名奉行を招請し、奉行諸大名を招請の時も、御目付立合ひ候様に可被仕事、

附、凡奉行御目付座配の次第は、當地座席の例に准すへき事、

一奉行所において、唐人阿蘭陀人召出し候事有之時は、御目付立合ひ候様可被仕事、

一公事訴訟等はいふに及はず、すへて御仕置に相

か、り候事に就て、地下人等奉行所に召出し候時は、御目付立合ひ候様に可被仕事、
 一公儀御金長崎表にさし置候事有之においては、奉行御目付相封を用ひ、奉行御目付交替の時相改め置くへき事、
 附、もし急用に就て奉行御目付相談の上、御金を出し用ひ候事有之候は、歸府の時其事の子細を書付可被差上候、
 一地下役人共、奉行所に差出し御書付帳面等、御目付にも可差出事に候間、請取候て御役所に差置き、交替の御目付に可被相渡事、
 附、書付帳面の本書は御役所にさし置き、歸府の時其寫を以て可被差上事、
 一唐人荷改并諸商賣方の事に就て、奉行所より檢使差出し候時は、御目付よりも家來に申付、不時に見廻り候様に可被仕事、
 附、唐船入津歸帆の時、御目付よりも家人を差遣し、湊内見廻らせ候次第、本條の例に准すへき事、
 一奉行所並地下諸役人勤方等の次第毎事に就て、地下役人船番町使等に至る迄、時々召寄せ事の

子細を分明に相尋ね、各申す所に就て其事の體を見合候様に可被心得事、
 附、奉行所は八朔の禮物を始て、地下配分金諸入用の料落銀等の次第、其子細を相尋られ、事の違亂無之歟否の事、毎事に心を付らるへき事、
 一在役中御目付はいふに及はず、家中の者共に至るまで、長崎地下の者共に申付、唐物の諸品買取候事、一切に嚴禁あるへき事、
 附、家中の者共、長崎地下に於て飲食等の物、振廻れ候事等、一切に嚴禁あるへき事、
 一御目付歸府の時、其家中の者共地下の出入買掛等の事、奉行所より相改め候様に被申通、奉行歸府の時、其家中の出入買掛等の事に至ては、御目付より相改めらるへき事、
 一在役の中毎事に就て、見聞の及ひ候所、御役儀心得のためになるへき事等、交代の御目付へ委細に申談せらるへき事、
 一御目付在役中勤方の事はいふに及はず、家中の輩の事に至る迄、奉行中に相尋らるへき事に候間、其旨を存せらるへき事、

右條々宜可被相心得者也、

正徳五年正月十一日

| | |
|-----|-----|
| 山城守 | 紀伊守 |
| 大和守 | 豊後守 |
| 河内守 | 相摸守 |

長崎御目付中正徳新令、

岩原御目付屋敷

正徳五年新に岩原御屋敷被建之、御目付又御勘定方御役宅となる、

惣坪數八百六拾三坪

御本屋一棟 土藏一棟 東長屋一棟、一部屋、向
 長屋一棟、二部屋、川上長屋一棟、一部屋、厩長屋
 一棟、四部屋、長崎志、崎陽記録、

石河三右衛門直に長崎在勤、按するに、前文に正徳五年二月大目付仙石丹波守、御目付石川三右衛門等、唐阿蘭陀商賣御改正の上使さして來りし、直に御目付として在勤す、三右衛門は四屋敷に入り、同年二月より岩原屋敷に移りて、八月まで在勤のよし、長崎覺書に見ゆ、

大久保一郎右衛門八月十九日着、翌申閏二月七日發駕、

右者、正徳五年岩原御屋敷新に建、御目付在勤柴田七右衛門閏二月三日着、同八月廿八日發駕、

日下部作十郎八月廿五日着、翌西二月廿五日發駕、

右者、享保元年御目付岩原在勤、以上、長崎志、

享保元丙申年十一月七日、長崎御目付日下部作十郎代、來春は先被遣間敷候間、作十郎儀當春大久保

一郎右衛門歸府の時分、其許發足可有歸參旨申遣候、御日記、

享保元年八月より翌二月迄、日下部作十郎様長崎御在勤、御歸府已後相止、但一ヶ年御休、長崎覺書、

寛新太郎二月十六日着、同九月二日發駕、
妻木平四郎八月廿六日着、翌子三月二日發駕、

右者、享保四年御目付岩原在勤、
平岩七之助二月廿八日着、同八月廿七日發駕、

石野八太夫八月廿三日着、翌丑二月廿五日發駕、
右者、享保五年御目付岩原在勤、

宮崎七郎右衛門二月廿一日着、同八月五日發駕、代無之、

右者、享保六年御目付岩原在勤、
三宅大學十一月十八日着、翌辰二月廿九日發駕、御

徒目付中山平左衛門、
右者、享保八年御目付岩原在勤、

大森半七郎九月十六日着、翌亥九月十六日發駕、御徒目付早川庄次郎、
 右者、享保十五年御目付岩原在勤、
 菅沼新三郎十月十六日着、直に長崎在勤、
 右者、寛延三年爲御目付在勤の處、翌未二月御奉書到來、長崎御奉行蒙仰直に長崎在勤、御徒目付星野宇右衛門、右同日着、翌未四月廿九日發足、
 右者、同年御目付に相添在勤の處、菅沼氏御奉行被蒙仰に付、星野氏は江府御伺の上、翌年四月歸府有之、
 鶴殿十郎左衛門三月五日着、同九月廿一日發駕、御徒目付倉橋與四郎、
 右者、寶曆七年御目付岩原在勤、以上、長崎志、
 天明六丙午年
 御目付 末吉善左衛門 御徒目付 山本貞右衛門
 御小人目付 増田藤四郎 山崎彌一右衛門
 加瀬彦市
 右、御目付として六月十六日着、岩原屋敷に在留、同十一月朔日發駕有之、

寛政三辛亥年
 御目付 井上圖書 御徒目付 三宅權七郎
 御小人目付 増田藤四郎 西村鐵四郎
 右、御目付として六月廿日岩原屋敷に到着、同八月廿日發駕有之處、井上氏道中より病氣にて、於肥前國塚崎驛卒去、以上、長崎志續編、
 寛政三年三月十七日
 御目付 井上圖書
 右長崎御用被仰付候旨、於御祐筆部屋縁頼、若年寄中出座、備前守申渡之、
 同年四月十八日、御勝手より、御暇
 長崎表爲御用罷越候
 御目付 井上圖書
 金十枚 時服二羽織
 同年十月十三日越中守渡之、
 御目付に
 井上圖書事、御用先於旅中病死に付、銀十枚御手當被下候間、可被得其意候、尤被下銀は御納戸頭相談可被取計候、
 同日同人渡之、

通航一覽卷之百四十七

長崎港異國通商總括部十

大目付に
 遠國勤同在番先家内引越不相成、一人可相越分は妻子とも離別いたし、病中など介抱等もおのつから届兼可申儀に付、養生不叶死失候者は不便の事に付、取置候手當料にても可被下旨の御沙汰に候間、以來組付等の者共に至迄、病死の者有之は、其度不洩様に可申出候、
 右之趣、番頭并組支配等遠國御用差出候向々々寄寄可被達置候、
 十月寛政年録、

○通事役 唐方
 按ずるに、通事は往古唐朝より使節來朝のため、支藩寮に鴻臚館を設けて、譯士若干を置かれたるよし三代實錄に見ゆされども中古以來唐朝の航海稀にして、譯士の名絶たりしか、慶長寛永の際、華夷の商船平戸長崎等に輻湊す、よてまた大小の譯士を置、この國の方言を諳んし、規制を講し、法令を達し、國政を傳ふ、總て是を通事と稱す、先民傳に記す、また崎陽隨筆に、紅毛に通詞といひ、唐に通事といふ、これ紅毛人に會して言語文字をもに通せず、よて通詞の文字を用ひ、唐人に會しては言語通せされども筆談通辨す、ゆゑに通事の文字を用ふるよしあり、
 慶長九甲辰年、唐人馮六和語を曉れるを以て、はしめて唐通事を命せらる、後増減あり、大通事六人、萬治元戊戌年、小通事四人を命せらる、寛文十二年増人あり、寛文六丙午年内通事役百六十人命せらる、こはみな本邦の人にして、元祿八乙亥年、はしめて通事目付を置れ、同十二乙卯年風説役を命せらる、其後稽古通事また見習等をも仰付らる、次巻併せ見

通航一覽卷之百四十六終

慶長九甲辰年、馮六といふ唐人、按ずるに、渡來せし日本年月詳ならず、

詞を習ひ覺し故、始て唐通事役被仰付、これ明の萬曆崇禎に至て、自注、日本、正明朝と清朝の兵亂大に起て、人民甚た困厄に逼り、其難を遁れんため商賈を營む者而已にも限らず、數輩の唐人家資財物を携へ來て、長崎に居住を願ふ者多かりしと也、船數も漸々多く成り、九州薩摩阿久根、筑前博多、豊後府内、肥州にては五島、平戸、大村、長崎諸處に着岸すといへども、就中長崎港に着岸多く、諸用繁多なる故、慶長九年以來追々長崎にて唐通事役人出來、
長崎志、

慶長九年、馮六と云唐人日本詞を覺し故、始て通事役被仰付、其後馬田昌入被加二人となる、馮六跡役林長右衛門、寛永四丁卯年中山太郎兵衛、按するに、明人馬榮字なる、同七庚午年穎川官兵衛、按するに、陳被加四人と成、同十七庚辰年、林仁兵衛、按するに、林穎川藤右衛門、沖一なり、加へられ、六人となる、翌年二人死失し、大通事四人と成る、萬治元戊戌年彭城仁左衛門、按するに、柳屋次左衛門、陽總右衛門、寛永十二年唐年行事を命せられし、何仁右衛門、按するに、何四人、小歐陽雲蓋の子成へし、

通事に被仰付之、長崎紀事、

馮六華人、少來于崎、崎俗語相習、久之無所不通、先是、華商航東各隨其便、來販各港、而崎地尤爲盛矣、崎尹小笠原氏、自注、號始以馮六爲通事、傳國令、使華商互辨生理、一、寛永乙亥官新下令、華番通商但限崎港、而不許別港相接、若犯坐法、由是華舶入崎者日益駢闐、譯業累然日熾矣、慶寬之際、官舉馬田昌入中山太郎兵備譯士員、又有穎川官兵者、紹興人、本姓陳氏、始不知何名、慶長己亥十九歲來崎、寓居多年、遂成土著、官兵通達國體、寛永初官舉譯士、賜以今名、與馮六等同僚列爲四人、正保初馬場自注、名利に、通稱は三郎山崎、呼稱八、二尹、按するに、長崎、甫建大譯左衛門なり、小譯、大譯馮六等四人是也、小譯林仁兵、穎川藤左是也、承應中一大譯士死、官隨補銓、復以彭城仁左、柳屋治左、歐陽總右充小譯部、後接踵起家者殆十數人、不能盡載、因錄數名以傳後云、先民傳、
寛文六丙午年、唐内通事役百六十七人仰付らる、此内七人小頭に被仰付、三十人唐人屋敷諸番に被仰付、元祿六癸酉年、小頭三人相増十人と成、寛永五戊子年、故有て詰番三十人、平内通事不殘役儀被召

放、但小頭十人者元の通相立置る、長崎志、
元祿八乙亥年、初て通事目付二人被仰付、石崎友少、穎川藤左衛門、同十二己卯年初て風説役被仰付、林道榮、其後大小通事の子弟、其外由緒有之者、追々稽古通事被仰付之、長崎紀事、

寶永四丁亥年、唐人阿蘭陀内通事被召上、右被召上兩所内通詞は、爲御助成寶銀二百四拾目宛兩度に被仰付、長崎紀事、
享保元丙申年、於聖堂唐通事の子弟唐韻勤學の會始る、長崎實錄大成、
享保三戊戌年、從江府御内々御問合の儀有之由にて、長崎西川如見、蓋草拙、出府可仕旨被仰付、如見は當十一月出達し、草拙は翌亥正月出達す、一通り御尋の事有之、頓て兩人共に歸宅す、長崎志、○按するに、この頃通事なるへし、
寶曆十二壬午年

一唐通事會所、先年は大通事自宅に會合せし所、去る寶曆元年六月、今町人參座屋敷に相成候處、今年依願本興善町絲藏跡屋敷地に修造あり、七月九日引移、

但、表口十三間、入拾九間半、坪數二百五十三坪半、長崎實錄大成、

天明五乙巳年三月、唐大通事林梅郷、異國金銀持渡の道を開き、按するに、はじめて持渡りありしは、寶曆十三年なる事は、唐國總督の條にあり、追々御國益出來いたし候勤功を以、町年寄末席并會所改役被仰付、御扶持方拾人扶持、受用銀貳拾五貫目被下之、寛政五癸丑年四月十四日、東京通詞魏五左衛門、按するに、此祖は寛文十二年渡來せし東京出生の魏喜なり、當時本役勤向無之に依て、唐方諸役場へ出勤致し、見習ひ通辯等可心掛旨被命之、且爲手當年々銀百目宛賜之、以上、長崎志續編、

日本住居唐人 高壽覺 深見久太夫祖

按するに、白石紳書に、久太夫父を高贊潮といひて、唐國漳州府の人なり、薩州に來りて止まれり、父子ともに、唐人の姿にて薩摩に仕へし、その子十六歳の時に、松飾りをきりし事により、そのもの共の父皆々閉門す、よて面目なしとて薩摩國を遁れ出で、唐船に乗て唐へ赴きたるに、その船賊船にして、海中にて一年餘り危難にあひ、遂に賊首捕へられしとき、日本人なりといふ事にて免され、諸省を流浪し、山東に年久しくいたりし、十二年過てまた便船して長崎に歸り、和語を遣ひしにより亂問せられしは、有し事共言上に及ぶ、よつて奉行馬場三郎右衛門本所に送り遣はす、薩摩に歸りて名を一覽と改む、のち長崎通事無人たるにより、三郎右衛門薩摩より一覽をわかつて通事とす、本邦の姿に成て久太夫と改むよし載す、また長崎集に寛永六己丑年冬、深見元泰江府へ召れて新

右衛門改、二百石被下さあり、即ちその子孫なるべし。

一通事には多く唐土の人の後胤あり、それをきくに、その元祖明末の亂をさけて、我日本に來りし者の孫、此通事となりたる有、さる故に今苗字河間、河副、彭城等もろこしの地名を稱するあり、また吳、陽、周、薛、鄭、蔡、楊、江、陳、魏など一字姓を號するあり、いづれの通事の家にかありし、その先明の宰相を勤めし者の子孫あり、今その家に、かの宰相の服を持傳へたるものありと、その外様々の唐品を所持せる者有といふ、崎陽隨筆、

唐大通事四人 穎川藤左衛門漳州口 彭城仁左衛門福州口 柳屋次左衛門南京口 陽惣右衛門南京口 同小通事四人 林甚吉福州口 林道榮福州口 東海徳左衛門南京口 穎川藤右衛門漳州口 通事共口錢銀取候所は、唐船賣高百貫目に付て壹貫目充、唐人方より出之、小通事は大通事一人前を三人にて配分之、長崎覺書、

一銀拾貳貫目、御扶持方五人扶持 唐方定直組立合大通詞兼目付一人 〇一同七貫目、五人扶持 唐通詞目付一人 〇一同拾貳貫目宛、五人扶持

同大通詞三人 〇一同拾貫目、五人扶持 同一人 〇加役料 貳拾壹貫貳百目 年番料一人 拾貫目 直組方一人 〇一同七貫目宛、三人扶持宛 同小通事四人 〇一同五貫目、三人扶持 同一人 〇拾貫八百目 年番料一人 五百目 遣用方一人 七貫目 直組方一人 〇一同四貫目宛 同並四人 〇一同三貫五百目宛 同五人 〇一同三貫目宛 同末席七人 一同貳貫百目 同一人 一同壹貫五百目宛 同二人 一無給 同四人 一同三貫目宛 同稽古通事十九人 一同壹貫八百七拾目宛 同二人 一同壹貫八百四拾目宛 同三人 一同貳貫百目 同一人 一同壹貫九百目宛 の内より 壹貫五百目 年番付一人 壹貫三百目宛 同手付十四人 五百目 遣用付二人 壹貫三百目宛 同手傳七人 〇一同壹貫九百目宛 唐年行事二人 一同壹貫七百目拾分 同一人 〇一同壹貫八百四拾目宛 同内通事小頭三人 〇一同壹貫八百七拾目宛 同二人 〇加役料 壹貫貳百目宛 年番手傳二人 壹貫貳百目宛 直組方手

傳二人 一貫二百目 俵物直組方一人 七百目 一人 五百目 一人 右二人者、當時稽古通事より相勤申候 〇一同二百五拾宛 同見習末席六人 〇一同十五貫二十目 唐通事附筆者十人 内譯、一貫九百目、一人 一貫二百十、一人 一貫四百八十、一人 一貫五百目宛、三人 一貫四百七十、一人 加役料 三百九十目宛 直組方附二人 〇一同七百五十目 同會所家守一人 〇一同二十三貫二百八十目 同通事附小使并下働二十七人

内 一貫三百八十目、一人 九百五十、五人 八百目宛、七人 五百九十五、二人 五百五十五、一人 六百九十目、一人 四百七十五、七人 七百九十、拾五、一人 四百五十五、二人 〇一同二百八十目 同會所番一人 〇一同二百十、五人 唐年行司附小使二人 〇一同一貫三百六十目 同内通事附小使二人 内 八百二十五、一人 五百十五、一人 〇一同六百十五、唐船綱碇預り一人、長崎分限帳、

寛文十一辛亥年九月晦日、通事并通事稽古の者ども

誓詞を出す、此事前に所見なし、こは奉行牛込忠左衛門はしめてせしなる 長崎に到り、商賣方改正の意あるを、かく嚴重にせしなる 正徳五乙未年六月、御改革によりて、奉行大岡備前守通事中の法度書を出す、

寛文十一辛亥年九月晦日、唐通事共前書、起請文前書

一通事役被仰付候上は、御後閣儀仕間敷候、不依何事被仰付候儀、心の及所精入可申事、 附、御尋の儀何様の事成共、有躰に可申上候、若口通かね申儀候は、仲間致相談、唐人に申聞、其段有様に口通兼候通可申上候事、 一御爲を次に仕、異國人の最負荷擔仕間敷候、次異國人申上儀、如何様の事成共虚實に無構、縦御尋不被成共有體に可申上候事、 一御隱密の義他言仕間敷候、次以御威光、對諸人慮外仕間敷事、 一書物の儀書面の通、何様の儀成共有體可申上事、附、異國人方に不依何事相替儀御座候は、可申上事、船入津の刻唐人改の義少も油斷仕間敷候、就中吉利支丹宗門の儀、堅御法度の旨唐人に可申渡候、其上船中入念諸道具迄相改、不審成儀於有之は、早

早可申上候、毛頭依怙最負仕間敷事、
 一公儀御買物の外、誰人の買物にても、直段仕間敷事、附、爲商賣異國人方より買物仕間敷事、
 一相定候口錢の外、禮物取申間敷事、附、日本人より異國人に賣渡候諸色の内に加はり、商仕間敷事、右條々於相背申者、

寛文十一年亥九月晦日
 唐通事 穎川 藤左衛門 同 彭城 仁左衛門
 同 柳屋 次左衛門 同 陽 惣右衛門
 同 東海 徳右衛門 同 林 甚 吉
 同 林 道 榮 同 穎川 藤右衛門
 進上 御奉行 所様

起請文前書

一自然少之物成共、御買物被仰付候は、町之相場に買上可申候、少も押買仕間敷候、并御買物に事寄、自分に買物仕間敷事、
 一萬事爰許の御用被仰付候切々御出入仕に付、御用に事寄、諸事不届仕間敷事、
 一御與力衆、同心、御家來衆に、金銀道具は不及申、酒肴何にても音物仕間敷事、

一御内衆用所被申候儀、何事によらず隠密にて相叶申間敷事、
 一御内衆自然買物頼被申候節、町の相場に買候て可遣候、少も押買仕間敷事、
 右條々、自今以後於相背申者、
 寛文十一年亥九月晦日

唐通事 穎川 藤左衛門 同 彭城 仁左衛門
 同 柳屋 仁右衛門 同 陽 惣右衛門
 同 東海 徳右衛門 同 林 甚 吉
 同 林 道 榮 同 穎川 藤右衛門
 進上 河野 權右衛門 様
 唐通事 子供 前書

起請文前書

一私儀從御赦免の上、通事役稽古仕ために、唐船入津出船の改に乗申候上は、少も私曲の志をふくみ、諸事改の儀おろそかに仕間敷候事、
 一唐人の内に勿論船頭は不及申、客役者漕者下々に至迄、御法度の切支丹宗旨の者御座候は、見出開出次第に急度可申上候、其上言葉行作に不審成儀か、又は無心許儀有之候は、隠密に不仕急度可

申上候事、

一唐船荷役積出船の改に乗申候時、不依何事唐人の内御法度相背儀御座候は、無依怙最負急度可申上候、少も容捨仕間敷候、附、古はんにて書物の類勿論念を入改可申候、

一御赦免の上、通事稽古仕候上は、唐人日本人の賣買にくわゝり、商の儀は不及申、商賣の挨拶に至迄仕間敷候、勿論唐人方より禮物取申間敷候事、

附、私欲の儀仕間敷候事、
 一御赦免の上より、通事稽古之上は、諸事邪成志指はさみ申間敷事、

附、御公儀様以御威光唐人日本人に對し、不届案外の儀、仕間敷候事、

右條々於相背申者、

寛文十一年亥九月晦日 陽 三郎兵衛

進上 御奉行 所 様 長崎記、

正徳五乙未年六月唐通詞法度書、

條々

一從先年被仰出候御法度の趣、并今度被相定候條の趣、聊無違背相守可申候事、

一大小通事の儀は不及申、稽古通詞口稽古の者に至迄、都て通事は要用の役儀に候、尤大小通詞者、口も能し學才も雖有之者に候、猶又其心掛可爲專要候、縱ひ通辯能學才雖有之、其身不正しては其役儀不相應の事に候、此等の趣能々相心得、法度の條條堅相守り、嚴密に可相勤候事、

一小通詞は未年若き者も有之候條、猶又學問精出し、聊無懈怠相勵可申候事、

一風説役者、別て要用の役儀に候條、法度の條々堅相守嚴密に可相勤候、惣て近年以來の風説書少々異説雖有之、都ては相似たる事共にて、風説書の其詮無之に同敷事も有之候、向後は能々聞届、何事に因らす書出し可申候、聊以不可省略候、唐人入津の節、こなたより相尋候答迄にては、尤異聞不可有之候條、唐船幅濶の節は、平日の雜談をも心懸聞届、異聞於有之は、何ヶ度にも書付可差出候、尤雜談の事に候得は、虚實の差別あるへからず候事、

一通詞目付は、就中大切の役儀に候條、別て心を付風説書大小通詞稽古通詞に到る迄、唐人と通辯の分ち能々聞届、少にても疑敷儀於有之は有體に可

申出、若隠し置、後日に令露顯は、其科本人より重かるべき事、

一風説役通詞、目付大小通詞は不及申、稽古通詞并見習部屋附の者共に至るまで、御法度の趣相背族於有之は、見出し聞出し次第、何れの者共の中より成共、早速奉行所迄可相達候、隠し置後日に外より令露顯は、吟味の上其科本人同前候、且又親子兄弟親類縁者知音の好みたりといふ共、聊不可依怙最負候事、

一倭漢貿易の事に候得者、相互に其利潤勝劣無之様に取計ひ可申儀勿論に候、雖然華夷商船に載來る品々は、永代不易の重寶にあらず候、我國より相渡候所は、銅といへども萬世の眞貨候、然れば眞假の品物わかちある事可然に候、左れば眞物を以假物と交易し候半には、眞物を渡し遣候方にて、少しく利潤餘分有之様に可相心得事に候、此利を以於取計候は、可爲永式候事、

一唐人不法の義於有之は速に可申出、又客商我國の族に冤せらる、事於有之は、是又早速奉行所に可訴之、若打捨差置候歟、兪忽の仕方於有之は、後

日に相聞候共、年番の大小通詞、當番の通詞、稽古通詞共に至る迄、可爲越度候事、

一唐人より送り與へ候物有之候節、内々にて不可受用、早速奉行所に相達可任差圖候、於然は相定候品々の外たりといふとも、子細相糺し候上可差免之、隠し候て令受用は、後日に相知候共、急度可曲事候事、

一自今以後大小通詞の内、人數不足出來候節は、通辯もよく學才も有之候者の内を以、吟味の上可申付候、然りといへども、其人柄於不宜は、尤不及吟味候、縦通詞家筋の者たりといふとも、其業未練に於ては、是又不可及吟味、只今宜者の儀は、其子共に至ても親の勤に隨ひ、事可然可申付儀には候得共、畢竟其身未練にては大小通詞には難成事に候條、此等の趣常々相心得、稽古可爲專要候事、

一各其身持儉約を用、聊過分の儀不可有候、奢侈を好み、其費に因て日用の不足を難儀し候上は、不計私曲も出來るべき事に候條、常々儉約を用候の儀、可爲專要候事、

右の條々堅可相守者也、

正徳五年六月

大備 前長崎書付

通航一覽卷之百四十八

長崎港異國通商總括部十一

○通事役

唐方年行事并目録、阿蘭陀方并諸國

寛永十二乙亥年、長崎住居の唐商六人年行事を命ぜらる、寛文十一辛亥年九月晦日誓詞を出す、前巻併せ見

寛永十二乙亥年、長崎住居の唐人歐陽雲臺、何三官、江七官、張三官、何八官、陳奕山六人、唐年行事被仰付、御朱印下し賜はり、在津の唐人、國禁を犯し、或は諍論等の節、是非を可裁斷旨にて、御朱印は年輪番に預り置の處、萬一火災等或は不意に紛失せしむる事難計とて、件の御朱印御役所に返上せし由なり、其後勤役方自然と相劣り、大小稽古通詞の下座に付事となれり、但、此事分明に相知れかたし、長崎實録大成、

寛文十一辛亥年九月晦日、唐人年行事共前書、

起請文前書

一入津の唐人改の儀、少も無依怙最負穿鑿仕可申事、

通航一覽卷之百四十七終

一着津の唐人の内、南蠻人に被頼、若日本に致渡海者有之は、心の及所入念承出可申上候事、

一異國住宅の日本人、并南蠻人唐人の形をまなひ、唐船乗渡もの於有之は、見のかし聞のかし申間敷候、承候通早速可申上事、

一吉利支丹宗門の道具、船中迄念を入相改可申上事、

一日本人唐人商賣の儀、親子兄弟知音、又は中惡敷ものたりといふとも、使等依怙仕間敷事、

一公儀御買物の外、誰人の買物にても直段仕間敷事、

一唐人申上儀不依何事、御尋の時有様可申上候、少も偽申間敷事、

右條々於相背者、

寛文十一年亥九月晦日

唐人年行事林

一 官 同 陸 一 官
同 薛 六 官 同 吳 一 官

進上 御奉行 所様長崎記、

正保元甲申年、在津の唐人林友官罪ありて死刑に決せしか、邪宗の事訴へしにより、御僉議ありて、その罪

を免され、邪宗の目明を命せられ、月俸を賜ふ、

正保元甲申年、長崎在津の唐人林友官、異名小歌八兵衛といふ者、此もの日本の刀脇指を唐國に渡す

へき密事露顯し、入牢被仰付、既に御仕置可被仰付の處、彼者切支丹訴人に可出由に付、助命被差置

處、林友官追付跡船より邪宗門の者可渡來旨訴之、然る處、同年八月廣東出の唐船一艘入津す、彼船委

細に被相改處、阿媽港の事書し物を搜出す、船中の唐人稠しく拷問有之所、黃五官、楊六官、其外邪宗

門の者四人有之由白狀す、此旨江府言上有之處、井上筑後守按するに、宗門改なり、家老岡島左馬允當表に被差越、

仍て御奉行山崎氏按するに、權八郎、立會にて、稠しく被遂御穿鑿の所、この五官六官非義を悔み、爲御忠節訴出

るは、跡船より又々黃順娘、周辰官といふ邪宗門のもの可渡來の旨、然る處、同十一月廣東出の唐船一

艘入津す、則訴人の者を見せられ、稠しく被遂御穿鑿の處、黃順娘、周辰官、其外三人、都合五人邪宗門

の者なる由白狀す、則船中の者入牢被仰付、追々江府言上有し處、同十二月林友官外に唐人二人、共に三人、通事頼川藤左衛門相添被差越の處、於江府猶

末次 平藏殿

表書の通可被相渡候、斷は本文有之候、以上、

十二月廿五日

末次 平藏殿

河 權右衛門印

六人扶持遣之

唐人年行事四人

林 一 官

薛 六 官

吳 一 官

陸 一 官

周 辰 官

目明し唐人

唐通事共取候口錢銀内より壹貫目充配分也、此

外唐人より禮銀取、長崎覺書、

寛文十一年辛亥年九月晦日、長崎住居の唐人一紙の誓

詞を出す、明年亦永住を願ふもの四人あり、

寛文十一年辛亥年九月晦日、住宅唐人共前書、

起請文前書

一着津の唐人の内、南蠻人に被頼、日本に致渡海者

於有之者、心の及所入念承出不移時刻可申上事、

一異國住宅の日本人、并南蠻人唐人の形をまなひ、

唐船に乗渡者於有之は、急度可申上候、見のかし聞

のかし申間敷事、

一南蠻人唐船を仕立荷物積渡儀可有之候、入念承

また御僉議有之處、長崎にて白狀の通訴之、この唐人

人とも、阿媽港に數年在住し邪宗門を授り、去る寛

永十七年、長崎にて蠻船を燒捨てられ、其節十三人

助命して被追返事等、委しく物語す、猶又此以後邪

宗門の者渡來の事も可有之とて、三人の者は命を

助けられ、宗門改の目明に被仰付、御扶持方被下、長

崎に歸らしめ、古川町に有之御關所屋鋪を給る、右

邪宗門の者九人、内二人は獄中にて病死す、七人は

穴釣被仰付、二艘の唐人共皆追返さる、

但、右の目明唐人共、貞享の頃迄は存命にて、入

津の唐船に乗り船中相改る、段々病死、以後目明

斷絶す、長崎覺書、

寛文十庚戌年十二月廿五日、目あかし唐人扶持方

手形裏書、

請取申御扶持方米事 京橋也

一米十六石六斗五升者 右是は、戊正月朔日より同十二月晦日迄日數三百

五十五日、一日に五合宛、六人扶持の積にて御座候、右の御扶持方米、儘請取申所如件、 寛文十年十二月廿五日 周 辰 官 印

出早速可申上事、

右條々、自今以後於相背申者、

寛文十一年亥九月晦日

住宅唐人何三官

同王三官

同愈八官

同薛八官

同陳九官

同李八官

同楊一官

同王二官

同蔡二官

同江七官

同鄧二官同目あかし周辰官

住宅唐人陳入徳

進上御奉行所様

寛文十二庚子年、唐人日本へ住居願付、御免長崎住居、

本興善町林一官 新興善町陸一官 本古川町周辰官

西濱町 江七官 本大工町陳九官 同町 楊一官

磨屋町 蔡二官

右の者共、當地へ久しく居馴染、此節長崎住人に成、

魏九官 同清左衛門 同清兵衛 同喜

右の者住宅被仰付、俸兩人延寶七未年御赦免の上、

日本人の形に相成、長崎事始細見録、

寛永十二年、魏九官之琰、其子高、同貴、僕喜四人渡

海し、依願長崎住宅御免日本人の形に成、鉅鹿清左衛門、同清兵衛、僕魏五左衛門となる、長崎實錄大成に、魏高、同貴、僕喜三人は、東京出生の者たるにより、東京通事を勤めし、喜子孫魏五左衛門、寛政五年にいたり唐通事見習を命ぜらる、

一住宅唐人崎住宅なり、長崎通事見習を命ぜらる、天、貳拾八人、内

僧壹人、俗三人死、僧拾參人殘る、自注、此分は唐寺の俗拾壹人左の通り、

林一官、福州の人、唐年行司、本古川町に亥年迄、按ず、天和三年な五十六、年住、周辰官、泉州の人、目明し、元

來邪宗門者也、依て目明と成、本古川町に亥年迄三十九年住、此年に死す、楊一官、浙江の人、磨屋町

に戌年迄、按ず、天和二年住、五十二年住、此年死す、江

七官、泉州の人、西濱町に亥年迄五十壹年住す、陳

九官、福州人、本大工町に亥年迄五十二年住す、蔡

二官、漳州の人、西上町に戌年迄六十壹年住、此年

死す、陸一官、信州の人、興善町、按ずるに、年數

右之人數古來住、

魏九官、福州の人、子魏高、傍注、清

弟魏貴、傍注、清兵衛、魏喜

林楚玉 林仁兵衛祖○劉一水 彭城仁左衛門祖

○劉焜臺 彭城久兵衛祖、按ずるに、滿漢紀聞に彭城は二

○陳九官 穎川官兵衛祖○何毓楚 何仁右衛門祖

○俞惟和 河間八平次祖○魏之琰 鉅鹿清兵衛祖

○樊玉環 高尾兵左衛門祖○馬榮宇 中山太左衛

門祖○徐敬雲 東海徳左衛門祖○陸一官 陸市藏

祖○王心渠 王喜左衛門祖○陳奕山 矢島專助祖

○蘆君玉 蘆草拙祖○何海菴 何吉郎右衛門祖○

張三峰 清川榮左衛門祖○周辰官 周權左衛門祖

按ずるに、周辰官は正保元年渡來邪宗門たりし、○薛性田

轉ひたるにより宗門改、目明を命ぜらるなり、○薛性田

薛市左衛門祖○鄭崇明 吉島惣次郎祖○楊一官

楊藤平祖○吳宗園 吳平左衛門祖○陳九官 陳彌

吉祖○鄭次官 鄭長左衛門祖○薛八官 薛久三郎

祖○江七官 江甚兵衛祖○陳一官 穎川八郎太祖

○蔡三官 蔡長次郎祖○曾二官 井手武兵衛祖○

吳泰官 吳兵藏祖○黃二官 黃安右衛門祖、長崎

紀事、

略して陽さいふとあり、また白石紳書に、六官は本朝の語によて、

通して、小歌三味線なども能覺えし、諸世に學びえたりしと、今

井元昌語り

右三人は、東京出生なり、亥年迄十二年住す、此四

人寛文十二子年訴訟仕、酒屋町に住宅被仰付、俸

兩人は、延寶七未年御赦免の上、日本人の形に改む、

長崎覺書、

日本留住の唐人、まへかたはあまたありけるか、追

追病死有之、殘る人數、

林一官 陸一官 周の辰官 江七官 陳の九官

楊一官 蔡二官

右七人は、右來より住宅、

魏九官 同子清左衛門自注、今民大家といふ、○按ずる

か、傍訓す、よて、こゝに同清兵衛 家來按ずるに、諸記

大家に記せしにや、多喜按ずるに、諸記喜に作る、

右四人は、寛文十二子のごし御願ひ申上、日本に住

宅御赦免ありて、子息二人延寶七未のごし日本人

の姿となる、長崎虫眼鏡○按ずるに、長崎紀事、長崎志等に、長

崎住居の唐人子孫の名を擧ぐ、纒に散見する所の

小傳を注して

林公琰 林道榮祖、按ずるに、滿漢紀聞に道榮二木氏の

者、福州蒲田林氏なりとあり、

陳沖一 穎川藤左衛門祖、

歐陽雲臺 陽惣右衛門、祖脱按ずるに、寛永十二年行事

また六官ともいふ、長崎居住の唐人にて、漆器に彫ものをなし、雲

長崎志

寛永十八辛巳年、阿蘭陀人平戸より長崎に移りし時、附來る通詞五人あり、其後通詞並一人加はる、寛文十庚戌年、内通詞百六人を置れ、内十六人を小頭とせらる、寛永四年廢元祿八乙亥年、通詞目付を置く、正徳五乙未年六月、奉行大岡備前守より、通詞勤方の規定を達す、寛政八丙辰年二月、小通詞助已下のもの、小通詞なら、奉行役所において家業直試の事始る、同九丁巳年九月廿三日、元通詞三人に蠻學指南を命せられ、月俸を賜ふ、自餘東京、暹羅、呂宋通詞等あり、其事實詳ならざれば條末に附載す、

寛永十八辛巳年、從平戸長崎の付來通詞五人、高砂長吉郎 肝付四郎左衛門 石島庄介 秀島藤右衛門 名村八左衛門 長崎御用書物、長崎集但し長崎集には、長吉郎を長五郎に

寛永二十癸未年、奥州南部浦に阿蘭陀船漂着す、頓て江戸へ被召寄、平戸より通詞志筑孫兵衛を被召呼候て、通辯御吟味の處、漂着無紛に付御赦免、歸國被仰付、孫兵衛は通辯行届候に付、爲御褒美三百俵十人扶持被下、江戸にて數年相勤、然處、長崎へ歸り通詞並に被仰付度旨奉願に付、御扶持御取上、長

崎へ被遣、通詞並に被仰付候、長崎集、長崎志、○按ずる阿蘭陀の部、漂着并雜船被扱方の條にあり、併せ見らる、且孫兵衛の通詞並を命せられし年代詳ならず、一昔年は内通詞とて、極て無之口を存候者は、おらんだ商賣の節銘々働を以、おらんだ人共に附添、賣物買物の口錢を取渡世を送候、就夫、於出島毎年附候儀先後を爭不作法に有之、依之、寛文十戌年河野權右衛門支配の節、おらんだ口存たる者百六人、方々より訴訟を致すに付、おらんだ内通詞と名つけ相究、此内より十二人撰出し小頭と定、出島乙名通詞差圖を以、おらんだ人に附、右の内入替の事も通詞乙名伺之極る、寛文十二年市法商賣に成、内通詞口錢難取付て、奉行牛込忠左衛門に訴の處、五ヶ所貨物利銀の内より六十貫目宛拜領す、貞享二丑年市法破、右六十貫目の銀無之、内通詞渡世に離るゝにより、おらんだ賣物に花銀と云ものを懸けるゝ内證にて取之、則花銀の中より六十貫目宛拜領す、一おらんだ通詞用、又は和物の吟味爲目付、元祿八亥年、奉行宮城越前守、近藤備中守、丹羽遠江守時に、本木良意、西助次郎通詞目付申付る、長崎御用書物、古集記、長崎雜話、

長崎志

一寛文十戌年十二月、阿蘭陀方百六人のもの願上内通詞被仰付、翌亥年正月、右百六人の内より銘々入札を以、小頭十二人に相極む、尤乙名通詞方より

差圖也、自注、品川庄兵衛、横山平右衛門、林田清左衛門、馬場伊左衛門、左衛門、鹽屋五左衛門、岩瀬徳兵衛、清水彌一右衛門、草葉又右衛門、渡邊權太郎、横山三四、那、船部牛三郎、馬場崎作右衛門、

一翌十一亥年正月、右百六人の内にて圖を取、上分中分の内通詞相究之、同年夏右上上分中分の内より人柄を撰み、十二人組頭を極、是は小頭中了簡なり、同十二子年八月、牛込忠左衛門様御代、八朔御禮奉願候處、御赦免の上御禮相勤、

一天和元酉年、右の仲ヶ間御銀六十貫目拜領被件付、長崎覺書、
寛文十一年九月晦日、阿蘭陀通事共前書一通、

起請文前書

一私共儀、阿蘭陀通事役被仰付難有奉存候上は、彌無油斷阿蘭陀詞稽古可仕候、若言葉不通儀候は、仲間として致吟味、常々精入可申事、
一異國人に被仰付儀、其外何にても御尋の事有之候は、無偽有體に可申開候、勿論異國人申上候儀、是又正路に可申上候事、

一御隱密の旨被仰渡候儀、何事に不依、他言仕間敷候、并以御威光對諸人慮外仕間敷候事、

一阿蘭陀文字、南蠻文字書面の通、何様の儀にても無繕有體に和解可申上候事、

一吉利支丹宗門の儀、堅御法度の旨可申渡候、若相背候者於御座候者、見出開出次第無隠可申上候、并船中の改、心の及所油斷仕間敷候事、

一日本人と異國人の商賣物の直段、其外諸事使等毛頭依怙最負仕間敷候事、

附、相定候外禮物取申間敷事、
一日日本人より異國人に賣渡候諸色に加商仕間敷候、并阿蘭陀人方より商賣に買物仕間敷候事、

附、こんばにやの賣物、漕者役者の賣物の内は、入賣せ申間敷候事、

右條々、於相背者、

寛文十一年亥九月晦日
おらんだ
通事
中山作左衛門 同 中島清左衛門
名村八左衛門 同 猶村新右衛門
立石左兵衛 同 富永市郎兵衛
本木庄太夫 同 加福吉左衛門

進上御奉行所様

起請文前書

一御用被仰付、切々御出入仕候付、御奉行所を引懸、諸事不届仕間敷事、
 一少之物成共、自然御買物被仰付候は、町の相場に買上可申候、少も押買仕間敷候、次御買物に事寄自分の買物仕間敷事、
 一御與方同心御内衆に、金銀衣類諸道具等は不及申、酒肴何にても一切音物仕間敷、次々借物一圓仕間敷事、
 附、何事に不寄、用所頼被申候共用ひ申間敷候、若以御下知調遣候は、町の相場の通可仕候事、右條々、於相背者、

寛文十一年亥九月晦日

- 中山作左衛門 同 中島清左衛門
- 名村八左衛門 同 猶村新右衛門
- 立石太兵衛 同 富永市郎兵衛
- 本木庄太夫 同 加福吉左衛門

進上 河野權右衛門様長崎記

正徳五乙未年六月、阿蘭陀方通事法度書

條々

一從先年被仰出候御法度の趣、堅相守可申候、且又今度被仰出の趣、來年加比丹入津以後事極り候の上、聊無違背相守可申候、尤今年に去年迄の格の商賣に候といへども、商賣の事においては其年の格たるべく候、雖然常の大意は今度被仰出候趣を以、可相心得候事、

附、來年事極り候上の儀は、追て可申付候事、一大小通詞は不及申、口稽古の者に至る迄、都て通詞は要用の役儀に候、就中大小通詞は通辯能致し、或は阿蘭陀文字讀書し候等の儀共專用の事に候、且又其身持不正しては、其役儀不相應の儀に候、向後御法度の條々堅相守、嚴密に可相務候事、

但、大小通詞中は不及申、稽古通詞部屋附の者に至る迄、御法度の趣相背輩於有之は、早速奉行所迄可相達候、隠し置後日に外より令露顯は、其科本人可爲同前候、且亦親子兄弟從類縁者知音の好みたりといふとも、依估最負仕間敷事、

一通詞目付は就中大切の役儀に候條、別て心を付大小通詞稽古通詞の者共、阿蘭陀人と通辯のわか

ち能々聞届、少にても疑敷儀於有之有體に可申出、差隠し置後日に於令露顯は、其科本人より重かるべき事、

附、縦ひ親子兄弟從類縁者知音の好みたりといふとも、聊不可有依估最負候事、

一邪宗門の事、近年以來替りたる風説も不相聞候、凡西南蠻國中は、今以邪宗門流布の事に候得は、其風説も可有之事に候、自今以後阿蘭陀人平日の雜談にも、右の説相聞候は、早速可申出候、惣して邪宗門の儀は、如前條の御法度の趣堅相守可申候事、

一阿蘭陀人入津の節、風説書の儀年々相似たる事共にて異聞無之候、尤左様なるべき儀になく候條、能々承届書付可差出候、惣て此等の儀阿蘭陀人と相尋候返答迄にては不可有異説候條、平日の雜談にも聞及候儀有之は、書付可指出候事、

一阿蘭陀人商賣方の儀、御定の通堅相守、餘分の金銀不持渡様に兼て可相心得候、若餘分の金銀持渡候段相聞候は、年月を経候共、其儀に懸り候通詞共、急度可爲曲事候儀、常々心を付少も疑敷條有之

においては、早速可申出候事、

附、御定の趣に付て先年より條々の法度申付置候といへども、尙又難相届事於有之は、銘々の存寄可申出候事、

一阿蘭陀人より送り與へ候物有之候節、内々にて不可受用、早速奉行所相達可任差圖候、於然は相定候品々の外たりといふとも、子細相糺し候上可差免候、隠し候て令受用は後日に相知候共、急度可爲曲事候事、

一通事の事は不及申候得共、口の通辯專要の事に候の條、平日の稽古不可有油斷、阿蘭陀文字の讀書共、仕習候様に可相心得候事、

附、口の通辯能、阿蘭陀文字の讀書等も精出し、相勵て鍛鍊の者於有之は、其年齢に無差別可有褒美候事、

一自今以後大小通詞の内、人数不足出來候節は、阿蘭陀口能通し、文字の讀事をも相心得候者共の内を以、吟味の上可申付之候、雖然、其人柄不宜ににおいては、尤吟味に及ふへからず候、縦ひ通詞家筋の者たりといふとも、其業未練においては是又不可

及吟味、只今宜者の儀は其子供に至りても、親の務に隨事可然可申付儀には候得共、其身畢竟未練にては、大小通詞には難成事に候條、此等の趣常々相心得、稽古可爲專要候事、

一各其身持儉約を用、聊過分の儀不可有之候、奢侈を好み、其費によりて、日用の不足を難儀し候の上は、不計私曲も出来るへき事に候條、常々儉約を用候儀、可爲專要事、

右條々、急度可相守者也、

正徳五年六月

大備 前長崎書付、

享保五庚子年、出島方稽古通事中、筆者中、小使中共に、寶銀五百目宛已前除被仰付、丑寅三年其後被召上、

同十四酉年六月廿二日

一内通詞小頭稻部藤治兵衛、松村又兵衛、鹽屋五左衛門出島に毎日出入被仰付、以上、長崎書、

寛政八丙辰年二月、唐紅毛小通詞助より以下の輩、於御役所家業直試の儀あり、詩作唐話或は小説等を讀しめ、蠻書蠻語等の和解各其所業に従て課せらる、自是年々二月、六月、十月三度宛直試可有之

旨被命之、同九丁巳年九月廿三日、元紅毛通詞吉雄幸作、檜林重兵衛、西吉兵衛蠻學功者にて、御用蠻書の和解等相勤め、尙又年少の通詞共へ蠻學指南可致旨被命之、爲手當三人扶持宛賜之、以上、長崎志續編、

寛文十一辛亥年改高、町中惣人數書の内、

阿蘭陀通詞八

人

右者、阿蘭陀口錢銀の内にて、大通詞は九貫目宛、小通詞三四貫目程割付取之、長崎開書、

一銀七貫目、五人扶持 阿蘭陀通詞目付一人〇一

同十一貫目宛、五人扶持宛 同大通詞四人〇加役

料二十四貫七百目 年寄一人 三貫五百八十目

江戸行一人〇一銀五貫三百目宛、三人扶持宛 阿

蘭陀小通詞三人〇一同三貫五百目 同助一人〇十

二貫九百目 年寄一人 三貫二百八十目 江戸行

并船役一人 三貫五百目 直組方并船役一人〇一

同三貫五百目宛 同並四人〇一同十二貫七百四十

目 同末席五人 内譯 三貫目、一人 二貫百

七十目宛、二人 二貫七百目宛、二人〇一銀二十貫

九百目 同稽古通詞二十二人 内 三貫目宛、

表書の通可被相渡候、斷は東文有之候、以上、

戊十二月廿二日

河權右衛門印

右異國通事は夏冬兩度に請取之、

異國通事前書

起請文前書

一被爲仰付候事、異國人に有躰に可申聞候、同異國

人申上候通毛頭無僞可申上事、

一吉利支丹宗門の道具、入念可相改候事、

附、書物の儀は書面の通可申上事、

一以御威光諸人に慮外仕間敷候事、

右條々、於相背者、

しやむろ通事

ろすん通事

森田長助印

末永五郎助印

東京通事

東京通事

東京久藏印

進上 御奉行 所 様長崎記、

寛政七乙卯年、東京通詞魏五左衛門、暹羅通詞森田

治太夫兩人に、通辯の書を編輯し、非常の節の爲御

役所へ可納旨被命に付、各譯詞書を謄寫して奉之、

仍て筆紙料として五左衛門に銀一枚、治太夫に金

九人 二貫七百目宛、二人 二貫七百七十目宛、七人

無給 四人〇一同十五貫三百九十目 同内通詞小

頭七人 内 二貫七百十目、一人 二貫目宛、二

人 二貫七百七十目宛、口口(四人カ)〇一同九百二十八

目 同見習四人 一人二百三十二目宛〇一銀十八

貫九百六十目 同附筆者内通詞附筆者十六人 内

一貫九百目、一人 一貫五百目宛、七人 七百二

十目、一人 七百七十目、稽古附一人 七百四十目、

小頭付一人

裏書 請取申御扶持方米事

合八石一斗者 但京枡

右者、戊七月朔日より同十二月晦日迄の御扶持方、

日數百七十八日、異國通事三人、一人前に二石六斗

七升五合、但、一日に五合宛三人御扶持方の積、請

取申處如件、

寛文十年戊十二月

しやむろ通事

ろすん通事

森田長助印

末永五郎助印

東京通事

東京通事

東京久藏印

末次平藏殿

二百疋賜之、長崎志續編、
一銀一貫百目、三人扶持 暹羅通事一人〇一同二百
百六十目、三人扶持 東京通詞一人〇一同二百目
モウル通詞一人、長崎分限帳、

通航一覽卷之百四十八終

長崎唐船入津之節、奉行所より役人并五ヶ所より
一人つ、唐船に乘移り、積來り候荷物、切支丹宗門
之諸色、御制禁之品々相改申候、京監拔書、
一唐船荷物役之義、以前は曾て相改事なく、御物に
可成品を持渡るを爲吟味、町年寄共方より一人差
出す、町使のもの一人、通事并筆者系割符のもの共
方より一人差出し荷物役任成、寛永十三年榑原、馬
場支配之節、按ずるに、榑原飛騨守
馬場三郎左衛門なり、彌邪宗門改嚴敷成、初
て檢使さし出す、從是荷役改といふ事有之、崎陽記録、
寛文七丁未年六月
與力并荷役檢使之面々に被仰渡覺、
一荷役之刻、早々人足之數宿町乙名按ずるに、古集
船宿計之支配無心元候ゆゑ、順番に當る町を宿町と
記に寛文五年
付、その宿に附候町を附町と申事にしよる見ゆ、尋之可相
極事、
附、兼々定置之通、唐人隱荷物有之候は、過料
爲出候段船頭可申開事、
一唐人衣類之内、新敷物之分不殘可取上之候、其外
身にまごひ穢候物之分者、貴人之衣類にも不相成
候間、一端之内ニツ三ツに切候て、持主へ爲取之可
申事、

通航一覽卷之百四十九

長崎港異國通商總括部十二

○商法 入津改

按ずるに、唐船の此津に來商せしは、慶長五年の秋、阿蘭陀
國も同年和泉國堺に來りて通商を願ひ、後御免ありて同十三年よ
り平戸に入津せしは、寛永十八年より此津に移さる、自餘南蠻諸國、
安南國、東埔萊國、暹羅國、諸厄利亞國、魯西亞國、亞墨利加諸國の
船も、慶長の前後此津に渡來して通商を願ひ、或は一旦御免ありて
また中絶し、或は御免なくして、自後の渡來を禁せられしものあ
り、これらの願末は、各國の部に詳なり、たゞ唐阿蘭陀兩國のみ、其
通商の運轉たるゆゑに、この條以下は、すへてこの兩國入津通商
の事實を詳に輯録す、但し、各條兩國同事にして、同卷に收めかた
きは冊を分ち、小目に國名を記して覽るに便ならしむ、故に其國名
を記さざるものは、みな兩
國包括の事とす、
寛永十三丙子年より唐船入津ことに、檢使をして積
荷物及び禁物、其外船中仔細に點檢せしむ、阿蘭陀船
入船には、荷役人別改め等の外、開船の事の初
年今所見なし、優に處
置せしめらる、安永四年三月十七日蘭人御暇の時、拔荷密賣の事
により御叱りを蒙り、以來入津船中及び乗組のもの
のこゝ改めらるべき事を、カヒタンに嚴重の御沙
汰あり、事は阿蘭陀國の部、御答筋の條に出す、
寛永十三丙子年、唐船荷役に御檢使御乘船被成、御
改之儀始る、長崎覺書、

附、細か成切帶にも不成物は、新敷候共船中にて
可爲取之候、雖然、金入其外卷物之類は、少々切
たりといふことも可取上之事、
一唐人衣類之外は、致持用候物之内取上候分、銘々
唐人名書付、御停止物吟味之刻、通事共致持參差出
候様可申渡事、
一砂糖唐人給料に少宛所持之分、四五斤程之位に
候者、則船にて可爲取之候、四五斤より多分はその
宿町に相渡、音物願之刻、右之砂糖之内を以可被下
之候、其外何にても給料或は藥物之分、商賣仕候程
之物に無之候は、是また船にて可爲取之事、
一如何様之用事有之といふとも、其船荷改役人之
外、一切船に不可爲乗事、
以上
六月
同八戊申年、唐船入津より長崎在留中覺、
一唐船入津之節は波戸場より注進之、於然は夜中
に不限、早速爲船番步行者一人、同心一人番船に乗
せ遣し候、若いまた唐船不入來時は、かう崎邊迄も
出向候、自然風惡敷唐船於漂候は、船番之ものも扣

有之而様子見合、唐船入來候時同事に差添唐船碇
を入候得共、則其所に番船も懸り候て、船改相濟候
迄はいつまでも番船相勤候事、

一唐船碇を入候て以後者、町使も別番船に一人宛
乘同前に相勤之、但唐船二艘迄は町使船は一艘、三
艘より五艘まで町使船二艘、六艘より上は三艘に
て相勤之、用事有之節は、歩行同心差圖仕候事、

一風強候て番船乗出候事難相成節は、波戸場之腰
懸所に有之而番船相勤候、其内風しつまり候得者、
番船に取乗、本船相添、番船相勤候事、

一唐船碇を入候て以後、通事共遣之、様子相尋、別
條も無之候得者、宿町附町申付之候、但夜中之時は
夜明候て通事遣之事、

一唐船荷物等改之節は、與力二人、歩行者一人、同
心一人、町使の者一人、通事二人遣之候、宿町附町
の乙名組頭も罷出候、於船中唐人に讀聞候法度書
は、通事かたより持出候事、

一入津唐船改之次第、先船中において法度書讀聞
之、一人宛に踏繪いたさせ、人數等改仕、且其上にて
持渡候荷物、再諸道具等まで相改候分、段々に宿町

附町請取之、但、石火矢は其儘船中に差置之、玉藥
武具與力封印にて出船にて宿町附町預置之、此内
玉藥は伊奈佐に遺置候、右之通相濟候以後、船中船
底まで改之、其上にて帆又は碇までも引揚之、船ま
はり水下之分は繩をひかせ改候、但、船中不殘改濟
候以後、宿町附町乙名組頭手形差出候事、

一たごへ異國住宅之日本人たりといふとも、異國
より差越候書狀并送荷物等までも奉行所にて改
之、年行事方よりその主々を相渡之、年行事手前に
手形取置候事、

一唐船荷物商賣の時分、せり買仕間敷旨、町年寄共
より相觸候事、

吉利支丹宗門御制法之札寫

是に唐船荷役之節、通事取方より持参り、物書役之唐人に讀
せ候て、船中の者ごもにきかせ候、

奉上令旨、爲禁革進南蠻廟之事、即天主教、切見南蠻
人二心不軌、流毒四方、專行偽教、煽惑良民、深爲可
恨、罪不容誅也、今見唐船往來本國、貿易各宜恪遵
御法度、毋得違禁、今將禁欺條例開具于後、
一絲來進南蠻廟之人、本國原有舊禁、近今更加森嚴

稍有隨足、斬爰靡遺、

一不許裝載南蠻和尚并進南蠻廟之人、即天主教、或
中有夾帶貨物違禁等件者、通船人貨俱各勤滅、決不
輕恕、但在唐山、雖同謀到日本、即來出首者、更加重
賞、亦免其罪、

一密通日本進南蠻廟之人、或書信貨物、或進廟家故
等、件通船人私寄托而來之事、或船主客、或水梢知情
者、速令出首王上、重賞雖本身或同伴、出首者亦免其
罪、諒其情賞之、

一南蠻人即天主教、或學唐人言語、衣唐人服、混入唐
人中、附船渡海而來、大明開駕、不及檢點、裝載而來、
或于洋中覺察、或抵長岐知情令投首、如此者通船盡
行勤滅、

一南蠻人即天主教、在唐山謀合唐人、私賄財物、裝載
南蠻惡黨而來、速令出首、如此者即免其罪、更加倍
賞、倘隱匿不首、他人出首者、通船同罪、惡黨一併施
行、

已上律條至重大、如有違犯、盡行勤滅、此係日本法
度、嚴如軍令、毫無漏網、不比唐山官府尙可曲情假
貸、倘私解脫、爾唐人等慎勿犯之、各々宜謹守、特

示、

右諭知悉、

右御制法之札之趣、唐通事共和解、
一奉承上意、切支丹宗旨之事を禁止す、則天主教之
事なり、惣而見るに南人蠻心たて直にあらず、害を
四方に流し、專偽教を行ひ、人民を令迷候こと、ふか
く可惡之上、其料誅するに不足なり、今見るに、唐船
本國に往來し、致賣買之間、唐人面々よろしく御法
度に隨ひ、禁止の旨不可違犯、令禁止ケ條を以、此
跡にしるし候、

一由來切支丹宗旨之族、本國に元より御制禁雖有
之條、近頃は彌稠敷被仰付之候間、少も於其志
者、不遁斬科可行、

一南蠻伴天連并切支丹宗旨之輩を乗せ渡間敷候、
則天主教之事なり、或船中に南蠻人之荷物、其外御
法度等之物まで於乘渡は、一船の荷物どもに皆
皆可爲滅却、決定輕ゆるかせたるましく候、但大明
にて謀惡之同類たりといふとも、日本に到て即時
於申出者、重く御褒美を被下、亦其科を可有御赦
免、